

第二 学 制 沿 革

第一章 私立哲学館

第一節 開館

五四 哲学館開設旨趣〔明治二〇年六月〕

○哲学館開設ノ旨趣

世運ノ開明ニ進躋スル所以ノモノ固ヨリ内外百般ノ事情ニ因ルト云フト雖トモ主トシテ智力ノ發達ニ因ル智力ノ發達スル所以ノモノ教育ノ方法ニ因ルト云フト雖トモ主トシテ學問ノ種類ニ因ル今若シ子弟ヲ教育スルニ下等ノ學問ヲ以テスレハ下等ノ智力ヲ發達シ高等ノ學問ヲ以テスレハ高等ノ智力ヲ發達スヘキハ理ノ固ヨリ然ル所ナリ而シテ諸種ノ學問中最モ其高等ニ位スルモノハ乃チ是レ哲學ニシテ能ク之ヲ研修スルニ非ンハ以テ高等ノ智力ヲ發達シ高等ノ開明ニ進向スル能ハス此レ亦当然ノ理ナリ

トス哲學ノ必要タル於是乎知ルヘキナリ夫レ哲學ハ百般事物ニ就テ其原理ヲ探リ其原則ヲ定ムルノ學問ニシテ上ハ政治法律ヨリ下ハ以テ百科ノ理工芸ニ迄ヒ皆其原理原則ヲ斯學ニ資取セサルハナシ即チ哲學ハ學問世界ノ中央政府ニシテ万學ヲ統轄スルノ學ト稱スルモ決シテ過褒ノ言ニアラサルナリ然ルニ当今哲學ヲ專修スルヲ得ルハ獨リ帝國大學ニ限り世間復タ之ヲ教ユルノ學校アルヲ聞カス近歲訳述ノ書漸ク世ニ出ツルト雖モ之ニ拠リテ原文ノ真意ヲ了解センコト亦頗ル難シ故ヲ以テ晩學ニシテ速成ヲ求ムル者貧困ニシテ資力ニ乏キ者洋語ニ通セスシテ原書ヲ解セサル者等ニ至リテハ未タ曾テ此高尚ナル哲學ノ一斑ヲ窺ヒ知ル能ハスシテ將ニ空ク其智力ヲ自暴自棄セントス是レ實ニ昭代ノ一大闕点ニシテ真正學事ニ志アル者ノ深ク慨スル所ナリ余是ニ於テ頃日專門ノ諸學士ト謀リ哲學專修ノ一館ヲ創立シ之ヲ哲學館ト稱シ以テ世ノ大學ノ課程ヲ經過スルノ余資ナキ者並ニ原書ニ通スルノ優暇ナキ者ノ為メニ哲學速歩ノ楷梯ヲ設ケ一年乃至三

年ニシテ論理学、心理学、倫理学、審美学、社会学、宗
 教学、教育学、政理及法理学、純正哲学、東洋諸学及ヒ
 是等ト直接ノ関係ヲ有スル諸科ヲ研修スルノ捷径便路ヲ
 開カントス願フニ其異日ニ企望スル所以ノ者果シテ能ク
 成功ニ至ラハ社会ニ益シ国家ヲ利シ亦安ソ其世運開進
 ノ一大補助トナラザルヲ知ランヤ茲ニ本館開設ノ旨趣ヲ
 陳ヘ以テ学修者ノ陸続トシテ至ルヲ俟ツト云フ

明治廿年六月

設立者 井上円了

『教学論集』第四五編（明治二〇年九月五日）

五五 私立哲学館設置願（明治二〇年七月二二日）

私立学校設置願

一 設置ノ目的 本校ハ哲学諸科ヲ教授シ専ラ速成ヲ旨

トス

一 名称 哲学館ト称ス

一 位置 本郷区竜岡町三十一番地

一 学科学期課程及教科用図書器械 学科学期課程ハ甲
 号別紙 教科用図書ハ更ニ之ヲ用キズ 器械ハ当分
 用キス

教授法ノ要旨 全科ヲ普通高等ノ二科ニ分チ普通科
 ハ哲学諸科ノ大意ヲ教授シ高等下級ハ哲学ニ必要ノ

一 関係ヲ有スル諸科ヲ教授シ高等上級ハ哲学諸科ノ一
 層高尚ニ涉ルモノヲ教授シ教授ハスヘテ邦語講義ヲ
 以テシ生徒ヲシテ容易ク了解セシムルヲ要ス

一 試業規則

一 試業ハ每学期ノ終リニ於テ施行シ各学年ノ終リニ至
 リテ等級ヲ上下シ評点ハ一百ヲ以テ定点トシ一課目
 平均六十点以上ノ者ハ昇級セシム

一 起業終業時間 午后一時起業午后五時終業

但時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ

一 休業日 日曜日 大祭日 祝日 春期休業從四月一日
至四月七日

夏期休業從七月十六日
至九月十五日 冬期休業從十二月廿六日
至翌年一月七日

一 入学退学規則

一 毎学年ノ始メヲ以テ入学ノ期トナスト雖モ臨時之ヲ
 許スコトアルベシ

一 入学者ハ許可ヲ得入学証書ヲ差出スヘシ

一 退学者ハ其旨申出ヘシ

一 寄宿舎規則 当分設置セス

一 生徒心得

一 生徒ハ規則ヲ遵守シ教師ノ命ニ從フハ勿論脩学上達
 ヲ旨トシ専ラ品行方正ニシテ且ツ互ニ親和誠実ナル
 ベシ

一 生徒罰則

怠惰不品行ニシテ屢々規則ニ違背シ一般生徒ニ妨害アリト認ムル者ハ校内ニ揭示シ抑留若シクハ退学ヲ命スベシ

一 入学生徒学力

高等小学科卒業ノ者若シクハ之レト相等ノ学力ヲ有スル者

一 入学生徒年齢

別ニ年齢ノ定限ヲ設ケスト雖モ大抵男子滿十六歳以上ノ者

一 生徒定員 五十名

一 学校長教員職務心得

館主ハ一切校務ヲ綜理ス

教員ハ学校長ノ命ニ從ヒ専ラ懇切ヲ以テ生徒ヲ教授スルヲ旨トス

一 教員々数 四名 但當分二名トシ備入ノ節ハ出願可仕候

一 学校長及教員品行学力履歴

館主兼教員履歴

新潟県三嶋郡浦村六十四番地

平民 井上円了

安政六年二月生
当二十八年六月

学事ニ関スル事項

一 明治二年ヨリ同六年マテ旧長岡藩士木村鈍叟ニ從ツテ漢学専修

一 明治七年ヨリ同九年マテ長岡中学校ニテ英学専修

一 明治十一年ヨリ同十八年迄東京大学ニ入りテ哲学科専修

職務ニ関スル事項

一 明治九年ヨリ十年マテ長岡中学校教員トナル

一 明治十八年ヨリ十九年マテ東京大学研究生トナリ傍ヲ同人社及ヒ成立学舎教員トナル

賞罰ニ関スル事項

無之

教員履歴

愛知県名古屋区南鍛冶屋町五丁目百番地

士族 徳永滿之

文久三年七月生
当二十四年一ヶ月

学事ニ関スル事項

一 明治七年愛知県外国語学校ニ入り英語ヲ学ヒ同十年

該校廃止ニ際シ之ヲ止ム

一 明治十年五月愛知県医学校ニ入り独乙語ヲ学ブ凡六

ヶ月

一 明治十一年一月京都東派本願寺育英校ニ入り仏学英

語漢学等ヲ学ブ

一 明治十五年二月東京大学予備門第二級ニ入り同十六

年七月該校ヲ卒業ス

一 明治十六年東京大学文学部ニ入り哲学ヲ研習シ同二

十年七月帝國大学文科大学哲学科ヲ卒業ス

一 明治二十年七月大学院学生トナリ宗教哲学ヲ研究ス

職務ニ関スル事項

無之

賞罰ニ関スル事項

無之

一 学校設立者履歴

前井上円了ニツキ略ス

一 敷地建物図面 乙号別紙ノ通り

一 授業料

毎月壹円

一 経費収入支出

一ヶ年収入總計金七百拾円

内訳

金六百元

授業料

金五拾円

束脩

金六拾円

校費

一ヶ年支出總計金七百拾円

内訳

金六百元

校長教員俸給

但校長兼教員月給二十五円
教員月給二十五円

金八拾円

校舎費

金三拾円

雜費

右之通り設置仕度候間御認可被成下度此段奉願候也

東京府本郷区弓町壹丁目拾壹番地寄留

明治廿年七月廿二日

設立者 井上円了印

東京府知事 高崎五六殿

前件願出候ニ付奥印候也

東京府本郷区長

北沢正誠印

甲号別紙

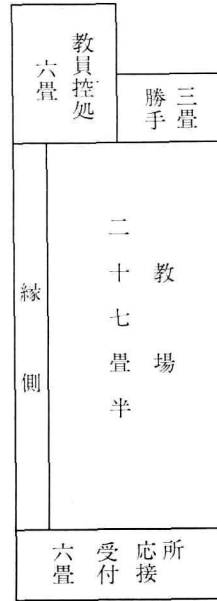
学科学期課程表

計通	科 学 哲						科学 期学							
	時 四 十 二						時	教每各						
四 二 時 十							間	授週科						
同 上	純教倫社心論 正育理会理理 哲学学学学学学						数六 百ヶ月 四十日授	一 期						
上同	上 同						上同	第 一 年						
同 上	同 同 同 同 同 同 上 上 上 上 上 上						同 上	二 期						
上同	上 同						上同	第 二 年						
同 上	希臘 哲学史	東洋 哲学史	經濟 哲学	歷史 哲学	言語 哲学	人 類 学	生 物 学	植 物 学 大 意	地 球 学 大 意	天 文 学 大 意	化 學 及 大 意	物 理 学 及 大 意	同 上	一 期
上同	上 同						上同	第 二 年						
同 上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二 期	
上同	上 同						上同	第 三 年						
同 上	設 題 論 文	宗 教 哲 学	法 政 理 学 及 学	倫 理 学 及 学	審 美 学	心 理 学	近 世 哲 学 史	東 洋 哲 学 史	論 理 学	同	同	一 期		
上同	上 同						上同	第 三 年						
同 上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二 期	

〔次頁につづく〕

乙号別紙 敷地ナシ

建物之図面 借用平屋 間口三間 奥行八間半 此坪数二十四坪也



『明治二十年 普通第二種 願何届録 学務課』

東京都公文書館所蔵

五六 私立哲学館開館届〔明治二〇年九月一六日〕

御 届

弊館儀九月十六日開校仕候間此段御届申上候也

本郷区竜岡町三十一番地

私立哲学館々主

井上円了印

明治二十年九月十六日

東京府知事 高崎五六殿

前件届出候ニ付奥印候也

東京府本郷区長 北沢正誠印

『明治二十年 普通第二種 願何届録 学務課』

東京都公文書館所蔵

五七 私立哲学館仮開館式

（明治二〇年九月一六日）

○哲学館 湯島切通し上の隣祥院内に設置せし哲学館は一昨十六日仮開館式を執行したり午後二時頃来賓及び生徒一同は式場に着席するや館主井上円了氏は該館設立の旨趣を詳かに演し終て此設立を賛成して多少の寄附金を贈与ありたる諸氏に對し懇ろなる謝辞を述べたり引続き棚橋一郎辰巳小次郎外山正一の三氏順次壇上に登りて哲学の学者社会に欠べからざる大意を述べたり就中外山氏の演説中に近く哲学の文学社会に現はれしを奇妙なることにも思へるにや哲学は不急の学問杯と種々意見を異にする輩もありて現に哲学コナシとか謂へる出版すらありと聞つるが此コナシ先生がコナスべしとの思想を惹起したるは業に已に已れ哲学中の範圍内に居るを知らざるものなり然らば現に哲学を打コナスべき鉄槌は早くも哲学の思想を以て鍛鍊したる鉄槌なるべしとの一言あり最後に加藤弘之氏は今より哲学の門に入るべき衆生徒に對し尤も価ありと覺ふる簡単な演辞ありたり式畢りて堂の書院に於て招待の人々へ茶菓を供せり当日の来賓は多く

大学の学士と各宗の学僧等にてありき

『東京日日新聞』第四七六一号

(明治二〇年九月一八日)

五八 哲学館開館旨趣 (明治二〇年九月一六日)

開館旨趣

文学士 井上円了

左ニ掲クルモノハ館主カ哲学館開場式ノ演説筆記ナリ
今講義録発兌ニ際シテ其筆記ノ儘ヲ掲載シテ開館ノ旨趣トナス

今日貴顕紳士ノ来臨ヲ辱フ致シ哲学館開設ノ式ヲ行フニ至リシハ私共ニ於テ此上ナイ仕合ノコトト存シマス就テハ諸君ノ御来臨ノ辱キヲ謝シ併セテ開館ノ祝意ヲ表スルマデニ本館開設ノ旨趣ヲ摘シテ御話シ致シマス倍テ本館ヲ設立致シタル旨趣ハ第一ニ晩学ニシテ速成ヲ求ムル者、第二ニ貧困ニシテ大学ニ入ルコト能ハザル者、第三ニ原書ニ通セズシテ洋語ヲ解セザル者ニ哲学諸科ヲ教授スル為メデアリマス尚ホ其旨趣ヲ委シク申スニハ先ツ哲学ヲ研究スルノ今日ニ必要ナルコトニ就テ申サネバナリマセヌ抑哲学テフ学問ハ昔カラ日本ニモ全クナイデハナケレドモ哲学ト云フ名ハ近頃始メテ聞及ンダ名デアアルユエ哲学ト聞ケバ何カ一種異リタル学問ノ様ニ思テ遂ニ世

間デソレカ為メニ誤リタル思想ヲ哲学ノ上ニ与ヘルコトガアリマス其誤ツタ考ヘヲ申セバ第一ニ哲学ハ有害ノ學問ト評スルコト第二ニ哲学ハ無用ノモノナリト評スルコトデアリマス其無用ノモノト申スハ哲学ハ全ク害カアルト云フ程デハナイガ有益デナイト云フ考ヘデアリマス先ツ此第一ノ哲学ハ害ガアルト云フ所以ハ哲学者中ニハ往々粗暴ニ涉リ或ハ過劇ニ亘ル論ヲナス者ガアツテ其影響カ社会ニ及ボシテ或ハ社会ヲ害スルコトガアル、ソレ故ニ哲学ガ盛ンニナレバ其余リ盛ンニナツタカ為メニ社会ノ安寧ニ妨ケニナルコトカ起ルカモ知レヌ即チ虚無党社会党ナドガ歐羅巴ニ起リタルハ哲学ノ盛ナル影響ト考ヘルカラデアリマス然レトモ此点ハ格別弁解致サストモ哲学ガ果シテ社会ニ害カアルカナイカハ御分リニナリマセウ先ツ第一ニ是レハ哲学ハ如何ナル者カ分ラヌ故ニソウ云フ考ヘヲ起シタモノト考ヘラル、併シ哲学モ広イモノデアリマスカラ随分哲学者中ニハ一、二ノ粗暴過激ノ論ヲ起シタモノガナイデハアリマセンガソレハ哲学世界ノ一部分ナレバソレヲ以テ哲学全体ノ性質ト見ルコトハ出来マセン且ツ又其様ナ過激ノ論者アリテ社会ノ安寧ニ妨ケニナル論ヲ為スハ今日ノ如ク哲学ノ充分發達シタル時デナクシテ寧ロ以前ノ哲学ノ發達ノ十分ナラザル時デアリマス故ニ今日ニナリテハ哲学ガ余程進歩シテ却テ其

様ナ論ハ哲学中ニ用フベキモノデナイト云フコトヲ証明スル方デアリマス即チソウ云フ論ハ昔ノ哲学ニシテ今日ノ哲学ニアラスト申シテモ宜イ其上ニ此ノ如キ論ハ希レニ起ルコトアルモ千百人中一二人ノ割合ニシテ取り除キノ例ト見テモ宜シイ第二ノ哲学ハ無用ナリト云フ論意ヲ述フルニ是レハ哲学ハ今日ノ急務ニ応スル力ガナイ実用ニ適セヌ議論デアルト云フ説デアリマス私ガ思フニ此論ハ哲学ノ一般ヲ見テ論シタ丈ケノコトデアラウカト考ヘマス如何ナル学問デモ実用ニ近い部分ト遠イ部分カイクラカアルニ違イナイ別シテ哲学ハ範圍モ広イカラ固ヨリ実用ニ遠イ処モアル其実用ニ遠イ例ヲ挙げテ見レハ或ハ實際ニ遠イ或ハ益ガ尠イト云フコトガ云ヘルカモ知りマセンガ実益ニ遠イト云フコトハ世ノ中ニ用ガナイト云フコトトハ少シク違イマス仮令ヘバ哲学上デ神ハアルトカナイトカ靈魂ハアルトカナイトカ未来ハアルトカナイトカ論ズルノハ今日實際上国家ノ文明ヲ進メ社会ノ独立ヲ助クルノ実益ハナイ様デアリマスガ之レヲ応用シテ宗教ノ上ニ用レバ社会ト關係ヲ有スルニ相違ナイ即チ実用ニ遠イダケデ全ク用ガナイ訳デハナイ併シ愛ニ申シテ置カナケレハナラヌコトハ学問ト術トハ性質ノ違フタモノデ哲学ハ学問中ノ学問トモ申スベキモノナレバ術ノ様ニ自分躬ラ事ヲ取テスル方デハナイ、ソレ故ニ直接ニ實際ニ

関スルコトハアリマスマイ併シナガラ其理ヲ応用シテ實際上ニ当儀メレバ随分實際ノ利益モアリマス即チ道德宗教ハ皆ナ哲学ヲ實際ニ当儀メタ上デ起ツタモノト見テ宜シイ今譬ヲ挙げテ哲学ハ学問中ノ学問デアアルカラ直チニ実用ニ関スルモノデナイト云フコトヲ説イテ申シマセウニ哲学ハ大工ノ尺度ノ如クトデモ申シマセウカ大工ノ木ヲ削ルハ尺度デハ削リマセン、ケレトモ尺度ハ無用ニシテ益ガナイカト云フニ決シテ無用デハナイ成程木ヲ削リ物ヲ取り扱フニハ格別尺度デナクテモ取扱フコトガ出来ルカ知りマセンガ仕事ガ込ミ入テクレバ尺度カ必要トルニ違ヒナイ、哲学ハ實際ニ在テ直チニ世間ヲ支配スルモノデモナク機械ヲ拵ヘルモノデモナイガ世間人事ノ尺度トナルハ哲学ニ違イナイ故ニ直接ニ事ニ当ランデモ無用ト云フコトハ出来マセン更ニ一ツノ事實ヲ挙げテ哲学ノ必用ヲ申セハ例ヘハ日本ノ歴史ニ明ルイ人カアツテ歴史ヲ編纂シ様ト思フニ歴史ヲ編纂スルニハ文明史トカ歴史ヲ哲学カ必要ニ違イナイ其外日本ノ歴史ヲ編ムニモ色々ノ事實ヲ集メテ治乱興廢ノ原因ヲ研究スルニハ論理学ノ規則ヲ知ラネハナラヌ論理学ノ規則ヲ知ラスニ猥リニ歴史ヲ編纂シテモ決シテ順序体裁ノ整フタモノカ出来ル筈ハナイ歴史ハ申ス迄モナク人間社会ノ事柄ヲ集メルモノデアリマスカラ社会学モ必要デアリマス、ソレカラ歴史

ヲ楷梯トシテ修身学ヲ修ムルニハ倫理学モ必要ニ違イナイ又教育ノ助けニスルニハ教育ノ一部分モ知ラナケレバナリマセヌ又人情ヲ觀察シタリ人智ニ適合スル様ニ歴史ヲ編ムニハ心理学ノ性質モ知ラナケレハナリマセン、シテ見レハ歴史ヲ編ムニハ哲学諸科ノ大体ヲ知ルコトカ必要デアリマス是レカ我哲学館ノ規則中ニ普通高等ノ二科ヲ分テ普通ノ部ニハ論理学心理学社会学倫理学等ノ諸科ヲ設ケテ所以デアリマス之レダケハ誰レデモ苟モ学問ニ志アルモノハ心得テ居ルベキ必要ノモノト思テ設ケマシタ巳⁽⁶⁾ニ医者カ診察スルニモ人ノ性質ヲ知ルコトカ必要デアリマス代言人カ代言スルニモ固ヨリ論理ヲ知ラナケレバナリマセン故ニ専ラ哲学ヲ講スル者テナクトモ苟モ社会ニ立テ一事ヲスルニハ哲学ノ諸科ハ一応心得テ居ルヘキモノデアルト思ヒマス、ソレ故ニ哲学ノ活用ハ至テ広イ、医者ニナリ裁判官ニナリ政治家ニナリ教育家ニナルニモ多少哲学ノ研究ヲ要スル訳デアリマス是レカラ推シテ考フレハ人間ハ誰レデモ彼レテモ哲学ヲ研究シナケレバナラヌト云テ宜シイ、ソレナラバ哲学ハ百姓カ鐵鍊ヲ執ルニモ必要カト云フニソレハ先ツ一步讓テ人民悉ク哲学カ必要ト云フ訳テハナイカ苟モ学問ニ従事スル者ハ幾分カ哲学ヲ学バナケレバナリマセン假令バ宗教ヲ講スル者テモ道德ヲ講スル者テモ言語ヲ調べル者テモ風俗ヲ調

べル者テモ幾分カ哲学ガ必要ニ違イナイ併シ哲学ヲ研究スル者ト云テモ哲学者ニナルト云フコトハナイ、ソルナニ日本人カ皆ナ哲学者ニナツテモ仕方カナイ、哲学者ニナルト哲学ヲ学ブトハ同ジモノテハナイ哲学専門ヲ以テ任スルモノハ千万人中一二ノ人デ宜シイ其一二ノ人ハ他ノ千万ノモノニ哲学ノ指南致サネハナリマセヌ是レカ所謂哲学館設立ノ旨趣デアリマス今学問ニ従事スル者ハ沢山アルケレトモ専ラ哲学ヲ学ブノ猶予ヲ以テ居ル者ハ誠ニ少イ加之哲学ヲ研究スル場所モ誠ニ少イ哲学ノ専門家ニナルニハ大学ヨリ外ニナイ然シナガラ哲学計リヲ専門ニスルノミテナク、イクラカ教育家ヤ宗教家ナトノ中ニハ其学問ノ助けニシヨウト思フ者ガ随分多イ、ソレユヘ苟モ学問ヲスルモノニハ哲学カ必要ト私カ申シタ、イヨイヨ哲学ガ学問ニ必要ノモノナレバ何カ傍ラ哲学ヲ研究スル捷徑ガナケネハナリマセン其捷徑ヲ与フル為メニ哲学館ヲ起シマシタ之レハ大学ノ様二十年モ掛ラストモ僅カ二年カ三年テ研究スルコトカ出来マス併シ中ニハ三年ヤル猶予ノナイ人ガアリマシヤウカラ高等ト普通ノ二ツニ分テ普通ナレバ一年デ哲学ノ大意カ分リマス其奥ヲ知リタイト思フ者ハ尚ホ二年ヲ費ヤセバ宜イ縦ヒ普通ト高等ヲ併セテ修業シテモ都合三年ノコトナレハソレカラ外ノ学問ヲ専門ニシテヤツテモ差支ヘナイ此外ニ哲学

館ノ設立カ随分今日ノ学問上ニ益ヲ与フルデアロウト云フ目的カアリマスカラ其一、二ヲ申シマシヤウ第一ニハ我国ノ学者ト云テモ西洋学ヲ理解スル人ハ実ニ尠イ或ハ英学ヲ学フモノカアリテモ其初歩ヲ研究スルタケテ深く学問ヲスル者ハナイ、ソレ故ニ西洋学ノ価値ヲ知ルコトカ出来ナイ然ルニ哲学ハ実ニ諸学ヲ総合統括スル学問テ都テノ学問ニ關係ヲ有シテ居リマスカラ西洋諸学ノ關係ヲ知り其価値ヲ知ルニハ哲学ヲ修メルカ一番宜イ、外ノ学問ハ統括スルノテナイカラ諸学ノ關係価値ヲ知ルニハ難イ故ニ西洋ノ諸学ヲ我国ノモノニ知ラセル捷徑ハ哲学デアリマス第二ニハ東洋学問ノ短所ヲ補フノ便益デアリマス東洋ノ学問ハ随分哲学ト名付クベキモノモアリマスケレドモ其短所タルヤ空想ニ安シテ空ニ想像シテ満足スル方カ多イ且ツ学者カ皆古ヲ想像シテ猥リニ尊信スル風アリテ学問ニ進歩ヲ与フルコトガデキヌ此欠点ヲ補フニハ西洋ノ哲学ヲ用ヒナケレハナリマセン西洋ノ哲学ハ理学ノ実験ヲ基礎ト致シマスカラ其論モ余程確實テアリ且ツ古代ヲ信仰セサルユヘ新キ説ガ続々起リマス故ニ日本ノ学問ノ短所ヲ補フニハ西洋ノ哲学ヲ研究スルカ宜シイト思ヒマス第三ニハ東洋ノ学問ノ弊ヲ救フノ益カアリマス東洋ノ学問ハ憶断テ自分カラ極メテ掛ル学カ多クシテ事實ニ就テ知ルコトハ誠ニ稀レテアリマス論理学上ニ

テ云ヘハ歸納ノ方カ少ク續^(續)續ノ方ガ多イ此弊風ヲ直スニハ西洋ノ哲学ヲ藉ラナケレハナリマセン今一ツノ益ハ学者ノ氣風ヲ高クシテ学問ヲ公平ニ見ルコトデアリマス東洋ハ学問ノ区域カ狭ク關係モ少ナキユヘ学者カ皆偏屈トカ固陋トカニナツテ他ノ学問ヲ公平ノ眼ヲ以テ見ルコトカ出来ナイ此弊ヲ救フニモ西洋哲学ヲ知ラナケレバナリマセン西洋哲学ハ広ク諸学ノ上ニ批評ヲ下スモノデアリマスカラ之レヲ学ベハ東洋ノ弊風ヲ直スニ宜イ第五ノ益ハ東洋ノ從來ノ学問ヲ利用スルコトデアリマス東洋ノ学問中ニモ西洋ノ学問ニオトラサルモノモアリマスカ何分ニモ東洋從來ノ学者ハ活眼ニ乏シカツタリ或ハ実験ニ乏シカツタリシテ活用力出来ナイ、東洋ノ学問ヲ研究シテ此中テ之レタケハ悪イ之レタケハ宜イト云フコトヲ選リ分ケテ世界中ニ其学風ヲ起スニハ哲学館ノ如キモノアリテ西洋哲学ト東洋哲学ヲ兼修スルコトカ必要テアリマス以上哲学ノ必要及ヒ有益ノコトハ大略申述ヘマシタ併シ之ヲ研究スル場所ハ先キニモ申ス通り大学ノ外ニハナイ大学ハ純然タル哲学専門家ノ学ブ所テ他ノ学問ノ助トナス処デハナイ又哲学専門ノ志アルモノモ資金ト年月カナケレバ大学ノ専門科ニ就クコトガナリマセン又哲学書ノ翻訳モアリマスカ翻訳書ノミデ哲学ヲ知ルハ甚ダ難イ、ソレ故ニ哲学館ヲ設ケテ日本語テ哲学ノ説明ヲスルハ速

成ヲ求ムル人及ヒ他ノ學問ノ助ケニスル人ニハ必要テア
 ロウト思ヒマス今ヨリ将来ヲトシテ見レハ必ラス此哲学
 館ニ在テ研究シタル者カ夥ク世ニ出ルニ至ラハ從來ノ學
 風ヲ一變スルノ力アルモノト考ヘマス是レハ先刻申シマ
 シタ通り東洋從來ノ學問ハ長所カアリテモ西洋ノ學風ニ
 較ブレハ短所カ多イ且ツ東洋ノ學風ニハ弊カアリテモ弊
 ノ弊タルヲ知ル者カ少ク之ヲ改良スルコトカナイ故ニ若
 シ西洋哲学ニ就テ西洋ノ學風ヲ知り且ツ西洋ノ學問ハド
 ウ云フ価値ガアルカヲ知レバ大ニ東洋ノ學者ノ氣風ヲ變
 ジ學風モ一變スルコトガ出来ヤウト思ヒマス今日ニアリ
 テハ哲学館ハ甚タ微々タルモノテアリマスケレトモ後來
 日本ノ文明ヲ振起シ社会ノ開明ヲ進メテ行クニハ其中ニ
 加ハツテ此哲学館モ幾分カ力アルモノニナラウト思ヒマ
 ス今般車ヒニ有志諸君ノ賛成助力ニ依テ本館ヲ開クニ至
 リマシタハ寔ニ有志諸君ニ對シテ謝スベキコトテ今日ノ
 開館式ヲ見タノモ全ク有志諸君ノ御蔭ト見テ宜シイ之レ
 輩ハ余カ生徒諸氏ト共ニ謝サナケレバナラヌト考ヘマス
 哲学館モ今日尚ホ仮教場ヲ設クルニ止マリ未タ獨立シテ
 一館ヲ創設スルニ至ラザルコトデアリマス故ニ是レヨリ
 漸々進テ哲学館ヲ別ニ設ケルコトニ及ボシテ行カナケレ
 バナリマセン是レ私カ広ク朝野ノ諸君ニ請フテ哲学館ノ
 獨立ヲ計ル様ニ致シタイト今日ヨリ冀望スル所以テアリ

マス

『哲学館講義録』第一期第一年級第一号

(明治二二年一月八日)

五九——私立哲学館開館祝詞

(明治二〇年九月一六日)

開館祝詞

文学士 辰巳小二郎

余にも祝詞に何か一言述ぶる様にと館主は依頼された
 れども別段面白き趣向の無き上に既に済みし諸大家の御
 演説は開館の目出たき所以を尽して更に加ふ可き者無け
 れば余は祝詞を述ぶるを止め其代りに平素心中に懐ける
 事を述べて聊か館主の依頼を空しくせざるを計らんとす
 さて余が述べんとする事は「哲学の世俗に及ぼす影響」
 と云ふ事はなり世の人多くは哲学は高尚深遠の学にして
 通俗の人事に裨益を加ふる事なき様に思ふなり世の人の
 斯く思ふは全く哲学の本性を知らざるが故にして本より
 咎むるに足らざるなり斯く思ふ世の人も史籍に拠り古今
 の事変は如何ばかり哲学の力に由れるを穿鑿したらん時
 は自然其考への誤れるを知るを得べし去れども世の本人
 より知者に由て事を学ばんとし自から事を究むる能はず
 去れば余は今仮に自から許して知者となし世の人に哲学

と世事との關係を説かんとす聴衆の諸彦よ願くは暫く批評者の位置に立ち余の説く所の是非を定められよ

西洋にて哲学の始て盛んに起りし国は希臘なり希臘の人元來有形の事を好めり其の無形の事を考ふるに至りしは季代の事なり故に国初に於て諸神を信ずるや妄りにして其性質を以て粗ば人類に似たりと謂へり哲学は希臘正史發端（耶穌紀元前七百七十六年）の後凡そ二百年にして起りしと雖ども其説く所専ら外界の事にあり外界の事とは物体の性質宇宙の構造等を云ふ哲學者にして神数の多少、神人の異同、を問ふに至りしは正史の半途にあり又人の内性人の靈魂を論するに至りしは正史の最末にあり

抑も希臘人の思想専ら有形の事に傾きしは地勢氣候の然らしめし所なり北は山嶺にして他三方皆水なり内地に山脈縦横に起伏し港灣深く入り広く漲る氣候和融なるが故に人物美にして強く産物多くして善し蒼天常に快晴にして絶景の地甚だ多し斯の如き風土に住めりしが故希臘人は野外に於て事を営む事多く国会の国政を議するも又野外に於てせり今日の日本人明治廿三年に国会を開かんとて先づ議事堂を造営すれば野外の国会と云ふ事を聞て大に訝る可けれども日本に於ても神代には八百万の神安の河原に相聚りて事を議し給ひし故事を思ひ合はずれば

疑団の容易に氷解す可きなり希臘に於ては劇場も天井なく単に舞台を張りしかば俳優にして事に寄り月日に指さす折あらんには予め画がける月日を舞台に備へ置くに及ばず画がける月日に指ささんより真の月日に指さん方人心を動かす事遙に大なる可し然れば希臘人は耳目外境に接する事多く自から其心中を反省する事なし

希臘の盛時に至り人皆尊大不遜の心を生し此心は能く家を忘れ国を売るを恥ざるに至れり此時に至り哲學者にして人に外物の研究を後にし人心の研究を先にすべきを教へたる者あり此の哲學者は所謂ソクラテース（Socrates）なり世人皆自から許して學問に通じ世故に明るしと云ひけれども「知らざるを以て知らずとするを知ると云ふ」を曉る事なし故に世人外物に対し知れる所多しと雖共其心の賢不肖を察する能はず故にソクラテース此人等に説くに反省自知の教を以てせり此の事儒者より見ても至教と云ふ可き者なりソクラテースに二賢弟子あり一をプラトウ（Plato）ト云ひ一をアリストウトル（Aristotle）と云ふ前者は深く唯識論を説き「心は万物の本」「想は神明の体」と云ひ又知を尊とむ余り哲學者を一國の主宰となし之れをして一國の財産を人民に平分せしめんと云ふに至れり後者は主として有形の事を説けり

プラトウの唯識論は後ちに耶穌の一神教と混和して耶

蘇教の根柢を堅固に為せり耶蘇教は一神を唱へ普天下の人類を以て同胞視せり其説く所今日の社会論共產論に異る所甚だ少し

反省自知の事は之れを儒者に問ふも朝夕人事に必要なを答へんプラトウの国産平分論の如きは元より架空の論と雖ども聖人賢者も兎角生民の疾苦多きを歎き其救済を計らんとして説き出せる者なり孟子の井田法を春秋の諸侯に説きしは取りも直さず諸侯をして其国産を其国民に平分せしめんと欲したるのみ孟子謂へらく恒産有て恒行あり井田の法は能く民徳を進む可しと唐朝に班田と云ふ事あり田地を民に平分する事なり昔時我國の賢君明主も唐の班田に倣ひて田地を民に与へ兼併の弊風を矯し給ひし事あり耶蘇教に共產主義^義の精神あるは昔時其始めて羅馬帝國に起りし時俄に信徒の増しし原因の一にして今日其我国に伝はれるや世人或は其布教を恐るゝ所以の一なり耶蘇教は元より宗教にして哲学に非ずと雖共論点に由り宗教とも哲学とも云ふ可きなり耶蘇にして其教を世人に説て之れを信せしめし上より云はば其教は宗教なり耶蘇にして世人の救済を計らんとして其心中に名案を思案せし上より云はば耶蘇も亦人性人道を研究せし者にして、一種の哲学者なり宗教哲学は其根本終局相異なる事無し信の専らなる者之れを宗教と云ひ知の専らなる者之

れを哲学と云ふ知も信も皆人心より出たる者なり要するに哲学は六ツケ敷事柄に非ずして物理を究むるにあり

欧羅巴の事変にも哲学の与かりて力ありしは明かなり中世と云ふ世には学問殆と世に絶てなく世人の学びたる者は希臘の哲学者アリストートルの説に止まれり近世に至り種々の原因相合て俄に人知を進めり人知俄に進て疑訝の氣象となれり疑訝の氣象は千變万化して或はデカール¹の新式哲学或はベーコンの帰納哲学と為れり此人等の哲学遠く英吉利革命の原因と為れり

仏蘭西大革命に原因多しと雖共直接の原因にして勢力多大なりしは當時の哲学なり當時の哲学者多くは議論過激にして後世を誤りしと雖共亦後世を益したる事少からず其得失是非の多少は扱置きて其の大革命の一原因なりしは疑ふ可からざる事なり今日仏人にして「万民同権」「遺産平分」の二事を以て他国の人に対し誇り言ふを得るは之れ全く哲学者の賜なり万民同権とは皇族、貴族、平民等の區別無く万民皆身分等しく権理同じきを云ふ遺産平分とは凡そ父にして其産を其子に伝ふる時長子少子の論を為さず之れを平分するを云ふ

是よりは英吉利仏蘭西より日耳曼に移り其国の事を語らん日耳曼は実に奇異なる国にして十八世紀の中頃迄は何事も仏蘭西に擬し倣ひしなり学者の其思想を述ぶるに

も必ず仏蘭西語を用ゐき今日の日本は新たに事を為す事なく専ら外国の文物を真似るを以て世に悪評を得る事多しと雖共日耳曼の仏蘭西文物を真似したりしに比すれば責むるに足らざるなり今此に日耳曼人にして仏蘭西語を尊とみし例証を挙げんが為めフレデリック大王の事を語らん大王は普魯西国の王にして千七百四十年位に即き千七百八十六年死せり功業高くして大王の名を得たり然るに大王は常に文権を仏蘭西に譲りしが如し大王の宮女と言を通はずに仏蘭西語を用る朝臣に命を下すに英吉利語を用る犬馬を召すに独逸語を用るしと云ふ大王にして仏蘭西の文物を慕ひし事斯の如くなれば當時の人の仏蘭西の文物を慕ひし事推して知る可なり斯く大王は仏蘭西の文物を慕ひしと雖共日耳曼人をして仏蘭西の文物を厭ひ日耳曼の文物を顧るに至らしめしなり何と云ふに大王即位以前には日耳曼人戦争をなしたる事多しと雖共其戦争多くは日耳曼聯邦間の戦争にして勝ちたる者敗れたる者共に日耳曼人なるが故戦勝軍功を以て日耳曼全国の名譽を世に揚ぐるを得ざりしに大王は能く日耳曼外の大国を屈従したる事多きが故に日耳曼の名譽俄に世に輝き日耳曼人自ら尊み自ら信ずる心を生じ本国固有の文物を好むに至れり

大王以後に至り学者文客の共に深く身を感じ篤く心を

尽したる事は「国の存亡は国にして自ら知ると知らざるに由る」と云ふ事はれなり「国にして自ら知る」とは一国の民にして古来其国の文物の以て他国の人に對し誇り称するに足るを知り由つて自ら其国を愛するに至るを云ふ国民にして其国の文物を以て自ら誇り其国の愛す可く尊む可きを知るは是其国活物にして精神を有する所以なり国にして民多く土地広しと雖共此の精神なき時は兎角他国に制御を受くる事多し其禍害制御を受くるに止まらば尚ほ幸なりと雖共其民にして永く爰に顧みざらば終に他国の奴隸となるを免れざるに至る可し日耳曼の学者文客にして「国の存亡は国にして自ら知ると知らざるとに由る」と云ひしは尚ほ希臘の聖人ソクラテースの其時人に反省自知の至要なるを説きしと等しき効用を有せる者なり

日耳曼人中最も多く愛国知国の氣象を帯びしは哲学者なり仏蘭西大革命の前仏蘭西に唯物哲学起れり此唯物哲学は一時欧羅巴の哲学社会の尊奉する所と為りしも日耳曼の哲学者は毫も其説を変せず増々唯心哲学を研究せり唯心哲学は心を本とし物を末とするが故に唯心哲学の日耳曼に盛なりしは日耳曼人をして自ら其心を省る事多く日耳曼人にして自ら其心を省る事多きは日耳曼人の自ら其国を思ひ慕ふ事多からしめしなる可し又日耳曼人に愛

国知国の心を起さざるを得ざる機会を与へしは仏蘭西のナポレオン一世なりナポレオンは仏蘭西大革命の狂夢未だ覚めざる決死の戦士を驅りて歐洲諸国を蹂躪せり歐洲諸国の中ナポレオンに恥辱を受けたる事の多きは日耳曼に越す者なし故に日耳曼人は怨怒骨髓に徹しナポレオンを悪む事最も深し哲学者にして日耳曼人の怨怒に乗じ日耳曼人に決死してナポレオンを倒すべき心を生ぜしめしはヒ、テイなり

ヒ、テイは大学校に於て学生数人を集め其前に於てナポレオンの罪を算へ且つ此学生数人を以て日耳曼国民の代表者に見立て之れをして己が意を世に弘めしめり学生の数纒なれども各其接する人に対しヒ、テイの説を伝へりヒ、テイの説を聞きたる人又其聞ける処を其友に語り斯くしてヒ、テイの説終に日耳曼国民の心を動し能く日耳曼国民をして身命を抛てナポレオンを倒すを得せしめり世人或は云ふ可し一人の哲学者何ぞ能く仏軍破竹の勢を挫きナポレオンの神算を破るを得んと斯く世人の云ふは尤なりナポレオンの明知にして尚ほ哲学者の恐る可きを察せずしてヒ、テイの挙動を熟知せしも乳臭書生の云ふ所齒牙に懸るに足らずとてヒ、テイをして意に任せ其説を唱へしめたりナポレオン敗北の後に至り日耳曼人は増々愛國の念に富み日耳曼の國勢益々加はりて

際涯なし

又仏蘭西の近状を見ても哲学の俗事に関する事多きを知る可し仏蘭西の政体は名は共和政体なれば衆民に便利なる可きに其实然らず自ら人民に富者貧者の別あり富者は政權を專にする機会手段に富めり貧者は自ら富者に圧せらる故に仏国には哲学者にして貧者の苦痛を憐み過激の説をなす者あり過激の説或は社会論となり或は共產論となるあり甚しきに至りては宗教と民權とを同一視するに至る者あり抑も社会論共產論は要するに「國の本は民、民の本は食」と云ふに至る然れば哲学にして民食に関する時は俗事の又俗事なる者と云ふ可し

西洋の事は斯く迄にして是よりは日本の事を云はん日本には西洋の哲学渡りし前には全く哲学無しと云ふ人ある可けれど余は決して斯く思はず遠き昔より日本に伝はりし仏教も其土台は哲学なり古は専ら佛像を尊む事なりしが鎌倉時代より専ら僧を尊む事とはなれり尤も鎌倉時代と雖とも天下の僧を挙て皆世人の尊みしには非ず親鸞日蓮の如き功德高き者のみ佛像に代りて世人の尊信を受けり親鸞日蓮等は南無阿弥陀仏法蓮華經と唱れば衆土に往生するを得可しと云へり親鸞日蓮の其教を人に勧めしは即一種の宗教を弘る事なれども斯の如き簡易の唱言を以て往生を得可きの理を講ぜしは之れ取りも直さず仏教哲

学を講ぜしなり親鸞日蓮の教愚夫愚婦に入り易し親鸞日蓮の教究て俗の如く見ゆれども能く其旨を察する時は一大哲学理に由るを知る可し

斯く前々に述べたる如く哲学は俗事に関する者なれど之れを講する者の心に由り一種の玩弄物となりて少しくも民利世益を為す事無く又大に世に禍機を醸す事ある可し凡そ物の利害得失は固有する所に非らずして其使用の如何にあり今日の人にして哲学を講ぜんとすれば深くこゝに意を注ぐ可きなり余は此に言を止めんとす聴衆の諸彦批評に吝なる勿れ

(完)

『哲学館講義録』第一年度第六号

(明治二年二月二八日)

五九—二 私立哲学館開館祝詞

(明治二〇年九月一六日)

哲学館開館祝詞

外山正一氏演說筆記

先年中東京大学デ、医学ノ別課ヤ法学ノ別課ヲ置レタコトガ有マシタガ、コレハ正課生ハ修学ノ年月モ長ク学資モ多ク要スルコト故、人数ガ少ナクツテ、夫ノミデハ世ノ需要ニ足リマセンカラ、ソコデ此ノ如キ姑息ノ手段ヲ堂々タル大学デ行ツタ訳デアリマスカ、其後大学ノ外ニ

モ、医学校ヤ法律学校ガ出来テ、大学ノ如ク永キ年月ヲ費サスシテ、手輕ニ其学ヲ修メルコトノ出来ル彼ノ大学校ノ別課ノヤウナモノガ、世間ニ多ク出来テ、世ノ需要モ足リル様ニナリマシタレバ、ソコデ大学ハソソナ姑息ノ事ヲスル場所デハ本来ナイカラト云ツテ、其本体ニ復シテ整々堂々タル正課ノミヲ置テ、姑息ノモノハ一切廃スルコトニ成リマシタ、コレハ固ヨリサウアルベキ筈デスガ、吾国ノ今日ノ有様ノ如クニ、学資ニ乏シキ者ヤ学事ガ新タニ起リタル為ニ、晚クマデ学問ヲセズニ居タ者杯ガ多イ国ニテハ、到底純然タル大学斗リデハ、世ノ需要ニ足リマセンカラ、此頃諸方ニ起ル学問早ヤ学ビノ専門学校ハ甚要用ナルモノデ有マス、サレバ箇様ナ学校ノ多ク出来ルノハ、誠ニ結構ナコトデ有マス、然ルニ法律医学政事経済等ヲ修ムル為メニハ、ケ様ナ速成学校ガ追々ト多ク出来マシタガ、特リ哲学ニ至ツテハ、ケ様ナ学校ノ是迄ナカツタノハ甚タ遺憾ノ事デ有マシタガ、此度井上円了君カ哲学館ト云フモノヲ建ラレテ、此欠点ヲ補ハル、ニ至ツタノハ、実ニ悦バシキコトデアリマス、何レノ国デモイツノ時デモ、智識ニ富ム人ガアツテモ此人ノ数ガ甚ダ少ナク、且又智識ノアル者トナイ者ト、其有無ノ度カ甚ダシキ様ナコトノアルノハ、誠ニ歎ハシイコトデ有マス、国ノ開ケタト云フノハ、固ヨリ二人ノ

人が智識ニ富ム斗リノコトデハ有マセン、一般人民ガ智識ニ富ム様ニナラナケレハ、其國ハ開ケタトハ云ヘマセンガ、多クノ人ノ智識ガ増シタ上デナケレバ、智識ニ富ム一二人ガ、如何程國ヲ開カウト思ツテ、色々ナ事ヲヤラウトシテモ、只行ハレナイノミナラズ、却テ我身ヲ亡ボサル、様ナコトニ陥リマス、ブルノーヤガリレオガ責ニ遭ツタノモ、高野長英ガ非業ノ最期ヲ遂ゲタノモ、當時智識アル者ノ数ガ甚ダ少ナクツテ、智識ノナイ者ガ非常ニ多カッタ故デ有リマス、先日重野君ガ学士会院デ述ラレマシタ通り、八代將軍吉宗ト云ハレタ人ハ、非常ナ改革ヲ行ハレタ人デ有ラレシガ、其死後ニ於テ其志ガソレ程通ラナカッタノハ何故デアリマスカ、世ニ智識アル人が少ナカッタセイデハ有マセンガ、支那ハ日本ヨリハ早ク西洋諸國ト突合ヲシテ居ツタ國デ有乍ラ、今日迄マダ鐵道ガ出来ナイノハ、李鴻章ガ鐵道ノ便利ナコトヲ知ラナイ故テ有マスカ、サウデハ有マスマイ、マダ外ニ智識ノアル人が至ツテ少イカラノコトデ有マセウ、イクラエラヒ法律家ガ居テモ世間ノ人が皆法律ニ無頓着ナル様ナモノ斗リナル時ハ、アタラ法律モ画餅ニ属スルコトデ有マセウ、イクラエライ西洋医ガ居ツテモ、外ノ人が皆漢学者流ノ者斗リナル時ハ、其御医者様ハ御氣ノ毒ナガラ、今日ノ様ニ診察料ヲ五円モ十円モ取ラウト思ツテ

モ、誰モクレ手ハ有マスマイ、サレバ医学デモ法律デモ、ヨイモノガ行ハレ様トイフニハ、コレニ明ルイ者ガ多クナケレバナリマセンガ、扱哲学上ノ思想ハ、哲学ヲ修ムル人が少ナクツテモ、世ニ行ハル、コトノ出来ルモノデ有マスカ、又ハ哲学上ノ思想ハ行ハレナケレバ行ハレナイデ好モノテアリマスカト申シマスニ、素ヨリ哲学ヲ修ムル人が少ナケレバ、哲学上ノ思想ハ世ニ行ハレ難イモノデ有マス、又哲学上ノ思想ガ行ハレナクツテモヨイト云フノハ、恰ド人ハ何モ考ガヘルトイフコトハ、イラナイト云フコトト同シコトデ有マス、苟モ物ヲ考ヘルト云ヘバ、哲学者テアツテモ哲学者デナクツテモ、直ニ哲学ノ範圍内ニ入ラナイコトハ出来マセン、経済学ヲ学ンダコトノナイ者ハ、決シテ經濟上ノコトヲ考モセズ話シモシマセン乎、医学ヲ学ンダコトノナイ者ハ、決シテ医学上ノコトヲ考ヘルコトモナケレバ話スコトモナイ者デ有マス乎、天文学ヲ学ンダコトノナイ者ガ、天文上ノコトヲ考ガヘタリ話シタリスル様ナコトハ、決シテ無イコトデス乎、中々サウデハ有マスマイ、経済学ハ少シモシラズニ大得意デ國ノ經濟ヲ論ジタリ、生理学ヤ病理学ハ少シモ知ラズニ、高慢ラシク体育ノコトヤ病氣ノコト杯ヲ論ジタリ天文学ハ少シモ知ラナイクセニ、猥リニ日蝕ノ時ノ有様杯ヲ書キタテテ、世人

ヲ迷ハシタリ費用ヲ負ハセタリスル族サヘアルテハ有マセンカ、ドウシテドウシテ経済学モマダ広マラナケレバナリマセン、医学モマダ広マラナケレバナリマセン、天文学モマダ広マラナケレバナマセン、成程医学ヲ知ラナイデ、病氣ノ事ヲ論ジタリ、天文学ヲ知ラナイデ、日蝕ノ事ヲ書キタテタリシテハ、ソレハ如何サマ危イコトカモ知レナイガ、哲学ハソレトハ違フモノデアアル、哲学杯ハ少シモ知ラナクツテモ、何ソニモ差支ノアル者デハナイ杯ト云フ者モ多ク有マセウガ、歴史ヲ書クノデモ、宗教ノ事ヲ論ズルノデモ、美術ヲ改良ヲ図ルノデモ、人倫ノ事ヲ研究スルノデモ、国ノ隆盛ヲ図ルノデモ、一トシテ哲学上ノ思想ニ抛ラナイデ出来ルモノハ有マスマイ、哲学ヲ知ラナクツテモ、事物ノ理ヲ考ヘルコトガ出来ルト思フノハ、大イナル間違デ有マス、哲学ヲ更ニ学ンダコトガナクツテモ、多少哲学者タルコトハ誰デモ免カル、コトノ出来ナイモノデ有マス、只医学デモ経済学デモ天文学デモ哲学デモ、昔カラ幾代トナク、学者ガ研究シテ出来タモノト、自分一己ノ自己流ノモノトノ別ガアリマス、多数ノ人ノ研究デ、出来タ経済学ヲ少シモ学ンダコトモナシニ、自己流ノ経済学デ其悪口ヲ云ツタリ、数代ノ研究デ出来タ天文学ヲ少シモ学ンダコトモナシニ、自己流ノ天文学デ日蝕ノコト杯ヲ説クノハ、誠ニ沙汰ノ

限リト云フモノデアリマス、経済学ノ悪口ヲ云フ者ハ、数代ノ研究ニ抛ツテ出来タ学問ヨリ、自己流ノ経済学ノハウガヨイト思フ迄ノコトニテ矢張一種ノ経済学ヲ主張スルモノデアリマス、哲学こなし杯ト、大層シク出掛テエラヒ新説デモ有ル様ニ見セ掛テモ、其哲学こなしナル者ハ、矢張哲学デアリマス、只哲学ニモ数代ノ経験ニヨツテ出来タモノト自己流ノモノトノ別ガアリマシテ、自己流ノ哲学デ、数代研究ノ哲学ヲ駁撃スルコトハアリマスガ、全ク哲学デナイモノデ、哲学ヲ撃ウトイフコトハムツカシイコトデ有マセウ、哲学こなしモ別ニ怖敷イコトハアリマスマイ

『哲学会雑誌』第一冊第九号（明治二〇年一〇月五日）

六〇 哲学館改良の目的（明治二二年七月）

哲学館改良ノ目的ニ関シテ意見

館主 井上円了口演

余今度欧米各国ノ大勢ニ接シ哲学ノ進歩実況ヲ熟視シ哲学館ノ事業ニツイテ大ニ改良振起センコトヲ經画スル所アリ因テ余今後ノ目的ハ全力ヲ此事業振起ニ尽サント欲スルナリ今其理由ヲ述フルニ生欧米ヲ巡視シテ第一ニ感シタル点ハ各国皆其国從來ノ学問芸術即チ其国ノ言語

学、文章学、歴史学、宗教学ヲ講究シテ怠タルコトナク益々之ヲ保護シ益々之ヲ振起セントスルコト切ナリ是レ大ニ其國ノ独立ニ關係アルコトニシテ一國ヲ諸強國ノ間ニ維持シテ独立ヲ全ウセント欲セハ必ズ其國ノ言語、文章、歴史、宗教ヲ保護セサルヘカラズ此四者ハ國ノ独立ト密切ナル關係ヲ有スルモノナリト云フ然ルニ我國ニハ自國從來伝フル所ノ言語アリ文章アリ歴史アリ宗教アリ其他此國固有ノ學問芸術アルモ我邦ノ學者之ヲ講究スルモノ少ナク學士學生中西洋ノ文章ヲ知ルモ日本ノ文章ヲ知ラス西洋ノ歴史ヲ知ルモ日本ノ歴史ヲ知ラス西洋ノ宗教ヲ知ルモ日本ノ宗教ヲ知ラサルモノ往々之レアルカ如シ是レ全ク我邦教育上ノ大欠典ニシテ全ク其本旨ヲ誤ルモノナリ苟モ日本國アリ日本國固有ノ學術宗教アル以上ハ先ツ之ヲ講究シ傍ラ西洋ノ學術ヲ講究セサルヘカラス是レ唯、學術研究ノ順序ナルノミナラス一國獨立上ニ於テ最モ必要ナル條件ナリ

第二ニ感シタル点ハ西洋諸國其國ノ學問芸術ヲ充分ニ講究スル外ニ猶ホ余力アリテ東洋學ヲ研究スルコト亦盛ンナリ其學科中ニハ印度學アリ支那學アリ日本學アリ而シテ我邦ニテハ自國從來伝フル所ノ諸學即チ印度學、支那學、日本學ヲ專攻スルコト次第二衰ヘ已ニ今日ニアリテハ其目的ヲ以テ立テタル學校ラシキ學校ナク其業ヲ以テ

専門トスル學生ラシキ學生モナキ程ナリ我日本ノ地ハ之ヲ西洋ニ比スルニ印度支那ノ古學ハ皆尽ク存シ之ヲ講究スルコト亦至テ容易ナリ且ツ之ヲ今日ニ講究スルハ日本ノ學ヲ起スニ最モ必要ナル事ナリ然ルニ近年西洋學心醉ノ余リ人皆殆ント自國ノ學ヲ講スルコトヲ忘レタルカ如シ唯、兩三年来人ノ注意ヲ起セシモノハ日本ノ美術ナリ美術獨リ日本ニ存スルモノニアラス文學モ宗教モ皆日本固有ノモノアリテ之ヲ講究スルノ必要美術ニ一步モ譲ラサルナリ

第三ニ感シタル点ハ歐米各國ノ教育法ハ唯人ノ學力ヲ養成スルニ止ラス人物人品人徳ヲモ併セテ養成スルナリ然ルニ我邦ノ教育法ハ學校ハ學力ノミヲ養成スル処ノ様ニ考ヘ人物人品人徳ノ教育ハ更ニ問ハサルカ如シ是レ亦教育法ノ欠典ナリ此ニ寒梅アリ之ヲ養成シテ花ヲ開カシメントス花ノミヲ目的トシテ養成スル方法ト樹木全体ヲ併セテ養成スル方法ト二種アリ花ノミヲ目的トスルトキハ暖室中ノ寒梅ノ如ク早く開花ヲ見ルコトヲ得ルモ其花ノ勢力ニ至リテハ樹木全体ヲ養成セルモノニ如カサルコト遠シ學力人物共ニ養成スルハ恰モ樹木全体ヲ養成スルカ如シ

以上ノ三点ハ我邦ノ教育改良上ニ參考スヘキ必要ノ條目ナルコト疑ナシ故ニ余ハ今後哲学館ノ改良モ此三点ノ方

向ヲ取り漸々其方向ニ進マントス即チ第一ニ其從來ノ學科東洋哲學中專ラ日本從來ノ學問藝術即チ和文學、漢文學、仏教、儒教、神道、日本歴史ヲ講究スルノ方法ヲ設ケントス是レ一國ノ獨立上必要ナレハナリ第二ニ從來ノ學科中西洋哲學ヲ主トシ東洋哲學ヲ屬トシタルモ今後ハ漸々ニ東洋哲學ヲ正科トシ西洋哲學ヲ副科トスルノ方向ヲ取ラントス是レ日本ノ學問ヲ振起スルニ必要ナレハナリ第三ニ哲學館ニ大ナル寄宿舎ヲ設ケ余自ラ其舎長ニ當リ毎日舎生ト共ニ飲食シ朝夕舎生ト共ニ運動シ共ニ談話シ共ニ交情ヲ通スルノ方向ヲ取ラントス是レ人物養成ニ必要ナレハナリ

『哲學館講義録』第一期第二級第二一号

(明治二二年七月二八日)

六一 哲學館將來の目的 (明治二二年八月)

哲學館將來ノ目的

余欧米各國ヲ巡遊シテ且ツ感シ且ツ驚キシモノアリ即チ各國ノ大學ハ勿論中學小学ニ至ル迄皆其國固有ノ學ヲ以テ基本トシ交ユルニ他邦ノ學ノ之レト關係ヲ有スルモノヲ以テス其國ノ學ヲ保護シ愛重スルコト此ノ如シ蓋シ其國固有ノ學ハ一國ノ獨立ヲ助クルニ必要ナル元素ヲ含有

スルモノニシテ之ヲ愛護スルハ一國獨立ノ思想ヲ人心ニ維持スルニ必要ナルニヨル然ルニ顧テ我邦ヲ視レハ未タ日本固有ノ學ヲ基本トシテ立テタル大學アラス又之ヲ愛護スルノ必要ヲ説クモノスアラサルカ如シ而シテ我邦ニハ我邦固有ノ學問アリ史學文學宗教等是レナリ之ヲ愛護シ之ヲ專攻スルノ方法ヲ設ルハ日本從來ノ學問ヲ振起スルニ必要ナルノミナラス日本ノ人心ヲ維持シ獨立ヲ保存スルニ必要ナリ是ニ於テ日本主義ノ大學ヲ設立スル必要起ル其大學ハ日本固有ノ學問ヲ基本トシ之ヲ補翼スルニ西洋ノ諸學ヲ以テシ其目的トスル所ハ日本國ノ獨立、日本人ノ獨立、日本學ノ獨立ヲ期セサルヘカラス此ノ如キ大學ニシテ始メテ真ノ日本大學ト謂フヘシ然レトモ大學ノ事タル大業ナリ一朝ニ創シテ一夕ニ成ルヘキニアラス漸々次々其序ヲ追フテ基礎ヲ起シ大成ヲ數年ノ後二期スルヲ要ス故ニ余ハ此哲學館ヲ以テ其目的ヲ達スル階梯トシ今ヨリ漸ク其功ヲ積ミ他日ニ至リテ堂々タル日本大學ノ一家ヲ落成セントス抑從來本館ニ於テ教授スル所ノ學科ハ西洋東洋ノ兩部アリテ東洋部中ニハ日本學アリ支那學アリ印度學アリ日本學中ニハ史學文學宗教哲學ヲ兼修セシメ支那學中ニハ文學宗教哲學ヲ兼修セシメ印度學中ニハ宗教哲學ヲ兼修セシメシナリ而シテ其支那學モ印度學モ皆我邦ニ傳來スルモノニツイテ教授ヲ

施セリ故ニ是レ皆其名ハ他邦ノ学ナルモ其実我邦ノ学ナリ唯我邦ノ学問中ニ日本在来ノモノト支那伝来ノモノト印度伝来ノモノ、別アルノミ而シテ其所謂伝来ノモノハ其初日本ニ伝来シテヨリ以来千余年ヲ経過シ我邦在来ノ文物ト共ニ成長シ共ニ發達シテ一種固有ノ日本性ヲ帯ヒ此諸元素相和シ相合シテ一種固有ノ国民性情ヲ化成シ其今日印度支那ニアルモノト大ニ其性質ヲ異ニスルニ至レリ即チ其学ハ日本固有ノ学ト謂ハサルヘカラス故ニ余カ今日哲学館ノ上ニ改良ヲ行ハントスルノ意ハ其名称及ヒ学科ノ制ヲ変スルニアラス唯其主義トスル所日本主義ヲ取リテ一方ニハ日本国ノ独立ヲ維持シ一方ニハ日本固有ノ諸学ヲ愛護シ其学科中ノ東洋部ハ日本固有ノ学（即チ神儒仏三道及ヒ我邦固有ノ哲学、史学、文学）ヲ教授スルモノトシ漸ク進テ他日日本大学ノ組織ヲ開カンコトヲ望ムモノナリ

明治二十二年八月

館主 井上円了

『哲学館講義録』第一期第二級第二二号

(明治二十二年八月八日)

六二 哲学館改良目的についで

(明治二十二年一〇月)

哲学館目的ニツイテ

館主 井上円了先生講演

館内員 村椿又作聴講筆記

從來哲学館ハ一般ノ哲学ヲ教フル目的ナリシヲ以テ未タ別ニ主義等ヲ明言セザリシカ今聊カ述フル所アラントス然レトモ本館ノ主義タルヤ素ヨリ暗々裏ニ包蔵セル所ニシテ今唯其包蔵セルモノヲ殊ニ明言セント欲スルニ過キス故ニ本学期ト雖トモ学科ノ大体ニ於テハ更ニ従前ト異なる所ナク唯少シク教授上ノ主義ニ付テ改良ヲ加フルアラントスルノミ但シ余ヲシテ此改良ヲ加ヘ此主義ヲ明言セシムルニ至リシ所以ノモノハ一ハ今回親シク欧米各国ノ学問景況ヲ目撃シ以テ現今本邦ノ体勢ヲ視察シテ感悟シタル所亦尠シト為サ、ルニ由ルナリ故ニ予メ数言ノ述フヘキモノアリ

欧米各国ノ事ハ日本ニ安坐シテ想像スルトハ大ニ差異ナルモノナリ而シテ其最モ想像ノ誤謬ニ陥リ易キハ各国皆其国固有ノ学問技芸ヲ愛シテ一國独立ノ精神ニ富メルヲ知ラサルコト是ナリ蓋シ一國ノ独立ヲ成スハ千百ノ元素集合シタル結果ニシテ所謂一國独立風ノ盛ナルコト最モ其必要ナル所ナリ而シテ此独立風ヲ成サンニハ唯僅ニ一二ノ政治法律等ノ善美ノミヲ以テ希ヒ得ヘキモノニアラス学問技芸人情風俗習慣等悉ク協合せスルハ能ハサルナ

リ歐洲ノ大陸ハ境界比隣シ鉄道縦横ニ通シ電線蜘蛛ノ如シ是ヲ以テ交通ノ便往來ノ繁殆ト言語想像ニ絶シ一日數國ニ跋涉スヘク寸時万里ニ通信スヘシ其易キコト我邦各州ノ交通ニ幾倍スルヲ知ラス故ニ人或ハ各國ノ風俗習慣ニ大異ナク人情能ク類似シ言語學問亦通セサル所ナカルヘシト思ハシ然レトモ其実決シテ然ルモノニアラス英ハ英ノ學問風俗ヲ守リ仏ハ仏ノ言語習慣ヲ保チ獨澳魯伊皆然ラサルハナシ故ニ一旦其國界ヲ超フレハ眼ノ視ル所耳ノ聽ク所劃然其趣ヲ異ニシ能ク其國固有ノ風ヲ存ス殊ニ英魯仏獨等ノ強國ニ於テ然リトナス之レニ反シテ唯一ニ歐米ノ美ニ眩シテ妄リニ之ヲ模シ自國固有ノ國風ヲ忘却スルニ至ラハ不知不識ノ間自國滅亡ノ懸状ニ陥ラサルヲ得ス故ニ設令他國ノ美ハ之ヲ摸シ良ハ之ヲ取ルニモセヨ其中心ニ於テ其國固有ノ確乎動スヘカラサル獨立風ノ存在スルコト甚タ肝要ナリ

歐米諸國ニテハ非常ニ自國ノ言語ヲ愛シ他國ノ人ト對スルトキハ假令他國ノ言語ヲ知ルモ先ツ自國ノ言語ヲ以テ談話ス他國人ノ自國語ヲ解セサルトキニ及テ始テ其國語ヲ用フルノミ然ルニ今我邦人ノ情態ヲ顧ミルニ人々皆西洋語ヲ知ラサルヲ以テ恥トナシ西洋語ヲ解セサレハ學者ニ非ス又上流ノ交際ヲ為ス能ハサルカ如シ蓋シ我邦今日ノ勢學問技芸未タ西洋ニ及ハサル所アルヲ以テ之ヲ輸入

センカ為メニハ西洋ノ書ヲ讀ミ西洋ノ語ヲ解スヘキコト亦タ止ムヲ得サルノ必要ニ屬スルモノナレトモ早ク先ツ日本獨立ナル基礎ヲ確立セサル可カラス然ルニ數年來内地雜居ノ用意ニトテ西洋語ヲ學ハントコトヲ勸メ又之ヲ學ハント欲スルモノ比々トシテ甚タ多キカ如シ是レ全ク已レヲ棄テ、西洋人ヲ崇拜セント欲スルモノニシテ恰モ西洋人ノ奴隸タランコトヲ用意スルニ似タリ豈思ハサルノ甚シキニ非スヤ蓋シ内地雜居許容ノ日ニ至ルモ彼レ西洋人ノ我邦ニ來ルナリ故ニ宜シク彼ヲシテ頭ヲ垂レテ來ラシム可シ宜シク彼ヲシテ我邦ノ語ヲ學ハシム可シ何ソ彼レノ語ヲ學テ彼ヲ迎フルノ拙劣ナル策ヲ須フルヲセンヤ前既ニ述フルカ如ク西洋ノ語ヲ學フハ一ニ彼ノ長ヲ取リテ我が短ヲ補ハシカ為メノミ斯ク長ヲ取リ短ヲ補ハサルヘカラサルノ地位ニ在ルサヘ実ハ我邦ノ恥辱ナルヲ以テ其之ヲ取り之ヲ補ハンニハ最モ深く注意ヲ用キ先ツ日本獨立ノ基礎ヲ確立シ彼ノ長ヲ取り乍ラ我ノ短ヲ補ヒ我ノ短ヲ補ヒ乍ラ日本ノ獨立ヲ維持シ益々開化ナラシメ、益々文明ナラシメントスル精神ナカル可ラス此基礎ヲ固メ此精神ヲ造ランニハ數人少數ノ學者若クハ小部分ナル上流社会ノミニテハ決シテ其目的ヲ達スルコト能ハス宜シク國民全体ヲシテ其精神ヲ具ヘ其氣質ヲ成サシメサル可ラス而シテ此國民ノ多數ハ大抵無學無智ニシテ理論ヲ以

テ導クヘカラス学理ヲ以テ教フヘカラサルモノナルヲ以テ一般愚民ニモ適スヘキ方法ヲ求メサル可カラス其方法果シテ如何余ハ今將ニ之ヲ説示セントス

上、貴族学者ヨリ下、丁字ヲ弁セス学理ヲ解セサル愚民ニ至ルマテ換言セハ賢愚上下一般人民ニ普通適応スヘキモノハ余ノ考案ヲ以テスレハ蓋シ三種アリ即チ第一言語第二歴史第三宗教是ナリ第一言語トハ人ト人トノ間ノ關係ヲ結合スル者ニシテ哲学上ノ語ヲ用フレハ空間上ノ結合ナリ第二歴史トハ広キ意味ニテ言ヒタルモノニシテ一國從來ノ風俗習慣学芸礼節等總テ古代ヨリノ経歴ニ由テ成レルモノヲ總稱シタル語ニシテ時間上ノ結合ナリ第三宗教トハ衆人ノ意想ヲ結合シ古來ノ精神ヲ保続スルモノニシテ時間上并ニ空間上ノ結合ナリ何トナレハ宗教ハ祖師ノ説ヲ大綱トナシテ説クモノ故古代ヨリ一説ヲ伝ヘテ變セサル点ハ時間上ニ属シ衆人ノ説ヲ合シテ一説ニ帰着セシムル点ハ空間上ニ属スルナリ以上ハ僅々其大別ニ過キサレトモ若シ詳細ニ之ヲ論セバ三者皆時間上ニモ閑ス可シ然レトモ今姑ク此三者ノ性質ヲ括要スレバ言語歴史ハ国民集合上ノ結合機関ニシテ同一ノ言語ヲ有シ同一ノ歴史ヲ有スルモノハ自分ニ結合団体シテ離散スルコトナシ又宗教ハ人心上ノ結合機関ニシテ能ク祖師ヲ信奉シ能ク其説ヲ固守シテ同宗ノ間甚結合スルモノナリ故ニ此三

者ニシテ完備善良ナラハ国民自然ニ結合シテ人心甚タ堅固ニナルベシ斯クシテ始メテ一國独立ノ風大ニ興リ国民一致ノ主義以テ完カルヘシ之ヲ我邦ニ付テ言ハンカ四千萬ノ国民悉ク日本ナル精神ヲ具ヘ日本ナル主義ヲ有スルニ至ルヘシ此精神此主義ヲ以テ諸外国ニ対セハ如何ニ西洋ノ礼風ヲ摸倣シ如何ニ西洋ノ文物ヲ輸入スルモ既ニ定立セル日本ナル摸型ニ化入スルヲ以テ自然日本ナル形質ヲ具ヘタルモノニ變成ス可シ之ヲ消化ノ輸入ト云フ若シ否ラスシテ西洋ソノ儘ノモノヲ混合輸入スルコトアラハ英ヨリ來ルモノハ英ノ形質ヲ存シ独ヨリ來ルモノハ独ノ形質ヲ存シ魯仏米伊皆魯仏米伊ノ形質ヲ存セン果シテ此ノ如クナラハ日本ノ國中或ルモノハ英或ルモノハ独或ルモノハ魯仏米伊ト各部其趨ヲ異ニシ各物其科ヲ別ニシ日本國ハ実ニ一種異様ノ混合的の団体トナリ縱令日本ナル名ハ存スルモ日本ナル実ハ疾クニ天外ニ飛散シテ其形跡ヲ認ム可カラサルニ至ラン既ニ此ノ如クナラハ焉ソ能ク日本ノ独立ヲ維持スルヲ得ンヤ是レ余ノ最モ憂フル所ニシテ所謂日本大学ハ上掲ノ三者即チ言語歴史及宗教ヲ完全結成シ以テ日本独立ノ基礎ヲ堅固ニセント期スル所以ナリ

已ニ述フル如ク日本大学即チ其階梯タル哲学館ハ全ク日本主義ヲ以テ立チ日本ノ言語歴史宗教ヲ完全ナラシメ以

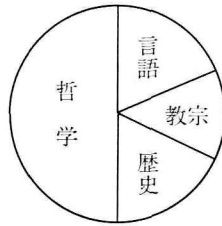
テ之ヲ維持センコトハ実ニ其目的ナリ然レトモ哲学館ノ目的及事業ハ唯此一ニ止マルカト云ハ、決シテ否ラサルナリ所謂日本主義即チ一国ノ独立ヲ堅固ニスルトハ表面ノ目的ノミ其ノ裏面ニ入レハ猶一ノ大ナル目的アツテ存ス之ヲ名クレハ宇宙主義トモ云ハンカ即チ宇宙学理ヲ研究スルコト是ナリ蓋シ一國ヲ成セル上ヨリ觀レハ各國皆政治法律ヲ異ニシ風俗習慣ヲ異ニシ各々一方ニ局スルヲ以テ自他ノ區別其間ニ存スレトモ其裏面ニ入リテ広ク考察スレハ内外自他ノ區別アルコトナシ例ヘハ日本人ト云ヘハ自然外国人ト區別アレトモ単二人ト云フトキハ全地球更ニ異ナルコトナク又一歩ヲ進メテ単ニ生活物ト云ヘハ人類及ヒ禽獸草木皆相同シク猶一步ヲ進メテ宇宙ノ一物ノミトノ点ヨリ言ヘハ日月星辰モ亦余輩ト同等ナルカ如キ是ノミ故ニ政治法律等ハ國ト國トノ差別アルヨリ成リ理学哲学等ハ自他内外國ノ差別ナキヨリ成ルモノナリ之ヲ換言スレハ自他ノ差別ヲ為セハ理学哲学等ハ成立セス内外ノ差別ヲ為サ、レハ政治法律等ハ成立セサル可シ何トナレハ甲國ニシテ乙國ノ法律ヲ適用セハ如何丙國ニシテ丁國ノ政治ヲ施行セハ如何各國何ヲ以テ其体面ヲ維持シ其独立ヲ保存スルヲ得ンヤ又甲國ノ物ハ乙國之ヲ取ルコト能ハス丙國ノ理ハ丁國ノ理ト為スコト能ハストセハ如何理学哲学何ヲ以テ完成スルヲ得ンヤ然レトモ此國

家主義ト宇宙主義トノ二者ハ決シテ離ス可カラズ二者相合シテ始メテ完全タルヲ得ルナリ譬ヘハ猶ホ心身ノ如キカ身ハ己レ一己ニ関シ他人トハ全く別箇ノモノニシテ某所ニ到ラサレハ某所ノ事業ヲ為スコト能ハサレトモ心ハ否ラス坐シテ万里ノ外ニ飛ハシメ瞑シテ宇宙ノ大ヲ考フルヲ得ヘシ一ハ小ヲ基礎ト為シ一ハ大ヲ基礎ト為スナリ凡ソ何事モ之ヲ為スノ始点ナカルヘカラス故ニ或ハ大ヨリ或ハ小ヨリ起始スルヲ以テ差別ヲ生スレトモ其結局ニ至レハ共ニ一ニ歸センノミ彼ノ道德学ニ於テ自愛ト他愛トノ二論アリ卒然之ヲ見レハ二者全ク反対ナルカ如クナレトモ之ヲ極論スレハ自愛即チ他愛トナリ他愛即チ自愛トナリテ其始点コソ異ナル所アレ其結局ハ一トナランノミ又一步進テ考察スレハ二者各々偏見ヲ棄テ互ニ協合セサレハ道德ノ完全ヲ致スコト能ハサル可シ哲学ニモ亦理論ト實際トノ二アリ理論ハ宇宙ノ真理ヲ研究スルコトヲ目的ト為シ實際ハ人間社会ノ利益幸福等ヲ目的ト為スナリ彼ノ社会平等人權同等等ハ理論無差別ノ点ヨリ論スルナリ然レトモ實際差別ノ点ヨリ論スレハ階級階級アルコト亦必然ノ理アル可シ凡ソ此ノ如クナルヲ以テ表面ノ主義ト裏面ノ学理トハ互ニ權衡平均ヲ得セシムヘク決シテ一方ニ偏セシム可カラス若シ一方ニ偏スレハ不測ノ大害ヲ生スルコトアル可シ現ニ我邦維新ノ始メ西洋ノ文物制度ノ

美盛ニ眩シ未タ日本ナル主義ヲ定立セスシテ一ニモ西洋
二ニモ西洋ト殆ト利害善惡ヲ顧ミルニ暇アラス妄リニ之
ヲ摸シ妄リニ之ヲ取り殆ト宇宙主義ノ傾向アルカ如クナ
リシヲ以テ數年来学者頗ル之ヲ憂ヒ以テ日本主義ノ必要
ヲ感スルニ至リシニアラスヤ

以上ヲ概括シテ哲学館ノ目的事業ヲ図解ヲ以テ示セハ左

日本主義(表面)



ノ如クナル可シ即チ表面
ヨリハ言語宗教歴史ヲ以
テ日本主義ヲ構成シ以テ
日本独立ノ精神基礎ヲ確
立シ裏面ニ於テハ宇宙主
義即チ普ク宇宙間ノ真理
若クハ哲理ヲ研究スルニ
在ルナリ

宇宙主義(裏面)

以上本館ノ主義目的等ニ

付テ述ヘタルヲ以テ以下ニハ本館卒業生ノ社会ニ立テ如
何ナルコトヲ為スヘキヤヲ述ヘントス之ヲ述フル前ニ猶
一ノ言フヘキモノアリ即チ凡ソ学問ハ唯言語上理論上書
籍上等ノ研究ノミニテ之ニ伴フヘキ実行ナクンハ十分其
価値ナキコト是ナリ従来ノ学問ハ多ク書籍上若クハ理論
上ノ研究ニ止リテ実行之二伴ハ多ク其世ヲ益シ社会ヲ
利スルコト甚タ尠シ此弊ヤ今日モ猶ホ止マサルアリ即チ

教育ノ改良ヲ称フルモノモ大抵唯^{〔紙〕}智育上ニ付テ云々スル

カ如キ是ナリ然レトモ智育ハ如何ニ改良進歩スルモ德育
ニシテ之ト併進セサレハマタ何ノ功アランヤ言語宗教等
モ亦然リ若シ実行挙ラサレハ畜ニ学問宗教ノ自身ニ功ナ
キノミナラス從テ一国独立ノ主義ヲモ貫徹スルコト能ハ
サル可シ故ニ諸子ハ深く思ヲ茲ニ沈メ講義若クハ書籍ノ
研究ヲ以テ足レリトセス勇進鼓往シテ其実行ヲ勤メサル
ヘカラス是レ特ニ諸子ニ告クル所ナリ若シ其実行ニシテ
十分ニ成ルアラハ從テ完全ニ社会ニ立テ事業ヲ執ルヲ得
ヘシ即チ今其大略ヲ挙クレハ直接ニ執ルヘキ事業凡ソ三
種アリ第一教育家第二宗教家第三^{〔学家〕}哲学家ナリ

第一小学校ノ教育ハ凡ソ兒童ノ十三四歳ニ止ル故ニ最モ
其習性ヲ確定セシメサル可カラス然ルニ従来ノ教育者ハ
大低^{〔紙〕}学問上ノ智識ヲ有スルノミニシテ德行ノ修マラサル
モノ多シ故ニ不具ノ人物ヲ養成スルノ止ムヲ得サルニ至
ル殊ニ高等学校ノ教員ニ至リテハ全ク智育ノミニテ德育
ヲ顧ミス再言スレハ口頭ニ学理ヲ論スルノミニシテ実行
ニ欠ケタルモノ比々トシテ皆是ナルカ如シ夫レ教育ニハ
智徳ノ二育ハ必ス併進セサルヘカラサルモノナルヲ以テ
今日多數ノ教育者ハ永ク其位地ヲ保ツコト能ハス早晚一
大革命ヲ行ヒ不徳ノモノハ之ヲ却ケ徳義実行ノ修マレル
モノ之ニ代ラサル可ラス何トナレハ教育ハ国家盛衰ノ関

スル所ナルヲ以テ其任ニ在ルモノ尤モ完全適當ナルモノナラサル可ラサレハナリ又学校特別ノ教育ノミナラス一般社会ニ於テモ亦徳義実行ヲ以テ感化教育スルコト甚タ必要ナル可シ第二宗教ハ何ノ世何ノ国ヲ問ハス其必要ナルコト復タ言ハスシテ可ナリ故ニ其必要ナルト共ニ完全ナル宗教家ナカルヘカラス然ルニ従来ノ宗教家ハ大低十分ノ学問モナク又德行モ修ラサルモノナリ故ニ亦革命ヲ起シテ完全ナル宗教家之ニ代ラサル可カラス蓋シ革命ニ際シテハ真ニ完全ナル教育家宗教家ニアラサルモ幾分ニテモ前者ニ優ルモノ之ニ代ル可キハ当然ノ理ナリ諸子其レ努力セサル可ケンヤ且夫レ是等ノ革命ハ久年ヲ出テスシテ其来ランコト殆ト明了ナリト雖モ亦諸子ハ此革命ヲ促スコトニ尽力セサル可カラス何トナレハ此革命ニシテ一日早ケレハ一日、一年早ケレハ一年ノ日本ノ幸福トナレハナリ能ク此革命ヲ遂ケ能ク其功蹟ヲ^(續)挙ケ我邦四千万ノ人民果シテ其徳義実行ヲ完全ニセハ国家ノ基礎茲ニ立チ国民ノ精神以テ定マリ政府モ確立スヘク独立モ堅固ナルヲ得ヘシ第三哲學家トシテ世ニ立ツコト亦必要ナリ即チ社会ノ万事皆之ヲ哲理ニ訴ヘ哲理ヲ以テ裁判スルコト是ナリ万般ノ事皆空理想ヲ離レテ原理原則ニ照シ能ク哲学ヲ応用セハ其社会国家ヲ益スルコト果シテ幾何ソヤ故ニ諸子ノ哲學家トシテ社会ニ立ツコト其国家ノ為メニ

甚タ必要ナルヲ知ルヘシ

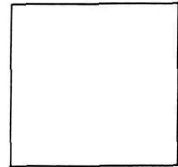
以上ハ直接上ヨリ陳述セシ所ナレトモ元來哲学ハ諸子ノ王若クハ統合ノ学問ナリ等ノ定義モアル如クニテ能ク之ヲ応用セハ如何ナル事業ニモ活動スルヲ得ヘク又政治法律經濟等ノ諸学ニ赴クコトヲモ得ヘク其他著述家演説家等ニモ為ルコトヲ得ヘシ故ニ其間接上ノ事業ニ至リテハ殆ト枚挙スルニ暇アラサルナリ以下猶歩ヲ進メテ教育家宗教家等ノ社会ニ立テ如何ナル名誉ヲ博スヘキヤ一言セントス

現時ノ勢、学トシテ緊要ナラサルナク業トシテ必要ナラサルモノナシト雖トモ世潮ノ赴ク所苟モ学ハント欲スルハ先ツ政治若クハ法律ニ赴クモノヲ多シトナス從テ政治法律醫術等通常人ノ注目スル所ノモノハ之ヲ養成スルノ道モ既ニ略々備ハレリ然ルニ翻テ顧ミレハ真正ノ教育家及ヒ宗教家哲學家等ヲ養成スルノ道ハ殆ト其所ナシト云フモ可ナリ且ツ世人ノ一般ニ希望スル所ノモノハ官位ニシテ亦最モ之ヲ尊重ス是ヲ以テ官海ニ立ツコトヲ以テ無上ノ名誉ト為シ教育宗教等ノ社会ニ在ルモノヲ輕視シ從テ其社会ニ在ル者モ亦無上ノ名誉茲ニ存スルヲ知ラス以テ終身依拠ノ地位ニアラスト為スモノ比々トシテ皆然ルカ如シ其誤謬ヤ甚タ大ナリ今聊カ之ヲ解説セン

上掲ノ三図ハ各々其縦横ノ間数ヲ異ニス故ニ単ニ上面ヨリ之ヲ見レハ第三図ハ最モ大ニシテ第二図ハ最モ小ナリ若シ単ニ側面ヨリ之ヲ見レハ第二図ハ最モ大ニシテ第三図ハ最モ小ナリ而シテ第一図ハ縦横ヨリ見ルモ差異アルコトナシ故ニ或モノハ上面ノ一方ヲ眺メテ第三図ノ最大ナルヲ主張シ或モノハ側面ノ一方ヲ眺メテ第二図ノ最大ナルヲ主張セントス然レトモ此二者共ニ誤レリ宜シク其縦横ヲ照合シテ實質ヲ認識セサル可カラス即チ能ク其實質ヲ考算セハ三図何レモ三十六坪ニシテ毫モ大小アルコトナシ今夫レ政治社会ノ一方ヨリ見ルトキハ官海ノ名譽最モ広大ニ見フ若シ教育社会ノ一方ヨリ見ルトキハ教育家ノ名譽却テ広大ナルヲ見ル可シ各々一方ニ偏坐シテ之ヲ眺望スレハナリ故ニ共ニ誤謬ノ見タルヲ免レサル可シ蓋シ名譽ハ何人モ強メテ之ヲ欲望スル所ニシテ人情ノ固ヨリ然ラシムル所ナリ然レトモ尋常一般ノ人ハ名譽ニ種類アルコトヲ知ラス是ヲ以テ往々偏見ノ誤謬ニ陥リテ真

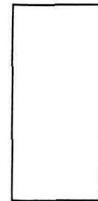
図一第

間六



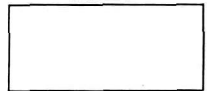
図二第

間三



図三第

間二十



正ノ名譽ヲ博スルコトヲ知ラサルモノ頗ル多シ是レ余ノ解説ヲ試ムル所以ナリ既ニ前図ニ於テ暗示セル如ク名譽ニ二種アリ時間上ノ名譽及ヒ空間上ノ名譽是ナリ前図ニ就テ言ヘハ上面ヨリ見ルハ空間上ニ属シ側面ヨリ見ルハ時間上ニ属ス換言スレハ第三図ハ空間上ノ名譽最モ大ナレトモ時間上ノ名譽ハ甚タ小ナリ第二図ハ之ニ反シテ空間上ノ名譽ハ甚タ小ナレトモ時間上ノ名譽ハ最モ大ナリ第一図ニ至リテハ空間上及ヒ時間上ノ名譽相平均セルモノナリ之ヲ実例ニ照サンニ甲ハ其生存ノ間ニハ社会ノ上ニ立チ其説世ニ容レラレテ大ニ名譽ヲ博スルモ死後直ニ誹謗四方ニ起ルアラシカ其人ハ空間上ノ名譽アリテ時間上ノ名譽ヲ有セサルナリ又乙ハ其生存ノ間ニハ輿論ニ先チテ新説ヲ唱ヘ若クハ新規ノ事業ヲ企テ其説世ニ用キラレス其業人ノ贊スル所トナラス終生困苦ノ中ニ呻吟シ曾テ一日モ顰眉ヲ伸フルコトナキモ死後万人皆其人ノ卓見ニ服シ名聲藉甚タルアラシカ其人ハ空間上ノ名譽ハ毫モ

無カリシモ時間上ノ名譽ヲ博セルナリ凡ソ此兩種ノ名譽ヲ共ニ博スルアラハ勿論最善ナリト雖トモ社会ノ境遇人事ノ如何ニヨリテ兩者ノ完全ハ尋常一般人ノ殆ント希フ能ハサルモノト仮定セサル可カラス彼ノ楠公ノ如キハ空間上ノ名譽ハ甚タ狭小ナレトモ時間ノ名譽ハ実ニ赫々トシテ不朽ノモノナリ藤原氏ノ中世最モ威權ヲ弄セシモノ及ヒ北条氏數代ノ如キハ大低空^抵間上ノ名譽ハ赫々タルモ時間上ノ名譽ハ実ニ微々タルモノナリ啻ニ微々タルノミナラス後人ノ責罰筆誅ヲ受クルコト甚タ多シ若シ夫レ兩者ノ名譽ヲシテ相對立セシメハ孰レカ貴重ス可キヤ余ハ寧ロ時間上ノ名譽ヲ貴重スヘシト信スルモノナリ何トナレハ空間上ノ名譽ハ実ニ甚タ狭小ナレハナリ即チ如何ニ最大ナルモ此地球ノ一小球上ニ止リ地球上ニテモ禽獸草木^ハ之ヲ知ルコトナク僅ニ人類ノ間ニ止ルノミ且其人類間モ僅ニ一國若クハ一地方ニ止ルノミ全球十餘億万人ニ普播スルコト豈容易ニ望ム可ケンヤ然ルニ時間上ノ名譽ニ至リテハ幾百万年ナリヤ殆ト測ル可ラス其洪大ナルコト豈空間名譽ノ比ナランヤ而シテ所謂官海ノ名譽ノ如キハ重モニ空間上ノ名譽ノミ盛ナルモノナレトモ教育家等ノ名譽ハ時間ノ名譽大ナルモノニシテ併セテ空間上ノ名譽モ亦多キモノナリ唯方今我邦ノ社会ニ於テハ専ラ官海ヲ名譽トナシテ教育海等ヲ名譽トナサ、ルハ一ニ空間上

ノ一方ヨリ偏望セシノミ

西洋今日ノ文明ヲ以テ唯僅ニ政治法律等ノ進歩ニ歸スルアラハ甚シキ誤謬ナリ其文明ハ全ク教育宗教等ヨリ百般ノ技術工芸及ヒ商法等凡百ノ進歩セシ結果ニシテ彼ノ政治法律等ノ如キハ僅ニ其一部分ノミ然レトモ郊外ノ隣村ヲ望メハ大木高廈最モ先キニ見エ又遠ク海濱ヨリ陸地ヲ望メハ高山大嶽先ツ見エ之ト同シク一國ニ在リテハ政府最高ノ位置ニ在ルヲ以テ最モ先キニ人ノ注目スル所トナリ先ツ其改良ニ着手スルナリ我邦ノ如キ亦維新以來孜々其改良ニ尽力シ今ヤ其進歩頗ル著シク其善美ナルコト殆ト西洋ト比肩スルニ足ルモノアリト雖トモ翻テ文明ニ最モ緊要ナル他万般ノ情況ヲ考察スレハ実ニ數歩ノ權衡比準ヲ失フモノ、如シ蓋シ政府ナルモノハ一國ノ最高位ニ在リト雖トモ僅ニ一小部分ナル一國人民ノ中央点ノミ故ニ其高ノ大ナル代リニ其幅甚タ狭ク恰モ前ニ示セル第二^シ圖ニ似タリ故ニ此小部分ナル政府ヲ改良セシトテ之ヨリ広大ナル一國ノ基礎ヲ改良セサレハ素ヨリ真ノ文明ヲ希フ可カラサルハ甚タ觀易キノ理ナリ而シテ此広大ナル基礎即チ國民全体ノ改良ヲナスハ果シテ何モノナリヤ其教育家宗教家哲學家ナルコト問ハスシテ明カナルヘシ既ニ然ラハ今日名譽ヲ博スヘキ所僅ニ政府ノ一小部分ニ止マラサルコト自ラ知ルヲ得ヘシ唯其空間上ノ名譽ハ官海ノ

高キニ及フモノアラストスルモ人材ヲ陶冶シ人心ヲ修養堅固ニシ諸般ノ原理ヲ示シテ万事ニ応用セシムル等其利ヲ与ヘ世ヲ益スルコト実ニ万世不朽ト謂ツ可シ故ニ時間空間ノ兩名譽ヲ比較計算スルトキハ教育家等ノ名譽ノ却テ甚タ大ナルヲ知ラン故ニ苟モ名譽ヲ希フ者ハ唯僅ニ空間上ノ表面ニノミ奔走セス深く空間時間ノ兩者ヲ比考シテ以テ真正ノ名譽ヲ求メサル可ラス

以上述フル所ノ如ク教育家宗教家等ノ名譽ハ甚タ大ナリ故ニ能ク其職ヲ奉シ其任ヲ尽シ智育德育ヲシテ完全併進セシメサル可カラス既ニ演述シテ茲ニ至レハ今回ノ述ヘント欲スル所略々尽シタルカ如シト雖トモ猶一言ノ附スヘキモノアリ蓋シ德育ハ其実智育ノ如ク困難ナルモノニ非ス何トナレハ德育ハ智育ノ如ク別ニ教授ヲ受ケストモ自覺スルコトヲ得ヘク又智愚共ニ実行スルヲ得ヘケレハナリ然レトモ世ニ德義ノ完全ナルモノ甚タ少キヲ見レハ其実行ノ難キヲ知ル可シ唯夫レ実行スルコト甚タ難シト雖トモ能ク其難ニ勝チテ之ヲ実行スルコトハ敢テ他人ノ為メニアラスシテ全く自己ノ為メナルコトヲ知ラサル可ラス今数言ヲ費シテ之ヲ略陳シ以テ今回ノ局ヲ結ハントス

人生ノ目的ハ何ソヤト問ハ、何人モ幸福ナリト答フルコト通常ナルヘシ此幸福トハ如何ト問ハ、頗ル困難ナル問

題ニ属ス可シト雖トモ之ヲ得ルノ道ニ至テハ敢テ難キニ在ス唯人ノ心一定シテ満足スルニアルノミ蓋シ人ノ此世ニ在ルヤ何事ニモ満足ヲ得ルコトハ難カル可シ若シヨク満足ヲ得ルコトヲ得ハ是レ其人ノ幸福ナリ若シ満足スルコト能ハサルトキハ其心必ス動揺シテ安心スルコト能ハサルヘシ是ヲ以テ德義能ク修マリ行為ニ欠点ノ無キ人ハ心意自然ニ確乎安定ス可シト雖トモ平常悪意ヲ逞ウシ不善不良ノ行為ヲ為スモノハ益々其欠点ヲ聯念想起シテ甚タ不快ヲ惹起スルニ至ルモノナリ故ニ德育ノ大ニ心意ノ幸福ニ関係アルコト甚タ明了ナル可シ彼ノ死ニ臨ミ生前ノ行為経歴ヲ回想シテ若シ欠点アルトキハ心意益々脆弱ニナリテ神仏帰依ノ念ヲ起スヘク若シ更ニ欠点ナケレハ確信安心ス可シ所謂安心立命ト云フモノ是ナリ又實際上ノ事業ニ於テモ然リ自己ノ行為上更ニ不徳欠点ノコトアラザレハ毫モ躊躇スルコトナク断乎トシテ遂成スルヲ得ヘシ凡ソ人タルモノ其德育完美ノ必要ナルコト其レ此ノ如ク明ナリ且止タ之レノミナラス德育欠点ノ人即チ不徳不義ノ人ニシテ此世ヲ周旋支配スル間ハ其国真ノ開明ニ進歩スルコト能ハス又完全ノ独立ヲ維持スルコト能ハサル可シ嗚呼果シテ然ラハ德義実行ノコト豈癡寐顧念セサル可ケンヤ而シテ一国ノ德義実行ヲ完美ナラシムル所以ノ任ハ全ク教育家及宗教家等ニ在ルトキハ其者ノ責任実

ニ重且大ナリト謂ハサル可ケンヤ

完

『哲学館講義録』第一期第二級第二九号

(明治二二年一〇月一八日)

六三 哲学館専門科開設趣意〔明治二三年九月〕

哲学館ニ専門科ヲ設クル趣意

哲学館ハ明治二十年九月之ヲ創立シ帝國大学中ナル文科
大学ノ速成ヲ期シ併セテ東洋諸学ヲ講究スル目的ヲ以テ
学科ヲ組織シ爾來生徒ヲ教育シテ漸ク隆盛ヲ見ルニ至レ
リ已ニシテ愚生窃ニ時事ニ感スル所アリテ俄ニ欧米漫遊
ノ途ニ上リ年ヲ越エテ帰朝シ直チニ学制改良ニ従事シ且
ツ将来ノ目的ヲ定メ左記ノ如キ一文ヲ起草シテ広ク有志
ニ配布セリ

余欧米各国ヲ巡遊シテ且ツ感シ且ツ驚キシモノアリ即
チ各国ノ大学ハ勿論中学小学ニ至ル迄皆其國固有ノ学
ヲ以テ基本トシ之ヲ助クルニ他邦ノ学ヲ以テス其國ノ
学ヲ保護シ愛重スルコト此ノ如シ蓋シ其國固有ノ学ハ
一國ノ独立ヲ助クルニ必要ナル元素ヲ含有スルモノニ
シテ之ヲ愛護スルハ一國獨立ノ思想ヲ人心中心ニ維持ス
ルニ必要ナルニ由ル然ルニ顧テ我邦ヲ視ルニ未タ日本
固有ノ学ヲ基本トシテ立テタル大学アラス又之ヲ愛護

スルノ必要ヲ説クモノスラ甚タ少ナシ而シテ我邦ニハ
我邦固有ノ諸学アリ史学文学宗教学等はナリ之ヲ愛護
シ之ヲ専攻スル方法ヲ設クルハ日本從來ノ學問ヲ振起
スルニ必要ナルノミナラス日本ノ人心ヲ維持シ獨立ヲ
保存スルニ欠クヘカラサルモノナリ是ニ於テ日本主義
ノ大学ヲ設立スル必要起ル其大学ハ日本固有ノ諸学ヲ
基本トシテ之ヲ輔翼スルニ西洋ノ諸学ヲ以テシ其期ス
ル所日本学ノ獨立、日本人ノ獨立、日本國ノ獨立ヲ以
テセサルヘカラス此ノ如キ大学ニシテ始メテ真ノ日本
大学ト謂フヘシ然レトモ大学ノ事タル大業ナリ一朝ニ
創シテ一夕ニ成ルヘキニアラス漸次ニ其階梯ヲ起シ宜
ク大成ヲ數年ノ後二期スヘシ故ニ余ハ此哲学館ヲ以テ
其目的ヲ達スル階梯トシ今ヨリ漸ク其功ヲ積ミ他日ニ
至リテ堂々タル日本大学ノ一家ヲ落成セントス抑モ從
來本館ニテ教授スル学科ハ西洋東洋ノ両部アリテ東洋
部中ニハ日本学アリ支那学アリ印度学アリ(中略)支
那学及ヒ印度学ハ其名他邦ノ学ナルモ其実我邦ノ学ナ
リ唯我邦ノ學問中ニ日本在來ノモノト支那及ヒ印度傳
來ノモノトノ別アルノミ而シテ其所謂傳來ノモノハ其
初メテ日本ニ入りシヨリ以來千余年ヲ經過シ我邦在來
ノ文物ト共ニ成長シ共ニ發達シテ一種固有ノ日本性ヲ
帯ヒ此諸元相和シ相合シテ一種固有ノ國風民情ヲ化成

シ其学ノ今日印度支那ニアルモノト大ニ其性質ヲ異ニスルニ至レリ是レ実ニ日本固有ノ学ト謂ハサルヘカラス故ニ哲学館将来ノ目的ハ敢テ今日定ムル所ノ学科ノ制ヲ変スルニアラスト雖モ其主義トスル所日本主義ヲ取りテ一方ニハ日本国ノ独立ヲ維持シ一方ニハ日本固有ノ諸学ヲ愛護シ其学科中ノ東洋部ハ独リ日本固有ノ学即チ国学漢学仏学ヲ教授スルモノトシ漸次ニ歩ヲ進メテ他日日本大学ノ組織ヲ開カンコトヲ望ムナリ

以上ハ本館将来ノ目的ニシテ本年ヨリ之レニ着手シ先ツ資金十萬円ヲ募集シ他日其金額ノ満ツルヲ待チテ本館從來ノ学科ノ上ニ更ニ別表ノ如ク諸専門科ヲ設ケントス世間苟モ我邦固有ノ諸学ヲ愛護シ我邦独立ノ精神ヲ振起スルニ意アルモノハ愚生ノ微意ヲ贊助シ多少ノ資金ヲ寄附セラレンコト深く同感諸士ニ冀望スル所ナリ

明治二十三年九月 哲学館主 井上円了

『哲学館講義録』第三期第二年級第一号

(明治二十三年一月五日)

六四 哲学館の目的 (明治二六年四月)

哲学館の目的とする所は文科大学の速成を期し広く文学史学哲学を教授するにあるも就中教育家、宗教家の二者

を養成するにありて其方針とする所は教育の方は日本主義を取り宗教の方は仏教主義を取ることとなせり余か教育上日本主義を取る所以は我国は既に堂々たる独立国にして泰西諸邦の属国にあらず吾人は日本の国民にして欧米諸邦の臣民にあらず吾人既に日本国民たる以上は此国を維持せざるへからず此国を維持せんとするには日本固有の精神を保存せざるへからず故に余は当時我邦の諸高等学校の西洋主義を取れるに反対して日本主義を取り教授上に日本語を用ふるは申迄もなく教師も決して西洋人を用ひざることと定めり然れども方今は勅語一たひ下りて教育の方針一定するに至りしを以て殊更に日本主義を唱ふるの必要なし又宗教上仏教主義を取る所以は余か仏教活論序論に詳述せるか如く仏教は實際上我国固有の宗教となり一千有余年の間人心を支配し来りし者なれば若し仏教にして野蛮非理取るに足らず之を今日に伝ふべからざるにあらざる以上は日本国民たるもの之を信奉せざるへからざる義務を有するものなり況んや学理上仏教は真理として講すべきものあるに於ておや是れ余か仏教主義を取る所以なり

既に哲学館を創立して以来余自ら欧米各国の教学の実況を観察せんと欲し遠く泰西に遊ひ年を越えて帰朝し更に大に感ずる所ありて哲学館を改良し日本大学を開設せん

ことを計画せり是亦余か護国愛理の二大義務に關係する者にして教育と宗教との本原に遡りて其主義を明にせんと欲せば其国固有の学を専修する路を開き以て学問上根柢を確定せざるへからず我国固有の学は国学漢学仏学にして日本大学の目的は此三学の専門科を設くるにあり之を要するに余の教学に關する事業は大小種々あれとも總て護国愛理の二大目的を實行するに外ならざるなり

井上円了著『教育宗教關係論』序論、三〇—三二頁

(明治二六年四月二九日)

六五 哲学館漢学専修科開設趣意書

(明治二九年一月二日)

●漢学専修科開設趣意書

漢学の我に伝はるや尚し、而してその功效亦極めて大なり、凡そ修身齊家の道、朝章邦典の制より、日用の言語文章に至るまで皆斯学を以て根柢とせざるは莫し、維新以来泰西の諸学漸く隆なるも漢字を仮るにあらざれば之を普及する能はず、晩近国学大に興るも亦漢文を待たざれば独立すること難し、今より以後東洋の外交通商に關する政策の如きも亦漢学に依りて講究すべきもの多し、之を既往に尋ぬるも之を将来に徹するも、斯学の切要に

して一日も忽にすへからざること言を俟たず、然るに耆儒碩学年を追うて凋零するも後進の之に継ぐべきもの寥寥極めて少く、斯学の伝將に絶えんとす、是れ豈慨歎に勝ふへけんや、本館曾て将来の目的を定め国学漢学仏学三科の専門部を置き以て東洋大学科を組織せんことを期せり、而して国学は既に国学院の設けあり、仏学亦各宗大学林のあるあり、独り漢学に至りては未だ専門学校あるを聞かず、而して其の切要にして忽にすへからざるや又彼の如し、因て本館は漢学専修科を設け其の欠くる所を補ひ、併せて東洋大学科の端緒を開くと云爾、

附言 学科は漢文の外に和文を加ふるを以て、来る明治三十年四月施行の高等師範学校の国語漢文専修科入学試験の準備を為すことを得、又同月施行の文部省尋常中学尋常師範学校漢文科教員檢定試験の準備をなすことを得、

明治廿九年十二月

『東洋哲学』第三編第一号(明治三〇年一月二日)

六六 哲学館仏教専修科開講式井上円了演説

(明治三〇年四月八日)

仏教専修科開講式演説

哲学館主 井上円了

本館ノ目的タル東洋大学科ハ数年前ヨリ漸ク其開設ノ準備ニ着手シ茲ニ始メテ其端ヲ開クニ至リ、本年一月漢学専修科ノ開講式ヲ舉行シ、今日又仏教専修科ノ開講式ヲ舉行スルヲ得タリ、是レ全ク本館賛成諸君ノ東洋諸学ヲ愛念スルノ深キニ由ルト雖モ亦時運ノ然ラシムル所ナキニアラス、広ク世界ノ情勢ヲ察スルニ、今日ハ東洋ノ文化再興ノ運ニ当ルモノ、如シ、泰西諸邦ノ如キモ政治上、商業上皆東洋ニ其重キヲ置キ、學問上、宗教上亦皆東洋ニ其意ヲ注クニ至レリ、是ニ由テ之ヲ觀レハ第二十二世紀ノ文明ハ西洋ニアラスシテ東洋ニ其花ヲ開クト云フモ決シテ空想ニアラサルヲ知ル、果シテ然ラハ仏教ノ前途實ニ多望ナリト謂フヘシ、若シ世界ノ宗教ニ就キテ考フルニ古今東西其宗派幾種アルヲ知ラスト雖モ現今ノ社会ニ其勢力アルモノヲ挙クレハ仏教、耶穌教、回教、婆羅門教、猶太教、火教ノ六大教アリ、其中仏教、婆羅門教、火教ノ三者ハ人種上及教理上同胞兄弟ノ關係ヲ有シ、耶穌教、猶太教、回教ノ三者亦姉妹ノ關係ヲ有セリ、而シテ前者ニアリテハ仏教最モ多数ノ信徒ヲ有シ、後者ニアリテハ耶穌教最モ勢力アルコトハ皆人ノ知ル所ナリ、故ニ世界将来ノ宗教ハ此二大教ノ勝敗ニヨリテ定マルハ必然ノ勢ナルヘシ、然ルニ第二十二世紀ノ文運ハ東洋

ニ向テ進ミツ、アル以上ハ第二十二世紀ノ宗教ハ仏教ニ向テ其路ヲ啓キツ、アルヲ知ラサルヘカラス、是レ仏教ノ前途ノ多望ナル所以ナリ、然リ而シテ東洋仏教徒ノ現状ヲ察スルニ此多望ノ前途ヲシテ空シク失望ニ陥ラシムルノ恐ナキニアラス、印度支那ノ仏教徒ハ到底望ヲ属スヘカラス、独リ望ヲ属スヘキモノハ日本仏教徒ニアリト雖モ、今日ヨリ仏教ノ研究法ト仏徒ノ教育法トヲ改良スルニアラサレハ将来ノ隆盛ヲ期スヘカラス、蓋シ從來ノ研究法ハ儀式的ニシテ活用的ニアラス、秘伝的ニシテ普及的ニアラス、出世間的ニシテ世間的ニアラス、信仰的ニシテ討究的ニアラス、圧制的ニシテ自由的ニアラス、其仏徒ヲ教育スル法モ之ニ準シテ知ルヘシ、此ノ如キハ決シテ第二十二世紀ノ競争場裏ニ立チテ勝ヲ制スル所以ニアラス、故ニ今ヨリ後ハ儀式的、秘伝的、出世間的、信仰的、圧制的ノ方法ノ上ニ更ニ活用的、普及的、世間的、討究的、自由的ノ道ヲ開カサルヘカラス、是レ本館ニ於テ仏教専修科ヲ開設スルノ必要ヲ感シタル所以ニシテ、其目的ハ第二十二世紀ノ世界的仏教ノ準備ヲナサントスルニアレハ其任スル所重クシテ其期スル所大ナリト謂ハサルヘカラス、之ヲ要スルニ仏教専修科ノ期スル所ハ今ヨリ漸ク仏教ノ研究法並教育法ノ上ニ一大改良ヲ施シ第二十二世紀ニ於ケル仏教必勝ノ策ヲ講スルニアリ、果シテ然

ラハ仏教専修科ノ前途多望ニシテ其学生ノ前途亦多望ナリト謂フヘシ、此ニ其多望ナル所以ヲ述ヘテ、本館賛成ノ諸君ニ謝シ、且学生諸子ニ告ク、

村上專精『仏教倫理』一—三頁

六七 哲学館拡張予告案〔明治三六年五月二日〕

本年九月以後哲学館拡張諸件予告

- 一、本年九月ヨリ漸次ニ大学科開設ニ着手スルコト
- 一、従来ノ本科ヲ大学科中ニ入レ哲学館学科ヲ予科及大
学科ノ二部トスルコト
- 一、大学科ハ修業年限ヲ五ケ年トシ当分ハ三ケ年ノ課程
ニ止メ漸次資金ノ予定額(即二十万円乃至三十万円)
ニ達スルヲ待チ五ケ年ノ課程ヲ置クコト
- 一、五ケ年中初三ケ年ハ大学科中ノ普通科トシ後ノ二ケ
年ハ大学科中ノ専門科トスルコト
- 一、従来ノ学科ヲ大学科トスル上ハ大ニ学科ノ改正ヲ要
スルモ漸次(三)に改正スル方針ヲ取ルコト
- 一、名称改正ハ其筋ノ認可ヲ得ル等多少ノ手續ヲ要スル
ニ付以上ノ諸件ハ九月以後拡張方針ノ予告トシテ發
表スルコト

明治卅六年五月二日

六八 東洋学の再興と哲学館の由来

(明治四三年二月)

東洋大学附属図書館所藏

東洋学の再興と哲学館の由来

文学博士 井上円了

我国わがくにに東洋学とうやうがくの起りおこし由來ゆらいは、維新いしん以後いごの社会しゃかいの潮流たうりゅうに促うながされたものである。維新いしん前ぜんにあつては全国ぜんこく一般いぱんに攘夷論じやういろんが盛さかになつて、殆ど其極端ごくたんに走つた結果けつこ、後のちには輿論よろんが全く反対はんたいの方向ほうかうに走つて、日本固有にほんこいうの学問がくもんは勿論もちろん、衣食住いじきぢゆう日常にちじやうの事ことに至るまで總すべて西洋せいやうを取らねばならぬやうになつて来て、一も西洋せいやう、二も西洋せいやう、三も西洋せいやうといふ有様ありさまであつた。それで第一だいいちに仏教ぶつぎやうを排斥はいせきし、続ついで漢学わんがくを排斥はいせきし、美術びじゆつを排斥はいせきし、味噌みそや豆腐とうふに至るまで排斥はいせきされた時代じだいがあつた。これは社会しゃかいの潮流たうりゅうが極端ごくたんから極端ごくたんに走つた為ためであつて、維新前いしんぜんに攘夷論じやういろんの盛さかなりし反動はんどうである。

恣ある潮流たうりゅうの為ために日本にほん従来じゆらいの貴重きちゆうなる美術びじゆつはながれて外国がいこくに出でて、仏書漢籍ぶつしよわんせきの如ごときは二束三文にすくさんもんの反古はんこ値ちに売出かされて、經師屋きやうしやの下張したばりになるやうな有様ありさまであつた。斯かくして忠孝仁義ちゆうかうにぎぎの道みちも社会しゃかいから排斥はいせきされ、忠孝ちゆうかうは漢学者わんがくが

の嚙語のやうに思はれ、楠木正成の如きも権助同様に考へられた事もあつた。此西洋崇拜の必然の結果として、宗教も日本従來のものを捨て、西洋に行はれて居るものを採らねばならぬと云ふ輿論を見るに至つた。これが其当時耶穌教が蔓延するやうになつた理由である。婦人の如きも総べて西洋風に育て、舞踏までも教へなければならぬやうに考へられた。此西洋崇拜極端の潮流は明治初年より廿年頃まで続いて来たが、これやがて我国に於ける東洋学再興の機運となつたのである。

大体に就て云へば、総べて社会の潮流は極端から極端に走る傾向があつて、維新前の攘夷論が欧化主義の反動を起し、其欧化主義が翻つて東洋主義、国家主義、国粹主義の反動を起したのである。故に我国東洋学の再興は社会風潮の自然の所産である。若し其内容に就て考ふれば、帝国大学即ち其当時の東京大学文学部に於て東洋哲学科を置かれ、漢学仏教の講義を聞かれた事がある。續て文学部の附属として古典科を設けられ、其中に国書科、漢書科の二科を置かれた。此一事が西洋崇拜の潮流の中に在つて東洋学を産出する種子となつたのである。

然らば何故に東洋大学に於て斯様な東洋学を設くるに至つたかと尋ぬると、之れも亦矢張り西洋崇拜の影響と申して差支なからうと思ふ。其理由は当時西洋にあつて

東洋の学問を研究する事が流行し、印度学、支那学を彼国の大学に於て講義するやうになつたから、我国に於ても大学に東洋学を設けなければならぬと云ふ事に及んだのである。即ち西洋でも此の如くであるから、我国でも此くせねばならぬと云ふのは、矢張り西洋崇拜の主義と申さねばならぬ。

今一つ東洋学の再興を促したる原因は、日本固有の美術である。一時は全国一般に古來の美術を排斥し、書画古器物を捨て売り同様に西洋へ売渡したる事がある。併し其後、日本には一種特別の美術が発達してゐる、日本は東洋第一の美術国である、東洋の美術は独り日本に集つて居ると云ふ事が分り、これと同時に日本の美術を保存せねばならぬと云ふ論が起る而びならず、日本固有の学問も保存せねばならぬと云ふ事になつて来たのである。之れが又東洋学の再興を促す助となつたに違ない。而して此美術再興も矢張り西洋崇拜の結果たるを免れぬ。畢竟西洋人が日本の美術を賞め、米人フエノサ、ビゲロンの如き日本に来て我國の美術を取調べ、「何故に日本人は是る貴重な美術を放擲しとるか」との注意を与へ、又当時西洋を漫遊して帰つた人々が彼の国々で日本の美術を貴重せるを見て大に驚き、帰朝の後日本美術の保存方法を講じなければならぬと云ふ論も出て来たから

である。して見れば我國の古学の再興も美術の復活も皆これ西洋崇拜の主義より産出したに相違あるまい。けれども其実、物極れば元へ返る、月満つれば欠くるの道理で、西洋崇拜の反動なるに相違ない。既に社会の潮流がかゝる傾向になつたために、其潮流に促され、其傾向が動機となつて、吾輩の如きも同志と相談り東洋学専門の哲学館を開設するに至つたのである。

就中、東京大学に於て文学部の附属として古典科を置かれたるは、加藤博士の意見より出でたるものにして、同博士は我國固有の学問を何処までも保存せねばならぬと云ふ意見であつたために、哲学館を起すに就ては大に力を添へて下さつたのである。既に東京大学が日本の大学である以上は、其国固有の学問を文学部に附設して、西洋が本科、日本が附属科と云ふやうな有様なる事は、少しく見識ある者より見れば実に不都合なることと申さなければならぬ。併し當時の東京大学は、西洋を本として組織せられたるため、我國固有の学問を附属科にしたるは事情止むを得ざる訳であつた。併し我々が民間に獨立して学校を開設する以上は、東洋を主とし、西洋を客とし、日本を本科とし、欧米を附属科とする事は何等の支障も無き事なれば、吾輩の哲学館を立てたる本意は東洋を本とし、日本を主とするの方針であつた。これは当

時の東京大学の古典科より一転して一段の国家主義を發揮したものとして宜しからう。

今一つ参考せざるを得ざる事は、故鳥尾子爵の主唱せられし大道社である。此大道社も哲学館と稍や其意見を同じよし、殆ど同時に起つて一時は相方共に湯島の隣祥院内に設置してあつた。東洋主義、国家主義と云ふ点に於ては大道社も哲学館も同一であるけれども大道社の方は西洋学を探らずして神儒仏三道のみを探らうと云ふ狭隘主義であつた。又大道社の方は神儒仏の三道を以て日本の国教としようと云ふ方針であつた。これに反して哲学館の方針は東洋の学を主とし、西洋の学を客とし、彼我、主客を合せて研究する主義にして、而も国教など云ふ宗教主義でなく、単に学問研究の方面より将来東洋学を發揮しようと云ふ目的であつた。斯くして明治廿年九月に哲学館の開校式を挙行するに至つた。其翌年即ち明治廿一年春、拙者は欧米漫遊の途に上り、西洋各国に於ける東洋学の状態を取調べ、廿二年の夏帰朝し、西洋各国に於ける東洋学流行の状態を報告し、合せて東洋学を進歩せしむるは一に我日本の責任である事を唱へ、哲学館將來の目的は東洋大学を開設するにあると云ふ事を發表した。其翌年即ち明治廿三年に教育勅語の煥発せられたのを好機として、全国に向つて哲学館將來の目

的たる東洋大学開設の主旨を報道したいと思ひ、全国遊説に着手致した次第である。即ち明治廿三年十一月二日より廿七年まで全国を一週して此主旨を演述し、其結果多少の基本金も積立つる事が出来た。

哲学館創立当時より本館擴張の爲めに加藤博士の力を添へて下されたるは一方ならず、又全国に向つて基本金を募集するに當つては、故勝海舟伯の厚意を荷うた事を募集するに當つては、故に此両君は哲学館の恩人と申して宜しい。此くして年一年發展し来りたる哲学館は愈々其当初の目的たる東洋学、就中漢学仏学を専攻する運びになり、明治三十七年に大学を公称する許可を得、更に三十九年に財団法人を設置すると同時に東洋大学と改称するに至りたる次第である。

『修身』第七卷第二号（明治四三年二月一日）

第二節 規則

六九 私立哲学館館内員規則（明治二二年八月）

● 館内員規則

第一条 本館ハ哲学諸科（史学文学宗教学共）教授スル所トス

第二条 教授ハスヘテ邦語講義ヲ以テス

第三条 学科ハ普通高等ノ二科トシ普通一年高等二年都合三年ヲ以テ全科卒業ノ期限ト定ム

第四条 学年ハ毎年九月十六日ニ始リ翌年七月十五日ニ終リ總シテ十个月間トシ之ヲ前中後ノ三期ニ分ツ前学期ハ九月十六日ヨリ十二月二十五日ニ至リ中学期ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ後学期ハ四月八日ヨリ七月十五日ニ至ル

第五条 生徒ノ志願ニ由リ毎学年ノ終リニ試業ヲ施行ス

但受験志願人ハ受験料トシテ金五拾銭ヲ納ムベシ

第六条 毎学年ノ試業ニ及第ノ者ハ修業証書ヲ授与シ
 三学年ノ終リニ尚特別試験ノ上卒業証書ヲ授与ス

但普通科ノ修業証書ナキ者ハ卒業証書ヲ附与セズ

第七条 試業ヲ経ザル者ニハ聴講証書ヲ授与ス
 第八条 高等科在学ノ者ニシテ普通科ノ修業証書ヲ得

ント欲スル者ハ試業ノ上之ヲ授与ス

但聴講証書ハ之ヲ附与スルモ妨ケナシ

第九条 入学期日ハ毎年九月トス

但シ時期ニヨリ臨時入学ヲ許スコトアル

ベシ

第十条 入学志願者ハ入学証書及学業履歴書ヲ出スベシ

第十一条 入学証書ハ左ノ書式ニ準シ東京住居ノ父兄若クハ世話人ニテ身元確實ナル者ヲ以テ保証人トナスベシ

入学証(用紙美濃沓紙印紙貼用)

何府県何郡何町村何番地華土族平民

何 之 年 月 誰

何区何町何番地何某方

右者今般御館へ入学相願候上ハ御館規則等堅ク為相守可申ハ勿論本人ニ関スル事件ハ一切拙者引受可申候若シ退学ノ節ハ拙者罷出ルカ又ハ証書ヲ以テ御断可申候仍而証書如件

宿 所

族 籍

年 月 日 保 証 人 何 之 誰 印

哲 学 館 御 中

第十二条 入学スルモノハ束脩沓円五十銭ヲ納ムベシ

第十三条 月謝ハ金八十銭トス

但シ出席ノ多少ニ係ラス毎月ノ初三日以

内ニ納ムベシ

第十四条 講義録ヲ購読セント欲スル者ハ毎月金二十銭ヲ納ムベシ

ヲ納ムベシ

第十五条 毎月館内雑費トシテ金十銭ヲ納ムベシ

第十六条 毎月三日以内ニ納金ナキモノハ取調ノ上其人

名ヲ教場ニ掲示シ掲示ノ上一週間以内ニ納金ナキモノハ保証人呼立ノ上督促ニ及ブベシ

第十七条 十五日以後ニ入学シタルモノハ其月ニ限り月謝半額ヲ納ムヘシ

謝半額ヲ納ムヘシ

但シ館費ハ全額トス

第十八条 無断欠席二个月以上ニ及ブモノ及欠席ノ断ヲ

ナスト雖半年以上出席セザルモノハ退学ト

見做シ除名スベシ

第十九条 一旦退学シテ再ヒ入学ヲ請フトキハ入学ノ手

続ヲ経ベシ

第二十条 無断ニシテ欠席月余ニ至ルモ当額ノ月謝館費

ヲ納ムベシ

第二十一条 休業日ハ大祭祝日日曜日夏期休業(七月十

六日より九月十五日ニ至ル)冬期休業(十

二月二十六日より翌年一月七日ニ至ル)春

期休業（四月一日ヨリ七日ニ至ル）トス
第二十二條 毎日出席ノ節ハ必ず其入口ニ掲ゲタル名札ヲ取り外ツスベシ

第二十三條 脩学者ノ便ヲ計リ館内ニ寄宿舎ヲ設ケ有志ノモノニ寄宿脩学セシム

第二十四條 本館ヲ永遠ニ保存シ本館設立ノ主義精神ヲ同志ノ間ニ持統スル為メニ館友ノ制ヲ設ク

（館友規則ハ講義録第二十二号ニ登載ス）

『哲学館講義録』第二期第一号第三号

（明治二十二年八月三〇日）

七〇 私立哲学館館内員規則（明治二十五年一月）

●館内員規則

第一條 本館ハ哲学諸科（史学文学教育学宗教学共）ヲ

教授スル所トス

第二條 教授ハスヘテ邦語講義ヲ以テス

第三條 学科ハ普通高等ノ二科トシ普通一年高等二年都合三年ヲ以テ全科卒業ノ期限ト定ム

第四條 学年ハ毎年九月十六日ニ始リ翌年七月十五日ニ

終リ總シテ十个月間トシ之ヲ前中後ノ三学期ニ分ツ前学期ハ九月十六日ヨリ十二月二十五日ニ至リ中学期ハ

一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ後学期ハ四月八日ヨリ七月十五日ニ至ル

第五條 生徒ノ願ニ由リ毎学年ノ終リニ試験ヲ施行ス其節受験志願人ハ受験料トシテ金五十錢ヲ納ムベシ

第六條 毎学年ノ試験ニ及第ノ者ニハ修業証書ヲ授与シ三年ノ終リニ尚特別試験ノ上得業証書ヲ授与ス

但三年ノ修業証書ナキ者ニハ得業証書ヲ授与セズ

第七條 全科ノ試験ヲ受ケサルモ撰科ノ試験ヲ受ケタル者ニハ撰科証書ヲ授与シ全ク試験ヲ受ケザル者ニハ聴

講証書ヲ授与ス

第八條 滿二年間在学セルモノニシテ其成績^{（續）}特別優等ナルトキハ其未タ聴講セサル学科ノ試験ヲ願出ツルコトヲ得ベシ

第九條 入学期日ハ毎年九月トス

但シ時宜ニヨリ臨時入学ヲ許スコトアルベシ

第十條 入学志願者ハ入学証書及学業履歴書ヲ差出スベシ

第十一條 入学証書ハ左ノ書式ニ準シ東京市住居ノ父兄

若クハ世話人ニテ身元確實ナル者ヲ以テ保証トナスベシ
〔次頁につづく〕

入学証 (用紙美濃)

何府県何郡何町村何番地華士族平民

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

何 年 月 日 生

一 錢
印 紙

右者今般御館へ入学相願候上ハ御館規則等堅ク為相守可申ハ勿論本人ニ関スル事件ハ一切拙者引受可申候
若シ退学ノ節ハ拙者罷出ルカ又ハ証書ヲ以テ御断可申候仍而証書如件

宿 所

族 籍

保 証 人

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

哲学館御中

年 月 日

第十二条 入学スルモノハ束脩金一円五十銭ヲ納ム可シ

第一項 館外員ヨリ館内員ニ転スルモノハ束脩金壹

円トス

第二項 特別館賓ノ子弟及館賓館友ニシテ館内員タ

ラント欲スルモノハ別ニ束脩ヲ要セス

第十三条 月謝ハ金八拾錢トス

但毎月ノ初三日以内ニ納ム可シ

第十四条 毎月館費トシテ金拾錢ヲ納ム可シ

但月謝ト同時ニ納ムモノトス

第十五条 講義録ヲ購読セント欲スルモノハ毎月一回金

貳拾錢ヲ納ムベシ

但購読料ハ月謝館費ト同時若クハ其後ニ納ムルモノ
トス若シ月謝館費ヲ納メサルモノ及毎号壹冊以上望

ノモノハ一冊ニ付金八錢ツ、納ムルヲ要ス

第十六条 既納ノ束脩月謝館費ハ返還セサルモノトス

第十七条 月謝館費ハ数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナ

シ

第十八条 毎月三日以内ニ納金ナキモノハ取調ノ上其人

名ヲ揭示場ニ揭示シ揭示ノ上一週間以内ニ納金ナキモ

ノハ保証人呼立ノ上督促ニ及フヘシ尚ホ納金ナキトキ

ハ教場ニ受業停止ヲ揭示スベシ

第十九条 十五日以後ニ入学シタルモノハ其月ニ限り月

謝半額トス

但館費ハ全額ヲ納ムベシ

第二十条 入学後ハ翌月ヨリ一日タリトモ授業ヲ受クル
モノハ其月ノ月謝館費全額ヲ納ムヘシ

第二十一条 無断ニシテ欠席月余ニ至ルモ当額ノ月謝館費ヲ納ムベシ

第二十二条 無断欠席二ヶ月以上ニ及フモノ及欠席ノ断ヲナスト雖モ半ヶ年以上出席セサルモノハ退学ト見做シ除名スベシ

第二十三条 一旦退学シテ再ヒ入学ヲ請フモノハ更ニ入学ノ手續ヲ経ベシ

第二十四条 休業日ハ大祭日祝日日曜夏期休業(七月十六日ヨリ九月十五日ニ至ル)冬期休業(十二月廿六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル)春期休業(四月一日ヨリ七日ニ至ル)トス

第二十五条 毎日聴講ノ節ハ袴若クハ洋服ヲ着クベシ但僧分ハ其宗ノ法衣ヲ用フルモ妨ケナシ

第二十六条 毎年一二回生徒ノ勤惰表ヲ作り其父兄若クハ保証人ニ通知シ毎月ノ勤惰表ハ講義録記事欄内ニ揭示スベシ

第二十七条 英学兼修志願ノモノハ本館構内ニ開設セル郁文館英学専修科ニ就テ研修スルノ便ヲ設ク但兼修者ハ郁文館ニ於テ特別ニ月謝金五十銭館費金

五銭ニ減額ス

第二十八条 修学ノ便ヲ計リ館内ニ寄宿舎ヲ設ケ有志ノモノニ寄宿修学セシム

第二十九条 満一年以上在学ノ者ニシテ金壹円ヲ納ムルトキハ館友トナスヘシ

『哲学館専門科廿四年度報告』(『天則』第四編)

第六号号外、明治二五年一月一日)

七一 私立哲学館館内員規則

(明治二六年七月改正)

●館内員規則

第一条 本館ハ東西両洋ノ哲学、史学、文学、教育学、

宗教学、等ヲ教授スル所トス

第二条 教授ハスヘテ邦語講義ヲ以テス

第三条 学科ハ第一年級第二年級第三年級都合三年ヲ以テ全科卒業ノ期限ト定ム

第四条 学年ハ毎年九月十六日ニ始リ翌年七月十五日ニ

終リ総シテ十个月間トシ之ヲ前中後ノ三学期ニ分ツ前

学期ハ九月十六日ヨリ十二月二十五日ニ至リ中期ハ

一月八日ヨリ四月二日ニ至リ後学期ハ四月九日ヨリ七

月十五日ニ至ル

第五条 生徒ノ願ニ由リ毎学年ノ終リニ試験ヲ施行ス

第六条 毎学年ノ試験ニ及第ノ者ニハ修業証書ヲ授与シ
三年ノ修業証書ヲ有シ各学年ノ修正試験ヲ経タル者

ニハ得業証書ヲ授与ス

第七条 全科ノ試験ヲ受ケサルモ撰科ノ試験ヲ受ケタル者ニハ撰科証書ヲ授与シ全ク試験ヲ受ケザル者ニハ聴講証書ヲ授与ス

第八条 満二年間在学セルモノニシテ其成績^(積)特別優等ナルトキハ其未タ聴講セサル学科ノ試験ヲ願出ツルコトヲ得ヘシ

第九条 入学期日ハ毎年九月トス

但シ時宜ニヨリ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十条 入学志願者ハ入学証書及学業履歴書ヲ差出スヘシ

第十一条 入学証書ハ左ノ書式ニ準シ東京住居ノ父兄若クハ世話人ニテ身元確實ナル者ヲ以テ保証人トナスヘシ

但特別館賓ノ子弟ハ其父兄ノ証書アレハ別ニ在京ノ保証人ヲ要セス

入学証 (用紙美濃)

何府県何郡何町村何番地華士族平民

戸主若クハ何之誰子弟

何之誰

年月日生

一 銭
印 紙

何区何町何番地何某方止宿

右者今般御館へ入学相願候上ハ御館規則等堅ク為相守可申ハ勿論本人ニ関スル事件ハ一切拙者引受可申候

若シ退学ノ節ハ拙者罷出ルカ又ハ証書ヲ以テ御断可申候仍而証書如件

宿 所 族 籍

年 月 日

保 証 人 何

之 誰 年月日生

哲 学 館 御 中

第十二条 入学スルモノハ束修金壹円五拾銭ヲ納ムヘシ

但九月十五日迄ニ第一年級へ入学スルモノニ限り束脩壹円トス

外員束修ヲ差引其余分ヲ納ムヘシ

第二項 特別館賓ノ子弟及館賓館友ニシテ館内員タルント欲スルモノハ別ニ束修ヲ要セス

第十三条 月謝金九拾銭館費拾五銭トシ毎月ノ初三日以

第一項 館外員ヨリ館内員ニ転スルモノハ既納ノ館

館外員ヨリ館内員ニ転スルモノハ既納ノ館

内ニ同時ニ納ムシム

第十四条 学年試験志願ノ者ハ受験料トシテ金五拾錢ヲ納ムヘシ

第十五条 既納ノ束修月謝館費ハ返還セサルモノトス

第十六条 月謝館費ハ数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ

第十七条 毎月三日以内ニ納金ナキモノハ取調ノ上其人

名ヲ揭示場ニ揭示シ揭示ノ上一週間以内ニ納金ナキモノハ保証人呼立ノ上督促ニ及ヒ若クハ国元ヘ其趣ヲ通知スヘシ尚ホ納金ナキトキハ教場ニ受業停止ヲ揭示スヘシ

第十八条 十五日以後ニ入学シタルモノハ其月ニ限り月

謝半額トス

但館費ハ全額ヲ納ムヘシ

第十九条 入学ノ翌月ヨリ一日タリトモ授業ヲ受ル者ハ

其月ノ月謝館費全額ヲ納ムヘシ

第二十条 無断ニシテ欠席月余ニ亘ルモ当額ノ月謝館費

ヲ納ムヘシ

第二十一条 無断欠席二ヶ月以上ニ及フモノ及欠席ノ断

ヲナスト雖モ半ヶ年以上出席セサルモノハ退学ト見做シ除名スヘシ

第二十二条 一旦退学シテ再ヒ入学ヲ請フモノハ更ニ入

学ノ手續ヲ經ヘシ

第二十三条 休業日ハ大祭祝日日曜日夏期休業（七月十

六日ヨリ九月十五日ニ至ル）冬期休業（十二月廿六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル）春期休業（四月三日ヨリ八月ニ至ル）トス

第二十四条 月謝館費ヲ納メタルモノニハ本館発行ノ雑誌ヲ無料ニテ配附スヘシ

第二十五条 毎年一二回館内員ノ勤惰表ヲ作り其父兄若クハ保証人ニ通知シ毎月ノ勤惰表ハ講義録記事欄ニ

揭示スヘシ

第二十六条 英学兼修志願ノモノハ本館構内ニ別立セル

郁文館英学専修科ニ就テ研修スルノ便ヲ設ク

但兼修者ハ郁文館ニ於テ特別ニ月謝金五拾錢館費金

五錢ニ減額ス

第二十七条 修学者ノ便ヲ計リ館内ニ寄宿舎ヲ設ケ有志

ノモノニ寄宿修学セシム

第二十八条 滿一年以上在学ノ者ニシテ金壹円ヲ納ムル

トキハ館友トシ八円ヲ納ムルトキハ館賓トスヘシ

（附則）本館ハ教科書ヲ定メサルヲ以テ講義ノ必要ナルモノハ之ヲ筆記シテ講義録ニ掲ケ以テ参考ノ便ニ供ス若シ館内員ニシテ講義録ヲ欲スルモノハ毎月

一回金式拾錢ヲ納ムヘシ

但講義録料八月謝館費ト同時若クハ其後ニ納ムルモノトス若シ月謝館費ヲ納メサルモノ及毎号巻冊以上望ノ者ハ一ヶ月金二十四錢ツ、納ムルヲ要ス

『哲学館規則 明治廿六年七月改正』

七二 私立哲学館館内員規則

〔明治三〇年八月改定〕

●本館正科及
専修科館内員規則卅年八月定之
九月以後実行

館内員心得〔略〕

第一条 本館学科ハ正科専修科ノ二部ヨリ成リ正科ハ中
学科(予科)高等科(本科)ノ二部ヨリ成リ高等科ハ
教育学部宗教学部ノ二門ニ分レ専修科ハ漢学科仏教科
ノ二門ニ分レ入学者ハ随意ノ学部ヲ選ムコトヲ得

(一) 中学校ハ文部省所定ノ尋常中学ノ学科ニ本キ普通学ノ大要ヲ授ケ併セテ本科(高等科)ニ入ルノ準備ヲナサシム

(二) 高等科教育学部ハ高等師範学校文科ニ摸準シ帝國大学文科ヲ参酌シ専ラ教育家必須ノ科目ヲ選ミテ学科ヲ組織ス故ニ其学科ハ文部省教員檢定試験準備及公私小学中学教員講習其他文学史哲学ノ

専修ニ適ス

(三) 高等科宗教学部ハ帝国大学文科ニ摸準シ泰西大
学宗教部ヲ参酌シテ学科ヲ組織ス故ニ其学科ハ宗
教家ニシテ高等ノ學術ヲ研究セント欲スル者ノ実
修ニ適ス

(四) 漢学専修科ハ本館所定ノ東洋大学科ノ準備トシ
テ之ヲ設ケ漢文ノ外ニ和文ヲ加ヘ専ラ漢学ヲ修メ
ント欲スルモノヲ教授シ傍ラ高等師範学校ノ国語
漢文専修科入学試験ノ準備及文部省尋常中学尋常
師範学校漢文科教員檢定試験ノ準備ヲナサシム

(五) 仏教専修科ハ本館所定ノ東洋大学科ノ準備トシ
テ之ヲ設ケ僧俗ヲ問ハズ宗派ヲ論セズ広く世間ノ
仏学研修ニ志アル者ニ俱舎唯識華嚴天台ノ学説ヲ
主トシ併セテ諸宗ノ教理ヲ兼修セシム

第二条 本館ニ在学聴講スル者ヲ館内員ト称シ館外ニア
リテ本館発行ノ講義録ヲ読修スル者ヲ館外員ト称ス
(但中学校館外員ハ一名中学講習会員ト称ス)

第三条 正科学年ハ中学校一年高等科二年都合三年ヲ以
テ全科修業ノ期限ト定メ専修科ハ在学二年ヲ以テ全科
聴講ノ期限ト定ム

第四条 毎年七月上旬、九月中旬、十月中旬(臨時)、十
二月下旬、三月下旬(臨時)、本科(高等科)ノ入学試

験ヲ施行ス尤モ中学科及専修科ハ他ニ差支ナキ限りニ於テハ何時ニテモ無試験ニテ入学ヲ許ス

但シ尋常中学及尋常師範学校卒業ノ者、若クハ之ニ準スル公私立学校ヲ卒業シタル者高等小学正教員タル者本館発行ノ本科講義録ヲ二ケ年以上通読シ館外員試験ヲ経テ七科以上ノ証明ヲ有スル者ニハ無試験ニテ直チニ本科ニ入ルヲ許ス

第五条 本科ノ入学試験ニ応セント欲スル者ハ其期日一週間前ニ受験願書(用紙半紙)及学業履歴書(用紙半紙)ト共ニ入学受験料ヲ納ムヘシ若シ試験ヲ経スシテ本科ニ入ル者及中学科若クハ専修科へ入学スル者ハ入

学願書ニ添テ学業履歴書(共ニ用紙ハ半紙)ヲ差出シ且ツ受験料ノ代リニ束脩ヲ納ムヘシ(受験料及束脩ハ第八条ヲ見ヨ)

第六条 正式ノ試験ヲ受ケズ選科試験ヲ以テ本科へ入学スル者ヲ員外生トス員外生入学手續ハ第五条ニ同シ

第七条 入学願書ト同時(受験入学者ハ入学ノ許可ヲ得タル後一週間以内)ニ一般ニ左ノ書式ニ準シ東京市内ニ一家計ヲ立ツル者ニシテ身元確實ナル者ヲ保証人ト立テタル入学証書ヲ差出スヘシ

但シ館賓及特別館賓ノ子弟ハ其父兄ノ証書アレハ別ニ在京ノ保証人ヲ要セス

入学証(用紙美濃)

印紙	一 銭		
年 月 日	哲 学 館 御 中	何 科 何 学 部	何 府 県 何 郡 何 町 村 何 番 地 華 士 族 平 民
年 月 日	保 証 人	何 之 誰	戸 主 若 ク ハ 何 之 誰 子 弟
年 月 日	何 之 誰	何 之 誰	何 区 何 町 何 番 地 某 方 止 宿
年 月 日	何 之 誰	何 之 誰	右 者 今 般 御 館 へ 入 学 相 願 候 上 へ 御 館 規 則 等 堅 ク 為 相 守 可 申 へ 勿 論 本 人 二 関 ス ル 事 件 一 切 拙 者 引 受 可 申 候 若 シ 退 学 ノ 節 へ 拙 者 罷 出 ル カ 又 ハ 証 書 ヲ 以 テ 御 断 可 申 候 仍 而 証 書 如 件
年 月 日	何 之 誰	何 之 誰	東 京 市 何 区 何 町 何 番 地 華 士 族 平 民

第八条 入学者ハ左ノ条項ノ外ハ一般ニ束脩(若クハ入学受験料)金壹円ヲ納ムヘシ

第一項 毎年七月ヨリ九月十五日迄ノ間ニ正科へ入学スル者及十二月一日ヨリ一月十五日迄ニ漢学専

修科へ入学スル者若クハ三月一日ヨリ四月十五日迄ニ仏教専修科へ入学スル者ハ金五十銭ニ減ス

第二項 館外員ヨリ館内員ニ転スル者ハ既納ノ館外員束脩ヲ差引其余分ヲ納ムヘシ

第三項 特別館賓ノ子弟若クハ館賓館友ニシテ館内員タラント欲スルモノハ別ニ束脩(若クハ入学受

験料)ヲ要セス

第九条 学年中ハ月謝金壹円館費金十銭毎月ノ初三日以

内ニ同時ニ納メシム

但正科ト専修科ヲ兼脩スル者ハ当分月謝金壹円四十銭

館費拾五銭トス若シ本人ノ都合ニヨリ一科ヲ欠席ス

ルコトアルモ必ス全額ヲ納ムベシ

第十条 正科学年ハ毎年九月十六日ニ始リ翌年七月十五日ニ終リ総シテ十ヶ月間トシ之ヲ前中後ノ三学期ニ分

ツ前学期ハ九月十六日ヨリ十二月二十四日ニ至リ中学

期ハ一月八日ヨリ三月卅一日ニ至リ後学期ハ四月八日

ヨリ七月十五日ニ至ル漢学専修科学年ハ一月十六日ヨ

リ十二月二十四日ニ至リ仏教専修科学年ハ四月八日ヨ

リ三月廿日ニ至ル之ヲ三学期ニ分ツコトハ正科ノ学年

ニ準ス

第十一条 在学生徒ノ願ニ由リ毎学年ノ終リニ学年試験

ヲ施行ス

但学年中出席数少ナキモノニハ其願ヲ許サ、ルコトアルヘシ

第十二条 予科試験ニ合格ノ者ニハ中学科卒業証書ヲ授

与シ本科各学年ノ試験ニ合格ノ者ニハ修業証書ヲ授与

シ両学年ノ修業証書ヲ有スル者ニハ得業証書ヲ授与ス

専修科モ各学年ノ試験ニ合格ノ者ニハ修業証書ヲ授与

シ両学年ノ修業証書ヲ有スル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第十三条 全科ノ試験ヲ受ケサルモ選科ノ試験ヲ受ケタ

ル者ニハ選科証書ヲ授与シ全ク試験ヲ受ケサルモ其学

年間出席聴講シタル者ニハ願ニ由リ聴講証書ヲ授与ス

第十四条 学年試験ノ志願者ハ受験料トシテ金五十銭ヲ

納ムヘシ

第十五条 既納ノ束脩受験料月謝館費ハ返還セサルモノ

トス

第十六条 月謝館費ハ数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ナシ

第十七条 毎月三日以内ニ納金ナキモノハ取調ノ上其人

名ヲ揭示場ニ揭示シ揭示ノ上一週間以内ニ納金ナキモ

ノハ保証人呼出ノ上督促ニ及ヒ若クハ国元ヘ其趣ヲ通

知スヘシ尚ホ納金ナキトキハ教場ニ受業停止ヲ揭示ス

ヘシ

第十八条 十五日以後ニ入学シタルモノハ其月ニ限り月

謝半額トス

但館費ハ全額ヲ納ムヘシ

第十九条 入学ノ翌月ヨリ一日タリトモ授業ヲ受ケタル者ハ其月ノ月謝館費全額ヲ納ムヘシ

第二十条 無断ニシテ欠席月余ニ亘ルモ当額ノ月謝館費ヲ納ムヘシ

第二十一条 無断欠席二ヶ月以上ニ及フモノ及欠席ノ断ヲナスト雖モ半ヶ年以上出席セサルモノハ退学ト見做シ除名スヘシ

第二十二条 一旦退学シテ再ヒ入学ヲ請フモノハ更ニ入学ノ手續ヲ經ヘシ

第二十三条 休業日ハ大祭祝日曜日夏期休業(七月十六日ヨリ九月十五日ニ至ル)冬期休業(十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル)春期休業(四月一日ヨリ七日ニ至ル)及十月二十七日(孔子誕生日)十一月十三日(本館記念日)四月八日(釈迦誕生日)トス

第二十四条 毎月既ニ月謝館費ヲ納メタル者ニハ本館発行ノ講義録一ヶ月分金二十銭ニテ渡スベシ

但毎月謝館費ヲ納メザル者或ハ毎号一部以上望ノ者ハ館内生ニ限り一ヶ月金二十四銭ノ割合ニテ納ムベシ

第二十五条 毎年一二回館内員ノ勤惰表ヲ作り其父兄若クハ保証人ニ通知シ每学期ノ勤惰表ハ講義録記事欄内

ニ揭示スヘシ

第二十六条 英学科ハ予科及本科中ニ之ヲ設クルモ在學生ノ学力ニ応シテ別ニ其級ヲ定メ之ヲ授ク

第二十七条 修学ノ便ヲ計リ館内ニ寄宿舎ヲ設ケ望ノモノニ寄宿ヲ許ス

第二十八条 滿一年以上在学ノ者ニシテ金壹円ヲ納ムルトキハ館友トシ八円ヲ納ムルトキハ館賓トスベシ

第二十九条 本科得業ノ上尚本科ニ在学聴講スルモノハ研究生トシ本科各級全科ヲ聴講シタル者ニシテ得業証書ヲ有セザルモノハ員外研究生トス

第三十条 研究生ニシテ一学年間出席聴講シテ論文ヲ提出スルトキハ之ニ対スル証明書ヲ授与シ二年間出席聴講シテ論文ヲ提出スルトキハ本人ノ請求ニヨリ臨時試験ノ上研究科修了ノ証明書ヲ授与スベシ

第三十一条 研究生ニシテ館友トナリタル者及員外研究生ニシテ館賓トナリタル者ハ館費ヲ納ムルヲ要スルモ月謝ヲ納ムルヲ要セズ然ラザル者ハ月謝並ニ館費ヲ納ムベシ

但研究生ニシテ専修科ヲ聴講スル者ハ一般ニ月謝並ニ館費ヲ納ムルヲ要ス

第三十二条 本館館賓館友及講義録二年間ノ通読証書ヲ有スル者ハ三ヶ月間ヲ限り本科ノ聴講ヲ許ス之ヲ聴講

生卜名ク

第三十三條 聴講生ハ別ニ束修ヲ納ムルヲ要セズ其代リ
ニ三ヶ月間ノ聴講料ヲ金三円三十錢トシテ之ヲ一時ニ
前納スルヲ要ス若シ滿期ニ達シ尙ホ引続キ聴講セント
欲スル者ハ更ニ三ヶ月間ノ聴講料ヲ前納スルヲ要ス
但既納ノ聴講料ハ其期限内ノ出席數ノ多寡ニ応ジテ
割引返還ヲナサス

(備考) 本館ハ教科書ヲ定メサルヲ以テ講義ノ必要
ナルモノハ之ヲ筆記シテ講義録ニ掲ゲ以テ參考ノ
便ニ供ス

『哲学館規則』(明治三〇年九月)

七三 私立哲学館館内員規則

(明治三一年八月改定)

●本館正科及
專修科館内員規則廿一年八月定之
九月以後実行

館内員心得〔略〕

第一条 本館学科ハ正科專修科ノ二部ヨリ成リ正科ハ中
学科(予科)高等科(本科)ノ二部ヨリ成リ高等科ハ
教育学部宗教学部ノ二門ニ分レ專修科ハ漢学科仏教科
ノ二門ニ分レ入学者ハ随意ノ学部ヲ選ムコトヲ得

(一) 中学科ハ文部省所定ノ尋常中学ノ学科ニ本キ普
通学ノ大要ヲ授ケ併セテ本科(高等科)ニ入ルノ
準備ヲナサシム

(二) 高等科教育学部ハ高等師範学校文科ニ摸準シ帝
国大学文科ヲ参酌シ専ラ教育家必須ノ科目ヲ選ミ
テ学科ヲ組織ス故ニ其学科ハ文部省教員檢定試験
ノ準備及公私小学中学教員ノ講習其他文学史学哲
学ノ専修ニ適スルモノトス

(三) 高等科宗教学部ハ帝国大学文科ニ摸準シ泰西大
学宗教部ヲ参酌シテ学科ヲ組織ス故ニ其学科ハ宗
教家ニシテ高等ノ學術ヲ研究セント欲スル者ノ実
修ニ適スルモノトス

(四) 漢学專修科ハ本館所定ノ東洋大学科ノ準備トシ
テ之ヲ設ケ漢文ノ外ニ和文ヲ加ヘ専ラ漢学ヲ修メ
ント欲スルモノヲ教授シ傍ラ高等師範学校ノ国語
漢文專修科入学試験ノ準備及文部省尋常中学尋常
師範学校漢文科教員檢定試験ノ準備ヲナサシム

(五) 仏教專修科ハ本館所定ノ東洋大学科ノ準備トシ
テ之ヲ設ケ僧俗ヲ問ハズ宗派ヲ論セズ広ク世間ノ
仏学研修ニ志アル者ニ俱含唯識華嚴天台ノ学说ヲ
主トシ併セテ諸宗ノ教理ヲ兼修セシム

第二条 本館ニ在学シテ聴講スル者ヲ館内員ト称シ館外

ニアリテ本館発行ノ講義録ヲ読修スル者ヲ館外員ト称ス(但中学科館外員ハ一名中学講習會員ト称ス)

第三条 正科学年ハ中学科一年高等科二年都合三年ヲ以テ全科修業ノ期限ト定メ専修科ハ在学二年ヲ以テ全科聴講ノ期限ト定ム

第四条 毎年七月上旬、九月中旬、十月中旬(臨時)、十二月下旬、本科(高等科)ノ入学試験ヲ施行ス尤モ中学科及専修科ハ学業履歴ニ就テ聴講差支ナシト認ムルトキハ何時ニテモ無試験ニテ入学ヲ許ス

但シ尋常中学及尋常師範学校卒業ノ者、若クハ之ニ準スル公私立学校ヲ卒業シタル者及高等小学正教員タル者ハ無試験ニテ直チニ本科ニ入ルコトヲ許シ本館発行ノ本科講義録ヲ二ケ年以上通読シ館外員試験ヲ經テ七科以上ノ証明ヲ有スル者ハ英語ノ一科ヲ試験シテ本科ニ入ルヲ許ス又公私立学校ニテ英語ヲ修メザリシモノハ員外生ニ編入シ追テ英語ノ試験ヲ經タル後ニ本級生ニ編入スベシ

第五条 本科ノ入学試験ニ応セント欲スル者ハ其期日一週間前ニ受験願書(用紙半紙)及学業履歴書(用紙半紙)ト共ニ入学受験料ヲ納ムヘシ若シ試験ヲ經ズシテ本科ニ入ル者及中学科若クハ専修科へ入学スル者ハ入学願書ニ添テ学業履歴書(共ニ用紙ハ半紙)ヲ差出シ

且ツ受験料ノ代リニ束脩ヲ納ムヘシ(受験料及束脩ハ第八条ヲ見ヨ)

第六条 正式ノ試験ヲ受ケズ選科試験ヲ以テ本科へ入学スル者ヲ員外生トス員外生入学手續ハ第五条ニ同シ

第七条 入学願書ト同時(受験入学者ハ入学ノ許可ヲ得タル後一週間以内)ニ一般ニ左ノ書式ニ準シ東京市内ニ一家計ヲ立ツル者ニシテ身元確實ナル者ヲ保証人ト立テタル入学証書ヲ差出スヘシ

但シ館賓及特別館賓ノ子弟ハ其父兄ノ証書アレハ別ニ在京ノ保証人ヲ要セス

入 学 証 (用紙美濃)	
何府県何郡何町村何番地華士族平民 戸主若クハ何之誰子弟	何 何 之 誰
何科何学部	何 何 之 誰
何区何町何番地某方止宿	年 月 生
右者今般御館へ入学相願候上ハ御館規則等堅ク為相守可申 ハ勿論本人ニ関スル事件ハ一切拙者引受可申候若シ退学ノ 節ハ拙者罷出ルカ又ハ証書ヲ以テ御断可申候仍而証書如件 東京市何区何町何番地華士族平民	年 月 日 保 証 人 何 何 之 誰 年 月 生
哲 学 館 御 中	年 月 日 保 証 人 何 何 之 誰 年 月 生

第八条 入学者ハ左ノ条項ノ外ハ一般ニ束脩(若クハ入

学受験料)金壹円ヲ納ムヘシ

第一項 毎年七月一日ヨリ九月十五日迄ノ間ニ正科
へ入学スル者及十二月一日ヨリ一月十五日迄ニ漢
学専修科へ入学スル者若クハ三月一日ヨリ四月十
五日迄ニ仏教専修科へ入学スル者ハ金五十錢ニ減
ス

第二項 館外員ヨリ館内員ニ転スル者ハ二ヶ年以上
ノ講義録通読章若クハ二種以上ノ通読章ヲ持テ参ス
ル者ニ限り束脩半額ニ減ス

第三項 特別館賓ノ子弟若クハ館賓館友ニシテ館内
員タラント欲スルモノハ別ニ束脩(若クハ入学受
験料)ヲ要セス

第九條 学年中八月謝金壹円館費金廿錢毎月ノ初三日以
内ニ同時ニ納メシム

但シ正科ト専修科ヲ兼脩スル者ハ当分月謝壹円四十
錢館費ニ拾五錢トス若シ本人ノ都合ニヨリ一科ヲ欠
席スルコトアルモ必ス全額ヲ納ムベシ

第十條 正科学年ハ毎年九月十六日ニ始リ翌年七月十五
日ニ終リ總シテ十ヶ月間トシ之ヲ前中後ノ三学期ニ分
ツ前学期ハ九月十六日ヨリ十二月二十四日ニ至リ中学
期ハ一月八日ヨリ三月卅一日ニ至リ後学期ハ四月八日
ヨリ七月十五日ニ至ル漢学専修科学年ハ一月十六日ヨ

リ十二月二十四日ニ至リ仏教専修科学年ハ四月十六日
ヨリ三月廿四日ニ至ル之ヲ三学期ニ分ツコトハ正科ノ
学年ニ準ス

第十一條 在学生徒ノ願ニ由リ毎学年ノ終リニ学年試験
ヲ施行ス

但シ学年中出席数少ナキモノニハ調査ノ上其願ヲ許
サズ

第十二條 予科試験ニ合格ノ者ニハ中学校卒業証書ヲ授
与シ本科各学年ノ試験ニ合格ノ者ニハ修業証書ヲ授与
シ両学年ノ修業証書ヲ有スル者ニハ得業証書ヲ授与ス
専修科モ各学年ノ試験ニ合格ノ者ニハ修業証書ヲ授与
シ両学年ノ修業証書ヲ有スル者ニハ卒業証書ヲ授与ス
第十三條 全科ノ試験ヲ受ケサルモ選科ノ試験ヲ受ケタ
ル者ニハ選科証書ヲ授与シ全ク試験ヲ受ケサルモ其学
年間出席聴講シタル者ニハ出席数調査ノ上本人ノ願ニ
由リ聴講証書ヲ授与ス

第十四條 学年試験ノ志願者ハ受験料トシテ金五十錢ヲ
納ムヘシ

第十五條 既納ノ束修受験料月謝館費ハ返還セサルモノ
トス

第十六條 月謝館費ハ数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ナシ
第十七條 毎月三日以内ニ月謝館費ヲ納メザルモノハ取

調ノ上其人名ヲ揭示場ニ揭示シ揭示ノ上一週間以内ニ
納金ナキモノハ保証人呼出ノ上督促ニ及ヒ若クハ国元
ヘ其趣ヲ通知スヘシ尚ホ納金ナキトキハ教場ニ受業停
止ヲ揭示スヘシ

第十八条 十五日以後ニ入学シタルモノハ其月ニ限り月
謝半額トス

但シ館費ハ全額ヲ納ムベシ

第十九条 入学ノ翌日より一日タリトモ授業ヲ受ケタル
者ハ其月ノ月謝館費全額ヲ納ムヘシ

第二十条 無断ニシテ欠席月余ニ亘ルモ当額ノ月謝館費
ヲ納ムヘシ若シ断アリテ欠席スル者ニハ月謝ヲ免除ス
ルモ必ス当額ノ館費ヲ納メシム

第二十一条 無断欠席二ヶ月以上ニ及フモノ及欠席ノ断
ヲナスト雖モ半ヶ月以上出席セサルモノハ退学ト見做
シ除名スヘシ

第二十二条 一旦退学シテ再ヒ入学ヲ請フモノハ更ニ入
学ノ手續ヲ経ヘシ

第二十三条 休業日ハ大祭祝日日曜日夏期休業(七月十
六日より九月十五日ニ至ル)冬期休業(十二月二十五
日より翌年一月七日ニ至ル)春期休業(四月一日より
七日ニ至ル)及十月二十七日(孔子誕生日)十一月十
三日(本館紀念日)四月八日(釈迦誕生日)トス

第二十四条 毎月既ニ月謝館費ヲ納メタル者及欠席ノ断
アリテ館費ヲ納メタル者ニハ本館発行ノ講義録一ヶ月
分金二十銭ニテ渡スベシ

但シ毎月々謝館費ヲ納メザル者或ハ每号一部以上望
ノ者ハ館内員ニ限り一ヶ月金二十四銭ノ割合ニテ納
ムベシ

第二十五条 毎年二回館内員ノ勤惰表ヲ作り其父兄若
クハ保証人ニ通知シ每学期ノ勤惰表ハ講義録記事欄内
ニ揭示スヘシ

第二十六条 英語科ハ予科及本科中ニ之ヲ設クルモ在学
生ノ学力ニ応シテ別ニ其級ヲ定メ之ヲ授ク

第二十七条 修学ノ便ヲ計リ館内ニ寄宿舎ヲ設ケ望ノモ
ノニ寄宿ヲ許ス

第二十八条 滿一年以上在学ノ者ニシテ金壹円ヲ納ムル
トキハ館友トシ八円ヲ納ムルトキハ館賓トスベシ

第二十九条 本科得業ノ上尚本科ニ在学聴講スルモノハ
研究生トシ本科各級全科ヲ聴講シタル者ニシテ得業証
書ヲ有セザルモノハ員外研究生トス

第三十条 研究生ニシテ一学年間出席聴講シテ論文ヲ提
出スルトキハ之ニ対スル証明書ヲ授与シ二年間出席聴
講シテ論文ヲ提出スルトキハ本人ノ請求ニヨリ臨時試
験^{〔驗〕}ノ上研究科修了ノ証明書ヲ授与スベシ

第三十一条 研究生ニシテ館友トナリタル者及ビ員外研究生ニシテ館賓トナリタル者ハ館費ヲ納ムルヲ要スルモ月謝ヲ納ムルヲ要セズ然ラザル者ハ月謝並ニ館費ヲ納ムベシ

但シ研究生ニシテ専修科ヲ聴講スル者ハ一般ニ月謝

並ニ館費ヲ納ムルヲ要ス

第三十二条 本館館賓館友及講義録二年間以上ノ通読章ヲ有スル者ハ三ヶ月間ヲ限り本科ノ聴講ヲ許ス之ヲ聴講生ト名ク

第三十三条 聴講生ハ別ニ束修ヲ納ムルヲ要セズ其代リ

ニ三ヶ月間ノ聴講料ヲ金三円六十錢トシ之ヲ一時ニ前納スルヲ要ス若シ満期ニ達シ尚ホ引続キ聴講セント欲スル者ハ更ニ三ヶ月間ノ聴講料ヲ前納スルヲ要ス

但シ既納ノ聴講料ハ其期限内ノ出席数ノ多寡ニ応シテ割引返還ヲナサス

第三十四条 聴講生ハ一般ニ試験ヲ受クルヲ許サズ且ツ証書ヲ請求スルヲ得ズ

(備考) 本館ハ教科書ヲ定メサルヲ以テ講義ノ必要ナルモノハ之ヲ筆記シテ講義録ニ掲ゲ以テ修習參考ノ便ニ供ス

『哲学館規則』(明治三十一年八月)

七四 私立哲学館館内心得

(明治二十三年九月改正)

館内員心得

- 一 本館ノ主義ハ独リ智育ヲ養成スルノミナラズ德育ヲ奨励スルニアレハ本館ニ在学スルモノハ固ク本館ノ主義ヲ守リ其挙動ノ人ノ模範トナル様ニ注意スベシ
- 一 聴講ノ節ハ必ス袴ヲ着クベシ洋服若クハ僧衣ヲ着クルモ妨ケナシ
- 一 講師ノ席ニ就クトキ及ヒ席ヲ去ルトキニハ必ス敬礼ヲナスベシ
- 一 講義ノ間ハ務メテ静肅ニスベシ
- 一 教場内ニ於テ喫咽(咽)スルヲ許サズ
- 一 下足ノ儘校内ニ昇降スルヲ禁ス
- 一 各級生ハ必ス其級所定ノ学科ノ講義ニ出席スルヲ要シ故ナクシテ他級ノ講義ニ出席スルヲ許サス
- 一 臨時講義及ヒ談話ノ節ハ各級ノ別ナク一同出席スルコトヲ得ベシ
- 一 講師ハ毎日其講義ノ前ニ各級生ノ出欠ヲ点檢スルヲ以テ各級生ハ其予メ定メタル席ニ就キ講師ノ点檢ヲ受クベシ点檢終ラサル間ハ決シテ他席ニ転スルヲ許

一 サズ但毎月一日ハ出欠ヲ点檢セズ

一 毎月ノ席順ハ出席数ノ多少ニ応シテ次第スルヲ以テ

成ルベク欠席セザル様ニ注意スベシ

一 講師欠席ノ節ハ其級生ニ限り他級ノ傍聴ヲ許スコト

アルベシ然ルトキハ其級生ヨリ其旨ヲ幹事ニ通シ幹

事ヨリ其講師ニ照会ヲ乞フベシ

一 講師無断ニシテ三十分間以内ニ出席ナキトキハ欠席

ト見做シ教場ヲ開散スルモ妨ナシ

一 在学中ハ固ク本館所定ノ規則並ニ時々揭示スル所ノ

モノヲ守ルベシ

『改正館内員心得』(明治二三年九月)

七五 私立哲学館館内員心得

〔明治二六年七月改正〕

館内員心得

一 本館ノ主義ハ独リ智育ヲ養成スルノミナラス德育ヲ

奨励スルニアレハ本館ニ在学スルモノハ固ク本館ノ

主義ヲ守リ其挙動ノ人ノ模範トナル様ニ注意スヘシ

一 昇降ノ節ハ本館所定ノ制帽ヲ用フヘシ

一 聴講ノ節ハ必ス袴若クハ洋服ヲ着スヘシ但シ僧分ハ
其宗ノ法衣ヲ用フルモ妨ナシ

一 講師ノ席ニ就クトキ及ヒ席ヲ去ルトキニハ必ス立礼
ヲナスヘシ

一 講義ノ間ハ務メテ静肅ニスヘシ

一 教場内ニ於テ喫咽(喫)スルヲ許サス

一 下足ノ儘校内ニ昇降スルヲ禁ス

一 各級生ハ必ス其級所定ノ学科ノ講義ニ出席スルヲ要

シ故ナクシテ他級ノ講義ニ出席スルヲ許サス

一 臨時講義及ヒ談話ノ節ハ各級ノ別ナク一同出席スル
コトヲ得ヘシ

一 講師ハ毎日其講義ノ前ニ各級生ノ出欠ヲ点檢スルヲ

以テ各級生ハ其予メ定メタル席ニ就キ講師ノ点檢ヲ

受クヘシ点檢終ラサル間ハ決シテ他席ニ転スルヲ許

サズ但毎月一日ハ出欠ヲ点檢セス

一 毎月ノ席順ハ出席数ノ多寡ニ応シテ次第スルヲ以テ

成ルベク欠席セサル様ニ注意スヘシ

一 講師欠席ノ節ハ其級生ニ限り他級ノ傍聴ヲ許スコト

アルヘシ然ルトキハ其級生ヨリ其旨ヲ幹事ニ通シ幹

事ヨリ其講師ニ照会ヲ乞フヘシ

一 講師無断ニシテ三十分間以内ニ出席ナキトキハ欠席

ト見做シ教場ヲ開散スルモ妨ナシ

一 講師ニ対シテハ館ノ内外ヲ問ハス必ス敬礼ヲ尽クシ
且ツ素固ク師弟ノ道ヲ守ルヘシ

- 一 在学中ハ固ク本館所定ノ規則並ニ時々揭示スル所ノモノヲ守ルヘシ

『哲学館規則 明治廿六年七月改正』

七六 私立哲学館館内員心得

〔明治三十一年八月改正〕

●館内員心得

- 一 本館ノ主義ハ独リ智育ヲ養成スルノミナラス德育ヲ奨励スルニアレバ本館ニ在学スル者ハ本館ノ主義ヲ守リ其挙動ノ人ノ模範トナル様ニ注意スヘシ
- 一 昇降ノ節ハ本館所定ノ制帽又ハ本館所定ノ徽章ヲ附シタル帽子ヲ用フヘシ
- 一 聴講ノ節ハ必ス袴ヲ着スヘシ但シ本人ノ都合ニテ洋服ヲ着スルモ妨ケナシ（仏教専修科ノ館内員ニテ其宗ノ制規アルモノニ限り法衣ヲ用フルヲ許スモ予メ其事情ヲ事務所ヘ申出テ認可ヲ受クルヲ要ス）
- 一 講師ノ席ニ就クトキ及ヒ席ヲ去ルトキニハ必ス立礼ヲナスヘシ
- 一 講義ノ間ハ務メテ静肅ニスヘシ
- 一 教場内ニ於テ喫烟スルヲ許サス
- 一 下足ノ儘館内ニ昇降スルヲ禁ス

- 一 各級生ハ必ス其級所定ノ学科ノ講義ニ出席スルヲ要シ故ナクシテ他級ノ講義ニ出席スルヲ許サス
- 一 臨時講義及ヒ談話ノ節ハ各級ノ別ナク一同出席スルコトヲ得ヘシ
- 一 講師ハ毎日其講義ノ前ニ各級生ノ出欠ヲ点檢スルヲ以テ各級生ハ必ス講師ニ先チテ教場ニ入り就席ノ上点檢ヲ受クヘシ
- 一 出席帳簿ノ姓名ハ入学ノ前後若クハ前学期中ノ出席数ノ多寡ニ応シテ次第スベシ
- 一 講師欠席ノ節ハ其級生ニ限り他級ノ傍聴ヲ許ス
- 一 講師無断ニシテ三十分間以内ニ出席ナキトキハ欠席ト見做シ教場ヲ解散スルモ妨ケナシ
- 一 講師ニ対シテハ館ノ内外ヲ問ハス必ズ敬礼ヲ尽クシ且ツ平素固ク師弟ノ道ヲ守ルヘシ
- 一 講義ノ際館外者或ハ聴講ノ資格ヲ有セザルモノ、聴講セルヲ認メタル場合ニハ其級生ヨリ幹事ヘ其事ヲ具申スベシ
- 一 在学中ハ固ク本館所定ノ規則並ニ時々揭示スル所ノモノヲ守ルヘシ

『哲学館規則』（明治三十一年八月）

七七 私立哲学館試験細則〔明治二三年九月〕

試験細則

第一条 在学生ノ志願ニヨリ毎学年ノ終リニ試業ヲ施行ス又便宜ニヨリ学期ノ終リニ学期試業ヲ施行スルコトアルヘシ

第二条 学期試業ハ第一学期ノ終リカ若クハ第二学期ノ終リヲ期シ一学年中一回ヲ限リトス

但シ志願者五人以上ナキトキハ試業ヲ行ハス

第三条 学期試業ハ受験者ノ便宜ノ為メニ設クルモノナレハ之ヲ受ケサルモ学年試業ヲ受クルニ妨ナキモノトス

第四条 学年試業ニハ試験問題ヲ甲乙二種ニ分チ甲種ハ学期試業ヲ受ケサルモノ、問題トナス(例ヘハ甲種ハ学年ノ始ヲ受ケタルモノ、問題トナス(例ヘハ甲種ハ学年ノ始ヨリ一年間経過セル課程中ノ問題ニシテ乙種ハ学期試業ニテ済ミタル分ヲ除キ其後経過セルモノ、問題ナリ)

第五条 学年試業志願人ハ受験料トシテ各金五拾錢ヲ納メ学期試業ハ手数料トシテ各金二拾錢ヲ納ムヘシ

第六条 試業点数ハ学期学年共ニ各科百点ヲ以テ満点ト

シ学年ノ終リニ諸科ノ平均点数ニ出席点数ヲ加ヘテ六十点ニ達スルモノヲ及第トシ若シ其數八十点以上ニ達スルトキハ之ヲ優等トシ九十点以上ニ達スルトキハ最優等トス

第七条 平均点数六十点ニ達スルモ一学科ノ点数二十五点以下ナルトキハ落第トス

但シ平均点数七十点以上ナルトキハ当人ノ願ニヨリ其二十五点ニ達セサル学科ニ限り修正試験ヲ行フコトアルヘシ

第八条 学期試業ノ点数ハ学年試業ノ点数ニ加ヘテ之ヲ折半シ之レニ出席点ヲ加フルコト前条ノ如シ

第九条 出席点ハ毎月ノ出席点ヲ学年ノ終リニ至テ統計シ其數ノ多寡ニ応シテ零点ヨリ十点迄ノ点数ヲ附与スヘシ

但シ一学年点数合計ヲ三等分シテ上中下三種トナシ下種ノ点数ヲ得タルモノニハ零点ヲ附ス

第十条 毎学年試業ニ及第ノ者ハ修業証書ヲ授与シ三学年ノ終リニ尚ホ特別試験ノ上ニ卒業証書ヲ授与ス

但シ毎学年試業ニ七十点以上ヲ得タルモノ及七十点以下ト雖モ各科ノ点数皆四十点以上ナルトキハ特別試験ヲ行ハスシテ直チニ卒業証書ヲ授与ス若シ一科ニテモ四十点ニ達セサルモノアレハ其科ニ限り特別

試験ヲ施行ス

- 第十一条 全三級（普通科、高等上級、高等下級）ノ修業証書ヲ有セサルモノニハ卒業証書ヲ附与セス
- 第十二条 高等上級ノ試験ヲ経タルモノニシテ在学ノ年限満二年ニ達スルトキハ願ニヨリ其未タ経過セサリシ学科ノ試験ヲ受クルコトヲ得
- 但シ従前ノ試験成績優等ナラスシテ満三年ノ修業必要ト見認ムルトキハ其願ヲ許サス
- 第十三条 一学年間聴講シタルモノハ試験ヲ受クルト受ケサルトヲ問ハス又登第落第ニ関セス次学年ニハ一級進テ聴講スルコトヲ得ヘシ
- 但シ一級越エテ聴講セントスルトキハ臨時試業ヲ受クルヲ要ス
- 第十四条 試業ヲ経サルモ一年間出席聴講シタルモノニハ当人ノ願ニヨリ聴講証書ヲ授与ス
- 但シ手数料トシテ金二十錢ヲ納ムヘシ
- 第十五条 卒業証書ヲ得タルモノハ得業士（哲学館得業士）ノ名称ヲ用フヘシ
- 第十六条 試験ニ落第セルモノハ願ニヨリテ再試験ヲ受クルコトヲ得ヘシ
- 但シ学年試業ノ後三ヶ月以上ヲ過クルニアラサレハ之ヲ許サス

- 第十七条 再試験ニハ六十点未滿ノ科ノミヲ試験スヘシ
- 第十八条 学年試験ノ科目中願ニヨリ三科以上ヲ撰ミテ試験ヲ受クルコトヲ得ヘシ試験ヲ受クル手續ハ通常試験ニ同シ

- 第十九条 撰科ニテ試験ヲ受ケタルモノニハ修業証書ヲ与ヘサルモ聴講証書ニ何年級講義ヲ聴講シ何々科ヲ撰ミテ試験ヲ受ケタルコト説明ヲナスヘシ

- 但シ試験点数六十点未滿ノ科ハ証書面ニ記載セス
- 第二十条 通常試験ニテ落第セルモノ聴講証書ヲ願出ツルトキハ前条同様ノ説明ヲナスヘシ

『改正館内員心得』（明治二三年九月）

七八 私立哲学館本科入学試験心得

（明治三〇年九月）

●本科入学試験心得

- 予科ヲ経ズシテ直チニ本科ニ入ラント欲スルモノハ尋常中学尋常師範学校及之ニ準スル学校ヲ卒業セルモノヲ除キ其他ハスベテ試験ノ上入学ヲ許ス試験期日左ノ如シ
- 第一回 七月六日ヨリ五日間
- 第二回 九月十一日ヨリ五日間
- 第三回 十月十一日ヨリ五日間（臨時）

第四回 十二月二十日ヨリ五日間

第五回 三月二十日ヨリ五日間（臨時）

右試験期日ニハ同時ニ本科本級生及員外生入学試験ヲ施行ス本級生試験ノ成績不合格ナルモ員外生ニ適當ト認タル者ハ員外へ入学ヲ許スコトアルヘシ

受験料ハ第一回第二回ノ兩期ハ五十錢、其他ハ壹円ナリ既納ノ受験料ハ成績ノ如何ニ関セス一切返還セサルモトス

試験日割ハ各期トモ左ノ順序ニヨル

第一日 国史 支那史

第二日 万国史 万国地理（宗教学部ノ方ハ） 八宗大意

第三日 国文 漢文

第四日 作文 理科

第五日 心理 修身

試験程度ハ尋常中学校及尋常師範学校ノ学科ヲ標準トスルモノナレハ本館発行中学校講義録其他之ニ準スル中学程度ノ教科用書ニ就キテ其準備ヲナスベシ

但シ国文ハ徒然草中ヨリ二三節ヲ抜記シテ其弁書ヲナサシメ漢文ハ大日本史中ヨリ数行ヲ抜記シテ其弁書ヲナサシメ理科ハ物理学ニヨリテ試験ヲ行フヘシ

（宗教学部ノ八宗大意ハ八宗綱要ニ本ツク）

『哲学館規則』（明治三〇年九月）

七九 私立哲学館本科入学試験心得

（明治三十一年八月）

●本科入学試験心得

予科ヲ經ズシテ直チニ本科ニ入ラント欲スルモノハ尋常中学尋常師範学校及之ニ準スル学校ヲ卒業セル者ヲ除キ其他ハ総テ試験ノ上入学ヲ許ス試験期日左ノ如シ

第一回 七月六日ヨリ五日間

第二回 九月十一日ヨリ五日間

第三回 十月十一日ヨリ五日間（臨時）

第四回 十二月二十日ヨリ五日間

右試験期日ニハ同時ニ本科本級生及員外生入学試験ヲ施行ス本級生試験ノ成績不合格ナルモ員外生ニ適當ト認メタル者ハ員外へ入学ヲ許スコトアルヘシ

受験料ハ第一回第二回ノ兩期ハ五十錢、其他ハ壹円ナリ既納ノ受験料ハ成績ノ如何ニ関セス一切返還セサルモトス

試験日割ハ各期トモ左ノ順序ニヨル

第一日 国史 支那史 第二日 万国史 万国地

理（宗教学部へ入学スル者ハ方ノ方） 第三日 国文 漢文

第四日 作文 理科 第五日 心理 修身 英語

毎日午前八時ヨリ施行ス

左ニ入学試験ノ準備ノ便宜ヲ計リ試験ノ程度及参考書類ヲ掲ク

試験程度ハ尋常中学校及尋常師範学校ノ学科ヲ標準トスルモノナレハ本館発行中学校講義録其他之ニ準スル中学程度ノ教科用書ニ就キテ其準備ヲナスベシ但シ国文ハ徒然草中ヨリ二三節ヲ抜記シテ其弁書ヲナサシメ且ツ文法ノ初歩ヲ試問ス漢文ハ大日本史中ヨリ数行ヲ抜記シテ其弁書ヲナサシメ理科ハ物理学ニヨリテ試験ヲ行フヘシ宗教学部ノ八宗大意ハ八宗綱要ニ本ツク（入学試験科目中他学科ニ合格スト雖モ英語科ノ試験ヲ受ケザル者ハ員外生ニ編入ス）

『哲学館規則』（明治三十二年八月）

八〇 私立哲学館館外生規則〔明治二十一年一月〕

●館外生規則 明治廿一年一月

第一条 本館ニ通学スルコト能ハサルモノ、便ヲ計リ館外生ノ制ヲ設ケ毎月三回講義ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ第壹年級第二年級第三年級ノ三種ニ

分チ初年ハ第一年級講義ノミヲ印刷シ順次第二年級第三年級ニ及フモノトス

第三条 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ関スル記事報告及ヒ哲学上ニ必要有益ノ論説談話ヲ掲載スルコトアルヘシ

第四条 本規則ニ從ヒ館外生タラント欲スルモノハ何人ヲ問ハス何時ニテモ之ヲ許スモノトス

第五条 館外生タラント欲スルモノハ氏名住所ヲ詳記シテ申込ムヘシ

第六条 但住所ヲ転シタルトキハ新旧両名ヲ詳記シテ通知スヘシ

第七条 館外生タラント欲スルモノハ束脩五十錢月謝三十錢ヲ納ムヘシ

第八条 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スヘシ但数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ

束脩及ヒ月謝ヲ納金スルトキハ其翌月ヨリ講義録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領收証ヲ送附セス若シ翌月初旬ノ発行期日後十五日ヲ過キテ講義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ

第九条 本人ノ都合ニヨリ館外生ヲ辞シタルトキ既ニ受領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講

第十條 義録ヲ送附シ現金ヲ以テ返還ヲナサス
月謝不納ニケ月以上ニ及フトキハ退館生ト見
做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ
館外生タルコトノ手続ヲナスヘシ

第十一條 束脩及月謝金送付方ハ東京本郷竜岡町麟祥院
内哲学館會計掛ヘ宛テ東京本郷郵便局ヘ向ケ
振込ムヘシ

第十二條 講義録ハ毎月八日十八日二十八日ニ発行スヘ
シ

第十三條 館外生ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信
ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十四條 但シ質問信書ニハ講義録号数科目頁数等ヲ
示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第十五條 質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判シ主旨明瞭
ニシテ解釈ヲ要セサルモノ若クハ質問ノ文意
了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

質問及ヒ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘ
シ

『哲学館講義録』第一期第一級第一号

(明治二十二年一月八日)

八一 私立哲学館館外生規則 (明治二十二年一月)

●館外生規則 明治廿一年一月

第一條 本館ニ通学スルコト能ハサルモノ、便ヲ計リ
館外生ノ制ヲ設ケ毎月三回講義ヲ印刷シテ之
ヲ頒ツ

第二條 講義録ハ第壹年級第二級第三年級ノ三種ニ
分チ初年ハ第一年級講義ノミヲ印刷シ順次第
二年級第三年級ニ及フモノトス

第三條 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館
ニ関スル記事報告及ヒ哲学上必要有益ノ論說
談話ヲ掲載スルコトアルヘシ

第四條 本規則ニ從ヒ館外生タラント欲スルモノハ何
人ヲ問ハス何時ニテモ之ヲ許スモノトス

第五條 館外生タラント欲スルモノハ氏名住所ヲ詳記
シテ申込ムヘシ
但住所ヲ転シタルトキハ新旧両名ヲ詳記シ
テ通知スヘシ

第六條 館外生タラント欲スルモノハ束脩五十錢月謝
三十錢ヲ納ムヘシ

第七條 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スヘシ

第八条

但数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ
束脩及ヒ月謝ヲ納金スルトキハ其翌月ヨリ講義録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領収証ヲ送附セス
若シ翌月初旬ノ発行期日後十五日ヲ過キテ講義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ

第九条

本人ノ都合ニヨリ館外生ヲ辞シタルトキ既ニ受領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講義録ヲ送附シ現金ヲ以テ返還ヲナス

第十条

月謝不納ニケ月以上ニ及フトキハ退館生ト見做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ館外生タルコトノ手續ヲナスヘシ

第十一条

束脩及月謝金送付方ハ東京本郷竜岡町哲学館會計掛ヘ宛テ東京本郷郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第十二条

講義録ハ毎月八日十八日二十八日ニ発行スヘシ
館外生ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十三条

但シ質問信書ニハ講義録号数科目頁数等ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第十四条

質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判シ主旨明瞭

第十五条

ニシテ解釈ヲ要セサルモノ若クハ質問ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ
質問及ヒ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ
同 追 加

第一条

館外生ヨリ試験ヲ願出ルトキハ試験ノ上講義録ノ科目ヲ脩学セル証明書ヲ与フ

第二条

館外生ニシテ試験ヲ乞フ者ハ試験料金一円ヲ納ムベシ

第三条

館外生試験ハ毎年九月中旬本館ニ於テ施行スベシ

第四条

束脩月謝金郵券代用一割増(但一錢切手ニ限ル)

『哲学館講義録』第一期第一九号

(明治二十二年七月八日)

八二 私立哲学館館外員規則

(明治二十一年七月改正)

●館外員規則 二十一年七月改正

第一条

本館ニ通学スルコト能ハサルモノ、便ヲ計リ館外員ノ制ヲ設ケ毎月三回講義録ヲ印刷シテ

之ヲ頒ツ

第二條 講義録ハ第壹年級第二年級第三年級ノ三種ニ

分ツ

第三條 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館

ニ関スル記事報告及ヒ哲學上必要有益ノ論説

談話ヲ掲載スルコトアルヘシ

第四條 本規則ニ從ヒ館外員タラント欲スルモノハ何

人ヲ問ハス何時ニテモ之ヲ許スモノトス

第五條 館外員タラント欲スルモノハ國(郡)村(町)番地氏

名ヲ詳記シテ通知スヘシ

但シ住所ヲ転シタルトキハ新旧両所ヲ詳記

シテ通知スヘシ

第六條 館外員タラント欲スルモノハ束脩五十錢月謝

三十錢ヲ納ムヘシ

但シ郵券代用(一錢切手ニ限ル)一割増

第七條 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スヘシ

但シ數ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ

第八條 前金尽ルトキハ更ニ送金アルマテ講義録ノ発

送ヲ停止ス

第九條 束脩及ヒ月謝ヲ納金スルトキハ其翌月ヨリ講

義録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領收証ヲ送附セス
若シ翌月初旬ノ發行期日後十五日ヲ過キテ講

義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知ス
ヘシ

第十條 本人ノ都合ニヨリ館外員ヲ辞シタルトキ既ニ

受領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講

義録ヲ送附シ現金ヲ以テ返還ヲナサス

第十一條 月謝不納ニケ月以上ニ及フトキハ退館員ト見

做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ

館外員タルコトノ手續ヲナスヘシ

第十二條 束脩及月謝金送付方ハ東京本郷龜岡町哲学館

會計掛ヘ宛テ本郷郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第十三條 講義録ハ毎月八日十八日二十八日ニ出版スヘ

シ

第十四條 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十五條 質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判シ主旨明瞭

ニシテ解釈ヲ要セサルモノ若クハ質問ノ文意

了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第十六條 質問及ヒ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘ

シ

第十七條 館外員ヨリ試験ヲ願出ルトキハ試験ノ上講義

録ノ科目ヲ脩学セル証明書ヲ与フ

第十八條 館外員ニシテ試験ヲ乞フモノハ試験料一円ヲ

納ムベシ

第十九条 館外員試験ハ毎年九月下旬本館ニ於テ施行ス
ベシ

『哲学館講義録』第一期第一年級第二二号

(明治二年八月八日)

八三 私立哲学館館外員規則 (明治二三年一月)

● 館外員規則

第一条 本館ニ通学スルコト能ハサルモノ、便ヲ計リ館

外員ノ制ヲ設ケ毎月三回講義録ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ第一年級第二年級第三年級ノ三種ニ分

ツ

第三条 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ

関スル記事報告及ヒ哲学上必要有益ノ論説談話ヲ掲

載スルコトアルヘシ

第四条 本規則ニ従ヒ館外員タラント欲スル者ハ何人ヲ

問ハス何時ニテモ之ヲ許ス者トス

但時宜ニヨリ人員ヲ限ルコトアルベシ

第五条 館外員タラント欲スルモノハ国郡町村番地氏名

ヲ詳記シテ通知スヘシ

但住所ヲ転シタルトキハ新旧両所ヲ詳記シテ通知

スヘシ

第六条 館外員タラント欲スルモノハ束脩金五十銭月謝
金二十八銭ヲ納ムヘシ

但郵券代用(五厘切手ニ限ル)一割増

第七条 左記ノ資格ノ者ニハ特別ニ月謝ヲ減シテ金二十

五銭トス

一各鎮台兵營ニアル者 一小学教員及生徒 一宗教專
門学校教員及生徒 一本館創立員及館友

但小学及宗教専門学校ノ教員生徒ハ其校事務掛ノ

証明書ヲ添ヘテ申込ムベシ

第八条 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スベシ

但数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ

第九条 前金尽クルトキハ更ニ送金アルマテ講義録ノ発

送ヲ停止ス

第十条 束脩及ヒ月謝ヲ納金スルトキハ其翌月ヨリ講義

録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領収証ヲ送附セス若シ翌月

初旬ノ発行期日後十五日ヲ過キテ講義録到着セザル

トキハ其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ

第十一条 本人ノ都合ニヨリ館外員ヲ辞シタルトキ既に

受領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講義録ヲ

送附シ現金ヲ以テ返還ヲナサス

第十二条 月謝不納二ヶ月以上ニ及フトキハ退館員ト見

做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ館外員タルコトノ手續ヲナスヘシ

第十三条 束脩及月謝金送付方ハ東京本郷駒込蓬萊町哲学館會計掛ヘ宛テ本郷郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第十四条 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十五条 質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判シ主旨明瞭ニシテ解釈ヲ要セサルモノ若クハ質問ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルベシ

第十六条 質問及ヒ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第十七条 館外員ヨリ試験ヲ願出ルトキハ試験ノ上講義録ノ科目ヲ脩学セル証明書ヲ与フ

第十八条 館外員ニシテ試験ヲ乞フモノハ試験料金一円ヲ納ムヘシ

第十九条 館外員試験ハ毎年九月下旬本館ニ於テ施行スヘシ

但時宜ニヨリ臨時変更スルコトアルヘシ

『哲学館講義録』第一期第三年級第三号

(明治二十三年一月二八日)

八四 私立哲学館館外員規則

(明治二四年九月改正)

館外員規則 (明治廿四年九月改正)

(改正旨趣) 第一ニ從來講義録購読者ニ購読済ノ証票ヲ与ヘズ又受験期日ヲ一定シテ期日外ニ試験ヲ受クルコトヲ許サザリシモ今般購読者ノ便宜ヲ計リ毎学年購読済ノ証票ヲ配与シ且ツ何時ニテモ願ニヨリ試験ヲ受クルコトヲ得ル規則ニ改正セリ第二ニ從來本館学科三級二十七科ニ分レシヲ以テ講義録モ亦三種ニ分チ各種九科目以上ヲ掲載セシカ今般又都合ヲ計リ講義録ハ毎学年壹種ツ、発行シ滿三年間ニシテ全三級二十九科目ヲ掲載シ(註)尽クスノ規則ニ改正セリ因テ本年即廿四年十一月以後ハ從來ノ講義録第何年級ノ名称ヲ廢シ何学年度講義録ト称シ先ツ本年ハ第五学年度講義録ヲ発行スヘシ購読者ハ今後何学年ヨリ入学スルモ引続キ全三年ヲ経過スレハ全三級各科目ノ学科ヲ悉ク読修スルコトヲ得ベシ

第一条 本館ニ通学スルコト能ハサルモノ、便ヲ計リ館外員ノ制ヲ設ケ毎月三回講義録ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ毎学年何学年度講義録トシテ発行シ九科目以上ノ学科ヲ掲載ス

第三条 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ

関スル記事報告及ヒ哲学上必要有益ノ論説談話ヲ掲載スルコトアルヘシ

第四条 本規則ニ従ヒ館外員タラント欲スル者ハ何人ヲ問ハス何時ニテモ之ヲ許ス者トス

但時宜ニヨリ人員ヲ限ルコトアルベシ

第五条 館外員タラント欲スルモノハ国郡(町村)番地氏名ヲ詳記シテ通知スヘシ

但住所ヲ転シタルトキハ新旧両所ヲ詳記シテ通知スヘシ

第六条 館外員タラント欲スルモノハ束脩金五十錢月謝金二十八錢ヲ納ムヘシ

但郵券代用(五厘切手ニ限ル)一割増

第七条 左記ノ資格ノ者ニハ特別ニ月謝ヲ減シテ金二十五錢トス

一各鎮台兵營ニアル者 一公立諸学校教員及生徒
一宗教専門学校教員及生徒 一本館創立員及館友

但公立学校及宗教専門学校ノ教員生徒ハ其校事務掛ノ証明書ヲ添ヘテ申込ムベシ

第八条 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スヘシ

但数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ

第九条 前金尽クルトキハ更ニ送金アルマデ講義録ノ発

送ヲ停止ス

第十条 束脩及ヒ月謝ヲ納金スルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ

第十一条 本人ノ都合ニヨリ館外員ヲ辞シタルトキハ既ニ受領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講義録ヲ送附シ現金ヲ以テ返還ヲナサス

第十二条 月謝不納二ヶ月以上ニ及フトキハ退館員ト見

做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フ者ハ更ニ館外員タルコトノ手續ヲ為ヘシ

第十三条 束脩及月謝金送付方ハ東京本郷駒込蓬萊町哲学館會計掛ヘ宛テ本郷郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

但本館ト通運会社ト特約アル場処ハ通運ニテ送金アルヲ便ナリトス

第十四条 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十五条 質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判シ主旨明瞭ニシテ解釈ヲ要セサルモノ若クハ質問ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第十六条 質問及ヒ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第十七条 講義録滿一年間購読セル者ハ何学年年度講義録

購読済ノ証票ヲ配与ス其票面ニハ試験ヲ受クヘキ学

科ノ名目ヲ記入ス

第十八条 証票持参ニテ上京スル者ハ何時ニテモ其票面ニ記載セル学科中三科以上ヲ撰ミテ試験ヲ受クルコトヲ得ベシ而シテ受験志願者ハ試験期日二週間前ニ何日頃何学年度何々科ノ試験ヲ受ケ度旨願書ヲ差出ベシ

第十九条 試験ヲ願出ツルモノハ受験料トシテ前以テ金壹円ヲ納ムベシ

第二十条 試験合格ノ者ニハ何学年度講義録ヲ読修シ何学科ノ試験ヲ受ケタル証明ヲ授与ス

第二十一条 館外員ニシテ滿三年間講義録ヲ購読セル者更ニ金壹円ヲ納ムルトキハ館友トナスベシ

『哲学館講義録』第五学年第三号

(明治二四年一月二五日)

八五 私立哲学館館外員規則

(明治二四年一月改正)

●館外員規則 廿四年十一月改正

第一条 本館ニ通学スルコト能ハザルモノ、便ヲ計リ館

外員ノ制ヲ設ケ毎月三回講義録ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ每学年度何学年度講義録トシテ発行シ九

科目以上ノ学科ヲ掲載ス

第三条 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ関スル記事報告及ヒ哲学上必要有益ノ論説談話ヲ掲載スルコトアルヘシ

第四条 本規則ニ從ヒ館外員タラント欲スル者ハ何人ヲ問ハス何時ニテモ之ヲ許ス

但時宜ニヨリ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第五条 館外員タラント欲スルモノハ国郡(町)番地氏名ヲ詳記シテ通知スヘシ

但住所ヲ転シタルトキハ新旧両所ヲ詳記シテ通知スヘシ

第六条 館外員タラント欲スルモノハ束脩金五十錢月謝

金二十八錢ヲ納ムヘシ

但郵券代用(五厘切手ニ限ル)ハ一割増トス

第七条 左記ノ資格ノ者ニハ特別ニ月謝ヲ減シテ金二十

五錢トス

一各鎮台兵營ニアル者 一公立諸学校教員及生徒

一宗教専門学校教員及生徒 一本館創立員館友及館賓

但公立学校及宗教専門学校ノ教員生徒ハ其校ノ証明

書ヲ添ヘテ申込ムベシ

第八条 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スベシ

但数ケ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ

第九条 前金尽クルトキハ更ニ送金アルマデ講義録ノ発送ヲ停止ス

第十条 束脩及ヒ月謝ヲ納金スルトキハ其翌月ヨリ講義録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領収証ヲ送附セス若シ翌月初旬ノ発行期日後十五日ヲ過キテ講義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ

第十一条 本人ノ都合ニヨリ館外員ヲ辞シタルトキ既ニ受領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講義録ヲ送附シ現金ヲ以テ返還ヲナサス

第十二条 月謝不納ニケ月以上ニ及フトキハ退館員ト見做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ館外員タルコトノ手続ヲナスヘシ

第十三条 束脩及月謝金送付方ハ東京市本郷区駒込蓬萊町哲学館会計掛ヘ宛テ郵便為替ナレハ駒込郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第十四条 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十五条 質問委員ニ於テ其難易ヲ判シ主旨明瞭ニシテ解釈ヲ要セサルモノ若クハ質問ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第十六条 質問及ヒ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第十七条 講義録満一年間購読セル者ニハ何学年度講義録購読済ノ証票ヲ配与ス其票面ニハ試験ヲ受クヘキ学科ノ名目ヲ記入ス

第十八条 証票持参ニテ上京スル者ハ何時ニテモ其票面ニ記載セル学科中三科以上ヲ撰ミテ試験ヲ受クルコトヲ得ヘシ而シテ受験志願者ハ試験期日二週間前ニ何日頃何学年何々科ノ試験ヲ受ケ度旨願書ヲ差出ベシ

第十九条 試験ヲ願出ツルモノハ受験料トシテ前以テ金壹円ヲ納ムベシ

第二十条 試験合格ノ者ニハ何学年度講義録ヲ読修シ何学科ノ試験ヲ受ケタル証明書ヲ授与ス

第二十一条 館外員ニシテ満三年間講義録ヲ購読セルモノ更ニ金壹円ヲ納ムルトキハ館友トナスベシ

『哲学館専門科廿四年度報告』(天則)第四編
第六号号外、明治二五年一月一日)

八六 私立哲学館館外員規則

(明治二六年七月改正)

●館外員規則

第一条 本館ニ通学スルコト能ハサルモノ、便ヲ計リ館外員ノ制ヲ設ケ毎月三回講義録ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ毎学年何学年年度講義録トシテ発行シ九
科目以上ノ学科ヲ掲載ス

第三条 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ
関スル記事報告及ヒ哲学上必要有益ノ論説談話ヲ掲載
スルコトアルヘシ

第四条 本規則ニ從ヒ館外員タラント欲スル者ハ何人ヲ
問ハス何時ニテモ之ヲ許ス

但時宜ニヨリ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第五条 館外員タラント欲スルモノハ国郡(町)番地氏名
ヲ詳記シテ通知スヘシ

但住所ヲ転シタルトキハ新旧両所ヲ詳記シテ通知ス
ヘシ

第六条 館外員タラント欲スルモノハ束修金三十五銭月
謝金二十八銭ヲ納ムヘシ

但郵券代用ハ一割増トス

第七条 左記ノ資格ノ者ニハ特別ニ月謝ヲ減シテ金貳拾
五銭トス

一各鎮台兵營ニアル者 一公立諸学校教員及生徒

一宗教専門学校教員及生徒 一本館創立員館友及館賓

但公立学校及宗教専門学校ノ教員生徒ハ其校ノ証明
書ヲ添ヘテ申込ムヘシ

第八条 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スヘシ

但数ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ケナシ

第九条 前金尽クルトキハ更ニ送金アルマデ講義録ノ發
送ヲ停止ス

第十条 束脩及ビ月謝ヲ納金スルトキハ講義録ヲ配付ス
ルヲ以テ別ニ領收証ヲ送附セズ若シ発行期日後十五日
ヲ過キテ講義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知
スヘシ

第十一条 本人ノ都合ニヨリ館外員ヲ辞シタルトキ既ニ
受領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講義録ヲ送
附シ現金ヲ以テ返還ヲナサス

第十二条 月謝不納二ヶ月以上ニ及フトキハ退館員ト見
做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ館外員タ
ルコトノ手續ヲナスヘシ

第十三条 束脩及月謝金送付方ハ東京市本郷区駒込蓬萊
町哲学館會計掛ヘ宛テ郵便爲替ナレハ駒込郵便局ニ向
ケ振込ムヘシ

第十四条 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信
ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十五条 質問委員ニ於テ其難易ヲ判シ主旨明瞭ニシテ
解釈ヲ要セサルモノ若クハ質問ノ文意了解シ難キモノ
ハ答案ヲ付セサルヘシ

第十六条 質問及ヒ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スル

コトアルヘシ

第十七条 講義録滿一年間購読セル者ニハ当人ノ望ミニ
ヨリ何学年度講義録通読証票ヲ配与ス其票面ニハ試験
ヲ受クヘキ学科ノ名目ヲ記入ス

但証票望ミノ者ハ証票料金七錢ヲ納ムヘシ

第十八条 証票持参ニテ上京スル者ハ何時ニテモ其票面
ニ記載セル学科中三科以上ヲ撰ミテ試験ヲ受クルコト
ヲ得ヘシ而シテ受験志願者ハ試験期日二週間前ニ何日
頃何学年何々科ノ試験ヲ受ケ度旨願書ヲ差出スヘシ

第十九条 試験ヲ願出ツルモノハ受験料トシテ前以テ金
壹円ヲ納ムヘシ

第二十条 試験合格ノ者ニハ何学年度講義録ヲ読修シ何
学科ノ試験ヲ受ケタル証明書ヲ授与ス

第二十一条 館外員ニシテ滿三年間講義録ヲ購読セルモ
ノニシテ金壹円ヲ納ムルトキハ館友トシ八円ヲ納ムル
トキハ館賓トスヘシ

『哲学館規則 明治廿六年七月改正』

八七 私立哲学館館外員規則

〔明治二六年八月改正〕

館外員規則（明治廿六年八月改正）

来ル十一月ヨリ発行ノ講義録ハ此規則ニヨル

第七学年度講義録（即妖怪学講義録）

本館ハ從來遠隔ノ地ニアリ若クハ職務ノ都合ニヨリテ
本館ニ通学スルコト能ハサルモノ、便ヲ計リ館外員ノ
制ヲ設ケ毎月講義録ヲ発行シテ之ヲ頒チタリシカ本年
十一月ヨリ発行スル講義録ハ之ヲ第七学年度講義録ト
シ妖怪学講義ヲ掲載スルコトトナス因テ館外員規則ヲ
改正スルコト左ノ如シ

第一条 本学年度（即第七学年度）講義録ハ毎月四号ツ
、発行シ二号ツ、合本シテ一冊トシテ五日及二十日ヲ
以テ二回ツ、發送スベシ

第二条 本学年度講義録ハ妖怪学総論、理学、医学、純
正哲学、心理学、宗教学、教育学、雑部ノ八部門ヲ設
ケテ各科ニ関スル学理及説明ヲ掲載ス

第三条 本規則ニ從ヒ館外員タラント欲スル者ハ国郡町
村番地氏名ヲ詳記シ通知スヘシ若シ後日転住シタルト
キハ新旧両所ヲ詳記シテ通知スヘシ

第四条 館外員タラント欲スル者ハ束脩金三十五錢月謝
二十四錢其外東京市外ナレハ毎月郵税四錢ヲ納ムヘシ
但郵券代用ハ一割増ニシテ二錢郵券ニ限り之ヲ許ス

第五条 前金ニテ全一年分（即十二ヶ月分）月謝ヲ即納
スルトキハ特別ニ金式円六拾錢トシ半年分ヲ即納スル

トキハ金壹円參拾五錢トス

但束脩郵税ハ第四條ニ從フ

第六條 左記ノ資格ノ者ニハ特別ニ束脩ヲ減シ若クハ無束脩トス

第一種 (甲)各鎮台、兵營、警察署ニアル者(乙)公

私立学校教員及生徒(丙)宗教専門学校教員及生徒

(丁)本館創立員ニハ束脩ヲ減シテ金二十錢トス

但公私立学校又宗教専門学校教員生徒ハ其校ノ証

明書ヲ添テ申込ムヘシ

第二種 (甲)本館館賓、館友(乙)從來引続キ館外員

タル者ハ無束脩トス

第七條 月謝前金尽クルトキハ更ニ送金アル迄ハ講義録

ノ発送ヲ停止ス

第八條 束脩及月謝ヲ納金スルトキハ講義録ヲ配送スル

ヲ以テ別ニ領収証ヲ送付セス若シ発行期日後十五日ヲ

過キテ講義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知ス

ヘシ

第九條 本人ノ都合ニヨリ館外員ヲ辞シタルトキ既ニ受

領シタル月謝金ノ残余アレハ之ニ対スル講義録ヲ送付

シ現金ヲ以テ返還ヲナサス

第十條 月謝不納ニケ月以上ニ及フトキハ退館員ト見做

スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フ者ハ更ニ館外員タルコ

トノ手續ヲナスヘシ

第十一條 束脩及月謝金送達方ハ東京市本郷区駒込蓬萊

町哲学館會計係ヘ宛郵便為換ナレハ駒込郵便局ヘ向ケ

振込ムヘシ

第十二條 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十三條 質問ハ主旨明瞭ニシテ解釈ヲ要セサルモノ若

クハ文意ノ了解シ難キモノニアラサル以上ハ答案ヲ付

シテ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第十四條 講義録滿一年間購読セル者ニハ本人ノ望ニヨ

リ何学年度講義録通読証票ヲ配与ス其票面ニハ試験ヲ

受クヘキ学科ノ名目ヲ記入ス

但証票望ノ者ハ証票料金七錢ヲ納ムヘシ

第十五條 証票持參ニテ登録スル者ハ何時ニテモ其票面

ニ記載セル学科中三科以上ヲ撰ミテ試験ヲ受クルコト

ヲ得ヘシ而シテ受験志願者ハ試験期日二週間前二何日

頃何学年何々科ノ試験ヲ受ケ度旨願書ヲ差出スヘシ

第十六條 試験ヲ願出ツルモノハ受験料トシテ前以テ金

壹円ヲ納ムベシ

第十七條 試験合格ノ者ニハ何学年度講義録ヲ読修シ何

学科ノ試験ヲ受ケタル証明書ヲ付与ス

第十八條 館外員ニシテ滿三年間講義録ヲ通読セル者ニ

シテ金壹円ヲ納ムルトキハ館友トシ八円ヲ納ムルトキハ館賓トスヘシ

『哲学館講義録』第六学年第三一号

(明治二十六年九月五日)

八八 私立哲学館館外員規則

[明治三〇年九月改正]

● 館外員規則

廿年九月改正、同年十一月発行ノ講義録ヨリ実行

第一条 本館ニ通学スルコト能ハサル者ノ為メニ自宅独修ノ便ヲ計リ館外員ノ制ヲ設ケ毎月四号合本二冊尋常中学科、高等教育学科、高等宗教学科、漢学専修科及仏教専修科、五種ノ講義録ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

(第一種)尋常中学科講義録ハ本館予科(中学科)ノ参考書トシテ文部省所定ノ尋常中学科ノ講義ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ中学科館外員或ハ一名中学科講習会員ト称ス

(第二種)高等教育学科講義録ハ本館本科教育学部ノ講義ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ教育科館外員ト称ス

(第三種)高等宗教学科講義録ハ本館本科宗教学部ノ

講義ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ宗教科館外員ト称ス

(第四種)漢学専修科講義録ハ本館漢学専修科ノ講義ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ漢学科館外員ト称ス

(第五種)仏教専修科講義録ハ本館仏教専修科ノ講義及之ニ関スル論説ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ仏教科館外員ト称ス

第二条 以上五種ノ講義録中漢学専修科ヲ除キ他ハ各満二年ヲ以テ結了スヘシ前一年ヲ初学年ト称シ後一年ヲ後学年ト称ス

但シ高等教育学科講義録及高等宗教学科講義録ハ毎何学年年度講義録ト称シ別ニ初学年後学年ノ名称ヲ用ヒズト雖モ矢張満二年ヲ以テ本科上級下級ノ諸科ヲ掲載スルコトトナス(漢学科ハ二ケ年半若クハ三ケ年ヲ以テ完結スル予定)

第三条 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ関スル記事報告及ヒ学科上必要有益ノ論説談話ヲ掲載スルコトアルヘシ

第四条 本規則ニ従ヒ館外員タラント欲スル者ハ何人ヲ問ハズ何時ニテモ之ヲ許ス

第五条 館外員タラント欲スルモノハ楷書ニテ国郡村町番地氏名及第一条ニ列挙セル五種講義録何学科カヲ詳記

シテ申込ヘシ其後月謝送金ノ都度必ズ何科館外員何学年生タルコトヲ詳記シ住所ヲ転シタルトキニハ新旧両住所ヲ詳記シテ通知スヘシ

第六条 館外員タラント欲スル者ハ束脩金三十五銭月謝

金三十銭ヲ納ムヘシ但シ東京市内居住ノ者ニ限り月謝金二十八銭トス又二種以上ノ講義録ヲ兼修スル者ハ東京地方ヲ問ハズ凡テ一種ニ付一ヶ月二十七銭トス其表左ノ如シ

東 脩 卅 五 銭		地 方		京 東 市		内 地 方 及 東 京	
月 数	現 金	郵 券 代 用	現 金	郵 券 代 用	面 科 割 引	郵 券 代 用	
一ヶ月	三拾銭	三十四銭	二十八銭	三十一銭	二十七銭	三十一銭	
三ヶ月	九十銭	一〇二銭	八十四銭	九十三銭	八十一銭	九十三銭	
半ケ年	一〇七十五銭	一〇九十八銭	一〇六十八銭	一〇八十六銭	一〇六十二銭	一〇八十六銭	
一ケ年	三〇五十銭	三〇九十六銭	三〇三十六銭	三〇七十二銭	三〇二十四銭	三〇七十二銭	

第七条 左記ノ資格ノ者ハ特別館外員ト称シ特別ニ束脩

ヲ免除シ若クハ減額スヘシ

第一項 束脩免除スヘキモノ左ノ如シ

- (一) 本館々友館賓 (二) 各鎮台兵營警察署ニアル者 (三) 学校学会役場会社寺院教会ノ如キ団体ノ参考用ニシテ館外員章通読証若クハ帽章等ヲ要セサル者

第二項 束脩十五銭ニ減額スヘキモノ左ノ如シ

- (一) 本館創立員 (二) 公私立諸学校教員及生徒ニシテ其校ノ証明アル者 (三) 貧生ニシテ役場若ク

ハ学校ノ証明アル者

第八条 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スヘシ

第九条 前金尽クルトキハ更ニ送金アルマテ講義録発送ヲ停止ス

第十条 束脩及月謝ヲ納金スルトキハ講義録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領収証ヲ附セス若シ発行期日後十五日ヲ過キテ講義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ

第十一条 本人ノ都合ニ依リ館外員ヲ辞シタルトキ既ニ受領シタル月謝金ノ残余アレバ之ニ対スル講義録ヲ送

附シ現金ヲ以テ返還ヲナス

第十二条 月謝不納ニケ月以上ニ及フトキハ退館員ト見
做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ館外員タ
ルコトノ手続ヲナスヘシ

第十三条 束脩及月謝金送付方ハ東京市小石川区原町哲
学館會計掛ヘ宛テ差出シ郵便為換ナレハ弘渡局名ヲ駒

込郵便局トシテ取組ムヘシ

第十四条 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信
ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十五条 講義録月謝半年ニ達シタル者ニ館外員章ヲ授
与シ滿一年間通読セル者ニハ通読章ヲ授与スヘシ

但シ中学科館外員ニハ初学年半年分既納者ヘハ講習
會員徽章、後学年半年分既納者ヘハ帽章、両学年既
納者ヘハ別号ノ會員章ヲ授与シ各学年通読者ヘハ通
読章ヲ授与ス

第十六条 通読章持參ニテ昇館スル者ハ何時ニテモ其裏
面ニ記載セル学科中三科以上ヲ選ミテ試験ヲ受クルコ
トヲ得ヘシ而シテ受験志願者ハ試験期日二週間前ニ何
日頃何年度発行ノ何種講義録ニヨリ何々科ノ試験ヲ受
ケ度旨願書差出スヘシ

第十七条 試験ヲ願出ツルモノハ受験料トシテ前以テ金
壹円ヲ納ムヘシ

第十八条 試験合格ノ者ニハ何学年年度講義録ヲ読修シ何

学科ノ試験ヲ受ケタル旨ノ証明書ヲ授与スヘシ

第十九条 一地方ニシテ一科(中学科、高等科、漢学科
若クハ仏教科)ノ館外員五名以上アル場処ニ(バ)中学科
講習会、高等科講習会、漢学科講習会若クハ仏教科講
習会ヲ設クルヲ得

第二十条 講習会ハ時々會員相会シテ其科ノ講義録ヲ講
究スルモノトス

第二十一条 講習会ハ予メ幹事一名ヲ設ケ其者ヨリ會員ノ
姓名ヲ報知シ且ツ毎月會員ノ月謝ヲ集メテ送金スヘシ
但シ最初申込ノ節ハ月謝ノ外ニ各員ノ束脩ヲ合送スル
ヲ要ス

第二十二条 講習会アル場処ヘハ本館ヨリ其幹事ヘ宛テ各
會員ノ講義録ヲ合送シ外ニ同会控本トシテ毎回一部ツ
、無代価ニテ贈呈スヘシ但シ控本ノ郵税ハ本館ヘ毎月
四錢(郵券代用不苦)ノ割合ヲ以テ寄送スベシ

第二十三条 講習会ニシテ其義務ヲ果サズ其資格ヲ失ヒタ
ル場合ニ於テハ其会称ヲ取消シ贈呈ノ取扱ヲナサザル
ベシ

第二十四条 講習会ノ認可及取消ハ講義録ノ広告欄内ニ告
示スベシ

第二十五条 館外員トナリテ滿三年間講義録ヲ通読セル者

若クハ三種ノ通読章ヲ有スル者ニシテ金壹円ヲ納ムル
トキハ館友トシ八円ヲ納ムルトキハ館賓トスヘシ

諸学校諸学会諸寺院諸教会へ講義録贈呈ノ方法

講義録規則第十九条及第二十条ニ従ヒ学校教会等ニテ一
科ノ館外員五名以上アルトキハ講習会ノ取扱ヲナシ其学
校若クハ教会へ宛テ毎回控本一部ツ、贈呈スヘシ但シ其
取扱ハ第廿一条第廿二条第廿三条ニ依ルモノトス

貧学篤志者へ無料贈呈ノ方法

貧学篤志者ニシテ束脩月謝ヲ自弁スルコト能ハサル者ニ
ハ一科ノ館外員五名ヲ募集シテ本館へ通知スルトキハ講
習会ノ規則ニ従ヒ当人へ講義録一部ツ、無代価ニテ贈呈
スヘシ但シ其取扱ハ第廿一条第廿二条第廿三条ニ依ルモ
ノトス

『哲学館規則』（明治三十一年八月）

八九 私立哲学館館外員規則（明治三二年）

● 館外員規則テ即講義録規則

第一条 本館ニ通学スルコト能ハサル者ノ為ニ自宅独修
ノ便ヲ計リ館外員ノ制ヲ設ク毎月四号合本二冊尋常中
学科、高等教育学科、高等宗教学科、漢学専修科及仏
教専修科、五種ノ講義録ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

（第一種）尋常中学科講義録ハ本館予科及京北中学参
考書トシテ文部省所定ノ中学全科ノ講義ヲ編輯ス
之ヲ読修スル者ヲ中学科館外員或ハ一名中学講習
会員ト称ス

（第二種）高等教育学科講義録ハ本館本科教育学部ノ
講義ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ教育科館外員ト称
ス

（第三種）高等宗教学科講義録ハ本館本科宗教学部
（改称哲学部）ノ講義ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ
宗教科館外員ト称ス

（第四種）漢学専修科講義録ハ本館漢学専修科ノ講義
ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ漢学科館外員ト称ス

（第五種）仏教専修科講義録ハ本館仏教専修科ノ講義
及之ニ関スル論説ヲ編輯ス之ヲ読修スル者ヲ仏教
科館外員ト称ス（其外仏教普通科講義録發行）

第二条 以上五種ノ講義録中高等科及漢学専修科ハ満三
ケ年其他ハ各満二年ヲ以テ結了スヘシ

第三条 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ
関スル記事報告及ヒ学科上必要有益ノ論説談話ヲ掲載
スルコトアルヘシ

第四条 本規則ニ従ヒ館外員タラント欲スル者ハ何人ヲ
問ハズ何時ニテモ之ヲ許ス

第五條 館外員タラント欲スルモノハ楷書ニテ国郡村番
 地氏名及第一条ニ列挙セル五種講義録何学科カヲ詳記
 シテ申込ヘシ其後月謝送金ノ都度必ス何科館外員何学
 年生タルコトヲ詳記シ住所ヲ転シタルトキニハ新旧両
 住所ヲ詳記シテ通知スヘシ

第六條 館外員タラント欲スル者ハ束脩金三十五錢月謝
 金三十錢ヲ納ムヘシ但シ東京市内居住ノ者ニ限り月謝
 金二十八錢トス又二種以上ノ講義録ヲ兼修スル者ハ東
 京ト地方トヲ問ハス凡テ一種ニ付一ヶ月二十七錢トス
 其表左ノ如シ

東 脩 卅 五 錢		地 方		東 京 市		地 方 及 東 京	
月 数	現 金	郵 券 代 用	現 金	郵 券 代 用	兩 科 兼 修 割 引	郵 券 代 用	
一 ヶ 月	三 十 錢	三 十 四 錢	二 十 八 錢	三 十 一 錢	二 十 七 錢	三 十 一 錢	
三 ヶ 月	九 十 錢	一 百 〇 二 錢	八 十 四 錢	九 十 三 錢	八 十 一 錢	九 十 三 錢	
半 ヶ 年	一 百 七 十 五 錢	一 百 九 十 八 錢	一 百 六 十 八 錢	一 百 八 十 六 錢	一 百 六 十 二 錢	一 百 八 十 六 錢	
一 ヶ 年	三 百 五 十 錢	三 百 九 十 六 錢	三 百 三 十 六 錢	三 百 七 十 二 錢	三 百 二 十 四 錢	三 百 七 十 二 錢	

第七條 左記ノ資格ノ者ハ特別館外員ト称シ特別ニ束脩
 ヲ免除シ若クハ減額スヘシ

ハ 学 校 ノ 証 明 ア ル 者

第一項 束脩免除スヘキモノ左ノ如シ

第八條 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スヘシ

(一)本館々友館賓(二)各鎮台兵營警察署ニアル

第九條 前金尽クルトキハ更ニ送金アルマテ講義録發送
 ヲ停止ス

者(三)学校学会役場会社寺院教会ノ如キ団体ノ
 参考用ニシテ館外員章通読章帽章等ヲ要セサル者
 第二項 束脩十五錢ニ減額スヘキモノ左ノ如シ

(一)本館創立員(二)公私立諸学校教員及生徒ニ

第十條 束脩及月謝ヲ納金スルトキハ講義録ヲ配附スル
 ヲ以テ別ニ領収証ヲ發送セス若シ発行期日後十五日以
 上ヲ過キテ講義録到着セサルトキハ其旨郵便ヲ以テ通
 知スヘシ

シテ其校ノ証明アル者(三)貧生ニシテ役場若ク

第十一條 本人ノ都合ニ依リ館外員ヲ辞シタルトキ既ニ

受領シタル月謝金ノ残余アレバ之ニ対スル講義録ヲ送附シ現金ヲ以テ返還ヲナス

第十二条 月謝不納ニケ月以上ニ及フトキハ退館員ト見做スヘシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ館外員タルコトノ手続ヲナスヘシ

第十三条 束脩及月謝金送付方ハ東京市小石川区原町哲学館會計掛ヘ宛テ差出シ郵便為換ナレハ弘渡局名ヲ駒込郵便局トシテ取組ムヘシ

第十四条 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

第十五条 講義録月謝半年ニ達シタル者ニ館外員章（講義録中挿入）ヲ授与シ満一年間通読セル者ニハ通読章（講義録中挿入）ヲ授与スヘシ

但シ中学科館外員ニハ初学年半年分既納者ヘハ中学講習会員徽章、後学年半年分既納者ヘハ帽章ヲ授与シ試験ヲ受ケタルモノニハ別種ノ会員章ヲ授与シ各学年通読者ヘハ通読章ヲ授与ス

第十六条 通読章持参ニテ昇館スル者ハ何時ニテモ其裏面ニ記載セル学科中三科以上ヲ選ミテ試験ヲ受クルコトヲ得ヘシ而シテ受験志願者ハ試験期日二週間前ニ何日頃何年度発行ノ何種講義録ニヨリ何々科ノ試験受ケ度旨願書差出スヘシ

第十七条 試験ヲ願出ツルモノハ受験料トシテ前以テ金一円ヲ納ムヘシ

第十八条 試験合格ノ者ニハ何学年度講義録ヲ読修シ何学科ノ試験ヲ受ケタル旨ノ証明書ヲ授与スヘシ

第十九条 一地方ニシテ一科（中学科、高等科、漢学科若クハ仏教科）ノ館外員五名以上アル場処ニハ中学科講習会、高等科講習会、漢学科講習会若クハ仏教科講習会ヲ設クル得

第二十条 講習会ハ時々会員相会シテ其科ノ講義録ヲ講究スルモノトス

第二十一条 講習会ハ予メ幹事一名ヲ設ケ其者ヨリ会員ノ姓名ヲ報知シ且ツ毎月会員ノ月謝ヲ集メテ送金スヘシ但シ最初申込ノ節ハ月謝ノ外ニ各員ノ束脩ヲ合送スルヲ要ス

第二十二条 講習会アル場処ヘハ本館ヨリ其幹事ヘ宛テ各会員ノ講義録ヲ合送シ外ニ同会控本トシテ毎回一部ツ、無代価ニテ贈呈スヘシ但シ控本ノ郵税ハ本館ヘ毎月四錢（郵券代用不苦）ノ割合ヲ以テ寄送スベシ

第二十三条 講習会ニシテ其義務ヲ果サス其資格ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其会称ヲ取消シ贈呈ノ取扱ヲナサザルベシ

第二十四条 講習会ノ認可及取消シハ講義録ノ広告欄内ニ

告示スヘシ

第廿五条 館外員トナリテ滿三年間講義録ヲ通読セル者

若クハ三種ノ通読章ヲ有スル者ニシテ金一円ヲ納ムル

トキハ館友トシ金八円ヲ納ムルトキハ館賓トスベシ

諸学校諸学会諸寺院諸教会ヘ講義録贈呈ノ方法

講義録規則第十九条及第二十条ニ從ヒ学校教会等ニテ一

科ノ館外員五名以上アルトキハ講習会ノ取扱ヲナシ其学

校若クハ教会ヘ宛テ毎回控本一部ツ、贈呈スベシ但シ其

取扱ハ第廿一条第廿二条第廿三条ニ依ルモノトス

貧学篤志者ヘ無料贈呈ノ方法

貧学篤志者ニシテ束脩月謝ヲ自弁スルコト能ハサル者ニ

ハ一科ノ館外員五名ヲ募集シテ本館ヘ通知スルトキハ講

習会ノ規則ニ準シ当人ヘ講義録一部ツ、無代価ニテ贈呈

スヘシ但シ其取扱ハ第廿一条第廿二条第廿三条ニ依ルモ

ノトス

『哲学館々外員規則即講義録規則』(明治三二年)

九〇 私立哲学館館外員規則

(明治三五年一〇月改正)

哲学館館外員規則 即講義録規則 (明治卅五年十月改正)

第一条(目的) 本館ハ本館所設ノ諸学科ヲ自宅ニ於テ独

修セントスル者或ハ文部省ノ教員檢定試験ニ応セント

スル者或ハ専ラ東洋諸学ヲ自修セントスル者ノ為ニ諸

種ノ講義録ヲ發行シ通信ヲ以テ諸学科ヲ教授ス之ニ依

リテ修学スル者ヲ館外員トス

第二条(種類) 講義録ハ左ノ七種トス

(一) 高等学科講義録

毎年十一月ヨリ毎月四号合本二冊、十日及廿五日

ヲ以テ發行シ滿三年ニテ左記ノ全科ヲ掲載ス

○倫理学○西洋倫理史○東洋倫理史○教育史○教

育史○教授法○哲学概論○純正哲学○哲学史○認

識論○論理学○心理学○実験心理学○心理学史○

美学○博言学○東洋文学○東洋哲学○比較宗教学

○宗教哲学○東洋歴史○憲法大意

(二) 漢学専修科講義録

毎月四号合本二冊、二日及十六日ヲ以テ發行シ全

三年六ヶ月ニテ左ノ諸科ヲ掲載ス

○毛詩(根本通明)○尚書(山井幹六)○周易(内

田周平)○礼記(山井幹六)○大学(安井小太郎)

○中庸(安井小太郎)○論語(安井小太郎)○孟

子(池田精一)○左伝(島田鈞一)○老子(島田

鈞一)○莊子(安井小太郎)○列子(坂田文平)

○荀子(池田精一)○韓非子(島田鈞一)○八家

文(萩原裕)○支那文学史(高瀬武次郎)○経子
解題(中山久四郎)○支那語等

(三) 仏教専修科講義録

毎月四号合本二冊、八日及二十三日ヲ以テ発行シ
全二年一ヶ月ニテ左ノ講義ヲ掲載ス

(初学年)○俱舍論(斎藤唯信)○唯識論(井上玄
真)○異部宗輪論(寺島光法)○仏教倫理(村上
専精)○仏教理科及須弥論(井上円了)○仏教心
理(井上円了)○仏教論理(村上専精)○十句義
論(寺島光法)○梵学(南条文雄)○梵語字典
(後学年)○起信論(村上専精)○天台宗綱要(前
田慧雲)○華嚴五教章(斎藤唯信)○秘藏宝鑰(寺
島光法)○三論玄義(斎藤唯信)○六祖壇經(大
内青巒)○浄土宗綱要(桑門秀我)○真宗綱要(島
地黙雷)○日蓮宗綱要○大乘哲学(井上円了)○
梵語字典

(四) 仏教普通科講義

毎月二回、八日及廿三日ヲ以テ発行シ一年三ヶ月
ニテ左ノ講義ヲ掲載ス

○仏教大意○八宗綱要○原人論○四十二章經○遺
教經○般若心經○有宗七十五法記○觀心覺夢鈔○
天台四教儀○十不二門指要鈔○仏教用語解釈○高

僧肖像及伝記

(五) 漢学普通科講義

毎月二回、一日及十六日ヲ以テ発行シ一年二ヶ月
ニテ左ノ諸科ヲ掲載ス

○孝經○小学○正文章軌範○日本外史論文○十八
史略○史記拔萃○故事解○難字解○漢学者肖像及
伝記

(六) 通俗哲学講義録

毎月四号合本二冊、十日及廿五日ヲ以テ発行シ、
三十四年十一月ヨリ一ヶ月ニテ左ノ諸科ヲ掲載ス
○哲学総論(文学博士井上円了)○心理学(文学
士紀平正美)○教育学(文学士春山作樹)○宗教
学(文学士加藤玄智)○支那哲学(文学士高瀬武
次郎)○倫理学(講師中島徳藏)○論理学(文学
士塚原政次)○仏教哲学(文学博士井上円了)

(七) 中学講義録 (本館内所設ノ中学講習会ニテ
発行)

科目及規則ハ別紙ニ之ヲ掲ク

第三条(申込) 本規則ニ從ヒ館外員タラント欲スル者ハ
何人ヲ問ハス何時ニテモ之ヲ許ス但シ申込ノ節ハ必ズ
左ノ書式ニ從ヒ束脩(入会金)及月謝(会費)ヲ添フ
ヘシ

(用紙随意)

(シヘルヨニ式書此ハ時ノ回初)

何科講義録申込書
 今般貴館館外員規則ニ本ツキ何科講義録ヲ読修致度左ノ通り束脩月謝相添申込候也

一 金何程也 束脩
 一 金何程也 月謝何ヶ月分
 合計金何程也

何為替

右申込者 国郡住処 何科館外員 何誰
 年号 月 日
 哲学館 御 中

(シヘルヨニ式書此ハリヨ回二第)

何科講義録月謝送金通知書

一 金何程也 月謝何ヶ月分 自第何冊 至第何冊

何為替

右送金者 国郡住処 何誰
 科館外員
 年号 月 日
 哲学館 御 中

(注意) 国郡住処姓名ハ楷書ニテ記入シ若シ住処ヲ転シタル場合ニハ必ず旧住処何々、新住所何々ト姓名

ノ右傍へ新旧両住所ヲ併記シ置クヘシ○書状ノ表紙ニモ成ルベク姓名ノ上ニ国郡町村ノ外ニ何科館外員ト記入アルベシ

第四条(月謝) 館外員タラント欲スル者ハ左ノ表ニ從ヒ束脩及月謝ヲ納ムベシ

束脩	月謝	東京市内居住者	地方居住者	両科兼修(東京及地方)
一ヶ月	参拾五銭	参拾参銭	六拾四銭	卅二銭
二ヶ月	七拾銭	六拾六銭	壹円貳拾八銭	
三ヶ月(前納一時)	壹圓	九拾四銭	壹円八拾貳銭	
半年(同上)	貳圓	壹円八拾八銭	参円六拾四銭	
一年(同上)	四圓	参円七拾六銭	七円貳拾八銭	

絶謝切一用代券郵

但シ左記ノ資格者ニハ特別ニ束脩ヲ免除シ若クハ減額スベシ

束脩全免	本館々友館賓、軍人、警察員、若クハ学校、学会、役場、寺院等ノ団体ノ参考用ニシテ標準証書等ヲ要セザル者
束脩半減	本館創立員公私諸学校員及生徒ニシテ其校ノ証明アル者若クハ貧生ニシテ証明アル者

第五条(納期) 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スベシ若シ既納ノ月謝尽クルトキハ更ニ送金アルマデ講義録ノ發送ヲ停止ス

第六条(領収) 束脩及月謝ヲ納金スルトキハ講義録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領収証ヲ發送セス若シ発行期日後十

五日以上ヲ過ギテ講義録到着セザルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スヘシ(若シ返事ヲ要スル場合ニハ往復端書ヲ以テ問合スベシ)

第七条(退会) 本人ノ都合ニ依リ館外員ヲ辞シタルトキハ既ニ受領シタル月謝ノ残金アレバ之ニ対スル講義録ヲ送付シ現金ヲ以テ返還ヲナス若シ又月謝滞納ニケ月以上ニ及ブトキハ退会ト見做スベキヲ以テ講義録ノ再送ヲ請フ場合ニハ更ニ申込ノ手續ヲナスベシ

第八条(送金) 束脩及月謝送付方ハ東京市小石川区原町哲学館會計掛ヘ宛テ差出シ郵便為替ナラバ払渡局名ヲ駒込郵便局トシテ取組ムベシ

第九条(質問) 館外員ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得、但シ質問ハ本館編輯部ニ於テ取捨ヲ行ヒ其応答スベキ分ハ講義録紙上ニ掲載スベシ

第十条(員章及証書) 月謝納金半年ニ達シタル者ニハ館外員章ヲ授与シ高等学科ニアリテハ滿一年間通読セル者ニ通読証書ヲ授与シ漢学専修科仏教専修科漢学普通科仏教普通科及ヒ通俗哲学(中学講義録ハ別刷ノ規則ニヨル)ニアリテハ全部読了セル者ニ通読証書ヲ授与ス

第十一条(受験) 通読証書ヲ有スル者ハ其証書交付後一

年以内ニ其読修セル学科中三科以上ヲ選ヒテ試験ヲ受クルコトヲ得○試験ハ本館ニ出頭シテ受クルモノト地方ニアリテ通信ヲ以テ受クルモノトノ二種トス○地方受験ハ臨時試験監督者ヲ設ケ其ノ下ニアリテ之ヲ行フ(試験監督者ハ本館出身者若クハ小学校長ニ限ル)○受験志願者ハ其受験セントスル期日ノ二週間以前ニ(地方受験者ハ試験監督者ノ住所姓名ヲ添ヘテ)何々科ノ試験ヲ受ケ度旨願書ヲ差出スベシ○若シ地方受験者ニシテ適当ノ試験監督者ナキ場合ニハ時日ト行数トヲ限リ論文ヲ以テ試験スルコトアルヘシ○受験志願者ハ登館受験ハ金一円、地方受験ハ金一円五十銭ヲ受験料トシテ申込ト同時ニ前納スベシ○試験合格者ニハ左ノ証書ヲ授与ス

館外員 修業証書

右者本館々外員トナリ何々講義録ヲ読修シ左ノ学科ノ試験ヲ経タリ依テ茲ニ其修業(学科目記入)ヲ証ス
明治 年 月 日

哲学館

第十二条(特典) 高等学科三ケ年、若クハ漢学専修科全部ト高等学科一年、若クハ仏教専修科全部ト高等学科一年ヲ通読シ其全科ノ試験ニ合格シタル者ハ其成績ニ

ヨリ本科第二科第一年員外生若クハ第二年員外生ニ編入スベシ

第十三条(講習会) 本館講習会ヲ中央部地方部ノ二種トス

中央部ハ毎年七月二十五日ヨリ八月十五日マテノ間ニ凡ソ一週間若クハ二週間ヲ択ミ本館内ニ於テ之ヲ開ク其時日ハ予メ講義録紙上ニ広告スベシ

地方部ハ各市町村ニ於テ本館内発行ノ講義録(何種ヲ問ハズ) 読修者三名以上若クハ六名以上アル場処ニ之ヲ置キ時々相会シテ講義録ノ講習ヲ為スモノトス

一市町村ニシテ諸科ノ読修者合シテ三名以上アル場処ニハ其地方ノ請求ニヨリ講習会支部ヲ置ク若シ諸科ヲ合シテ六名以上アル場合ニハ其請求ニヨリ講習会本部ヲ置ク其開設ハ必ス講義録広告欄内ニ広告シ読修半年ニ達シタル時ニハ更ニ左ノ如キ通知書ヲ發達スベシ

通知書

第何号

哲学講習会

本又支部

右本館々外員規則第十三条ニヨリ左ノ場処ニ之ヲ

置ク

何国何郡市何々

年 号 月 日

哲 学 館

支部ニハ必ズ幹事一名ヲ定メ本部ニハ必ズ会長一名ヲ定メテ本館へ申出デ会員ノ束修月謝ハ必ズ幹事若クハ会長ヨリ一纏ニシテ送金スベシ之ニ対シテ本館ハ幹事又ハ会長へ宛講義録ヲ合送スベシ

支部ノ幹事ハ八月謝ヲ減額シテ毎月金廿五錢トシ本部ノ会長ハ八月謝全額ヲ免除スベシ読修者ノ数減シテ一定ノ人員ニ充タザル場合ニハ何時ニテモ右ノ取扱ヲ取消スベシ

第十四条(特待法) 貧生ニハ講習会ノ規則ニ從ヒ月謝減額或ハ全免ノ取扱ヲ為スベシ貧生ニシテ特待ヲ受ケント欲スルモノハ講習会規則ニ從ヒ一定ノ会員ヲ募集シテ講習会本部又ハ支部ヲ設置スベシ然ルトキハ本人ヲ本部ノ会長又ハ支部ノ幹事トシテ之ニ相当スル待遇ヲナスベシ其取扱ハスベテ前条ノ規則ニ依ル

附 則

本規則ハ明治三十五年十一月ヨリ施行ス

『哲学館館外員規則即講義録規則』(明治三五年)

九一 私立哲学館館友規則 (明治二二年八月)

館友規則

第一条 本館規則第二十四条ニヨリ本館ヲ永遠ニ保存シ

本館ノ主義精神ヲ同志ノ間ニ持續スル為メニ館友ノ制ヲ設ク

第二条 本館ニ滿一年已上在学セルモノハ館友トスヘシ但シ館友申込ト共ニ本館保存費トシテ各壹円ヲ納金スルヲ要ス

第三条 館外員ニシテ滿三年間講義録ヲ購読セルモノハ館友トスヘシ但シ館友申込ト共ニ本館保存費トシテ各壹円ヲ納金スルヲ要ス

第四条 本館ニ關係ナキモノモ本館ノ主義ヲ賛成セルモノハ館友トスヘシ但シ館友申込ト共ニ本館保存費トシテ各三円以上納金スルヲ要ス

第五条 本館創立ノ際創立費寄附者ハ本人ノ望ニ応シ第ニ条第三條第四條ニ照シ館友トスヘシ

第六条 第二條第三條第四條第五條ノ規則ニヨリ館友トナルモノハ本館保存費納金次第館友証ヲ送付スヘシ

第七条 保存費ハ本館會計係若クハ東京日本橋区南茅場町十二番地第十三国立銀行支店エ向ケ送金アルヘシ

第八条 館友タルモノハ互ニ本館ノ隆盛ヲ謀リ互ニ交誼ヲ親密ニスヘシ
第九条 館友ニシテ館内員若クハ館外員タラント欲スルモノハ束脩ヲ納ムルヲ要セス
第十条 館友ニハ毎年一回本館報告ヲ作り配送スヘシ

第十一条 本館発行ノ書籍ハ実価ニテ館友ノ需求ニ応スヘシ

第十二條 館友ハ随意ニ本館内ヲ一覽シ又時宜ニヨリ課業ヲ參觀スルコトヲ得ヘシ

第十三條 本館ハ館友寄宿所ヲ設ケ館友ニ限り寄宿ヲ許スヘシ
第十四條 館友ハ其住所番地ヲ明細ニ報知シ転居ノ節ハ早速其旧番地ト新番地トヲ併テ報知アルヘシ

『哲学館講義録』第一期第二級第二二号
(明治三二年八月八日)

九二 私立哲学館茶会規則 (明治三二年一月)

茶会規則

第一条 寄宿舎員ノ勤惰ヲ監督シ德義ヲ養成セン為ニ毎月二回茶会ヲ設ク

第二条 茶会ノ時刻ハ日ノ長短ニヨリ一定シ難シト雖トモ凡ソ朝七時夕九時半トス

第三条 茶会ハ毎土曜日毎日曜朝夕及大祭日大祝日ノ朝夕ニハ休会スベシ

第四条 毎茶会ニハ舎員ノ在否ヲ点檢スベシ
第五条 病氣若クハ止ムヲ得サル事故ニテ出席スルコト

能ハサルモノハ名刺ノ上ニ其事故ヲ略記セルモノヲ差
 入スベシ

第六条 名刺ヲ差出サスシテ欠席スルモノハ無断欠席ト
 ス

第七条 茶会ノ出席ハ寄宿舎員ニ限ルモ通學員ニシテ出
 席ヲ望ムモノアルトキハ本人ノ願ニヨリテ許スコトア
 ルベシ

第八条 通學員ニシテ茶会ニ出席スルモノハ之ヲ外宿員
 ト称シ之ニ対シテ寄宿員ハ内宿員ト称ス

第九条 内宿員ハ必ス朝夕両度ノ茶会ニ出席スルヲ要ス
 ルモ外宿員ハ夕時ノ茶会ノミニ出席スベシ

第十条 茶会ハ別ニ費用ヲ徴収セス但シ茶会開設ノ后ハ
 従来ノ舎費ヲ廢シ其代リニ毎月茶会謝義トシテ左ノ金
 額ヲ各自ヨリ直チニ館主ニ呈出スベシ

内宿員 式拾錢以上(二十錢ヨリ少ナカラス三十
 錢ヨリ多カラサルベシ)

外宿員 十錢以上(十錢ヨリ少ナカラス式十錢ヨ
 リ多カラサルベシ)

第十一条 茶会謝義ハ其金額ヲ紙中ニ封入シ其表面ニ姓
 名ヲ記シ毎月末(三十日若クハ三十一日)必ス其茶会
 ノ当席ニ於テ館主ニ呈出スベシ若シ一ヶ月未滿ニシテ
 退舎スルトキハ其前日ニ呈出スベシ

第十二条 謝義ハ館主之ヲ領収シテ舎費茶会費其他ニ之
 ニ類屬スル諸費ニ当ツルモノトス

第十三条 茶会ニハ舎監若クハ副舎監名定時刻前ニ会
 場ニ出席シ当直ニ指揮シテ其準備ヲナスヘシ

第十四条 当直ハ舎監若クハ副舎監ノ指揮ニ從ヒ点灯、

配茶、撃柝、等ノ勞ヲ取り万事席上ノ週旋ヲナスヘシ

第十五条 茶会ノ時間ハ朝時ハ凡ソ十五分間夕時ハ凡ソ
 半時間乃至一時間ト定ム

第十六条 定時間前五分ニ第一撃柝ヲ報シテ定時間ニ第
 二撃柝ヲ報スベシ

第十七条 会場ニ出席スルモノハ第一撃柝ヲ聞キテ用意
 シ第二撃柝ヲ聞キテ出席スヘシ

第十八条 茶会ニ出席スルモノハ必ス袴ヲ著スベシ但シ
 袴ノ代リニ洋服裝等ヲ用フルモ差支ナシ

第十九条 会場ニテハ喫烟ヲ嚴禁シ務メテ謹慎スルヲ要
 ス

第二十条 館主会場ニ入ルトキ及会場ヲ退クトキハ必ス
 一同立礼ヲ行フベシ

第二十一条 一同ハ館主ノ退場ヲ待テ漸次ニ退場スヘシ

第二十二条 館主ハ本館ニ關係アルモノ及ヒ學者知友ヲ会
 場ニ誘引シテ紹介スルコトアルヘシ

第二十三条 館主病氣若クハ止ヲ得サル事故アリテ出席ス

ルコト能ハサルトキハ必ス代理者ヲ立ツベシ

『哲学館講義録』第一期第二級第三二号

(明治二十二年一月一八日)

本館設立者 井上円了

『哲学会雑誌』第一冊第六号(明治二〇年七月五日)

第三節 広告・案内

九三 私立哲学館開設広告(明治二〇年七月)

哲学
専修 哲学館開設広告

今般専門ノ諸学士ニ相謀リ哲学専修ノ一館ヲ創立シ之ヲ
哲学館ト称シ世ノ晩学ニシテ速成ヲ求ムル者貧困ニシテ
大学ニ入ルノ資力ナキ者洋語ニ通セスシテ原書ヲ解セサ
ル者等ニ哲学速歩ノ階梯ヲ設ケ教授ハ各科専門ノ学士ニ
依頼シ邦語講義ヲ用ヒ一年若クハ三年ニシテ論理学心理
学倫理学審美学社会学宗教教育学政理及法理学純正哲
学東洋諸学及ヒ是等ト直接ノ關係ヲ有スル諸科ヲ研修ス
ル捷徑ヲ開ク本年九月ヨリ始業月謝壹円束脩壹円五拾銭
但九月一日以前ニ入学申込ノ分ハ束脩半額ヲ減ス請フ入
学志願ノ諸君ハ至急御申込アレ○当分本館事務所ハ東京
本郷弓町哲学書院内ニ相設候間規則書御入用ノ諸君ハ哲
学書院宛ニテ郵券二銭御送附次第逕送可仕候

九四 私立哲学館開場廣告(明治二〇年八月)

哲学館開場廣告

本館ハ仮教場ヲ東京本郷竜岡町三十一番地(麟祥院内)
ニ相設ケ九月十六日ヨリ該所ニ於テ始業仕候此段入学生
願者ニ報告ス追テ本教場設立マデハ寄宿者ヲ不置課業ハ
毎日四時間乃至五時間(間)ニシテ大抵午後ト相定候

東京本郷弓町哲学書院内

哲学館事務所

九五—— 私立哲学館員募集廣告

(明治二十二年八月)

哲学館生員募集

館内員 第一年級生百名第二年級生五十名を限り募集す
入学志願者は九月十日前に申込むべし 束脩一円五十銭
月謝八十銭
館外員 今般更に来る九月よりの第一年級講義と十月よ

り毎月三回講義録に掲載し館外員に頒ち自宅独修の便に
供す束脩五十銭月謝卅銭志願者は至急申込むべし尤九月
廿日前送金者に限り束脩卅銭とす●本年一月以来出版第
一年級講義録余剩有之に付右一時に講読を望む者は束脩
五十銭月謝三十銭の割合を以て既刊月分謝金を送附せよ
第一号以下取纏め配付すへし●講義録見本を要する者は
郵券十一銭を投入すべし

附英学科 入学志願者は九月十日前申込むべし束脩八十
銭月謝八十銭

●右規則入用の者は郵券二銭を送るべし
明治廿一年八月

『日本人』第一号(明治二二年九月三日)

東京本郷
電岡町 哲学館

九五—二 私立哲学館員募集広告

(明治二二年八月)

●哲学館員募集広告

本館今度館主帰朝ノ上教場及寄宿舎新築ニ取掛一層盛大
ニ致左ノ通入学募集ス●月謝八十銭館費十銭寄宿凡式円
束脩壹円五拾銭ナリ

一年級 百五十名 二年級 五十名 三年級 五十名
右入学望ノ者九月十五日迄ニ申込ベシ入学試験ハ各級共

無之定数満員迄ハ当人望ノ級ニ編入致可シ教員ハ従前ノ
通加藤博士岡田嘉納辰巳国府寺坂倉三宅鈴木斎田森山井
上諸学士内田松本村上岡本鈴木諸氏ナリ学科ハ論理学心
理学社会学倫理学教育学純正哲学博物学人類学博言学史
学経済学審美学宗教学政理及法理学日本学支那学印度学
等ナリ

本館規則書入用ノ者ハ郵券二銭御郵送次第郵送ス

明治廿二年
八月

東京本郷 哲学館

『哲学会雑誌』第三册第三号(明治二二年九月五日)

九六—一 私立哲学館廣告(明治二二年一〇月)

立私哲学館廣告

新築

●本館新築教場及寄宿舎落成ニ付十一月一日ヨリ新築
教場ニテ教授ス場所ハ東京本郷区駒込蓬萊町二十八番
地ナリ

入学

●一年級、二年級、三年級共ニ欠員アレハ来年一月以
前ニ入学志願ノ者ハ試験ナシニ当人望ノ級へ編入スへ
シ束脩一円五十銭月謝八十銭館費十銭ナリ寄宿スルモ
ノハ此外ニ食料二円舎費二十銭乃至三十銭ヲ納ムルヲ

要ス
目的

●本館ノ主義ハ日本主義ニシテ日本在来ノ哲学、宗教学、史学、文学、及之レト關係スル西洋ノ諸学ヲ教授スルヲ目的トス故ニ本館ニテハ専ラ世ノ教育家、宗教学、文学者、哲学者トナラント欲スルモノヲ養成シ旁ラ政治家、法律家、経済家等ニシテ哲理上ヨリ其学ヲ研究セント欲スルモノヲ教授スヘシ

英学

●本館内員ニシテ英学兼脩志願ノモノハ同構内ニ開設セル郁文館英学専脩ニツイテ研脩スルノ便ヲ設ク但兼脩ノ者ハ無束脩ニシテ月謝五十錢館費五錢ヲ納ムヘシ

茶会

●本館ノ精神ハ独リ学理ヲ講究スルニ止ラス徳義ヲ養成スルニアレハ寄宿舎内ニ毎朝夕茶会ヲ設ケ徳義ニ関スル談話ヲナスヘシ且ツ毎年一二回生員ノ勤惰表ヲ作リテ父兄若クハ保証人ニ通知シ毎月ノ勤惰表ハ講義録記事欄内ニ揭示スベシ

学科及講師

●本館ノ学科及受持講師姓名左ノ如シ(姓名以呂波順萩野氏以下臨時講師)

理論的宗教学、實際的宗教学、純正哲学、

応用心理学 文学士 井上 円了

経済学 文学士 浜田健二郎

高等心理学 文学士 岡田 良平

支那哲学及文学 文学士 岡本 監輔

社会学 文学博士 加藤 弘之

法理学及政理学 法学士 加藤礼二郎

倫理学史、及批評 文学士 棚橋 一郎

政治学及社会学 文学士 辰巳小二郎

印度哲学及宗教学 文学士 村上 專精

審美学及支那哲学 文学士 内田 周平

日本神学及史学 文学士 松本 愛重

教育学 文学士 国府寺新作

普通心理学 文学士 沢柳政太郎

普通倫理学 文学士 坂倉銀之助

高等論理学 文学士 清野 勉

希臘哲学史及
近世哲学史 文学士 三宅雄二郎

史学 文学士 下山寛一郎

博物学 工学士 森山 益夫

日本文学 文学士 関根 正直

人類学及博言学 文学士 鈴木券太郎

日本学 文学士 萩野 由之

印度哲学 文学士 吉谷 覚寿

支那哲学 (易学)

高島嘉右衛門

支那哲学

内藤 恥叟

日本学

文学博士 黒川 真頼

日本学

文学博士 小中村清矩

植物学

理学士 斎田功太郎

支那哲学

文学博士 島田 重礼

印度哲学

島地 黙雷

印度哲学

釈 雲照

物理学

理学士 平山 順

地質学

理学士 鈴木 敏

講義録

●本館講義録ハ第一年級第二年級一年間発兌相休ミ第三年級(高等上級)来年一月ヨリ発兌スヘシ因テ館外員千人募集ス若シ其定員ニ滿ツルトキハ申込テ謝絶スヘシ故ニ志願ノ者ハ本年中ニ申込ヘシ

束脩 五十銭 月謝改正二十八銭(来一月ヨリ実行)

左記ノ資格ノ者ニハ特別ニ月謝ヲ減シテ二十五銭トス(来一月ヨリ実行)

一各鎮台兵営内ニアル者 一小学教員及生徒

一宗教専門学校教員及生徒

但小学及宗教専門学校ノ教員生徒ハ其校事務掛ノ説明

書ヲ添ヘテ申込ベシ

来一月ヨリ発兌セル講義録掲載ノ種目ハ左ノ如シ

高等論理学 高等心理学 審美学 近世哲学史

政治学 政理及法理学 實際的及理論的宗教学

倫理学批評 日本文学史 支那文学哲学

印度哲学宗教学 其他臨時講師講義及本館記事

●規則入用ノ者ハ郵券二銭封入ノ上左ノ名宛ニテ申込ルヘシ

明治二十二年十月 東京本郷区駒込 蓬萊町廿八番地 哲学館

『哲学雑誌』第三册第三号(明治二十二年十一月五日)

九六—二 私立哲学館広告(明治二十三年五月)

拜啓今般当館ニ於テ滿三年ノ課程ヲ履ミ毎学年ノ試業ヲ完ウシ本年七月卒業致候者数十名有之候抑当館ハ創立以來専ラ社会ノ教育者ヲ養成スル目的ヲ以テ学科ヲ制定シ我帝国文科大學ノ程度ニ從ヒ哲学諸科及文学史学ヲ教授シ就中教育学倫理学心理学論理学社会学等学校教育ニ必要ナル学科ヲ教授シ旁ラ德育ヲ奨励致シ来リ候故生徒卒業ノ上ハ諸学校ノ教育ニ従事為致度候就テハ御校ニ於テ右諸科ニ関スル教員雇入度御都合ニ候ハ、本年六月中ニ当館事務所ヘ御照会被下度候現今ノ学科并受持講師姓名

等ハ其節可入御一覽候也

東京本郷区駒込蓬萊町二十八番地

明治廿三年五月

哲学館

各公私立学校御中

『大日本教育会雑誌』第九七号 (明治二十三年五月一日)

せて諸宗の教理を兼修せしむる為めに設けしものなり
と云ふ

学科及修業年限 左の如し科外には年限の定なし専修科
は総て別に之を定む

〔次頁につづく〕

九七 私立哲学館入学案内 (明治三十二年一月)

○哲学館 在小石川区原町

授業大要 邦語を以て東西南洋の哲学、史学文学教育学
宗教学等を教ふる所なり但し総括して之を言へば哲学
の研究所也其学科は正科専修科の式部より成り正科は
中学科(予科)高等科(本科)の二部より成り高等科
は教育学部、宗教学部の二門に分れ専修科は漢学科仏
教科の二門とす教育学部は高等師範学校文科に模準し
帝国大学文科を参酌し専ら教育家必須の科目を撰みて
学科を組織し宗教学部の組織は帝国大学文科に模準し
泰西大学宗教部を参酌したるものにして専修科の漢
学、仏教の二科は本館所定の東洋大学科の準備として
一は漢文の外に和文を加へ専ら漢学を修めんと欲する
ものを教授し一は僧俗宗派を論せず広く世間の仏学研
修に志あるものに俱舎唯識華嚴天台の学説を主とし併

学習表（現今の学科即ち普通科）各学科ノ下ニ毎週教授の時間を掲ぐ各科毎週廿三時間

級年三科正		級年二科正	
級上(科本)科等高		級下(科本)科等高	
部学教宗	部学育教	部学教宗	部学育教
英 心理 東洋文学 語 学 学	英 心理 東洋文学 語 学 学	英 論理 東洋文学 語 学 学	英 論理 東洋文学 語 学 学
二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間
論 東洋倫理 東洋歴史 文 学 史	論 東洋倫理 東洋歴史 文 学 史	論 倫理学 東洋歴史 文 学 史	論 倫理学 東洋歴史 文 学 史
二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間
一学年 一回	一学年 一回	一学年 一回	一学年 一回
美 西洋倫理 宗教学 学 学 学	美 西洋倫理 教育学 学 学 学	史 哲学 宗教学 学 学 学	史 哲学 宗教学 学 学 学
二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間	二時間 二時間 二時間
臨時講義 一時間	臨時講義 一時間	臨時講義 一時間	臨時講義 一時間
哲 学 二時間	哲 学 二時間	社会 学 二時間	社会 学 二時間
地理 二時間	地理 二時間	地理 二時間	地理 二時間

入学期 毎年七月上旬、九月中旬、十月中旬（臨時）十一月下旬、本科（高等科）の入学試験を举行す

学費 束脩金壹円但し入学受験料を納めし者は之を免ず。月謝金壹円。館費、月額金式拾銭。食料金參円乃至參円五拾銭、舍費金參拾五銭乃至五十銭を納めしむ

入学者に対する定 中学科及専修科は学業履歴に依り何時にても無試験入学を許す本科に入学志願の者は尋常中学及尋常師範学校卒業の者及高等小学正教員たる者に非るよりは必ず試験を要す正式の試験を受けずして本科へ入学する者は員外生とす此入学試験は前に同じ

『諸学校規則集改正 東京入学便覧 附学科課程表』

一一一四頁（明治三二年一月七日）

第四節 關係学校

九八 私立緝熙館設立趣意 (明治二八年九月)

緝熙館設立趣意

今ヤ社会ノ事相日々繁劇ニ赴キ而シテ中等教育ノ需要亦益多シ則チ速成ヲ以テ之ガ需要ヲ充タスノ必要ヲ生セリ是ニ於テ吾曹同志相謀リ善ク教育術ヲ利用シテ学生ガ精力ノ徒勞ト時間ノ徒費トヲ省キニケ年ノ課程ヲ以テ尋常中学同等ノ学力ヲ与ヘント欲ス仍テ本館設立ノ要旨ヲ記シテ天下有為ノ青年子ニ告ク

『東洋哲学』第二編第七号 (明治二八年九月二日)

九九 私立緝熙館設置許可願

(明治二八年八月三一日)

私立緝熙館設置認可願

私儀

今般東京市本郷区駒込東片町百廿六番地ニ別紙項目書ノ

規定ヲ以テ中等教育ノ学校設置致度候ニ付御認可被成下度此段奉願上候也
 東京市本郷区西片町十番地にノ四十三号
 長野県平民

設立者 田中治六[㊦]

明治二八年七月生

明治廿八年八月三十一日

東京府知事 三浦安殿

前件願出ニ付奥印候也

東京市本郷区長 鴨池宜之[㊦]

〔別紙〕

設置ノ目的

本館ハ速成ヲ以テ中等教育ヲ授クル所トス

哲学館本科入学試験ノ準備ヲ為サント欲スル者 (本館ハ哲学館ト特別ノ聯絡ヲ有ス) 其他高等専門学校ニ入ラント欲スル者ヲ養成ス

本科学科学期課程表

国語	修身	学 期	
		第一 学 年	第二 学 年
三	一	各学科毎 週教授時 一年間教授日數 總計二百六十一日	各学科毎 週教授時 一年間教授日數 總計二百六十一日
簡易ナル国文読本	道德ノ要旨		
三	一		
文典 中古文講読	道德ノ要旨		

歴史	地理	英語	作文	漢文
二	一	四	一	四
日本歴史	万国地理、 日本地理、 万国地理、	書取、文法、 読方、訳解、綴方、	普通文	経子、史策、 文章書ノ類
三	二	四	一	四
支那歴史 西洋歴史	万国地理、 地文学、	同上、 会話、作文、	普通文課題 撰文解剖	同上

通計	附屬科 哲学	理科	数学
二二二		二	四
		植物学 理学大意	算術、 幾何初歩
二八	四	二	四
	普通心理学、 宗教学大意、	物理学、 化学、 動物学、	幾何学 代数学

英 語	漢 文	国 語	科 学	別 科 学 科 学 期 課 程 表			
			期 学				
			時間 毎週		第一 年		
			時間 毎週		第二 年		
			時間 毎週		第三 年		
			時間 毎週		第一 年		
二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一
二、三、スキントン文典小、	文部省読本、ナシオナル読本一、 二、三、四、ユニオン読本一、	日本外史、十八史略、文章軌範、 近著漢文読本ノ類、小学、孝経、	神皇正統記、徒然草、近著国文 読本ノ類、日本文典、	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日
二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一
ンソン、ラセラス、	ナシオナル読本五、ユニオン読 本四、スキントン万国史、ゴル トン伝記、マコレイ論文、ジョ	大日本史、史記、唐宋八大家文 章、大学、中庸、論語、孟子、	土佐日記、方丈記、増鏡、古今 集、	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日
レル哲学史、	マコレイ論文、シエクスピア院 本、アーピング、スケッチブッ ク、ゼボン論理学中、シユエグ	左伝、春秋、詩経、書経、易経、 礼記、唐宋八大家文格、	大鏡、枕草紙、源氏物語、万葉 集、	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日	一年間教授日数 総計二百六十一日

第一章 私立哲学館

英 語		漢 文		国 語		脩 身		学 科 / 図 書		本 科 教 科 用 図 書 表	
ユニオン読本		孟子 大学 唐宋八大家文格 正文章軌範		徒然草 方丈記 土佐日記 国文中学読本		普通国語学 国文中学読本		初学須知		通 計	
一、二、四 三、四		四 一 四 三 廿四 百廿六 七 十二		一 一 一 一 一		三		図 書 名		八 四	
明治十七年六月		未詳 未詳 天保年間 未詳		建武延元年間 建曆二年 延長八年 明治二十六年三月		元禄十一年		出版年月		八 四	
バーン サンダー		謝枋得 荆川原選川西函州編次 未詳		吉田兼好 鴨長明 曾先之 源光圀 司馬遷原著藤沢南岳校		貝原益軒		著 訳 者 氏 名		八 四	
										数 学	
										二 一	
										寺尾中等教育算術教科書、スミ ス代数学 菊池幾何学教科書	
										二 一	
										前年ノ続	
										二 一	
										前年ノ続	

哲 学	理 科	数 学	歴 史	地 理	
<p>倫理摘要 倫理学史 心理学摘要 普通心理学</p>	<p>物理学教科書 新撰化学教科書 新撰普通動物学 中等教育植物学教科書</p>	<p>チャールス・スミス氏 算術教科書 中等教育新撰算術書 チャールス・スミス氏 中等教育新撰代数学 ハンブリン・スミス氏 初等代数教科書 初等幾何教科書</p>	<p>チャールス・スミス氏 中等教育新撰算術書 算術教科書 チャールス・スミス氏 中等教育新撰代数学 ハンブリン・スミス氏 初等代数教科書 初等幾何教科書</p>	<p>日本歴史教科書 支那史綱 世界歴史</p>	<p>スベルリングブック(綴字書) イントロダクトリー(理学大意) スケッチ・オブ・ユーロ・ピンヒ ストリー(欧州史)</p>
<p>一 一 一 一</p>	<p>一 一 一 二</p>	<p>二 一 一 二 一</p>	<p>一 二 三</p>	<p>二 一 一</p>	<p>一 一 一</p>
<p>明治廿七年十二月 明治廿九年九月 西曆千八百八十五年 明治廿四年五月</p>	<p>明治廿八年五月訂正三版 明治廿七年十二月 明治廿六年九月 明治廿七年八月増補九版</p>	<p>明治廿八年四月 明治廿七年及廿八年 明治廿五年一月 明治廿八年三月 明治廿八年三月</p>	<p>明治廿七年五月 明治廿七年五月 明治廿七年七月 明治廿七年五月</p>	<p>明治廿六年四月 明治廿六年四月 明治廿六年八月 明治廿六年四月</p>	<p>明治廿七年三月 明治廿年十一月 明治廿七年五月</p>
<p>井上田了 シディック 井上田了 沢柳政太郎三石賤夫共訳</p>	<p>菊池熊太郎 吉田彦太郎 石川千代松 向井元太郎</p>	<p>松岡文太郎訳 菊池大麓</p>	<p>磯田良 西村豊 高津鍬三郎三上参次磯田良合著</p>	<p>山上万次郎編 山上万次郎浜田俊三郎合編 同上(次) 山上万次郎編</p>	<p>エプスター ハクスレー フリーマン</p>

麟氏心理学
標註八宗綱要
十二宗綱要

一 一 二

明治廿七年八月
明治十八年四月
明治廿三年

田中治六三石賤夫共訳
黒田真洞
吉谷覺寿

試験規則

- 第一条 試験ハ毎学年ノ終ニ於テ施行ス
- 第二条 採点ハ一科目百点ヲ以テ定トス
- 第三条 及第ハ全科ノ平均点六十点以上ニシテ各科ノ得点四十点以上ヲ得タル者トス
- 第四条 及第シタル者ニハ脩業証ヲ授与シ卒業生ニハ卒業証書ヲ授与ス
- 第五条 平均点数九十点以上ノ者ヲ優等生トシ之ニ優等証ヲ授与ス

入退学証書式



入学証書

今般御館へ入学仕候上ハ御規則ノ件々堅ク相守申へク候
仍テ証書差出候也。

私儀

宿所

何府県族籍

年月日

本人在学中一切ノ事件ハ拙者ニ於テ引請申へク候也

本人 姓名 印
何年何月生

宿所

何府県族籍

保証人 姓名 印

年月日
緝熙館

御中

退学願書

私儀

是迄御館へ在学致居候処今般都合ニ依リ退学致度候間此
段相願候也

宿所

何府県族籍

本人 姓名 印
何年何月生

年月日

宿所

何府県族籍

年月日
緝熙館

御中

保証人 姓名 印

学業履歴書式

履歴書

族籍

姓名 生年月

生徒罰則

一 学業
何々

一 職業
何々

一 賞罰
何々

右之通相違無之候也

年月日

右 姓名 印

生徒心得

第一条 生徒ハ館規并ニ館員ノ訓戒ヲ遵守シ品行ヲ端正

ニスヘキ事

第二条 生徒ハ登館中ハ袴若クハ洋服ヲ着用ス可シ但シ

僧侶ハ其宗ノ法衣ヲ着用スルモ妨ナシ

第三条 館具ヲ毀損シタル者ハ弁償ス可キ事

第四条 講師ノ講席ヲ去就スル時ハ必ス礼ヲナス可シ

第五条 講義ノ間ハ務メテ静肅ニス可シ

第六条 教場内ニ於テ喫烟スルヲ禁ス

第七条 講師ニ対シテハ館ノ内外ヲ問ハス必ス敬礼ヲ尽

シ且ツ平素固ク師弟ノ道ヲ守ル可シ

第八条 生徒ハ本館在学ノ間互ニ其友誼ヲ守ル可シ

第一条 生徒心得第二条第四条第五条第六条ヲ犯ス者ハ

拘留ニ処ス

第二条 生徒心得第七条第八条ヲ遵守セサル者ハ一週間

以内ノ停学ヲ命ス

第三条 右第一条第二条ノ科ヲ受クルコト数回ナル者及

此他学生タルノ体面ヲ汚ス所行アル者ハ退学ヲ命ス

位置及敷地建物

一 位置 東京市本郷区駒込東片町百廿五番地

一 敷地 右同所

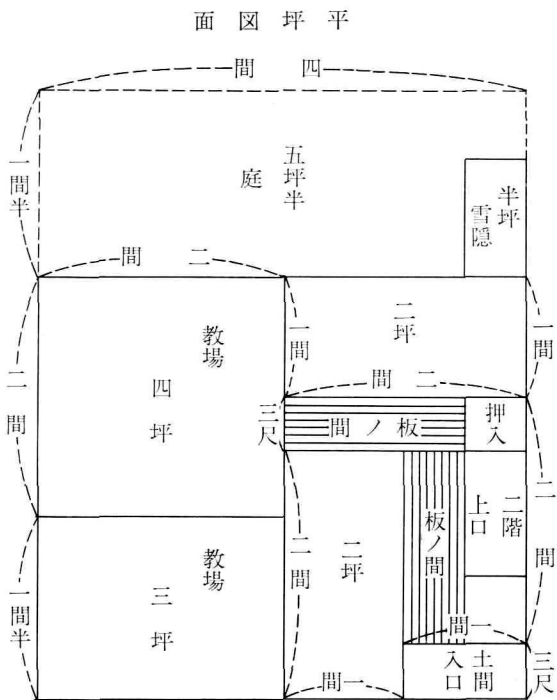
坪数 貳拾坪

間口 四間

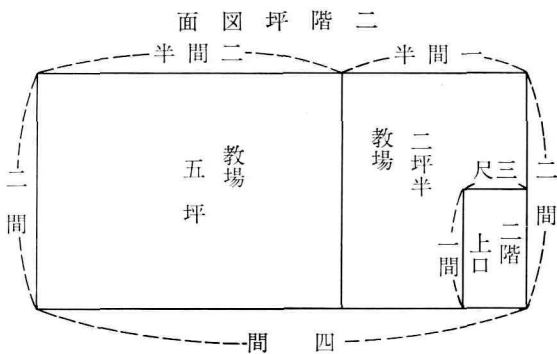
奥行 五間

一 建物

坪数 拾四坪
間口 四間
奥行 三間半



二階坪 八坪
間口 四間
奥行 二間



右教場ハ生徒定員六十人ニ対シテハ狭隘ニ候得共目下員
数ハ式拾人未滿ノ見込ニ付仮リニ右教場ヲ以テ相充テ候
追々増員ニ相成候ハ増築候力又ハ別処ニ移転可仕候也

一 金七拾七円也

全額

月毎 經費收入支出予算

收入ノ部

内訳

金貳拾円也 每月有志寄附
 金五拾七円也 本科生六十名一名ニ付毎月附七拾錢ツ、
 別科生五十名一名ニ付毎月附三十錢ツ、
 支出ノ部
 一 金七十七円也 全額

内訳

金拾円也 家屋借料
 金三拾五円也 講師五名給料
 金七円也 館務担当員二名給料
 金三円也 使丁一名給料
 金七円也 消耗費
 金五円也 図書器械漸次購入費
 金貳円也 雑費
 金三円也 予備費
 金五円也 基本金積立

緝 照 館

入学生徒学力及年齢

一 入学生徒学力ハ高等小学第二級脩業ノ者及之ト同
 等ノ学力ヲ有スル者トス

一 入学生徒年齢ハ滿十二年以上ノ者トス

起業及終業時限并ニ休業日

一 本科ハ三月ヨリ十月迄ハ午前七時若クハ八時起業十
 二時終業、十一月ヨリ二月迄ハ正午ヨリ起業午後四時
 若クハ五時終業トス別科ハ毎月午後六時起業八時終業
 トス

一 休業ハ大祭、祝日、日曜、春期(四月一日乃至七日)、
 夏期(八月全月)、冬期(十二月廿六日乃至一月七日)

トス

但シ別科ハ夏期休業ヲ八月一日ヨリ同月七日迄トス
 ルコトアルベシ

教員々数

五名(朱書)「履歴書相添」

生徒定員

本科六十名 別科五十名

授業料

本科入学者ハ束脩金壹円月謝七拾錢館費毎月拾錢トス別
 科入学者ハ束脩金五拾錢一科目ニツキ月謝參拾錢一科ヲ
 増ス毎ニ式拾錢宛ヲ加フ但シ哲学館在学ノ者ハ特別ヲ以
 テ束脩ヲ免ス

教科用器械

一 地図 三軸

一 地球儀 一機

- 一 幾何用器械 一組
- 一 生徒用机 腰掛共 三十脚
- 一 教員高机 椅子共 三脚
- 一 黒板 三枚

私立 緝熙館規則

第一条 目的 本館ハ速成ヲ以テ中等教育ヲ授クル所トス

哲学館本科入學試験ノ準備ヲ為サント欲スル者(本館ハ哲学館ト特別ノ聯絡ヲ有ス)其他高等専門學校ニ入ラント欲スル者ヲ養成ス

第二条 学科 本館ノ学科ハ分チテ本科及別科ノ二トス
(課程別表)

本科ハ一定ノ課程ヲ教授シ別科ハ所設ノ科目中生徒撰ブ所ノ学科ヲ教授ス

第三条 年限 本科ノ脩業ハ二ケ年別科ノ脩業ハ三ヶ年トス

第四条 学年 本科学年ハ毎年九月一日ニ始リ翌年七月卅一日ニ終ル別科モ之ニ同ジ

第五条 試験 本科ノ試験ハ毎学年ノ終ニ於テ之ヲ行フ但シ時宜ニ依リ臨時ニ之ヲ行フノコトアルヘシ

第六条 休業 本館ノ休業ハ大祭、祝日、日曜、春期

(四月一日乃至七日)、夏期(八月全月)、冬期十二月廿六日乃至一月七日)トス 但シ別科ニ限り夏期休業八月一日ヨリ同月七日迄トスルコトアルヘシ

第七条 學費 本科入學者ハ束脩金壹円月謝七十錢館費毎月十錢トス別科入學者ハ束脩金五拾錢一科ニ付月謝三十錢一科ヲ増ス毎二十錢トス

但シ哲学館在學ノ者ヘハ特別ヲ以テ束脩ヲ免ス 既納ノ金額ハ一切還附セス

第八条 納期 學費ハ毎月一日之ヲ納ム可シ 但シ一月四月ノ納期ハ八日トス在學中ハ出席ノ有無ニ係ハラス學費ヲ納ム可シ

第九条 入學 本館ヘ入學セント欲スル者ハ別紙書式ニ學業履歷書ヲ添ヘテ差出ス可シ 但シ保証人ハ東京市内ニ於テ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子ニ限ル

第十条 在學 本科生徒在學中事故アリテ三日以上欠席セント欲スル者ハ保証人ヨリ欠席届書ヲ差出スヘシ 第十一条 退學 中途ニシテ退學セント欲スル者ハ保証人ヨリ別紙退學願ヲ差出シ許可ヲ得ヘシ又在學中無断欠席三ヶ月ニ及フ者ハ退學ト看做ス可シ

(入退學願履歷書式別提)

(生徒心得生徒罰則生徒試験規則別提)

履歷書

長野県信濃国南佐久郡桜井村
五番地平民戸主七喜之助養子
東京市本郷区西片町十番地に
ノ四十三号寄留

田中治 六
明治廿七年七月十六日生

一 明治十七年十二月郷里日遷学校ニ於テ高等小学校ヲ卒業ス

一 同十八年一月ヨリ二十年一月マデ桜井学校ニテ授業生ノ職ヲ奉ズ

一 同十八年二月ヨリ十九年十二月マデ日曜義塾ニテ神津国助茂木吉治ノ両氏ニ就キテ英学ヲ脩ム

一 同二十年二月ヨリ同年十月マデ野沢学校ニテ助教員ノ職ヲ奉ズ

一 同年十一月筈ヲ負ウテ上京シ同二十一年一月ヨリ十二月マデ明治英学校ニ於テ安積弥六郎、佐立吾一、川本永守ノ諸氏ニ就キテ英学ヲ脩ム

一 同廿一年一月ヨリ哲学館々外員トナリ講義録ヲ以テ哲学諸科ヲ脩ム

一 同廿二年二月ヨリ同九月マデ深津正義氏ニ就キテ英学ヲ脩ム

一 同廿二年九月ヨリ哲学館々内員トナリテ哲学諸科ヲ研究シ同廿四年七月同館ノ全科ヲ卒業ス

一 同廿六年一月及廿七年四月文部省教員檢定試験ニ応

ジテ倫理学及教育学ニ登第シ其免許状ヲ受領セリ

一 同廿六年四月以来ドクトル中島力造氏ニ就キ哲学ヲ講究ス

一 同廿七年八月故國博士リンドネル氏ノ著実験心理学ヲ訳注シテ世ニ公ニセリ

一 同廿八年二月「東洋哲学」編輯人トナリ現ニ其編輯ニ從事ス

一 同廿七年十一月ヨリ中学科講義録ノ編輯ヲ分担シ現ニ物理学及英語学ノ編著ニ従フ

賞罰ハ挙ゲテ言フベキモノナシ
右之通り相違無之候也
明治二十八年九月 日 田中治 六

履歷書

山形県平民
山形県羽後国飽海郡酒田町大字本町七丁目十番地
東京市小石川区原町十番地寄留
本間俊明
元治元年五月生

一 学業

明治十三年十二月十八日山形県師範学校ヲ卒業ス
右在学中薩儒海南肝付兼武先生ニ從ヒ漢学ヲ脩ム

明治十八年十二月廿五日第一回山形県教員講習会ヲ卒業ス

一 賞罰
明治二十六年七月十五日東京駒込哲学館全科卒業ス
職業

明治十九年六月廿五日ヨリ二十二年十一月十四日迄
山形県飽海郡松嶺^{尋常}小学校長奉職ス

明治二十二年十二月廿六日ヨリ二十三年二月十五日
迄飽海郡曹洞宗私立簡易科教員講習所講師勤務ス

賞与

明治廿一年六月廿五日職務格別勉勵ノ段奇特トシテ
山形県ヨリ硯箱一箇被賞与

明治廿六年七月十五日哲学館試験成績特別優等ニ付
同館ヨリ同館発行第七学年度講義録全部被賞与

明治廿八年五月八日震災救済事務ニ尽力セラレタル
謝意トシテ飽海郡長ヨリ絹布帑反被賞与

右之通相違無之候也

明治二十八年八月三十一日 本間 俊 明[㊦]

履歷書

長野県南佐久郡青沼村官四
番地平民農三石嘉作四男

三 石 賤 夫
慶応二年九月生

一 学業

明治廿四年七月哲学館卒業

一 賞罰
無シ

右之通り相違無之候也

明治廿八年八月 右 三 石 賤 夫[㊦]

履歷書

山口県周防國都濃郡久米村第四百三拾番地平民

佐 郎 八
慶応六年八月六日生

学業

明治七年一月ヨリ同十年十二月マデ山口県都濃郡徳山
村山県友輔ニ就テ普通学科ヲ脩ム同十一年一月ヨリ十

四年三月マデ同県熊毛郡三井小学ニ入り普通科ヲ脩ム
同十五年三月ヨリ十六年九月マデ同県玖珂郡沢瀉塾ニ

入り東崇一ニ就テ漢学ヲ修ム同十七年六月ヨリ十八年
五月マデ同県吉敷郡黒城私塾ニ入り岡村圭三ニ就テ漢

学ヲ修ム同十八年六月ヨリ十月マデ山口県小学教員講
習所ニ入りテ講習ス同廿四年九月ヨリ東京市本郷区駒

込蓬萊町二十八番地哲学館ニ入り同廿七年七月全科得
業ス得業後即廿七年九月ヨリ廿八年七月マデ引続キ同

館研究生トナリテ哲学文学ヲ研究シタリ

職務

明治十九年一月ヨリ山口県都濃郡鳴徳小学校訓導奉職

同廿二年二月依願免本官同年十月ヨリ同県同郡岐陽小学校教員奉職同廿三年十一月同郡東弥小学校ニ転勤ヲ命ゼラレ同廿四年八月願ニヨリテ職ヲ免ゼラル右之通り相違無之候也

明治廿八年八月 日 佐 邨 八 郎 ㊦

履歴書

山形県羽前国西田川郡大山町大字大山字浦町十一番地平民七西脇徳次郎長男
東京市本郷区駒込東片町百五十三番地平民市川半三郎方寄留

学業

西 脇 玉 峰
明治四年七月一日生

- 一 明治二十三年四月ヨリ同年十一月マテ東京市神田区錦町私立錦城学校ニ於テ普通科学修
- 一 明治二十四年一月ヨリ同年七月迄テ東京市麴町区飯田町私立国学院ニ於テ予科第老年学修
- 一 明治廿四年九月ヨリ同廿七年マテ東京市本郷区駒込蓬萊町私立哲学館ニ於テ全科学修卒業
- 一 明治二十七年九月ヨリ同二十八年七月マテ東京市本郷区駒込蓬萊町私立哲学館ニ於テ研究科支那哲学ヲ学修ス

賞罰

一 無シ

右之通相違無之候也

明治廿八年八月 日

右
西 脇 玉 峰 ㊦

『明治二十八年第一種 第三課文書類別

学務 各種学校ニ関スル書類』

東京都公文書館所蔵

一〇〇 私立緝熙館廣告 (明治二十八年一〇月)

緝熙館廣告

本館ハ加藤博士井上哲学館主棚橋郁文館主石川照勤師ノ賛襄ニヨリ新設シタルモノニシテ哲学館及ヒ他ノ専門学校入学者ノ為並ニ神仏各宗ノ教職トナリ若クハ一般ノ実務ニ就カント欲スル者ニ速成ヲ以テ中等教育ヲ授クルヲ目的トス故ニ事情正規ノ学年ヲ假シ難キ者或ハ晩学ヲ以テ当今ノ普通智識ヲ得ント欲スル者ニハ最モ適切ノ学館ナラント信ス若シ其講授ノ如キハ各科トモ専門ノ良師ニ托シ各熱精ヲ竭シテ善ク教育術ヲ応用シ以テ育成ノ功ヲ収メンコトヲ期ス敢テ江湖有志ノ来学ヲ待ツ◎本館ハ已ニ去月十一日ヲ以テ開館シ着々授業ノ歩ヲ進メツ、アレドモ尚ホ志願者ニハ臨時入学ヲ許ス特ニ本月中入学ノ者ニハ束脩ヲ半減スベシ◎学费ハ本科束脩壹円月謝館費共八十錢別科ハ束脩五十錢月謝三十錢ナリ尚細則ヲ要セハ

郵券二錢ヲ添ヘテ申込ムベシ

緝熙館仮教場

東京本郷区駒込
東片町二十六番地

『東洋哲学』第二編第八号(明治二十八年一〇月二日)

一〇一 私立緝熙館移転願

〔明治三十一年二月二三日〕

転校御願

東京市本郷区駒込東片町百二十六番地

緝熙館

右本館儀都合有之候ニ付今般同区西片町十番地ニ転校致

度ニ付別紙所在地図面相添ヘ此段御願仕候也

東京市本郷区西片町十番地

右緝熙館設立者 田中治六^印

明治三十一年二月廿三日

前件願出ニ付奥印候也

明治三十一年二月廿參日

東京市本郷区长 風祭甚三郎^印

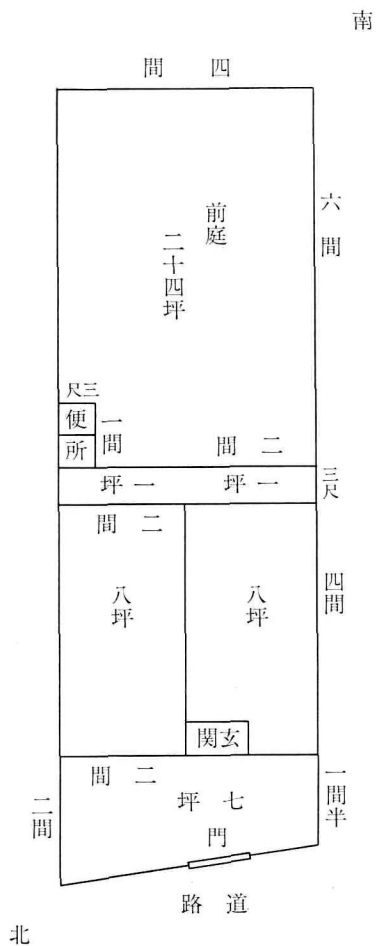
東京府知事 子爵岡部長職殿

〔別紙〕

本郷区西片町十番地緝熙館所在地

建坪十七坪

庭地三十一坪



拜啓本館今般都合に依り転校致度ニ付左の別紙を以て本郷区役所の奥書を得て早速右転校願上候に就き□□御進達の程此之段願入候也

緝 熙 館

東京府庁受附

御中

『明治三十一年第一種 第三課文書類別

学務 各種学校ニ関スル書類二』

東京都公文書館所蔵

一〇二 私立哲学館の分校 (明治二五年九月)

● 哲学館の分校

哲学館は、今度其主義を地方に拡張せん為めに、其校にありて全科を卒業したるものに、地方にありて分校の名称を以て、私立学校を開設することを得る規則を制定すると云ふ、聞く所によるに、地方の小都会にして、中学を設立する迄の資力もなく、又必要もなく、去りとして高等小学計りにては、不足を感じる様なる場処に、高等小学以上の学科にして、中学に准する程度の学科を置き、哲学館にて教授する所のものゝ、撰修速成の教授をする目的なりと云ふ、果して此の如き分校の、地方に開設あ

るに至らば、地方の青年輩にして、猥りに東京へ留学するの弊を防ぎ、且つ地方にありて、猥に政治運動に加はるの弊を除くことを得べし、是れ実に今日の美挙なりと謂ふべし、

『天則』第五編第三号 (明治二五年九月一七日)

一〇三 私立哲学館通信学校廃校届

〔明治三十二年三月二三日〕

〔廢〕
癡校御届

北多摩郡立川村千八百三十六番地

私立 哲学館通信学校

右癡校候間此段御届申候也

明治三十二年三月廿三日

右

設立者 白川至敬[㊦]

東京府知事 男爵千家尊福殿

『第三課文書 学務 官房』

東京都公文書館所蔵

第二章 私立哲学館大学

第一節 設 置

一〇四 私立哲学館大学部開設予告

〔明治三五年四月一日〕

哲学館大学部開設予告

井上哲学館主は去四月一日を以て大学部開設予告を發表せられたり、左に其全文を掲ぐ

(一) 創立以来の経過及基本金の予定

本館は今を距ること十六年前、即ち明治二十年九月の創立にして、開校当時の旨趣は帝国大学中なる文科大学の速成を期し、邦語にて大学程度の哲学史学文学を教授する道を開きたるものなりしが、明治二十二年九月より更に将来の目的を定めて、本館は他日国学漢学仏学三科の

専門部を置き、東洋大学科を開くことを發表し、之れが準備として広く全国の有志者より寄附金を募りて基本財産を積み立てんと欲し、既に地方の遊説に着手せしも、不幸にして本館の校舎が前後兩度風火の災難に罹り、其間又日清の戦役連年の凶作等の際に、時機其宜しきを得されは、自然休止の姿となり、殊に二十九年十二月の火災の節は校舎は勿論、器械書簿に至るまで悉く焼失せしが為、爾來専ら校舎の新築、諸般の設備に全力を注ぎざるを得ざるに至り、其勢一時大学部の準備を中止するの止むを得ざる場合となりました、其上に 皇室の御恩賜金に対し奉り京北中学校を開設することとなり、三十二年度より同時に両校の新築費を募集せんと欲し、再び地方を巡回して有志を誘導することに取り掛りました、其建築費の予算は四万五千円にして、今日までに募集の金額既に過半に達したれば、残額は是非とも本年より来年へかけて結了する積りである、其上は前志を継ぎて復た大学部開設の準備に着手し、之れが基本金を募集

する見込である、而して其基本金は最初十五万円の予算なりしも、今日になりては少くも三十万円を要する様に感ずれば、先づ三十万円の予算にて着手する心得であります、

(二) 既設の校舎

本館及び京北中学校の新築は数年前より着手し、今日までに出来上りたる分は教場二十室の外に図書室、器械室、準備室、標本室、事務室、生徒控所等総建坪四百二十六坪余にして、其他之に附属せるもの凡そ二百坪もあり、此外に尚ほ幾分の増築を要する場合のあるへきも、兎に角目下の処にては一段落の付きたるものと見て宜い、唯建築費が一万五千円も不足を生じ居れば、之を今明年中に募集し終り、直ちに予定の如く三十万円の基本金募集に着手する見込である、

(三) 大学の課程

本館の大学の課程は最初発表する所によれば我邦固有の諸学を専攻する為に所謂東洋大学科を開設する積りなれば、国学漢学仏学の三科、即ち神儒仏三道の専門科を設くる筈なりしも、其後の事情を考ふるに神道の学問は別に之を研究する特殊の学校もあれば、本館にては別に一科の専門を設けずとも儒学に合して差支なき様に心得、専門部は儒学専門と仏学専門との二科を置く見込で

ある、儒学は東洋の倫理学にして、仏学は東洋の宗教学なれば、其名義は或は倫理科と教学科とに定めたる方が宜い様に考へます、

大学部

一、倫理科

専ら儒教の倫理を究め、兼て神道の教義を探り、旁ら西洋の倫理を修めしむる見込

一、教学科

専ら仏教の教理を究め、旁ら西洋の哲学を探り、且つ広く東西の宗教を兼修せしむる見込

斯くして東洋大学科の組織を設くる計画である、而して儒仏二教の学は我邦に千百年間伝来せるものなれば、之を日本固有の学と申しても差支ない、勅語の所謂教育の淵源を窮め国体の精華を明かにする為には、是等の固有の学を専門に研究する道を開かねばならぬ、故に本館の大学部は東洋大学科と云ふよりも、日本大学科と称する方寧ろ適当ならんかと思ふ、何には兎もあれ、儒仏二学は我邦に於て必要の学科にして、其大学開設は急務の事業たることは明かである、

(四) 大学の修業年限

次に大学部の修業年限は最初予定の通り五ヶ年とし、中学卒業以上の学力あるものに限り入学を許すことにする積りである、又實際開設するまでには現今所設の教育哲学の二学科は自然に之と連絡を付け、三年にて卒業する方と五年にて卒業する方と両様を設け、教育部と哲学部とは従来通り継続する見込である、

以上の学科及び年限は明治二十二年に発表せるものに大差なきも、唯其専門は三科の専門を二科に縮めたる点である、而して基本金の方は先年の予定額を二倍し、二十万円に達したる場合に一科を開き、三十万円に達したる場合に二科を開く見込である、其年限は今より確定し難けれど、實際募集に取り掛りたる上は一二年の経験によりて自然に分ることと思ひます、蓋し其事たるや小生に取りて畢生の大願望にして亦終身の大事業なれば、堅忍不拔折不撓の精神を以て取り掛り、之と死生を共にする覚悟であることは今より公言して置きます、

(五) 私立大学の開設

東京の私立学校として本館の益友とも先輩とも云ふべき学校は、三田の慶応義塾と早稲田の専門学校なるが、慶応義塾の方は二三年前より大学部を開設することになり、専門学校も昨年以來準備に取り掛ることになりたれば、本館も及ばずながら、其の尾に附して大学部開設に着手せざるを得ざる場合となりました、是れ機運の然らしむる所と申して宜い、然るに本館の方は右両校に先ち十余年前既に其旨趣だけは発表し置きたれど、唯種々の事情の為に一時中止したるまでなれば、新築落成の上は直ちに着手すべきは当然のことである、依て此に其計画を予告することに致しました、

(六) 我邦の教科大学

大学部開設に関し更に一言し置きたきことがある、それは他にあらず、我邦の大学として欠くる所ある一条である、即ち西洋諸国の大学には夫々神学部の設けあるにかゝらず、我邦の大学には之に對する教科大学なき一事である、世の論者或は我邦には斯る大学を要せずと云ふものあらんも、愚考にては西洋よりも一層我邦に其必要ありと思はる、何となれば儒教なり仏教なり我邦にありては千百年間世道人心を維持して来りし上に、東洋諸邦に一大勢力を有し、且つ其学は実に研究すべき材料に富み、殊に其研究は西洋人に困難にして日本人に容易なる事なれば、我邦に於ては固より西洋の所謂神学部を置く必要なきも、儒教仏教を合し、之を東洋の教科大学として一大専門を置くことは、最も今日の急務であると考へます、

近頃漸く世論も其方に傾き来り、国会上にも之に関する交渉ありしにや聞き及ひたるか、小生も帝国大学中に其一分科を設けられんことを望む論者の一人である、然るに目下の事情にては到底官立大学中に之を置くの運びには至り兼ねる由、既に官立の見込なしとすれば、私立を以て其欠点を補ふ方針を取らねはならぬ、果して然らば本館の大学部は正しく東洋の教科大学、否我邦の教科大

学に当るべきものなれば、今日の機運に考へても其開設の急要を知ることが出来る、其事たる固より小生の分に過ぎ力に余りたる様なれども、若し機運此に熟し、世論挙げて此方針を取るに至らば、其成功は決して困難にあらず、又必ずしも長年月を要するにあらざるべしと信じます、

(七) 大学の敷地

本館は先きに学校敷地として小石川原町雞声ヶ窪、即ち現今の敷地三千九百九坪四合九勺を購入し、大学部も此地内に建設する予定の処、其後京北中学校を此に開設して以来、敷地俄に狭隘を感じ、昨今の処校舎増設の余地なく、大学の敷地は更に一考を要することになりました、依て大学部開設の準備としては第一着手は、現今の敷地の外に成るべく其近傍に於て更に静閑高燥なる手広き地面を選定する事である、幸に其地を得たらば現今の敷地は全く京北中学校の方に譲り、本館は全体を挙げて新敷地の方に移す積りなれば、其坪数は少くも一万坪内外のものを購入したきものである、之を第一着手として漸次に歩を進め、基本金予定の半額に達したる時を待ち、更に其地に新校舎を建築して、現今の本館諸科を此に移すこととし、夫れまでは縦ひ狭くとも、矢張り現在の場所にて辛抱せねはならぬ、

(八) 有志者の助力

以上は本館大学部開設に着手する順序を申し述べたるまでである、然るに世間にては館内の事情を知らざる故、小生が最初約束せし東洋大学のことは、何時の間にか忘れ去り、大学沙汰は自然消滅に帰したる様に云ひ触らすものありと聞き、且つ本館災後の新築事業も不日悉皆落成を見るに至りたれば、此に今後の方針と順序とを發表する時機到来せりと思ひ、此くの如く予告することに致しました、さりながら其事業たる実は一私人の計画としては過分の事業なれば、本館に關係あるものは勿論、広く全国の有志者より助力加勢を仰ぐ積りである、依て今より其事を懇願し置く所であります、

(九) 本館の關係者

本館の關係者を算へ来らば、創立以来の館内入学者凡そ三千人、館外生凡三万人、館賓二百人、館友二千人、創立員二万人あれば、此等の諸君の御尽力を願ひ、広く全国より有志を募る考へである、既に先年以来募集したる金額にして、本館の資本に登録せる分、一万四千八百三十二円二十銭あれば、之に加へて予定の金額を募集する見込である、右は大学部開設の予告と共に小生の所望を述べたる次第であります、

(十) 新築費寄附の心得

斯く予告する以上は一日も早く新築費の募集を結了せなければならぬ、昨年度の報告によれば新築費の負債は一万一千二百八十七円九十四銭六厘にして、其外に年末より本年へかけて新築中の分が凡そ四千円の見込なれば、双方合して一万五千円とし、之を本年より来年へ涉りて成るべく早く集めたきものなれば、本館関係者及び地方の有志者諸君に於て本館の基本金を寄附する心得にて御尽力を願ひたきものである、実際新校舎も本館の基本財産なるに相違なければ、新築費までを基本金募集の中に加へても差支ない訳である、依て終りに臨んで其事を一言し、以て特に有志者諸君に懇請する所を述べて置きます、

『東洋哲学』第九編第五号（明治三十五年五月五日）

一〇五一一 私立哲学館大学と改称し専門学校令に依る大学部設置申請書進達願

（明治三十六年八月二七日）

進達願

別紙私立哲学館ヲ私立哲学館大学ト改称シ専門学校令ニ依リテ開校スルノ申請書文部大臣閣下へ御進達相成度此段奉願候也

明治卅六年八月二十七日

東京府知事 男爵千家尊福殿

〔朱書〕
「第四〇二号」

右願出候ニ付奥印候也

明治三十六年八月廿八日

東京市小石川区長 石井義正郎

私立哲学館設立者

文学博士井上円了^①

『明治卅六年 文書類纂 第一種 学事』

私立各種学校 第二
東京都公文書館所蔵

一〇五一二 私立哲学館大学と改称し専門学校令に依る大学部設置認可書写

〔明治三十六年一〇月一日〕

私立哲学館設立者

文学博士 井上円了

本年八月二十七日付申請私立哲学館ヲ私立哲学館大学ニ改称シ専門学校令ニ依リ設置ノ件認可ス

明治三十六年十月一日

文部大臣 久保田譲郎

* 1

* 1 (欄外) 別紙指令ニ第四式經由印ヲ捺シ小石川区役所ニ送付スルモノトス

『明治卅六年 文書類纂 第一種 学事』

私立各種学校 第二二
東京都公文書館所蔵

一〇五—三 私立哲学館大学と改称し専門学校令に依る大学部設置認可告示

〔明治三六年一〇月二日〕

文部省告示第百八十四号

東京府東京市ニ設置セル私立哲学館ヲ明治三十七年四月一日ヨリ私立哲学館大学ト改称シ専門学校令ニ依ルノ件認可セリ

明治三十六年十月二日

文部大臣 久保田譲

『官報』第六〇七七号 (明治三六年一〇月二日)

一〇六 私立哲学館大学開設広告

〔明治三十六年二月〕

哲学館大学開設広告

明治卅六年十月二日文部大臣より本館大学開設の件認可ありたり依て卅七年四月一日より大学を開設し之と同時に哲学館大学と改称す

中学卒業の者は無試験にて直ちに大学本科へ入学を許す

中学卒業せざる者は本館予科若くは別科に入学することを得

本館には徴兵猶予の特典あり

卅七年四月一日より本館大学講義録を發行す

以上の規則入用の者は郵券二銭寄送すべし

明治卅六年十二月 東京市小石川原町 哲学館

井上円了著『改良新案の夢』

(妖怪叢書第二編、哲学館、明治三七年一月一九日)

一〇七—一 私立哲学館大学開校式桑山敏祝辞

(明治三七年四月一日)

哲学館ノ創立セラル、ヤ明治二十年ニシテ我国ニ於テ哲学思想ヲ一般人民ニ知ラシメル嚆矢ト称スベク実ニ文学博士井上円了閣下ノ苦心苦慮百方経始セラレタル所ナリ爾来春去リ秋来リ十有七ノ星霜ヲ経テ大学ニ陞セラル博士ノ宿志是ニ於テヤ達セラレタリト云フベシ其中間拡張

ヲ謀ルカ為ニ頻繁各地ニ遊説セラレ櫛風沐雨席暖ナルニ違アラス其海外ニ航セラル、ヤ彼ノ長ヲ取り我カ短ヲ補ヒ後進ヲ誘掖スルノ切実ナル至ラザルナク尽サザルナシ又学館ニ在リテハ創立ノ当初ヨリ既ニ三遷シタリシカ其構造ノ規模一ヨリニヨリ三ニ進ミ其精ヲ極メ其善ヲ尽ス之ヲ往時ニ比スレバ其相去ル霄壤モ啻ナラスト雖モ亦敢テ棟梁ノ材ヲ択ハス輪奐ノ美ヲ銜ハズ是皆博士ノ用意周到ノ致ス所時ニ風伯ノ襲フ所トナリ或ハ祝融ノ怒ル所トナルモ不撓不屈之カ経営ヲ為ス等総シテ博士ノ熱誠鉄腸多年一日ノ如ク能ク百難ヲ排シ独力之ヲ支ヘ遂ニ大学開校ノ盛典ヲ举行セラル、ニ至ル真ニ欣朴ニ堪ヘザルナリ不肖敏本館創業ノ際ニ方リ館員ノ末班ニ列シ博士ノ薫陶ヲ受ルヤ深シ本日此盛典ニ遭逢シ雀躍禁スルヲ得ス鄙辞以テ盛挙ヲ賀セントスルモ才劣ニ文拙ニシテ所思ノ万一ヲ叙スル能ハス然レトモ猶自ラ量ラズ聊カ数言ヲ陳シ祝典ノ辞ニ代ヘ併セテ本館ニ出入スル諸君ノ今日ヨリ以往益發憤勉勵入テハ斯道ノ蘊奥ヲ研究シ出テハ国家ノ將來ニ尽スアラシコトヲ期セラレ大学ノ長ヘニ高大隆盛ナランコトヲ祈ル

桑山敏

「哲学館大学開校式と得業証書授与式」(『東洋哲学』)

第一編第四号、明治三十七年四月五日)

一〇七—二 私立哲学館大学開校式石川照勤祝辞

(明治三十七年四月一日)

祝 辞

本日私立哲学館大学開校ノ式典ヲ举行セラル、ニ当リ出身者タルノ故ヲ以テ一言ノ祝辞ヲ述フルコトヲ得ルハ予ノ最モ光荣トスル所ナリ

抑モ本館ハ明治廿年ノ創立以來十有八年ノ長キ歲月ヲ經過シ其間幾度カ天災ト人災トニ遭遇セシニ拘ハラズ能ク健全ニ發達シ生長シテ已ニ数百ノ卒業生ヲ出シ各種ノ階級ニ散在シテ其勢力頗ル偉大ナルモノアリ而シテ今ヤ館主閣下多年経営刻苦ノ功空シカラズ本日ヲ以テ弥々私立哲学館大学ノ名称ヲ得ルニ至レリ蓋シ昭代奎運ノ然ラシムル所ナリト云フト雖モ又タ館主閣下不屈不撓ノ精神ト熱心勵精ノ尽力トニ依ラズンバ焉ソ能ク速ニ此所ニ到ランヤ

惟フニ哲学ナルモノハ百科ノ学ニ関聯シ各種ノ階級ニ通シテ其必用特ニ多シ爾ルニ我国ニ於テハ之ヲ専門ニ教フルモノ唯タ東京帝国大学ト本館トアルノミ豈ニ学界ノ恨事ニ非スヤ此時ニ当リ本館ノ大拡張ヲ見大發展ニ逢フ学徒ノ喜悅思フヘシ而シテ又邦家ノ前途ノ為メ大ニ慶賀セ

ザル可ラザルナリ聊カ蕪辞ヲ陳シ以テ祝辞トナス

石川 照 勤

「哲学館大学開校式と得業証書授与式」(『東洋哲学』)

第一編第四号、明治三十七年四月五日)

提其領会撮其契要以誘掖後進欲使天下後世得溯道之大源而不陷偏執固陋之弊竇矣嗚呼博士之志之遠大如此其有功異日而裨補於邦国者果何如哉

『東洋哲学』第一編第五号(明治三十七年五月五日)

一〇八 賀私立哲学館大学開校序

(明治三十七年四月)

賀哲学館大学開校序

枚田 探源

井上博士之創哲学館也世少知斯学之可講来学者僅百余人博士独力經營造学堂於本郷蓬萊坊結構半成偶為大風所倒又罹火災而博士不毫屈再鳩其工遂能成其志後又造堂於小石川原坊而移焉誓曰他日吾將更與大学建四聖堂也屢遊海內外陳說其所志志士翕然捐貲助之而四方人士就而学者稍益多於是卜明治卅七年四月一日行創大学式余也嘗就館受業今聞此盛举中心欣懌一言賀之曰志者業之輪也信者事之与也博士志既遠大而其言必信苟一口之則未嘗不实践之創学之成功豈偶然哉抑方今奎運鬱起絃誦之声徧于都鄙凡百技芸之精足以磨智折旋操步之術足以強筋骨旺氣血独至于成德之方則人々異見未能概举而綜核如此而不已乎其害於世道人心固有不可言者博士卓然振拔于流俗遍取範於四聖

第二節 学則・規程

一〇九 私立哲学館大学学則(明治三十六年一〇月)

私立哲学館大学学則

第一章 總則

- 第一条 本校ハ高等ナル哲学文学等ヲ教授スル所トス
- 第二条 本校ハ大学部、専門部、予科、別科ノ四部トス
- 第三条 大学部ニ第一科、第二科ノ二科及別科ヲ置ク
- 第四条 専門部ニ教育第一科、教育第二科、哲学第一科、哲学第二科ノ四科及別科ヲ置ク
- 第五条 修業年限ハ大学部五箇年、専門部三箇年、予科一箇年トシ大学部別科五箇年、専門部別科三箇年トス
- 第六条 本校生徒ハ徵兵令第十三条ノ特典ヲ受ケ在学中ハ徵集ヲ猶予セラレ卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ

得

但予科生及別科生ハ此限ニアラス

第一条 大学部ノ学科及課程左ノ如シ

第二章 学科及課程

(表中ノ数字ハ一週ノ授業時間数ヲ示ス)

合計	語学		地理歴史	西洋哲学	印度哲学	支那哲学	漢文及	国語	倫理	学科	学年
	二六	七	一	四	四		七	七	二	五	第一
	英語	地理学	論理学	哲学概論 哲学史		八家中 文庸	孟論 子語	文典	実践道徳 西洋倫理史 東洋倫理史	第一	第一
二六	七	二	四	四		七	七	二	四	第二	第二
	英語	東洋歴史	心理学	西洋哲学史		伝近 習思 録録	老子 莊子 經	日本文学史	実践道徳 西洋倫理史 東洋倫理史	第二	第二
二五	七	二	四	四		八	八		四	第三	第三
	英語	東洋歴史	社会学	西洋哲学史		支那 文学史	荀子 詩經	易經	実践道徳 倫理学 東洋倫理史	第三	第三
二〇	二		四	二		一二	一二			第四	第四
	支那語 又ハ	英語	認識論	純正哲学	印度哲学	詩学、 文学	爾雅、 說文	諸子 子学		第四	第四
二〇	二		四	二		一二	一二			第五	第五
	支那語 又ハ	英語	美	純正哲学	印度哲学	詩学、 文学	三陽 明学	諸子 子学		第五	第五

合 計	語 学	地 理 史	西 洋 哲 学	印 度 哲 学	支 那 哲 学	倫 理	学 科 / 学 年	
							学 科	学 年
二六	七	一	六	二	五	五	第 一 年	大 学 部 第 二 科
	英 語	地 理 学	比 較 宗 教 学 論 理 学 哲 学 概 論 哲 学 史	俱 舍 学	大 孟 論 学、 庸 子 語	東 西 洋 倫 理 史 東 西 洋 倫 理 史		
二六	七	二	四	四	五	四	第 二 年	
	英 語	東 洋 史	心 理 学 西 洋 哲 学 史	華 起 唯 嚴 信 識 学 論 学	伝 近 老 習 思 子 録 錄 子	東 西 洋 倫 理 史 東 西 洋 倫 理 史	实 践 道 德 西 洋 倫 理 史	
二五	七	二	六	二	四	四	第 三 年	
	英 語	東 洋 史	社 宗 西 会 教 洋 学 哲 学 史	天 台 学	支 易 那 文 学 史 經	東 倫 实 洋 理 践 倫 理 道 德 学		
二〇	二		六	一〇	二		第 四 年	
	梵 語		宗 認 純 教 識 正 学 論 哲 学	三 法 俱 相、 舍、 因 律 部 明 論	支 那 哲 学			
二〇	二		六	一〇	二		第 五 年	
	梵 語		宗 美 純 教 学 正 学 哲 学	諸 真 天 宗 台、 学 言 華 嚴	支 那 哲 学			

第二条 専門部ノ学科及課程左ノ如シ

(表中ノ数字ハ一週ノ授業時間ヲ示ス)

合計	(随 意 科)	英 語	法 制	地 理 史	哲 学	教 育	倫 理	学科	学年	教育 第一科
二七	二	一一		一	四	四	五	第一	年	
	音 經 作 會 講 濟 濟 會 講 學 學 會 講 簿 簿 會 講 記 記 會 講 學 學 會 講 案 案 會 講 學 學 會 講	文 話 法		地 理 學	論 理 學 哲 學 概 論 哲 學 史	教 育 學 教 育 學 教 育 學	東 西 實 洋 洋 踐 倫 倫 道 理 理 德 史 史 史			
二七	二	一一	二	二	二	四	四	第二	年	
	獨 生 作 會 講 逸 理 會 講 學 學 會 講 衛 學 會 講 生 學 會 講 學 學 會 講 語 學 會 講	文 話 法	法 制	西 洋 史	西 洋 哲 學 史	心 理 學 教 育 學	東 西 實 洋 洋 踐 倫 倫 道 理 理 德 史 史 史			
二七	二	一一	二	二	四	二	四	第三	年	
	美 精 英 會 講 術 神 文 話 法 病 學 會 講 學 學 會 講 史 學 會 講	文 話 法	法 制	西 洋 史	社 會 哲 學	教 授 法	東 西 倫 實 洋 洋 踐 倫 倫 道 理 理 德 史 史 史			

合 計	(隨 意 科)	英 語	法 制	地 理 歷 史	哲 學	漢 文	國 語	教 育	倫 理	學 科	學 年	教育第二科
二七	二	四		三	二	八	三	二	三	第 一 年		
	作書學、字文學	講讀、文法		日本歷史	地理學	論理學	史記、家學、中庸、孟子語	古文今集	東洋倫理史	實踐道德		
二七	二	四	二	三		一〇	四		二	第 二 年		
	朝鮮生理學、衛生學語	講讀	法制	日本制度史	東洋歷史	支那時文	左思錄、荀子、近思錄、禮記、書經、莊子	枕草子、日本文學史	東洋倫理史	實踐道德		
二七	二	三	二	二		一〇	四	二	二	第 三 年		
	美術大意識	講讀	法制	東洋歷史		支那學、支那文、荀子、韓非子	詩經、易經、萬葉集、古事記	源氏物語	東洋倫理史	實踐道德		

合 計	(隨 意 科)	英 語	法 制	地 理	哲 学	倫 理	学 科	学 年	哲 学 第 一 科
二七	二	一一		一	八	五		第	年
	音 經 作 会 講 濟 学、簿 讀、文 楽 記 文 話 法			地 理 学	俱 比 論 哲 較 宗 理 学 舍 教 学 史	東 西 実 洋 洋 踐 倫 倫 道 理 理 德 史 史 德		一	
二七	二	一一	二		八	四		第	
	独 生 作 会 講 逸 理 学、衛 讀、文 学 生 学 文 話 法		法 制		起 唯 心 西 信 論、華 識 理 哲 嚴 学 学 史	東 西 実 洋 洋 踐 倫 倫 道 理 理 德 史 史 德		二	
二七	二	一一	二		八	四		第	年
	神 精 英 会 講 神 文 話、作 病 学 文 讀 学 学 史 文 讀		法 制		天 宗 社 純 教 正 哲 台 会 哲 学 学 学 学	東 倫 実 洋 洋 踐 倫 倫 道 理 理 德 学 学 德		三	

合計	(隨 意 科)	英 語	法 制	漢 文	國 語	哲 學	倫 理	學 科	學 年
								第	
二七	二	四		六	二	八	五	第	哲 學 第 二 科
	作書 學、字 文學	講 讀、文 法		論孟大史 學、中 作 語子庸文	文 典	俱比論 較 舍宗理 教 學學學	東西實 洋洋 倫倫 理理 史史	一	
							實 踐 道 德	年	
二七	二	四	二	五	二	八	四	第	二
	支生 那理 時學、衛 文生 學	講 讀	法 制	老莊近 習思 子子	日 本 文 學 史	起唯心 信洋 論識理 華華 敵敵 學學學	東西實 洋洋 倫倫 理理 史史	二	
							實 踐 道 德	年	
二七	二	三	二	一〇		六	四	第	三
	神精 神 病 學	講 讀	法 制	支支荀 那子、 那文韓 學非 語史子		天宗純 台教哲 學學學	東倫實 洋洋 倫倫 理理 史史	三	
							實 踐 道 德	年	

第三章 学年、学期及休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期ハ四月ヨリ八月ニ至リ第二学期ハ九月ヨリ十

二月ニ至リ第三学期ハ一月ヨリ三月ニ至ル

第三条 春季休業ハ四月一日ヨリ十日ニ至リ夏季休業ハ

七月十六日ヨリ九月十五日ニ至リ冬季休業ハ十二月二

十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル其他日曜日大祭日ハ休

第四章 入学在学及退学

第一条 大学部並ニ専門部第一年ニ入学ヲ得ベキ者ハ年

齡滿十七年以上身体健全品行方正ニシテ左記ノ資格ノ

一 有スル者ニ限ル

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 官立公立ノ中学校ニ於テ専門学校入学者檢定試

験ニ合格シタル者

三 明治三十六年文部省令第十四号専門学校入学者

檢定規定第八条ニ依リ指定セラレタル者

四 本校予科ヲ卒業シタル者

第二条 前条ノ入学志願者募集定員ニ滿タサルトキハ無

試験入学ヲ許シ若シ其定員ヲ超過スル場合ニハ中学校

卒業以上ノ程度ニ依リ明治三十四年文部省令第三号第

一条第一項ノ学科目ノ内数科目ニ就キ撰抜試験ヲ行フ
第三条 生徒入学期ハ毎年四月トス

但欠員アルトキハ学年ノ中途ニ於テ編入スルコトア
ルヘシ此場合ニハ第一条ノ資格ヲ具フルモノヲ更ニ

其學級ノ既修シタル學力程度ニ就キテ試験ノ上編入
スルモノトス

第四条 入学志願者ハ左式ノ入学願書、履歷書ニ其卒業
シタル学校長ノ卒業試験成績及品行ニ関スル証明書若
クハ試験檢定合格証書ヲ添付シ願出ツヘシ

<p>入学願 (用紙美濃紙)</p> <p>私儀今般御校何部何科へ入学志願ニ付御檢定ノ上御許可 被成下度履歷書相添此段奉願候也</p>	<p>現住所</p> <p>何 某 〇</p>
<p>年月日</p> <p>何 某 〇</p>	<p>私立哲学館大学長 何 某 殿</p>

履 歴 書 (用紙美濃紙)	族 籍	何 某
年 月 日	右	何 某 ㊦
学 業	一 年月日何学校ニ入学年月日何科卒業	一 年月日何何ヨリ何免状ヲ受ク
一 年月日何職拜命、或ハ何業ニ従事等	賞 罰	一 年月日何何ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク
右之通相違無之候也		

第五条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ其父兄ヲ甲保証人トシ

東京市内ニ一家計ヲ立ツル身元確實ナル者ヲ乙保証人

トシ左式ノ在学証書ヲ差出スヘシ

但父兄ノ東京市内ニ住スル者ハ乙保証人ヲ要セス

在学証書 (証書用紙ハ事務所ヨリ交付スヘシ)	式錢收	何 某
入印紙	何 某	何 某
私儀今般御校へ入学許可相成候ニ就キテハ御規則堅ク遵守可仕候也	年 月 日	何 某 ㊦
前書之通相違無之候ニ付拙者共証人ニ相立チ本人一身上ヨリ相起リ候事件ハ一切引受ケ可申候也	年 月 日	何 某 ㊦
住所族籍職業及本人トノ關係	同	何 某 ㊦
私立哲学館大学長	何 某 殿	何 某 ㊦
乙保証人	何 某	何 某 ㊦

第六条 生徒宿所又ハ保証人住所ヲ転シタルトキハ届出

ツヘシ

第七条 三日以上欠席セント欲スルトキハ其旨保証人ヨ

リ届出ツヘシ

第八条 疾病其他ノ事故ニ依リ退学セント欲スル者ハ其

事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出テ本校ノ許可ヲ受ク
ヘシ

第五章 入学料及授業料

第一条 生徒入学ノ節ハ束修トシテ金壹円ヲ納ムヘシ

第二条 生徒ハ左ノ授業料ヲ納ムヘシ

第一期 金八円七拾五錢 四月十五日マテ

第二期 金八円七拾五錢 九月二十日マテ

第三期 金七円五拾錢 一月十五日マテ

第三条 学期ノ始ニ於テ授業料ヲ前納シ得サル者ハ七月

及九月ハ金壹円式拾五錢宛其他ハ毎月金貳円五拾錢宛

分納スヘシ

但納付期日ハ其月授業開始後五日間トス

第四条 在学中ハ仮令休学停学等ヲ為スモ授業料ヲ免除

セス

但兵役ノ為メ休学スル者ハ月割ヲ以テ免除ス

第五条 退学除名者ト雖モ既納ノ授業料ハ還付セス若シ

未納ノ者ハ直ニ納付セシム

第六条 定日間ニ授業料ヲ納付セサル者ハ未納中停学ヲ

命シ其未納十五日ニ及フ者ハ之ヲ除名ス

第六章 試験及得業

第一条 試験ヲ分チテ臨時試験学年試験ノ二種トス

第二条 臨時試験ハ教員ノ見込ニ依リ臨時之ヲ施行シ学

年試験ハ毎学年ノ終ニ於テ其一学年間修学スル所ノ全
科目ニ就キテ之ヲ執行スルモノトス

臨時試験ヲ経タル科目ハ臨時学年ノ兩得点ヲ合算折半

ス

第三条 總テ評点ハ一科目ニ付壹百点ヲ以テ定限トス

第四条 学科点ハ受持教員ノ評定スル所ニ依リ品行点ハ

別ニ査定規則ヲ設ケテ之ヲ定ム

第五条 試験ノ成績ハ学科点数各科五十点以上、全科平

均六十点以上ヲ得ルトキハ及第トシ其以下ヲ落第ト

シ、各科六十点以上、全科平均八十点以上、品行八十

点以上ヲ得ルトキハ優等トス

第六条 得業ノ成績ハ總学年ノ得点ヲ通算シ教員會議ニ

於テ之ヲ評定ス

第七条 正当ト認ムヘキ事故アリテ学年試験ニ欠席シタ

ル者ハ更ニ次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ受クルコトヲ

得

但何等ノ理由アリトモ補欠試験ニ欠席シタル者ハ更

ニ補欠試験ヲ受クルコトヲ得ス

第八条 補欠試験ニハ得点ヨリ五点ヲ減シテ其及落ヲ定

ム

第九条 補欠試験ヲ受ケントスル者ハ試験料金壹円ヲ納

ムヘシ

第十条 専門部第一年第二年ノ学年試験ニ及第シタル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第三学年試験ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族 籍	
何	某
年 月 日 生	
右者本館所定ノ専門部何科ノ課程ヲ全修シ定期ヲ歴テ其業ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ茲ニ其得業ヲ証ス	
年 月 日	
私立哲学館大学長	何
	某 ㊦

第十一条 大学部第一年ヨリ第四年マテノ学年試験ニ及第シタル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第五学年試験ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族 籍	
何	某
年 月 日 生	
右者本校大学部何科ノ課程ヲ全修シ定期ヲ経テ其業ヲ卒ヘタリ仍テ此証書ヲ授与シ哲学士ノ称号ヲ認許ス	
年 月 日	
私立哲学館大学長	何
	某 ㊦

第十二条 大学部ヲ卒業シタル者ハ哲学士ト称スルコトヲ得

第七章 処分

第一条 生徒其本分ニ背キタル行為アルトキハ其轻重ニ拠リ左ノ罰科ニ処ス

- 一 懲戒
- 二 停学
- 三 除名

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ除名ス

- 一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引続キ一箇年以上欠席シタル者
- 四 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

第八章 予科

第一条 予科ノ学科及課程左ノ如シ

修 身 一 倫理学一斑

国語漢文 五 講読、文典、作文、

英 語 七 講読、文法、会話、作文、書取、

地理歴史 四 地文学、西洋史、

数 学 六 代数、幾何、三角、

物理化学 五 物理学、化学、

体 操 三

計 三一

第二条 予科入学ハ中学校及専門学校入学者檢定規定第

八条ニ依リ指定セラレタル学校ノ第四年級修了ノ者ニ
限ル

第三条 第一学期ノ初ニ入学スル者ハ試験ヲ行ハサルモ

第二学期、第三学期ノ初ニ入学スル者ハ前学期ニ既修

シタル学科程度ニ就キ試験ノ上編入スルモノトス

第四条 予科卒業業者ハ大学部又ハ専門部第一年ニ入学セ

シム

第五条 予科生徒ハ左ノ授業料ヲ納ムヘシ

第一期 七円 納付期日 四月十五日マテ

第二期 七円 同 九月二十日マテ

第三期 六円 同 一月十五日マテ

第六条 学期ノ始ニ授業料ヲ前納シ得サル者ハ七月九月

ハ尅円宛其他ハ毎月金式円宛分納スヘシ

但納付期日ハ其月授業開始後五日間トス

第七条 以上第一条乃至第六条ノ外在学中ノ規則ハ大学

部又ハ専門部ノ条項ヲ適用ス

第九章 別科

第一条 別科生ハ教授上差支ナキ場合ニ限り大学部又ハ

専門部ノ生徒ト同シク課業ヲ受クルコトヲ得

第二条 別科生ハ左ノ学科ニ就キ試験ノ上入学ヲ許ス

修身、国語漢文、英語、地理歴史、博物又ハ物理化

学、

第三条 別科生ニシテ学年試験ニ応シ全学年ヲ通シテ全

学科ニ合格シタルトキハ別科得業証書ヲ授与ス

第四条 前第三条ノ生徒ニシテ全学科ノ半数以上ニ合格

シタルトキハ撰科修業証書ヲ授与ス

但得業証書ヲ授与セズ

第五条 別科生ハ徴兵令第十三条ノ特典ヲ受クルコトヲ

得ス

第六条 別科入学生ノ為ニ数箇月間ノ講習ヲ開クコトヲ

ルヘシ

第七条 以上第一条乃至第六条ノ外在学中ノ規則ハ大学

部又ハ専門部ノ条項ヲ適用ス

第十章 図書館

第一条 図書館ハ本校ノ図書ヲ蔵置スル所トス

第二条 館内員、得業生及講師ニ限り図書ノ閲覧ヲ許ス

第三条 閲覧ヲ欲スル者ハ必ス本館所定ノ図書借覽証ヲ

図書係ヘ差出スヘシ

第四条 図書借覽証ヲ請求スル者ハ生徒ハ一冊金五錢得

業生ハ一冊金拾錢ヲ図書係ヘ納ムヘシ

第五条 借覽証ハ他人ヘ転貸スルヲ許サス

第六条 閲覧時間ハ平日ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス

ルモ日ノ長短ニ依リ多少ノ伸縮アルヘシ

第七条 借覽書籍ハ一時ニ洋装本ハ三冊和装本ハ五冊ヲ限ル

第八条 借覽書籍ハ決シテ閱覽室外ヘ携出スルヲ許サス

第九条 借覽者ニシテ書籍ヲ毀損シ又ハ其内外ニ落書シタル場合ニハ其事情ニ応シ或ハ本書ヲ弁償セシメ或ハ罰金ヲ課シ或ハ借覽ヲ禁スルコトアルヘシ

第十条 閱覽室内ニ於テハ静肅ヲ旨トシ談話音読ヲ為スヘカラス

第十一章 職員

第一条 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

学長 講師 幹事 書記

第二条 学長ハ本校ノ設立者之ニ当リ校務ヲ總裁ス

第三条 講師ハ生徒ノ教授ヲ掌ル

第四条 幹事ハ学長ノ命ヲ承ケ校務ヲ処理ス

第五条 書記ハ学長及幹事ノ命ヲ承ケ会計庶務ニ従事ス

附則

第一条 明治三十七年三月現ニ本校ニ在学セル者ハ甲種

生乙種生ハ共ニ本科生トシ員外生ハ別科生トシテ旧規則ニ依リ本校ニ在学スルコトヲ得

第二条 本校館賓館友ハ教授ニ差支ナキ場合ニ限り傍聴ヲ許ス

聴講生規則

第一条 聴講生ハ教授ニ差支ナキ場合ニ限り本科ノ講義ヲ傍聴セシムル者トス

第二条 聴講生ハ本館寄附金規則ニ依リ金參円以上ヲ納メテ館友トナリシ者若クハ金拾円以上ヲ納メテ館賓トナリシ者ニ限ル

第三条 聴講生タラントスル者ハ聴講願書ニ履歷書ヲ添ヘ願出ツヘシ、許可セラレタルトキハ在学証書ヲ差出スヘシ

第四条 聴講生ヲ分チテ普通撰科ノ二種トス

普通聴講生ハ一般生徒ト同シク一学級ヲ限リテ聴講スル者トス他級ニ跨リテ聴講スルヲ得ス

撰科聴講生ハ諸学級ヲ通シテ数科目ヲ撰ヒテ聴講スルコトヲ得ル者トス其聴講科目ハ予メ許可ヲ受クヘシ

第五条 聴講生ハ一般生徒ト同一ノ授業料ヲ納ムヘシ、但毎月分納ヲ許サス

第六条 聴講生ハ聴講ノ節一般生徒ノ最後列ニ著席スルモノトス

第七条 聴講生ハスヘテ試験ヲ受クルヲ得ス

第八条 普通聴講生ニシテ一学年間教授時間ノ三分ノ二以上出席シタルトキハ聴講証書ヲ授与ス

第九条 聴講生ハ二年以後ニアリテハ毎学年ノ初二其撰
科目若クハ所属学級ヲ届出ツヘシ

『私立哲学館大学学則』(明治三六年一〇月)

一一〇 私立哲学館大学講義録規則

(明治三八年九月)

哲学館大学講義録規則即館外員規則

(左の条下に中規と記せしは中学講義録規則の略なり)

第一条(目的) 本大学ハ所設ノ哲学史学文学ヲ自宅ニ於
テ独修セントスル者、或ハ文部省ノ教員檢定試験ニ応
セントスル者、或ハ専ラ東洋諸学ヲ自修セントスル者
ノ為ニ諸種ノ講義録ヲ發行シ、通信ヲ以テ諸学科ヲ教
授ス、之ニ依リテ修学スル者ヲ館外員トス、

第二条(種類) 講義録ハ左ノ七種トス、

(一) 高等学科講義録 毎月四号合本二冊、十日及廿五日ヲ以テ發行シ
三年ニテ左記ノ全科ヲ掲載ス、(但本講義録ノ上
ニ今般一大改新ヲ実行スルニ付、準備ノ為、当分新ニ發行スルコトヲ止
メ、其代リニ從來ノ講義録ヲ合綴シテ読者ノ需ニ応スルコトトナセリ、其
書目及代価ハ後ニ出ヅ)、

○ 倫理学 ○ 西洋倫理史 ○ 東洋倫理史 ○ 教育学 ○ 教
育史 ○ 教授法 ○ 哲学概論 ○ 純正哲学 ○ 哲学史 ○ 認
識論 ○ 論理学 ○ 心理学 ○ 実験心理学 ○ 心理学史 ○
美学 ○ 博言学 ○ 東洋文学 ○ 東洋哲学 ○ 比較宗教学

○ 宗教哲学 ○ 東洋歴史 ○ 憲法大意

(二) 漢学専修科講義録(既刊) 毎月四号合本二冊、二日及十六日ヲ
以テ發行シ、全三年六ヶ月ニテ左
諸科ヲ掲載ス、(以下全部完結、何時申込モ第一号ヨリ発送スベシ)、

○ 毛詩(根本通明) ○ 尚書(山井幹六) ○ 周易(内
田周平) ○ 礼記(山井幹六) ○ 大学(安井小太郎)
○ 中庸(安井小太郎) ○ 論語(安井小太郎) ○ 孟
子(池田精一) ○ 左伝(島田鈞一) ○ 老子(島田
鈞一) ○ 莊子(安井小太郎) ○ 列子(坂田文平)
○ 荀子(池田精一) ○ 韓非子(島田鈞一) ○ 八家
文(萩原裕) ○ 支那文学史(高瀬武次郎) ○ 經子
解題(中村久四郎) ○ 支那語等(以上各科別刊は
別に広告す)、

(三) 仏教専修科講義録(既刊) 毎月四号合本二冊、八日及二十三日
ヲ以テ發行シ、全一年一ヶ月ニテ左
ノ講義ヲ掲載ス、(目下全部完結、何時申込モ第一号ヨリ発送スベシ)、

(初学年) ○ 俱舍論(斎藤唯信) ○ 唯識論(井上玄
真) ○ 異部宗輪論(寺島光法) ○ 仏教倫理(村上
専精) ○ 仏教理科及須弥論(井上円了) ○ 仏教心
理(井上円了) ○ 仏教論理(村上専精) ○ 十句義
論(寺島光法) ○ 梵学(南条文雄) ○ 梵語字典
(後学年) ○ 起信論(村上専精) ○ 天台宗綱要(前
田慧雲) ○ 華嚴五教章(斎藤唯信) ○ 秘藏宝鑰(寺
島光法) ○ 三論玄義(斎藤唯信) ○ 六祖壇經(大

内青巒) ○浄土宗綱要(桑門秀我) ○真宗綱要(島地黙雷) ○日蓮宗綱要 ○大乘哲学(井上円了) ○梵語字典(以上各科別刊ハ別ニ広告スベシ)、

(四) 仏教普通科講義(既刊) 毎月一回、八日及廿三日ヲ以テ発行シ、一年三月ニテ講義ヲ完結ス、

○ 仏教大意 ○ 八宗綱要 ○ 原人論 ○ 四十二章經 ○ 遺教經 ○ 般若心經 ○ 有宗七十五法記 ○ 観心覚夢鈔 ○ 天台四教義 ○ 十不二門指要鈔 ○ 仏教用語解釈 ○ 高僧肖像及伝記

(五) 漢学普通科講義(既刊) 毎月二回、一日及十六日ヲ以テ発行シ、一年二ヶ月ニテ左ノ諸科ヲ掲載ス、

○ 孝経 ○ 小学 ○ 正文章軌範 ○ 日本外史論文 ○ 十八史略 ○ 史記拔萃 ○ 故事解 ○ 難字解 ○ 漢学者肖像及伝記

(六) 通俗哲学講義録(既刊) 毎月四号合本二冊、十日及廿五日ヲ以テ発行シ、全一ヶ年ニテ左ノ諸科ヲ掲載ス、

○ 哲学総論 (文学博士井上円了) ○ 心理学 (文学士紀平正美) ○ 教育学 (文学士春山作樹) ○ 宗教学 (文学士加藤玄智) ○ 支那哲学 (文学士高瀬武次郎) ○ 倫理学 (講師中島徳藏) ○ 倫理学 (文学士塚原政次) ○ 仏教哲学 (文学博士井上円了)

(七) 中学講義録 本大学内所設ノ中学講習会ニテ発行、科目及規則ハ本文
中ノ中学講習会ノ下ニ出ツ、

第三条(申込) 本規則ニ従ヒ館外員タラント欲スル者ハ、何人ヲ問ハズ何時ニテモ之ヲ許ス但シ申込ノ節ハ必ず左ノ書式ニ従ヒ、束脩(入会金) 及月謝(会費)

ヲ添フベシ、

(初回ノ時ハ此書式ニヨルベシ)

何科講義録申込書

今般貴大学館外員規則ニ本ツキ何科講義録ヲ読修致度左ノ通り束脩月謝相添申込候也

一金何程也束脩

一金何程也月謝何ヶ月分合計金何程也

右申込者 何 郡 住 処 何 為 替 誰
何科館外員 何 何 替 誰

年 号 月 日

哲学館 大学 御 中

(第二回ヨリハ此書式ニ依ルベシ)

何科講義録月謝送金通知書

一金何程也 月謝何月分 自第何冊 至第何冊

何 為 替

右送金者 何 郡 住 処 何 誰
何科館外員 何 何 替 誰

年 号 月 日

哲学館 大学 御 中

(余計ノ文言ヲ記入ニ及バズ)

(注意) 国郡住処姓名ハ楷書ニテ記入シ、若シ住処ヲ転シタル場合ニハ必ず旧住処何々、新住処何々ト姓名ノ右傍へ新旧両住処ヲ併記シ置クベシ、○書状ノ表紙ニモ成ルベク姓名ノ上ニ国郡町村ノ外ニ何科館外員ト記入アルベシ、

(意 随 紙 用)

第四条(月謝) 館外員タラント欲スル者ハ左ノ表ニ從ヒ、束修及月謝ヲ納ムベシ、

束脩金		月謝	
一月	參拾五錢	東京府内居住者	兩科兼修 <small>東京府及</small>
二ヶ月	七拾錢	同上	同上
三ヶ月 <small>(前納時)</small>	壹圓	同上	同上
半年 <small>(同上)</small>	貳圓	同上	同上
一年 <small>(同上)</small>	四圓	同上	同上
絶謝切一用代券郵			

(注意) 中学初後両学年ヲ兼修スルモノハ、此兼修規則ヲ適用セズ、

束修減免ハ中規第四条ノ減免表ニヨル、

第五条(納期)、第六条(領収)、第七条(退金)、第八条(送金)、第九条(質問)、の各条は中規に同じ、

第十条(員章及証書) 月謝納金半年ニ達シタル者ニハ館外員章ヲ授与シ、高等科ニアリテハ滿一年間通読セル者ニ通読証書ヲ授与シ、漢学専修科、仏教専修科、漢学普通科、仏教普通科、及ヒ通俗哲学、(中学講義録ハ別規則ニヨル)ニアリテハ、全部通読セル者ニ通読証書ヲ授与ス、

第十一条(受験) 通読証書ヲ有スル者ハ其証書交付後、

一年以内ニ其読修セル科学中、三科以上ヲ選ビテ試験ヲ受クルコトヲ得(ルモ)

○試験規程ハ中規第十一条ノ下ニ出セルモノニ同じ、試験合格者ニハ左ノ証書ヲ授与ス、

館 外 修 業 証 書

姓 者

右者本大学館外員トナリ何々講義録ヲ読修シ左ノ学科ノ試験ヲ經タリ依テ茲ニ其修業(学科目記入)ヲ証ス

明治 年 月 日

哲 学 館 大 学

第十二条(特典) 高等学科三ヶ年、若クハ漢学専修科全部ト高等学科一年、若クハ仏教専修科全部ト高等学科一年ヲ通読シ、其全科ノ試験ニ合格シタル者ハ、其成績ニヨリ大学中相当ノ級ニ編入スベシ、又中学講義録修了ノ上高等学科、漢学専修科、仏教専修科ノ中、一科ヲ修了スルトキハ、准得業ノ証書ヲ授与ス

第十三条(講習会) 本大学講習会ヲ中央部、地方部ノ二種トス、

中央部ハ毎年七月二十五日ヨリ八月十五日マテノ間ニ凡ソ一週間、若クハ二週間ヲ択ミ、本大学内ニ於テ之ヲ開ク、其時日ハ予メ講義録上ニ広告スベシ、

地方部ハ各市町村ニ於テ本大学内発行ノ講義録(何種ヲ問ハズ)、読修者五名以上アル場処ニ之ヲ置キ、時々相会シテ講義録ノ講習ヲナスモノトス、其規程ハ中規ニ同シ、但其異ナル点ハ、講習会ノ控本ヲ贈呈セザル代リニ、会長ヘハ無月謝ニテ本人所望ノ講義録ヲ一部ツ、贈呈スルコトトス、又講師ノ資格ハ本大学得業、若クハ之ト同等以上ノ学力アリト認定シタルモノニ限ル、講習会ヘハ左ノ通知書ヲ発送ス、

通知書

第何号

哲学講習会

右本館大学館外員規則第十三条ニヨリ左ノ場処ニ之ヲ置ク

年 号 月 日

何国何郡市何々

哲学館 大学

(注意) 講習会設置ハ会長以外ニ読修者五名アルヲ要ス、

第十四条(特待法)

貧生ニシテ一定ノ会員ヲ募集シテ申

出ツルトキハ、講習会ノ規則ニ従ヒ、月謝全免ノ取扱

ヲ為スベシ、

『修身教会雑誌』第二一号(明治三十八年九月一日)

第三章（専門学校令）東洋大学

『明治卅九年 文書類纂 第一種 学事』

私立各種学校 第三

東京都公文書館所蔵

第一節 名称変更・冠称廃止

一一一 私立哲学館大学を私立東洋大学と改称

認可申請書〔明治三十九年六月六日〕

申請

私立哲学館大学

右私立哲学館大学ヲ私立東洋大学ト改称致度候間御認可被成下度此段申請候也

明治三十九年六月六日

東京市小石川区小石川原町

私立哲学館大学設立者

文学博士 井上円了[㊦]

文部大臣 牧野伸顕殿

一一二 私立哲学館大学を私立東洋大学と改称

認可書〔明治三十九年六月二十八日〕

文部省
文書課

午 東專七五号

私立哲学館大学設立者 文学博士 井上円了

本年六月六日付申請其学名称変更ノ件認可ス

明治三十九年六月二十八日

文部大臣 牧野伸顕[㊦]

『東洋大学創立五十年史』一二二頁

（東洋大学、昭和十二年一月二三日）

一一三一一 私立学校の名称に関する規定

〔大正八年六月二一日〕

文部省令第二十四号

明治三十四年文部省令第十一号ハ之ヲ廃止ス

大正八年六月二一日

文部大臣 中橋徳五郎

(参照)

明治三十四年^{四月二十日}文部省令第十一号

師範学校及小学校ヲ除ク外学校及図書館ノ名称ニハ費用

負担ノ區別ニ從ヒ道庁府県立郡立市町村立又ハ私立ノ文

字ヲ冠スヘシ

既設学校ノ名称ハ前項ニ依リ本令施行ノ日ヨリ六箇月以

内ニ改称シ省省^(当)へ開申スヘシ

『大正八年 学事 例規 冊七三』

東京都公文書館所蔵

大正八年七月二日^出受

学務兵事課主任船越属^印

学務兵事課長^印

私立学校ノ名称ニ関スル規定改正ノ件

〔案一、〕

東京府令第六十号

明治二十年^{五月}東京府令第二十四号ハ之ヲ廃止ス

年月日

知事

(理由)

本府令ノ廃止ハ今般学校図書館ノ名称ニ費用負担ノ區別

ニ從ヒ道庁府県立、郡立、市町村立又ハ私立ノ文字ヲ冠

スヘキ規定(文部省令)廃止セラレタルニ依リ改廃ヲ要

スルト学校ノ名称ニ私立ノ文字ヲ冠スルコトヲ強制セザ

ル以上ハ特ニ門標ノ様式ヲ定メ之カ揭示ヲ規定スルノ必

要亦認メラレサルニ由ル(別紙参照)

〔案二、〕

知事

文部大臣宛

学事法規改廃ノ件報告

別紙ノ通本府学事法規改正及候条此段及開申候也

(別紙添付)

〔朱書〕公報登載日付及番号記入ノコト

一一三一二 私立学校の名称に関する規定改正案

〔大正八年七月三日〕

受収 未学発第二四四号 判決七月三日 第一種 第一五五類

東京府令第二十四号 (明治二十年五月)

私立学校ニ於テハ校名ノ上ニ私立ノ二字ヲ冠シ左ノ書式ニ拠リ門標ヲ掲クヘシ但シ生徒募集等ノ為新聞紙等ヘ広告ヲナス場合ニ於テモ校名ノ上ニハ私立ノ二字ヲ冠スヘシ

私
何々校舎
立

『大正八年 学事 例規 冊七三』

東京都公文書館所蔵

一一四 校名の冠用文字廃止に関する通牒案

〔大正八年九月八日〕

収末学乙第三七六五号 判決八月卅日 施行九月八日施行□□

校合(仰)第一号 第一五九類

大正八年八月廿九日^受 課主任島田属^出

内務部長[㊟] 学務兵事課長[㊟] [㊟]

校名ノ冠用文字廃止ニ関スル通牒案

本年六月二十一日文部省令第二十四号ヲ以テ明治三十四年文部省令第十一号学校及図書館名称ニ道庁、府、県、郡、市、町、村、私立等ノ文字冠用ニ関スル件並ニ本年七月五日本府令第六十号ヲ以テ明治二十年本府令第二十

四号私立学校校名ノ上ニ私立ノ二字ヲ冠シ且門標掲示方ノ件廃止相成候処右ニ就キ既設学校ニシテ該冠用文字ヲ削除スル場合ニハ自然学校名称ノ變更ト相成候ニ付夫々法規ノ定ムル所ニ從ヒ認可ヲ要スル筈ニ有之候ヘ共単ニ其ノ冠用文字ヲ削除スルニ止マリ他ニ從來ノ名称ニ變更ナキ場合ハ特ニ認可ノ手續ヲ要セス単ニ開申ニテ然ルヘキ旨其筋ヨリ通牒有之候条右希望ノ向ハ随意ニ之ヲ削除セシメ其旨遲滞ナク夫々開申セシメラレ度依命此段及通牒候也

年月日 内務部長

各郡長
各市長
各島司
地役人
名主
宛

『大正八年 学事 私立学校 第1種 東京府 冊ノ60』

東京都公文書館所蔵

一一五 私立東洋大学の冠称廃止告示

〔大正九年五月三日〕

◎文部省告示第二百九十六号

東京市小石川区原町ニ設置セル私立東洋大学ヲ本年三月三十日ヨリ東洋大学ト改称セリ

大正九年五月三日 文部大臣 中橋徳五郎

『官報』第二三二三号(大正九年五月三日)

第二節 学則・規程

一 二六 私立東洋大学学則

〔明治三十八年四月一日施行〕

私立東洋大学学則

第一章 総 則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術技芸ヲ教授ス

大学部 第一科

倫 理 (実践道徳、東洋倫理史、西洋倫理史)
教 育 (心理学)

第一年

国語漢文 (徒然草、大学、中庸、論語、孟子)

ル所トス

第二条 本学ヲ分チテ大学部専門部ノ二部トシ別科トシ

テ日清高等学部ヲ置ク

日清高等学部ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三条 大学部ニ第一科第二科ノ二科及研究科ヲ置ク

第四科 専門部ニ第一科第二科ノ二科ヲ置ク

第五条 修業年限ハ大学部四箇年専門部三箇年トシ大学

部研究科一箇年トス

第六条 大学々生ヲ分チテ第一種生第二種生トス

第七条 本学学生ハ明治三十二年文部省令第三十四号ニ

依リ徴兵令第十三条ノ特典ヲ受ケ在学中ハ徴集

ヲ猶予セラレ卒業ノ上ハ一年志願兵タルコトヲ

得、但シ第二種生ハ此限ニアラズ

第二章 学科及課程

第一条 大学部ノ学科及課程左ノ如シ、(表中ノ数字ハ

一週ノ授業時間数ヲ示ス)

	第一年		第二年				第三年			第四年			
倫	教	國	漢	哲	國	漢	教	國	漢	哲	國	倫	四
理	育	語	文	學	語	育	育	語	文	學	語	理	一〇
(實踐道德、東洋倫理史、西洋倫理史)	(心理學)	(文典、作文、增鏡、大鏡、平家物語、徒然草、古今集、新古今集)	(大學、中庸、論語、孟子、八家文、史記、作文)	(哲學概論、論理學、西洋哲學史、印度哲學)	(英語又ハ支那語)	(實踐道德)	(教育學)	(日本文學史、枕草子、万葉集、有職制度、謡曲、俳句、作文)	(老子、莊子、近思錄、伝習錄、左伝、作文、時文、唐時選)	(西洋哲學史、印度哲學)	(東洋歷史)	(實踐道德)	二
								(教授法、実地授業)	(易經、書經、支那文學史、讀本演習、筆談尺牘演習)	(西洋哲學史、支那哲學、印度哲學)	(日本文學)		一〇
									(經學、諸子學、宋學、王學、詩學、文學)				二
									(認識論、社会学、美学、印度哲學、支那哲學)				五
													八
													八
													三
													一
													二
													四
													八
													八
													二

第二條 専門部ノ学科及課程左ノ如シ、(表中ノ数字ハ毎週ノ授業時間数ヲ示ス)

専門部 第一科

					第一年										第一年									
					第二年										第二年									
					第三年										第三年									
哲	漢	国	教	倫	英	法	哲	国	教	倫	英	歷	哲	国	教	倫	英	哲	国	教	倫			
学	文	語	育	理	語	制	学	語	育	理	語	史	学	漢	育	理	語	学	語	育	理			
(哲学概論、論理学)	(大学、中庸、論語、孟子、八家文、史記、作文)	(文典、作文、増鏡、大鏡、平家物語、徒然草、古今集、新古今集)	(心理学)	(実践道德、東洋倫理史、西洋倫理史)	(会話、作文、講読)	(法制經濟)	(西洋哲学史、支那哲学、印度哲学)	(日本語漢文)	(日本文学史、支那文学史)	(教育學、教授法、実地授業)	(会話、作文、講読)	(東洋歴史)	(西洋哲学史、印度哲学)	(日本文学史、老子、莊子、近思録、伝習録)	(教育史、教育学)	(教育史、心理学)	(会話、作文、講読)	(徒然草、大学、中庸、論語、孟子)	(哲学概論、論理学、西洋哲学史、印度哲学)	(文典、作文、講読)	(実践道德、東洋倫理史、西洋倫理史)			
					専門部 第一科																			
二	八	八	二	四	七	三	五	四	五	四	七	二	四	六	四	四	七	六	六	四	四			

（外国語（英語又ハ支那語）

倫理（実践道徳、東洋倫理史、西洋倫理史）

教育（教育学）

国語（日本文学史、枕草子、万葉集、有職制度、謡曲、俳句、作文）

漢文（老子、莊子、近思録、伝習録、左伝、作文、時文、唐詩選）

歴史（東洋歴史）

外国語（英語又ハ支那語）

倫理（実践道徳、東洋倫理史、倫理学）

教育（教授法、実地授業）

国語（日本文学史、源氏物語、古事記、宣命、祝詞、読本演習、言語学）

漢文（易経、書経、支那文学史、読本演習、筆談尺牘演習）

法制経済（法制経済）

哲学（支那哲学）

第三章 学年、学期、及休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年ヲ分チテ三学期トス

第一条 第一期ハ四月ヨリ八月ニ至リ第二期ハ九月ヨリ十二月ニ至リ第三期ハ一月ヨリ三月ニ至ル

第三条 春季休業ハ四月一日ヨリ十日ニ至リ夏季休業ハ七月十六日ヨリ九月十日ニ至リ冬期休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル其他日曜

日、大祭日ハ休業ス

第四章 入学、在学、及退学

第一条 大学部並ニ専門部各第一年ニ入学シ第一種生タルベキ者ハ年齢十七年以上身体健全品行方正ニシテ左記ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限ル

一 中学校、師範学校ヲ卒業シタル者

二 官立公立ノ中学校ニ於テ専門学校入学者檢定試験ニ合格シタル者

三 明治卅六年文部省令第十四号専門学校入学

三 四 二 八 八 三 四 三 二 八 八 三 二

第二条

者検定規程第八条ニ依リ指定セラレタル者
大学部並ニ専門部各第一年ニ入学シ第二種生タ
ルベキ者ニハ中学校卒業ノ程度ニ依リ左ノ科目
ニ就キ入学試験ヲ行フ

国語 文 地理 史 英語又ハ数学

但入学試験委員ノ銓衡ニヨリ講義ヲ解シ得ル学
力アリト認定シタル者ニハ無試験入学ヲ許スコ
トアルベシ

第三条

学生入学期ハ毎年一回四月一日ヨリ同月三十日
迄トス

但第二種生ニ欠員アル時ハ学年ノ中途ニ於テ編
入スルコトアルベシ、此場合ニハ本章第二条ノ
試験又ハ銓衡ヲ経タル者ニシテ更ニ其学級ノ既
修シタル程度ノ試験ニ合格シタル者ニ限ル

第四条

各科第二学年以上ニ入学セントスル者ハ本学第
一年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ更ニ其学
級ノ既修シタル程度ノ試験ニ合格シタルモノニ
限ル

第五条

専門部第一科卒業ノ上大学部第一科第四年ニ入
ラントスル者、及専門部第二科卒業ノ上大学部
第二科第四年ニ入ラントスル者ハ無試験ニテ之
ヲ許ス

第六条

専門部第一科卒業ノ上大学部第二科第四年ニ入
ラントスル者ハ国語漢文ノ試験ヲ受ケ専門部第
二科卒業ノ上大学部第四年ニ入ラントスル者ハ
西洋哲学及印度哲学ノ試験ヲ受ケ之ニ合格スル
コトヲ要ス

第七条

本学ト同程度ノ専門学校ニ在学シタル者ニシテ
本学ニ入ラントスル者ハ同程度ト認定シタル同
一科ヲ除キ試験ノ上合格スルコトヲ要ス

第八条

旧哲学館ニ在学シタル者ハ前条ノ規定ヲ準用ス
入学志願者ハ左式ノ入学願書及ヒ履歴書ヲ差出
スヘシ、第一種生志願者ハ願書履歴書ノ外ニ其
卒業シタル学校長ノ卒業証明書若クハ試験検定
合格証書ヲ添付スベシ

第九条

入学 願 (用紙美濃紙)

<p>私儀今般御校何部何科へ入学志願ニ付御検定ノ上御許可 被成下度履歴書相添此段奉願候也</p> <p>年 月 日</p> <p>現住所 何 某 ㊦</p> <p>私立東洋大学長何某殿</p>
--

履 歴 書 <small>(用紙美濃紙)</small>	
原籍、身分、 父兄及戸主ノ氏名職業	何 某 年 月 日 生
学 業	
一年月日何学校ニ入学年月日何科卒業	
一年月日何何ヨリ何免状ヲ受ク	
業 務 <small>(業務ヲ取リタルコトナキ者ハ記入ニ及バズ)</small>	
一年月日何職拜命或ハ何業ニ従事等	
賞 罰	
一年月日何何ヨリ賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク	
右之通相違無之候也	
年 月 日	右 某 ㊦

第十条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ東京市内若クハ本学附近ノ郡部ニ於テ一家計ヲ立ツル身元確實ナル者ヲ保証人トシ左式ノ在学証書ヲ差出スベシ

在 学 証 書 <small>(証書用紙ハ事務所ヨリ交付スベシ)</small>	
印 紙	收 入
何 県 何 国 何 郡 何 町 何 村 何 番 地 戸 主 或 ハ 何 某 何 男 兄 弟 等 <small>華 士 族 平 民 族</small>	
年 月 日 生	
私儀今般御校へ入学御許可相成候ニ就キテハ御規則堅ク遵守可仕候也	
年 月 日	右 某 ㊦
前書之通相違無之候ニ付拙者証人ニ相立チ本人一身上ヨリ相起リ候事件ハ一切引受ケ可申候也	
年 月 日	住 所 族 籍 職 業 及 本 人 ト ノ 関 係 保 証 人 何 某 ㊦ 年 月 日
私立東洋大学長何某殿	

第十一条 学生宿所又ハ保証人住所ヲ転シタルトキハ直ニ届出ツベシ

第十二条 三日以上欠席セント欲スルトキハ其旨保証人ヨリ届出ツベシ

第十三条 (三) 疾病其他ノ事故ニ依リ退学セント欲スル者ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出デ本学ノ許可ヲ受クベシ

第五章 入学科及授業料

第一条 学生入学ノ節ハ束脩トシテ金壹円ヲ納ムベシ
第二条 学生ハ左ノ授業料^{（業料）}ヲ納ムベシ

第一学期 金 拾 円 四月十五日マデ

第二学期 金 拾 円 九月十五日マデ

第三学期 金七円五拾銭 一月十五日マデ

第三条 学期ノ始ニ於テ授業料ヲ前納シ得ザル者ハ毎月

金式円五拾銭宛分納スベシ

但納付期日ハ其授業開始後五日間トス

第四条 在学中ハ仮令休学停学等ヲ為スモ授業料ヲ免除

セズ

但兵役ノ為メ休学スル者ハ月割ヲ以テ免除ス

第五条 退学除名ト雖モ既納ノ授業料ハ還付セズ未納ノ

者ハ直ニ納付セシム

第六条 授業料滞納一ヶ月以上ニ及ブ者ハ未納中停学ヲ

命ジ或ハ之ヲ除名スルコトアルベシ

第六章 試験及得業

第一条 試験ヲ分チテ臨時試験学年試験ノ二種トス

第二条 臨時試験ハ教員ノ見込ニ依リ臨時之ヲ施行シ学

年試験ハ毎学年ノ終ニ於テ其一学年間修学シタ

ル所ノ全科目ニ就キテ之ヲ執行スルモノトス

臨時試験ヲ経タル科目ハ臨時試験学年試験ノ兩

得点ヲ合算折半ス

第三条 總テ評点ハ一科目ニ付壹百点ヲ以テ定限トス

第四条 学科点ハ受持教員ノ評定スル所ニ依リ品行点ハ

別ニ査定規則ヲ設ケテ之ヲ定ム

第五条 試験ノ成績ハ学科点数各科五十点以上、全科平

均六十点以上ヲ得ルトキハ及第トシ其以下ヲ落

第トシ各科六十点以上、全科平均八十点以上、

品行八十点以上ヲ得ルトキハ優等トス

第六条 得業ノ成績ハ総学年ノ得点ヲ通算シ教員會議ニ

於テ前条ニ準シ之ヲ評定ス

第七条 正当ト認ムベキ事故アリテ学年試験ニ欠席シタ

ル者ハ更ニ次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ受クル

コトヲ得

但何等ノ理由アリトモ補欠試験ニ欠席シタル者

ハ更ニ補欠試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第八条 補欠試験ヲ受ケントスル者ハ試験料金壹円乃至

式円ヲ納ムベシ

第九条 専門部第一年第二年ノ学年試験ニ及第シタル者

ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第三学年試験ニ

及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族籍 何 年月日生 某	右者本学所定ノ専門部何科ノ課程ヲ全修シ定期ヲ経テ其業ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ茲ニ其得業ヲ証ス 年月日 私立東洋大学長 何 某 回
----------------------	--

第十条 大学部第一年ヨリ第三年マテノ学年試験ニ及第シタル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第四学年試験ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族籍 何 年月日生 某	右者本学大学部何科ノ課程ヲ全修シ定期ヲ経テ其業ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ此得業証書ヲ授与ス 年月日 私立東洋大学長 何 某 回
----------------------	--

第十一条 第二種生ニシテ学年試験ニ応シ全学科ノ半数以上ニ合格シタルトキハ撰科修業証書ヲ授与ス

第七章 処分

第一条 学生其本分ニ背キタル行為アルトキハ其軽重ニ

抛リ左ノ罰科ニ処ス

一 懲戒 二 停学 三 除名

第二条 左ノ各号ノ一ニ該発スル者ハ除名ス

一 性行不良ニシテ改良ノ見込ナシト認メタル者

二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 引続キ一箇年以上欠席シタル者

四 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席

シタル者

第八章 研究科

第一条 研究科ハ本学大学部卒業生ニシテ既修ノ学科ニ

就キ更ニ深く研究セントスル者ノ為ニ設ク

第二条 研究科ノ学生ハ倫理、国語、漢文、支那哲学、

印度哲学、西洋哲学ノ中其志望ノ科目ヲ定メテ

研究スルモノトス

第三条 研究科ノ学生ハ指導講師ノ指導ニ随ヒ研究ニ従

事スルモノトス

第四条 研究科ノ修業年限ハ一ケ年トス

第五条 研究科第一種生ハ徴兵令第十三条ノ取扱ヲ受ク

ルコトヲ得

第六条 研究科学生ハ研究費トシテ一学年金拾円ヲ学年ノ始ニ納付スベシ

第七条 研究科学生ハ学年ノ終ニ於テ其研究シタル科目ニ就キ論文ヲ提出スベシ

第八条 本学ハ研究科学生ノ卒業論文ヲ審査シ学力相当ト認メタル者ニ哲学士ノ称号ヲ認許ス

第九条 研究科学生ニハ本規定ノ外大学ノ規則ヲ準用ス

第九章 図書館

第一条 図書館ハ本学ノ図書ヲ蔵置スル所トス

第二条 本学々生得業及講師ニ限り図書ノ閲覧ヲ許ス

第三条 閲覧ヲ欲スル者ハ必ズ本学所定ノ図書借覧証ヲ

図書係ヘ差出スベシ

第四条 図書借覧証ヲ請求スル者ハ学生ハ一冊金五錢得

業ハ一冊金拾錢ヲ図書係ヘ納ムベシ

第五条 借覧証ハ他人ヘ転貸若クハ譲渡スルヲ許サズ

第六条 閲覧時間ハ平日ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス

ルモ日ノ長短ニ依リ多少ノ伸縮アルベシ

第七条 閲覧書籍ハ一時ニ洋装本ハ三冊和装本ハ五冊ヲ

限ル

第八条 借覧書籍ハ決シテ閲覧室外ヘ携出スルヲ許サズ

第九条 借覧者ニシテ書籍ヲ毀損シ又ハ其内外ニ落書シ

タル場合ニハ其事情ニ応ジ或ハ本書ヲ弁償セシメ或ハ罰金ヲ課シ或ハ借覧ヲ禁ズルコトアルベシ

第十条 閲覧室内ニ於テハ静肅ヲ旨トシ談話音読ヲ為スベカラズ

第十章 職員

第一条 本学ニ左ノ職員ヲ置ク

学長 講師 主事 書記

第二条 学長ハ校務ヲ總裁ス

第三条 講師ハ学生ノ教授ヲ掌ル

第四条 主事ハ学長ノ命ヲ受ケ校務ヲ処理ス

第五条 書記ハ学長及主事ノ命ヲ承テ會計庶務ニ従事ス

附 則

第一条 明治三十八年四月十一日ヨリ之ヲ施行ス

第二条 旧規則ニ依ル現在学生ハ本則ニ定メタル相当ノ

学級ニ編入ス

第三条 本学第二種生トシテ入学セント欲スル者ノ為ニ

中学程度ノ学科ニ就キ講習ヲナスコトアルベシ

第四条 本学館賓館友ニハ教授ニ差支ナキ場合ニ限り聴

講ヲ許ス

聴講者規則

- 一、聴講者ヲ普通聴講者特別聴講者ノ二種トス
 - 一、普通聴講者ハ学級ヲ定メテ聴講スルモノヲ云フ
 - 一、特別聴講者ハ何レノ級ヲ問ハズ随意ノ学科ヲ聴講スルモノヲ云フ
- 但シ聴講セントスル科目ハ予メ届出テ許可ヲ受クベシ

一、聴講者ハ左ノ手数料及聴講料ヲ納ムベシ

普通聴講者

手数料 金 貳 円

聴講料 { 第一学期 金 拾 円
 第二学期 金 拾 円
 第三学期 金 七 円 五 拾 銭

特別聴講者

手数料 金 壹 円

聴講料 一科目ニ付一学期(四ヶ月) 金 貳 円

五科目以上ハ普通聴講者ニ同ジ

一、館賓、館友ハ手数料ヲ要セズ

一、普通聴講者ニハ其事情ニ由リ各月分納ヲ許スコトアルベシ

一、特別聴講者ニハ毎月聴講券ヲ交付シ其出欠ヲ記入ス

一、聴講者ハ次学期又ハ次学年ニ引続キ聴講セントスル

トキハ継続届ヲ出シ同時ニ其学期ノ聴講料ヲ前納スベシ

- 一、聴講者ニハ其望ニ応ジテ一学年毎ニ出席数ヲ檢シテ聴講証書ヲ授与ス但手数料金五十銭ヲ納ムベシ
- 一、聴講者ニシテ学年試験ニ応ジタルトキハ其成績ニヨリ本科第二種生ニ編入スルコトアルベシ

『修身』第四卷第二号(明治四〇年二月)

一一七一 東洋大学学則變更認可申請書

(大正一三年二月二三日)

学則變更認可申請

今般学則中別紙ノ通り變更大正十三年四月新学年ヨリ実施致度候条御認可相成度此段申請候也

大正十三年二月二十三日

東洋大学設立者

東洋大学財団

理事 岡田良平團

文部大臣 江木千之殿

〔別紙〕

一、第二章第一条大学部印度哲学倫理学科ノ学科及課程表
 中学科及第一年ノ時数及科目欄英語及英文学ノ次ニ

左ノ通り追加シ第一年ノ時数計二九ヲ三一ニ変更

パリー語	講文 読典
梵語	講文 読典
計	
三二	
[二][二]	
三二	

備考 パリー語梵語ハ選択科目トス

理由

印度哲学研究上パリー語又ハ梵語ヲ学習スル

必要アルニヨル

一、第八章研究科第二条以下ヲ左ノ通り変更

第二条 研究科ニ入学セントスルモノハ其研究科

目ヲ具シタル入学願書ヲ提出シ許可ヲ受クベシ

第三条 研究科学生ハ本学ノ指定シタル教授ノ指

導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四条 研究科学生ハ本学ノ許可ヲ得テ本学ノ講

義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第五条 研究科学生ノ在学期間ヲ二ケ年トス但シ

研究上特別ノ事情アルモノニ限り願出ニヨリ詮

議ノ上在学期間ヲ尚ホ一ケ年延期スルコトアル

ベシ

第六条 研究科学生ハ学費トシテ一学年年金五拾円

ヲ学年ノ始メニ納付スベシ在学延期ノ場合亦同

ジ

第七条 研究科学生ニシテ在学期ノ終ニ当リ研究

報告ヲ提出シタル者ニハ審査ノ上研究科修了証

書ヲ授与ス

第八条 第一種生トシテ本学大学院部ヲ卒業シ更ニ

研究科ニ入りタル者在学期ノ終ニ当リ其研究シ

タル科目ニツキ論文ヲ提出シタルトキハ之ヲ審

査シ学力相当ト認めタル者ニハ東洋大学文学士

ノ称号ヲ認許ス

第九条 研究科学生ニハ本章ノ外本学一般ノ規定

ヲ準用ス

理由

従来ノ研究期間一年ナリシモ充分ナラザルニ

ヨリ之ヲ延長スル必要ヲ認めタルニヨル

一、第九章専攻科ヲ新設シ左ノ条項ヲ加フ

第一条 専攻科ハ専門学部文化学科卒業者ニシテ

既修ノ学科ニ就キ更ニ深く研究セントスル者ノ

為メニ設ク但シ文化学科以外ノ卒業者ニシテ入

学志望ノ者アルトキハ詮議ノ上許可スルコトアル

ルベシ

第二条 専攻科ノ修業年限ハ一ケ年トス

第三条 専攻科学生ハ本学ノ指定シタル教授ノ指

導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四条 専攻科学生ハ本学ノ許可ヲ得テ本学ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第五条 専攻科学生ノ数相当人員ニ達スルトキハ一週十時間以内ニ於テ哲学及文学ニ関スル講義ヲ開始スルコトアルベシ

第六条 専攻科学生ニシテ学年ノ終ニ当リ研究報告ヲ提出シタル者ニハ審査ノ上専攻科修了証書ヲ授与ス

第七条 専攻科学生ニハ本章ノ外授業料其他本学一般ノ規定ヲ準用ス

理由

文化学科ノ主要学科ハ哲学及文学ナルカ三年ノ短日月ニテハ研究充分ナラズ卒業者中尙引続キ研究志望ノ者アルヲ以テ之カ希望ニ副ハシテメナリ

一、第九章図書館ヲ第十章図書館ト変更

一、第十章職員ヲ第十一章職員ト変更

〔添付書類〕

東洋大学学則

第一章 総則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術技芸ヲ教授ス

ル所トス

第二条 本学ヲ分チテ大学部専門学部ノ二部トス
 第三條 大学部ニ印度哲学倫理学科、支那哲学東洋文学科ノ二科及研究科ヲ置ク

第四条 専門学部ニ倫理学科、倫理學東洋文学科、文化学科、社会事業科ノ四科ヲ置ク

第五条 修業年限ハ大学部四箇年、専門学部三箇年トシ大学部研究科一箇年トス

第六条 本学学生ヲ分チテ第一種生第二種生トス

第七条 本学学生ハ徵兵令ニ依リ入宮延期ノ取扱ヲ受クル特典アリ、但第二種生ハ此限ニアラズ

第八条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ教員檢定ニ関スル規程ニヨリ本章第九条ノ学科目ニ就キ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一 第一種生ニシテ本学ヲ卒業シタル者

二 教員檢定ニ関スル規程第五条第一号第三号

乃至第八号ニ該当スル者ニシテ第二種生トシテ本学ヲ卒業シタル者

第九条 本学ガ卒業者ノ教員無試験檢定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル学科目左ノ如シ

大学部印度哲学倫理学科卒業生ハ修身科

大学部支那哲学東洋文学科卒業生ハ國語科、

歴 史	西 洋 哲 学	印 度 哲 学	支 那 哲 学	国 文 学	教 育	倫 理	
二	四	八	二	一	二	四	第 一 年
日 本 文 化 史	西 洋 論 理 学 史	演 習 印 度 哲 学	支 那 哲 学	講 読 国 文 学	心 理 学	実 践 道 徳 東 洋 倫 理 史 西 洋 倫 理 史	
二	四	六	二	二	二	四	第 二 年
支 那 文 化 史	西 洋 認 識 学 史	演 習 印 度 哲 学	支 那 哲 学	講 読 日 本 文 学 概 論	教 育 学	実 践 道 徳 東 洋 倫 理 史 西 洋 倫 理 史	
二	三	六	二	二	三	四	第 三 年
西 洋 文 化 史	西 洋 哲 学 史	演 習 印 度 哲 学	支 那 哲 学	講 読 日 本 文 学 概 論	教 授 法 実 地 授 業	実 践 道 徳 日 本 倫 理 史 倫 理 学	
一	八	一〇	四	一		二	第 四 年
日 本 民 族 史	宗 教 哲 学 美 学 社 会 学 西 洋 哲 学	演 習 印 度 哲 学	支 那 哲 学	講 読		倫 理 学	

大学部 印度哲学倫理学科

漢文科
 専門学部倫理学教育学科卒業者ハ修身科、教
 育科
 専門学部倫理学東洋文学科卒業者ハ修身科、

第一条

国語科、漢文科
 第二章 学科及課程
 大学部ノ学科及課程左ノ如シ、（表中ノ数字ハ
 毎週ノ授業時間数ヲ示ス）

計	歷史	印度哲学	支那哲学及文学	国文学	文学	教育	倫理			計	英英語学及
二九	二	二	八	九	二	四	二	第	大學部	二九	六
	日本文化史	印度哲学	講演支那文学	講演支那文学	文学概論	心理學	實踐倫理史	第	支那哲学東洋文学科	二八	講文讀典
二九	二	二	二	一〇		二	二	第		二八	六
	支那文化史	印度哲学	講演支那文学	講演支那文学	教育學	教育學	實踐倫理史	第		二八	講文讀典
二八	二	二	一〇	九		三	二	第		二八	六
	西洋文化史	印度哲学	講演支那哲学	講演支那哲学	實地授業法	實地授業法	實踐倫理史	第		二八	講文讀典
二六	一	四	一三	四	二		二	第		二八	二
	日本民族史	印度哲学	講演支那哲学	講演支那哲学	現代文学		倫理學	第		二八	英文學

第二条 専門学部ノ学科及課程左ノ如シ、(表中ノ数字ハ

毎週ノ授業時間数ヲ示ス)

専門学部 倫理学教育学科

計	英語	生理衛生	法制経済	哲学	国文学及漢文学	教育	倫理	
二七	六講文	二衛生		八西洋哲学史 印度哲学	三講	四心理学 教育史	四東洋倫理史 西洋倫理史	第一 年 実践道徳
二八	六講	生理	三経法 濟制	六西洋哲学史 印度哲学	三講	六教育史 応用心理学	四東洋倫理史 西洋倫理史	第二 年 実践道徳
二八	六講	二社会衛生学 教育病理学		九支那哲学史 印度哲学 社会学		七高等教育学 実地授業 社会教育	四日本倫理史 倫理学	第三 年 実践道徳

専門学部 倫理学東洋文学科

計	歴史	漢文学	国文学	教育	倫理	
二七	二日本文化史	八演作 習文	九演作 習文	四論理 心理学	四東洋倫理史 西洋倫理史	第一 年 実践道徳
二九	二支那文化史	二支那文学史 演作 習文	一〇演作 習文	二教育学	四東洋倫理史 西洋倫理史	第二 年 実践道徳
二八	二西洋文化史	一〇支那哲学史 演作 習文	九演作 習文	三実地授業	四日本倫理史 倫理学	第三 年 実践道徳

計	外国語	新聞學及 社會問題 及社會學	社會學及 經濟學及 法學	文學	哲學	實踐道德	專門學部 文化學科		
	二九	八 英語又ハ 獨語(隨意)	二 社會學	二 法學通論 創作	四 文學概論 日本文化史	一 實踐道德		第一 年	
	二九	八 英語又ハ 獨語(隨意)	一 司書學	二 民法原理 經濟學	六 文芸思潮 歐洲文化史	九 美教育學 西洋哲學史		一 實踐道德	第二 年
	二八	八 英語又ハ 獨語(隨意)	二 新聞學	四 國家學	三 文芸思潮 創作	一〇 西洋哲學史 宗教哲學		一 實踐道德	第三 年

計	外国語	實際學科	基礎學科	實踐道德	專門學部 社會事業科	
	二四	三 統計學	一六 倫理學概論 哲學概論 經濟學 社會學 兒童學 論理學 心理學	一 實踐道德		第一 年
	二三	二 母性保護 兒童保護 社會事業史 社會事業總論	七 犯罪心理學 變態心理學 犯罪心理學 教育病理解 教育人類學	一 實踐道德		第二 年
	二三	一五 社會衛生學 兒童保護 母性保護 勞働者保護 免囚保護 精神薄弱者 教育	三 民族心理學 宗教學	一 實踐道德		第三 年

第三章 学年、学期、及休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期ハ四月ヨリ八月ニ至リ第二学期ハ九月
ヨリ十二月ニ至リ第三学期ハ一月ヨリ三月ニ至
ル

第三条 春季休業ハ四月一日ヨリ十日ニ至リ夏季休業ハ

七月十六日ヨリ九月十日ニ至リ冬季休業ハ十二
月二十五日ヨリ翌月一月七日ニ至ル其他日曜
日、大祭日ハ休業ス

第四章 入学、在学、退学

第一条 大学部並ニ専門学部各第一年ニ入学シ第一種生

タルベキ者ハ年齢十七年以上身体健全品行方正
ニシテ左記ノ資格ヲ有スルモノニ限ル

一 中学校、師範学校ヲ卒業シタル者

二 官立公立ノ中学校ニ於テ専門学校入学者檢

定試験ニ合格シタル者

三 専門学校入学者檢定規程第八条第一号ニ依

リ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタ
ル者

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生トシテ大

学部又ハ専門学部各科第一年ニ入学スルコトヲ

得

一 教員檢定ニ関スル規程第一号第三号乃至第
八号ニ該当スル者

二 本学ニ於テ中学校卒業ノ程度ニヨリ施行ス

ル左記ノ学科目ノ試験ニ合格シタル者

國語 漢文 地理 歴史 英語

三 入学試験委員ノ詮衡ニヨリ講義ヲ解シ得ル

学力アリト認定シタル者

第三条 学生入学期ハ毎年一回四月一日ヨリ同月三十日

迄トス

但第二種生ニ欠員アル時ハ学年ノ中途ニ於テ編
入スルコトアルベシ、此場合ニハ本章第二条ノ

試験又ハ詮衡ヲ經タル者ニシテ更ニ其学級ノ既

修シタル程度ノ試験ニ合格シタル者ニ限ル

第四条 各科第二年以上ニ入学セントスル者ハ本学第一

年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ更ニ其学級

ノ既修シタル程度ノ試験ニ合格シタル者ニ限ル

第五条 専門学部倫理学教育学科卒業ノ上大学部印度哲

学倫理学科第四年ニ入ラントスル者、及専門学

部倫理学東洋文学科卒業ノ上大学部支那哲学東

洋文学科第四年ニ入ラントスル者ハ無試験ニテ

之ヲ許ス

第六条

専門学部倫理学教育学科卒業者ニシテ大学部支那哲学東洋文学科第四年ニ入ラントスル者ハ国文学、支那哲学及文学ノ試験ヲ受ケ、専門学部倫理学東洋文学科卒業者ニシテ大学部印度哲学倫理学科第四年ニ入ラントスル者ハ印度哲学及西洋哲学ノ試験ヲ受ケ、専門学部文化学科卒業者ニシテ大学部印度哲学倫理学科第四年ニ入ラントスル者ハ倫理及印度哲学ノ試験ヲ受ケ之ニ合格スルコトヲ要ス

第七条

前三条ニ依リテ入学シタル者ハ第一章第八条ノ検定ヲ受クルコトヲ得ズ

第八条

本学ト同程度ノ専門学校ニ在学シタル者ニシテ本学ニ入ラントスル者ハ同程度ト認定シタル同一科ヲ除キ試験ノ上合格スルコトヲ要ス

第九条

入学志願者ハ左式ノ入学願書及ビ履歴書ヲ差出スベシ

中学校卒業者又ハ専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル学校ノ卒業者ハ入学願書履歴書ノ外ニ其卒業試験点数及品行ニ関スル当該学校長ノ証明書ヲ添付シ師範学校卒業者ニアリテハ右ノ外服務義務終了ニ関スル地方長官ノ証明書ヲ添

付スベシ

専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者ニアリテハ其試験点数ニ関スル当該学校長ノ証明書、教員検定ニ関スル規程第五条第五号及第八号ノ該当者ニアリテハ当該学校長ノ卒業証明書、同条第六号ノ該当者ニアリテハ免許状ヲ授与セラレタル地方長官ノ証明書ヲ添付スベシ

入学願 (用紙美濃紙)

私儀今般御校何部何科へ入学志願ニ付御検定ノ上御許可被成下度履歴書相添此段奉願候也

現住所

年月日 何

某 ㊦

東洋大学長何某殿

第十条

入学ノ許可ヲ得タル者ハ東京市内若クハ本学附近ノ郡部ニ於テ一家計ヲ立ツル身元確實ナル者ヲ保証人トシ左式ノ在学証書ヲ差出スベシ

履 歴 書 (用紙美濃紙)	
原籍、身分、 父兄及戸主ノ氏名職業	何 某
学 業	年 月 日 生
一年月日何学校ニ入学年月日何科卒業	
一年月日何ヨリ何免状ヲ受ク	
業 務 (業務ヲ取りタルコトナキ者ハ記入ニ及バズ)	
一年月日何職拜命或ハ何業ニ従事等	
賞 罰	
一年月日何ヨリ賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク	
右之通相違無之候也	
年 月 日	右 何 某 ㊟

第十一条

学生宿所又ハ保証人住所ヲ転ジタルトキハ直ニ届出ヅベシ

第十二条

三日以上欠席セント欲スルトキハ其旨保証人ヨリ届出ヅベシ

第十三条

疾病其他ノ事故ニ依リ退学セント欲スル者ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出デ本学ノ

在学証書 (証書用紙ハ事務所ヨリ交付スベシ)	
収 入 印 紙	何 府 何 国 何 市 何 町 何 村 何 番 地 戸 主 或 ハ 何 某 何 男 兄 弟 等 華 士 族 平 民
年 月 日	何 某
私儀今般御校へ入学御許可相成候ニ就キテハ御規則堅ク遵守可仕候也	
年 月 日	右 何 某 ㊟
前書之通相違無之候ニ付拙者証人ニ相立チ本人一身上ヨリ相起リ候事件ハ一切引受ケ可申候也	
年 月 日	住 所 族 籍 職 業 及 本 人 ト ノ 関 係 保 証 人 何 某 ㊟
年 月 日	東 洋 大 学 長 何 某 殿 年 月 日 生

許可ヲ受クベシ

第五章 入学料及授業料

第一条 学生入学ノ節ハ東修トシテ金參円ヲ納ムベシ

第二条 学生ハ左ノ授業料ヲ納ムベシ

第一期 金貳拾五円 四月十五日マデ

第二期 金貳拾五円 九月十五日マデ

第三期 金貳拾五円 一月十五日マデ

第三条 学期ノ始ニ於テ授業料ヲ前納シ得ザル者ハ四月

九月一月二月ハ金七円宛五月六月七月十月十一月

十二月三月ハ金六円宛分納スルコトヲ得

但納付期日ハ其授業開始後五日間トス

第四条 在学中ハ仮令休学停学等ヲ為スモ授業料ヲ免除

セズ

但兵役ノ為メ休学スル者ハ月割ヲ以テ免除ス

第五条 退学除名ト雖モ既納ノ授業料ハ還付セズ未納ノ

者ハ直ニ納付セシム

第六条 授業料滞納一ヶ月以上ニ及ブ者ハ未納中停学ヲ

命ジ或ハ之ヲ除名スルコトアルベシ

第六章 試験及得業

第一条 試験ヲ分チテ臨時試験学年試験ノ二種トス

第二条 臨時試験ハ教授ノ見込ニ依リ臨時之ヲ施行シ学

年試験ハ每学年ノ終ニ於テ其一学年間修学シタ

ル所ノ全科目ニ就キテ之ヲ執行スルモノトス

臨時試験ヲ經タル科目ハ臨時試験学年試験ノ両

得点ヲ合算折半ス

第三条 總テ評点ハ一科目ニ付壹百点ヲ以テ定限トス

第四条 学科点ハ受持教授ノ評定スル所ニ依リ品行点ハ

別ニ査定規則ヲ設ケテ之ヲ定ム

第五条 試験ノ成績ハ学科点数各科五十点以上、全科平

均六十点以上ヲ得ルトキハ及第トシ其以下ヲ落

第トシ各科六十点以上、全科平均八十点以上、

品行八十点以上ヲ得ルトキハ優等トス

第六条 得業ノ成績ハ總学年ノ得点ヲ通算シ教授會議ニ

於テ前条ニ準ジ之ヲ評定ス

第七条 正当ト認ムベキ事故アリテ学年試験ニ欠席シタ

ル者ハ更ニ次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ受クル

コトヲ得

但何等ノ理由アリトモ補欠試験ニ欠席シタル者

ハ更ニ補欠試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第八条 補欠試験ヲ受ケントスル者ハ試験料金五円ヲ納

ムベシ

第九条 専門学部第一年第二年ノ学年試験ニ及第シタル

者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第三学年試験

ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

第十条

大学部第一年ヨリ第三年マデノ学年試験ニ及第シタル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第四学年試験ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族籍	何
年月日生	某
右者本学所定ノ専門学部何科ノ課程ヲ全修シ定期ヲ経テ其業ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ茲ニ其得業ヲ証ス	
年月日	何
東洋大学長	何
某	[印]

第十一条

第二種生ニシテ学年試験ニ応ジ全学科ノ半数以上ニ合格シタルトキハ選科修業証書ヲ授与ス

族籍	何
年月日生	某
右者本学大学部何科ノ課程ヲ全修シ定期ヲ経テ其業ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ此得業証書ヲ授与ス	
年月日	何
東洋大学長	何
某	[印]

第七章 処 分

第一条

学生其本分ニ背キタル行為アルトキハ其軽重ニ抛リ左ノ罰科ニ処ス

一 懲戒 二 停学 三 除名

第二条

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ除名ス

一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 引続キ一箇年以上欠席シタル者

四 正当ノ理由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

第八章 研究科

第一条

研究科ハ本学大学部卒業生ニシテ既修ノ学科ニ就キ更ニ深く研究セントスル者ノ為ニ設ク

第二条 研究科ノ学生ハ既修ノ学科中、学長ノ承認ヲ得テ其志望ノ科目ヲ定メテ研究スルモノトス

第三条

研究科ノ学生ハ指導教授ノ指導ニ随ヒ研究ニ従事スルモノトス

第四条

研究科ノ修業年限ハ一箇年トス

第五条

研究科学生ハ研究費トシテ一学年金五拾円ヲ学年ノ始ニ納付スベシ

第六条 研究科学生ハ学年ノ終ニ於テ其研究シタル科目

ニ就キ論文ヲ提出スベシ

第七条 本学ハ研究科学生ノ卒業論文ヲ審査シ学力相当

ト認メタル者ニ東洋大学文学士ノ称号ヲ認許ス

第八条 研究科学生ニハ本章ノ外本学一般ノ規程ヲ準用

ス

第九章 図書館

第一条 図書館ハ本学ノ図書ヲ蔵置スル所トス

第二条 本学学生得業生及教授ニ限り図書ノ閲覧ヲ許ス

第三条 閲覧ヲ欲スル者ハ必ず本学所定ノ図書借覽証ヲ

図書係ヘ差出スベシ

第四条 図書借覽証ヲ請求スル者ハ学生ハ一冊金式拾

銭、得業生ハ一冊金參拾銭ヲ図書係ヘ納ムベシ

第五条 借覽証ハ他人ヘ転貸若クハ譲渡スルヲ許サズ

第六条 閲覧時間ハ平日ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス

ルモ日ノ長短ニ依リ多少ノ伸縮アルベシ

第七条 閲覧書籍ハ一時ニ洋装本ハ三冊和装本ハ五冊ヲ

限ル

第八条 借覽書籍ハ決シテ閲覧室外ヘ携出スルヲ許サズ

第九条 借覽者ニシテ書籍ヲ毀損シ又ハ其内外ニ落書シ

タル場合ニハ其事情ニ応ジ或ハ本書ヲ弁償セシ

メ或ハ罰金ヲ課シ或ハ借覽ヲ禁ズルコトアルベ

第十条 閲覧室内ニ於テハ静肅ヲ旨トシ談話音読ヲ為ス

シ
ベカラズ

第十章 職員

第一条 本学ニ左ノ職員ヲ置ク

学長 教授 幹事 書記

第二条 学長ハ校務ヲ總裁ス

第三条 教授ハ学生ノ教授ヲ掌ル

第四条 幹事ハ学長ノ命ヲ受ケ校務ヲ処理ス

第五条 書記ハ学長及幹事ノ命ヲ承テ会計庶務ニ従事ス

聴講生規則

一、聴講生ヲ普通聴講生特別聴講生ノ二種トス

一、普通聴講生ハ学級ヲ定メテ聴講スルモノヲ云フ

一、特別聴講生ハ何レノ級ヲ問ハズ随意ノ学科ヲ聴講ス

ルモノヲ云フ

但シ聴講セントスル科目ハ予メ届出デ許可ヲ受クベ

シ

一、聴講生ハ左ノ手数料及聴講料ヲ納ムベシ

手数料 金四 円

聴講料 第一学期 金式拾五円
第二期 金式拾五円

一 第三学期 金式 拾円

一、普通聴講生ニハ其事情ニ由リ各月分納ヲ許スコトアルベシ

一、特別聴講生ニハ毎月聴講券ヲ交付シ其出欠ヲ記入ス

一、聴講生ハ次学期又ハ次学年ニ引続キ聴講セントスルトキハ継続届ヲ出シ同時ニ其学期ノ聴講料ヲ前納スベシ

一、聴講生ニハ其望ニ応ジテ一学年毎ニ出席数ヲ檢シテ聴講証書ヲ授与ス但手数料金五拾錢ヲ納ムベシ

一、聴講生ニシテ学年試験ニ応ジタルトキハ其成績ニヨリ本科第二種生ニ編入スルコトアルベシ

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗敎大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一一七―二 東洋大学学則變更認可書

〔大正一三年三月三十一日〕

文部省東專六一号

東洋大学設立者

東洋大学財団理事

岡田良平

大正十三年二月二十三日付申請其ノ学学則中變更ノ件認可ス

大正十三年三月三十一日

文部大臣 江木千之助

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一一八―一 東洋大学学則變更認可申請書

〔大正一四年一月一日〕

学則變更認可申請

今般学則中別紙ノ通り變更大正十四年四月新学年ヨリ実施致度候条御認可相成度此段申請候也

大正十四年一月十一日

東洋大学設立者

東洋大学財団

理事 湯本武比古助

文部大臣 岡田良平殿

〔別紙〕

第一章総則第四条中倫理学東洋文学科ノ下ニ左ノ字句ヲ

加フ

(昼間部夜間部ノ二部トス)

同章第九条中専門学部倫理学東洋文学科ノ下ニ左ノ字句

ヲ加フ

(夜間部ヲ除ク)

第五章入学金及授業料第一条中ノ括弧内ヲ左ノ通り改ム

(但倫理学東洋文学科夜間部及社会事業科ハ金參

円トス)

同章第二条中但書ヲ左ノ通り改ム

但倫理学東洋文学科夜間部及社会事業科ニ限り

左ノ通り定ム

同章第三条表中ノ各欄ヲ左ノ通り改ム

各欄ノ括弧内ヲ「倫理学東洋文学科夜間部及

社会事業科ヲ除ク」ニ

社会事業科ノ欄ヲ「倫理学東洋文学科夜間部及

社会事業科」ニ

第十二章聴講生規則第四項聴講生ノ手数料聴講料中但書

ヲ左ノ通り改ム

但倫理学東洋文学科夜間部及社会事業科聴講生

ニ限り左ノ通り定ム

倫理学東洋文学科夜間部新設ノ理由

昼間脩学ノ便ヲ有セザルモノニ専門学部倫理学東洋文

学科昼間教授ノ学科ヲ夜間脩得セシメントスルニヨリ
從ツテ同科ヲ昼間部夜間部ノ區別ヲナセリ

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗敎大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一一八—二 東洋大学生徒定員改正認可申請書

〔大正一四年一月三一日〕

生徒定員改正ノ件申請

本學生徒定員八百名ノ処大正十四年一月十一日申請ニ係
ル専門学部倫理学東洋文学科夜間部新設御認可相成候節
教室ハ昼間使用ノモノヲ用ユル次第ニ付生徒定員ヲ壹千
式百名ニ改正致シ度候ニ付御認可被成下度此段申請候也

大正十四年一月三十一日

東洋大学設立者

東洋大学財団理事 湯本武比古 印

文部大臣 岡田良平 殿

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗敎大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一一八一三 東洋大学学則変更認可書

〔大正一四年二月二五日〕

文部省東專四〇号

東洋大学財団理事 笹川種郎

文部大臣 岡田良平殿

〔別紙〕

学則第二章第一条学科及課程表中大学部印度哲学倫理学科及専門学部文化学科ニ属スルモノ別紙ノ通り改ム
第九章専攻科第三条ヲ削除シ左ノ通り改ム

東洋大学設立者
東洋大学財団理事

湯本武比古

大正十四年一月十一日付申請其校学則中変更ノ件認可ス

大正十四年二月二十五日

文部大臣 岡田良平

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一一九一一 東洋大学学則変更認可申請書

〔大正一五年一月二六日〕

学則変更認可申請書

今般学則中別紙ノ通り変更大正十五年四月新入学者ヨリ適用実施致度候条御認可相成度此段申請候也

大正十五年一月二十六日

科ノ課程表ニ依ル

第五条削除

第六条ヲ第五条トシ左ノ通り改ム

専攻科学生ニシテ学年試験ニ及第シタル者ニハ専攻科

卒業証書ヲ授与ス

第七条ヲ第六条ニ改ム

〔次頁につづく〕

大学部印度哲学倫理学科

計	英 英 文 語 学 及	歴 史	西 洋 哲 学	〔朱書〕 〔文〕 〔印〕 度 那 哲 学	〔朱書〕 〔漢〕 文 学 及	教 育	倫 理	
三二	〔朱書〕 一六	二	二	八	二	二	四	第 一 年
	講 文 読 典 作 会 文 話	日 本 文 化 史	論 理 学	日 本 仏 教 思 想 史	国 文 学	心 理 学	実 践 道 徳 史 西 洋 倫 理 史	
三〇	〔朱書〕 一八	二	二	六	二	二	四	第 二 年
	同 上	支 那 文 化 史	西 洋 哲 学 史	支 那 仏 教 思 想 史	国 文 学	教 育 学	実 践 道 徳 史 東 洋 倫 理 史 西 洋 倫 理 史	
三二	〔朱書〕 一六	二	二	六	二	三	五	第 三 年
	同 上	西 洋 文 化 史	西 洋 哲 学 史	印 度 仏 教 思 想 史	漢 文 学	教 授 法	実 践 道 徳 史 日 本 倫 理 史 倫 理 学	
三二	〔朱書〕 一四	〔朱書〕 一	六	八	二		二	第 四 年
	同 言 語 学 上	〔朱書〕 「日本民俗史」	認 識 論 西 洋 哲 学 史 宗 教 哲 学	歐 米 ノ 仏 教	漢 文 学		倫 理 学	

科学概論					二	科学概論
計	〔朱書〕 二七 二九		〔朱書〕 三一 二九		二八	

〔朱書〕
備考

前同様

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』
国立公文書館所蔵

一一〇—— 東洋大学則変更認可申請書

〔大正一五年六月九日〕

一一九—— 東洋大学則変更認可書

〔大正一五年三月一三日〕

東專六〇号

東洋大学設立者

東洋大学財団

大正十五年一月二十六日申請學則中變更ノ件認可ス

大正十五年三月十三日

文部大臣 岡田良平閣

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

學則變更認可申請書

今般學則中別紙ノ通り變更實施致度候条御認可相成度此
段申請候也

大正十五年六月九日

東洋大学財団理事 中島徳藏閣

文部大臣 岡田良平閣

〔別紙〕

學則第二章第一条学科及課程表中大学部印度哲学倫理学
科ニ属スルモノ別紙（第一、第二）ノ通り改ム

學則第二章第一条ノ次ニ左ノ字句ヲ加フ

大学部印度哲学倫理学科ハ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一ヲ

学修セシム

〔變更理由 英語及哲学ヲ必修セントスルモ
〔加筆〕

第一

大学部印度哲学倫理学科

ノト哲学ノミヲ必修セントスルモノトヲ區別セントスルニアリ

計	英 英 文 語 学 及 史	歴 史	西 洋 哲 学	印 度 哲 学	及 国 漢 文 文 学 学	教 育	倫 理	
三二	一二	二	二	八	二	二	四	第 一 年
	講 文 読 典 作 会 文 話	日 本 文 化 史	論 理 学	サ ン ス ク リ ット パ リ ー 語 俱 舍 論 哲 学 仏 教 概 論 日 本 仏 教 思 想 史	国 文 学	心 理 学	実 践 道 徳 東 洋 倫 理 史 西 洋 倫 理 史	
三〇	一二	二	二	六	二	二	四	第 二 年
	同 上	支 那 文 化 史	西 洋 哲 学 史	パ リ ー 、 サ ン ス ク リ ット (<small>随意科</small>) 唯 識 哲 学 三 論 哲 学 支 那 仏 教 思 想 史	国 文 学	教 育 学	実 践 道 徳 東 洋 倫 理 史 西 洋 倫 理 史	
三二	一二	二	二	六	二	三	五	第 三 年
	同 上	西 洋 文 化 史	西 洋 哲 学 史	パ リ ー 、 サ ン ス ク リ ット (<small>随意科</small>) 起 信 論 哲 学 華 嚴 哲 学 印 度 仏 教 思 想 史	漢 文 学	実 地 教 授 法	実 践 道 徳 日 本 倫 理 史 倫 理 学	
三二	一四		六	八	二		二	第 四 年
	同 言 語 上 学		宗 西 認 教 洋 識 哲 哲 論 学 学 史	欧 印 天 真 米 度 台 言 ノ 度 台 言 仏 哲 哲 学 教 学 学 学	漢 文 学		倫 理 学	

第二 大学部印度哲学倫理学科

計	英 英 文 語 学 及 史	歴 史	西 洋 哲 学	印 度 哲 学	支 那 哲 学	国 文 学	教 育	倫 理	
三一	六	二	四	一〇	二	一	二	四	第 一 年
	講 文 読 典	日 本 文 化 史	西 倫 洋 理 哲 学 史 学	演 印 パ語サ 習 度 リ スク 学 哲 ー リット	支 那 哲 学	講 読	心 理 学	西 東 実 洋 洋 践 倫 倫 道 理 理 徳 史 史	
三三	八	二	四	八	二	三	二	四	第 二 年
	講 読	支 那 文 化 史	西 認 洋 識 哲 学 史 論	演 印 パ語サ 習 度 リ スク 学 哲 ー リット	支 那 哲 学	日 本 文 学 概 論 講 読	教 育 学	西 東 実 洋 洋 践 倫 倫 道 理 理 史 史 徳	
三一	六	二	二	八	二	三	三	五	第 三 年
	講 読	西 洋 文 化 史	西 洋 哲 学 史	演 印 習 度 哲 学 学	支 那 哲 学	日 本 文 学 概 論 講 読	実 教 地 授 授 業 法	倫 日 実 理 本 践 学 倫 道 史 理 史 徳	
二六	二	一	八	八	四	一		二	第 四 年
	英 文 学	日 本 民 俗 史	宗 美 社 西 教 会 洋 哲 学 学 学 学	演 印 習 度 哲 学 学	支 那 哲 学	講 読		倫 理 学	

〔添付書類〕

東洋大学学則

第一章 総 則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術技芸ヲ教授スル所トス

第二条 本学ヲ分チテ大学部専門学部ノ二部トス

第三条 大学部ニ印度哲学倫理学科、支那哲学東洋文学科ノ二科及研究科ヲ置ク

第四条 専門学部ニ倫理学教育学科、倫理学東洋文学科(昼間部夜間部)文化学科、社会事業科、専攻科ノ五科ヲ置ク

第五条 修業年限ハ大学部四箇年、専門学部三箇年トシ

第六条 大学部研究科二箇年専門学部専攻科一箇年トス

第七条 本学学生ヲ分チテ第一種生第二種生トス

第八条 本学学生ハ徴兵令ニ依リ入営延期ノ取扱ヲ受クル特典アリ但第一種生ニ限ル

ル規程ニヨリ本章第九条ノ学科目ニ就キ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一、第一種生ニシテ本学ヲ卒業シタル者

二、教員檢定ニ関スル規程第五条第一号第三号乃至第八号ニ該当スルモノニシテ第二種生トシ

テ本学ヲ卒業シタルモノ

第九条 本学カ卒業者ノ教員無試験檢定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル学科目左ノ如シ

大学部印度哲学倫理学科卒業者ハ修身科

大学部支那哲学東洋文学科卒業者ハ国語科漢文科

科

専門学部倫理学教育学科卒業者ハ修身科教育科

専門学部倫理学東洋文学科昼間部卒業者ハ修身科

科国語科漢文科

第二章 学科及課程

第一条 大学部ノ学科及課程左ノ如シ(表中ノ数字ハ毎週ノ授業時間數ヲ示ス)

大学部印度哲学倫理学科ハ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一

ヲ学修セシム

〔次頁につづく〕

計	英語及英文学	歴史	西洋哲学	印度哲学	及国漢文文学	教育	倫理	
三二	一二	二	二	八	二	二	四	第一
	講文典 読会話 作文	日本文化史	論理学	俱舍論 仏教概論 日本仏教思想史	国文学	心理学	実践道徳 西洋倫理史	年
三〇	一二	二	二	六	二	二	四	第二
	同上	支那文化史	西洋哲学史	三論哲学 支那仏教思想史	国文学	教育学	実践道徳 西洋倫理史	年
三二	一二	二	二	六	二	三	五	第三
	同上	西洋文化史	西洋哲学史	起信論哲学 華嚴哲学 印度仏教思想史	漢文学	実地教授法	実践道徳 日本倫理史	年
三二	一四		六	八	二		二	第四
	同言 語学 上	宗西洋認 教哲学識 哲学史論	西洋哲学史	欧米ノ仏教 印度哲学 天台哲学 真言哲学	漢文学		倫理学	年

計	英 英 文 語 学 及 史	歴 史	西 洋 哲 学	印 度 哲 学	支 那 哲 学	国 文 学	教 育	倫 理	
三一	六	二	四	一〇	二	一	二	四	第 一 年
	講 文 読 典	日 本 文 化 史	西 倫 洋 理 哲 学 史 学	演 印 パ 習 度 リ 学 哲 ー 語 学 語	サ ン ス ク リ ット 支 那 哲 学	講 読	心 理 学	実 東 東 践 洋 洋 道 倫 倫 徳 理 理 史 史 史	
三三	八	二	四	八	二	三	二	四	第 二 年
	講 読	支 那 文 化 史	西 認 洋 識 哲 学 史 論	演 印 パ 習 度 リ 学 哲 ー 語 学 語	サ ン ス ク リ ット 支 那 哲 学	日 本 文 学 概 論 講 読	教 育 学	実 東 東 践 洋 洋 道 倫 倫 徳 理 理 史 史 史	
三一	六	二	二	八	二	三	三	五	第 三 年
	講 読	西 洋 文 化 史	西 洋 哲 学 史	演 印 習 度 学 哲 学	支 那 哲 学	日 本 文 学 概 論 講 読	実 教 地 授 業 法	倫 日 実 理 本 践 学 倫 道 史 理 徳 史 史 史	
二六	二	一	八	八	四	一		二	第 四 年
	英 文 学	日 本 民 俗 史	宗 美 社 西 教 会 洋 哲 学 哲 学 学 学	演 印 習 度 学 哲 学	支 那 哲 学	講 読		倫 理 学	

大学部支那哲学东洋文学科

計	西洋 (随意科) 哲学史	印度 哲学史	支那 哲学史	及 支那 哲学史	国 文 学	文 教 育	倫 理	
三一		二	二	九	一〇	二 四	二	第 一 年
	西洋 哲学史	日本 文化史	印度 哲学史	講 義 作 習 詩 讀	講 義 作 習 歌 史 讀	心 理 學 概 論	東 洋 倫 理 史	實 踐 道 德
三〇	一	二	二	一 三	一 〇	二	二	第 二 年
	西洋 哲学史	支 那 文 化 史	印度 哲学史	講 義 支 那 文 學 概 論 詩 讀	講 義 日 本 文 學 史 歌 讀	教 育 學	東 洋 倫 理 史	實 踐 道 德
三〇		二	二	一 一	九	二 三	二	第 三 年
	西洋 哲学史	西 洋 文 化 史	印度 哲学史	講 義 支 那 文 學 史 詩 讀	講 義 日 本 文 學 史 歌 讀	教 授 法 現 代 文 學 (随意科)	日 本 倫 理 史	實 踐 道 德
一六		一	四	一 三	四	二	二	第 四 年
	社 會 學	日 本 民 俗 史	印度 哲学史	講 義 支 那 文 學 史 詩 讀	講 義 文 作 習 歌 讀	現 代 文 學	倫 理 學	

第三章 (専門学校令) 東洋大学

第二条 専門学部ノ科学及課程左ノ如シ(表中ノ数字ハ
毎週ノ授業時間数ヲ示ス)

専門学部倫理学教育学科

計	歴史 (随意科)	英語	生理衛生	法制経済	哲学	国文学及 漢文学	教育	倫理	
二七		六講	二衛生		八論 西洋哲学史	三講	四心理 教育史	四東洋倫理 西洋倫理史	第一 年
三〇	日本文化 史	八講	生理	三法	六認 西洋哲学史	三講	六教育 应用心理学	四東洋倫理 西洋倫理史	第二 年
二七	支那文化 史	六講	六教育病理 学	濟制	八支 那哲学史		六高等教育 教授法	五日本倫理 史	第三 年
	西洋文化 史	六講			社支 会那 学哲学	西 洋哲学 史	社實 会地 教育授 法	倫理 史	

専門学部倫理学東洋文学科

計	英語 (随意科)	哲学及文学 (随意科)	歴史	漢文学	国文学	教育	倫理	
二九	講	二日本文化 史	二	九講 作文作詩 習	一〇講 作文作詩 習	四心理 論	四東洋倫理 西洋倫理史	第一 年
三〇	講	支那文化 史	二	二支那文 学概論	一〇國語 講	二教育 学	四東洋倫理 西洋倫理史	第二 年
三一	講	印度文化 史	二	二支那文 学概論	二 現代文学	三 實地教授 法	五日本倫理 史	第三 年

実践道徳	基礎学	実際学
第一	一六	三
実践道徳	衛生学概論 生理学概論 法医学通論 倫理学概論 哲学概論 経済学	社会政策 統計学
第二	七	二
実践道徳	刑事人類学 刑事学及刑 教育病理学 犯罪心理学 変態心理学 仏教概説	社会政策 社会事業総論 社会事業史 社会衛生 児童衛生 児童保護 女性衛生 女性保護 母性心理 女性衛生 労働衛生 労働生理
第三	三	五
実践道徳	宗教心理学 社会心理学 民族心理学 仏教概論	社会事業各論 社会教育 職業倫理 社会問題 人種衛生学 社会衛生学 児童保護実 習 母性保護実 習 労働者保護 実習

専門学部社会事業科

外国語	四英	語	四英	語	四英	語	四英	語
計	二八	二四	二三					
				労働者保護 保護教育 感化制度少 年法 精神検査法 人体計測法	精神薄弱者 教育	免囚保護		

第三章 学年、学期及休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
 第二条 学年ヲ分チテ三学期トス
 第一学期ハ四月ヨリ八月ニ至リ第二学期ハ九月ヨリ
 十二月ニ至リ第三学期ハ一月ヨリ三月ニ至ル

第三条 春季休業ハ四月一日ヨリ十日ニ至リ夏季休業ハ
 七月十一日ヨリ九月十日ニ至リ冬季休業ハ十二月二
 十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル其他日曜日大祭日記
 念日（十二月十三日）ハ休業ス

第四章 入学 在学 退学

第一条 大学部並ニ専門学部各第一学年ニ入学シ第一種
 生タルヘキ者ハ年齢十七年以上身体健全品行方正ニ
 シテ左記ノ資格ヲ有スルモノニ限ル
 一、中学校師範学校ヲ卒業シタル者

二、官立公立ノ中学校ニ於テ専門学校入学者檢定試験ニ合格シタル者

三、専門学校入学者檢定規程第八條第一号ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ檢定ヲ受ケタル者

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生トシテ大學部又ハ専門學部各科第一學年ニ入学スルコトヲ得一、教員檢定ニ関スル規程第一号第二号乃至第八号ニ該当スル者

二、本學ニ於テ中学校卒業ノ程度ニヨリ施行スル左記ノ學科目ノ試験ニ合格シタル者

國語、漢學、地理、歴史、英語

三、入学試験委員ノ銓衡ニヨリ講義ヲ解シ得ル學力アリト認定シタル者

第三条 學生入學期ハ毎年一回四月一日ヨリ同月三十日迄トス

但第二種生ニ欠員アル時ハ學年ノ中途ニ於テ編入スルコトアルヘシ此場合ニハ本章第二條ノ試験又ハ銓衡ヲ經タル者ニシテ更ニ其學級ノ既修シタル程度ノ試験ニ合格シタル者ニ限ル

第四条 各科第二年以上ニ入学セントスル者ハ本學第一學年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ更ニ其學級ノ既修シタル程度ノ試験ニ合格シタル者ニ限ル

第五條 専門學部倫理學教育學科卒業ノ上大學部印度哲

學倫理學科第四學年ニ入ラントスル者及専門學部倫理學東洋文學科卒業ノ上大學部支那哲學東洋文學科第四學年ニ入ラントスル者ハ無試験ニテ之ヲ許ス

第六條 専門學部倫理學教育學科卒業者ニシテ大學部支那哲學及文學ノ試験ヲ受ケ専門學部倫理學東洋文學科卒業者ニシテ大學部印度哲學倫理學第四學年ニ入ラントスル者ハ印度哲學及西洋哲學ノ試験ヲ受ケ専門學部文化學科卒業者ニシテ大學部印度哲學倫理學科第四學年ニ入ラントスル者ハ倫理及印度哲學ノ試験ヲ受ケ之ニ合格スルコトヲ要ス

第七條 前三條ニ依リテ入学シタル者ハ第一章第八條ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

第八條 本學ト同程度ノ専門學校ニ在學シタル者ニシテ本學ニ入ラントスル者ハ同程度ト認定シタル同一科ヲ除キ試験ノ上合格スルコトヲ要ス

第九條 入学志願者ハ左式ノ入学願書及履歷書ヲ差出ス
ハシ

中学校卒業者又ハ専門學校入学者檢定規程第八條第一号ニ依リ一般ノ専門學校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者ハ入学願書履歷書ノ外ニ其卒業試験

点数及品行ニ関スル当該学校長ノ証明書ヲ添付シ師範学校卒業者ニアリテハ右ノ外服務義務終了ニ関スル地方長官ノ証明書ヲ添付スヘシ

専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者ニアリテハ其試験点数ニ関スル当該学校長ノ証明書教員檢定ニ関スル規程第五号及第八号ノ該当者ニアリテハ当該学校長ノ卒業証明書同条第六号ノ該当者ニアリテハ免許状ヲ授与セラレタル地方長官ノ証明書ヲ添付スヘシ

入学願（用紙美濃紙）

私儀今般御校何部何科へ入学志願ニ付御檢定ノ上御許可被成下度履歷書相添此段奉願候也

年月日 現住所 何某印

東洋大学長 何某殿

履歷書（用紙美濃紙）

原籍 身分

父兄及戸主ノ氏名職業

何某 年月日生

学業

学業

一、年月日何学校ニ入学年月日何科卒業
一、年月日何何ヨリ何免状ヲ受ク

業 務（業務ヲ取りタルコトナキ者ハ記入ニ及ハス）
一、年月日何職拜命或ハ何業ニ従事等

賞罰

一、年月日何何ヨリ賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク
右之通相違無之候也

年月日 右 何某印

第十条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ東京市内若クハ附近ノ

郡部ニ於テ一家計ヲ立ツル身元確實ナル者ヲ保証人トシ左式ノ在学証書ヲ差出スヘシ

在学証書（証書用紙ハ事務所ヨリ交付ス）

何府何国何市何町何大字何番地

三銭
紙入

戸主或ハ何某何男兄弟等華士族
平民

何某 年月日生

私儀今般御校へ入学御許可相成候ニ就キテハ御規則堅ク遵守可仕候也

年月日 右 何某印

前書之通相違無之候ニ付拙者証人ニ相立チ本人
 一身上ヨリ相起リ候事件ハ一切引受ケ可申候也

住所族籍職業及本人トノ關係

年 月 日 保証人 何 某 印

年 月 日生

東洋大学長 何 某 殿

第十一条 学生宿所又ハ保証人住所ヲ転シタルトキハ直

ニ届出ツヘシ

第十二条 三日以上欠席セント欲スルトキハ其旨保証人

ヨリ届出ツヘシ

第十三条 疾病其他ノ事故ニ依リ退学セント欲スルモノ

ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出テ本学ノ許可

ヲ受クヘシ

第五章 入学金及授業料

第一条 学生入学ノ節ハ束修トシテ金五円ヲ納ムヘシ

(但社会事業科倫理学東洋文学科夜間部ハ金参円ト

ス)

第二条 学生ハ左ノ授業料ヲ納ムヘシ

第一学期 金参拾弍円 四月十五日マテ

第二学期 金参拾弍円 九月十五日マテ

第三学期 金式拾参円 一月十五日マテ

但シ倫理学東洋文学科夜間部、社会事業科ニ限り左
 ノ通り定ム

第一学期 金式拾五円

第二学期 金式拾五円

第三学期 金式拾参円

第三条 学期ノ始メニ於テ授業料ヲ前納シ得サル者ハ左

ノ通り分納スルコトヲ得

種別	学期別		
	第一学期	第二学期	第三学期
各科(夜間部ヲ除ク)	四五六七九〇三三二二三	五五六七九〇三三二二三	六五六七九〇三三二二三
社会事業科	七六六六六六六六六六	七六六六六六六六六六	七六六六六六六六六六
倫理学東洋文学科夜間部	七六六六六六六六六六	七六六六六六六六六六	七六六六六六六六六六

但納付期日ハ其授業開始後五日間トス

第四条 在学中ハ仮令休学停学等ヲ為スモ授業料ヲ免除

セス但兵役ノ為メ休学スル者ハ月割ヲ以テ免除ス

第五条 退学除名ト雖モ既納ノ授業料ハ還付セス未納ノ

者ハ直ニ納付セシム

第六条 授業料滞納一ヶ月以上ニ及フ者ハ未納中停学ヲ

命シ或ハ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第六章 試験及得業

第一条 試験ヲ分チテ臨時試験学年試験ノ二種トス

第二条 臨時試験ハ教授ノ見込ニ依リ臨時之ヲ施行シ学

年試験ハ毎学年ノ終ニ於テ其一年間修学シタル所ノ

全科目ニ就キテ之ヲ執行スルモノトス

臨時試験ヲ經タル科目ハ臨時試験学年試験ノ両得点

ヲ合算折半ス

第三条 總テ評点ハ一科目ニ付壹百点ヲ以テ定限トス

第四条 学科点ハ受持教授ノ評定スル所ニ依リ品行点ハ

別ニ査定規則ヲ設ケテ之ヲ定ム

第五条 試験ノ成績ハ学科点数各科五十点以上全科平均

六十点以上ヲ得ルトキハ及第トシ其以下ヲ落第トシ

各科六十点以上全科平均八十点以上品行八十点以上

ヲ得ルトキハ優等トス

第六条 得業ノ成績ハ總学年ノ得点ヲ通算シ教授會議ニ

於テ前条ニ準シ之ヲ評定ス

第七条 正当ト認ムヘキ事故アリテ学年試験ニ欠席シタ

ル者ハ更ニ次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ受クルコト

ヲ得但何等ノ理由アリトモ補欠試験ニ欠席シタル者

ハ更ニ補欠試験ヲ受クルコトヲ得ス

第八条 補欠試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金拾円ヲ納

ム可シ

第九条 専門学部第一学年第二学年ノ学年試験ニ及第シ

タル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第三学年試験

ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族籍

何 某 年 月 日生

右者本学所定ノ専門学部何科ノ課程ヲ全修シ定期

ヲ經テ其業ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ茲ニ其得業ヲ証

ス

年 月 日

東洋大学長 何 某 印

第十条 大学部第一学年ヨリ第三学年マテノ学年試験ニ

及第シタル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第四学

年試験ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族籍

何 某 年 月 日生

右者本学大学部何科課程ヲ全修シ定期ヲ經テ其業

ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ此得業証書ヲ授与ス

年 月 日 東洋大学長 何 某 印

第十一条 第二種生ニシテ学年試験ニ応シ全学課ノ半数

以上ニ合格シタルトキハ選科修業証書ヲ授与ス

第七章 処 分

第一条 学生其本分ニ背キタル行為アリタルトキハ其輕

重ニ抛リ左ノ罰科ニ処ス

一、懲戒 二、停学 三、除名

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ除名ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引続キ一箇年以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

第八章 研究科

第一条 研究科ハ本学大学院卒業生ニシテ既修学科ニ就

キ更ニ深く研究セントスル者ノ為ニ設ク

第二条 研究科ニ入学セントスル者ハ其研究科目ヲ具シタル入学願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第三条 研究科学生ハ本学ノ指定シタル教授ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四条 研究科学生ハ本学ノ許可ヲ得テ本学ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第五条 研究科学生ノ在学期間ヲ二箇年トス但シ研究上特別ノ事情アルモノニ限り願出ニヨリ詮議ノ上在学期間ヲ尚一ヶ年延期スルコトアルヘシ

第六条 研究科学生ハ学費トシテ一箇年五拾円ヲ学年ノ始ニ納付スヘシ在学期ノ場合亦同シ

第七条 研究科学生ハ在学期ノ終ニ於テ其研究シタル科

目ニツキ論文ヲ提出スヘシ

第八条 研究科学生ノ提出シタル論文ハ之ヲ審査シ学力相当ト認メタル者ハ東洋大学文学士ノ称号ヲ認許ス

第九条 研究科学生ニハ本章ノ外本学一般ノ規定ヲ準用ス

第十条 図書館

第一条 図書館ハ本学ノ図書館ヲ蔵置スル所トス

第二条 本学学生得業生教授ニ限り図書ノ閲覧ヲ許ス

第一条 専攻科ハ専門学部文化学科卒業生ニシテ既修ノ学科ニ就キ更ニ深く研究セントスル者ノ為メニ設ク

但シ文化学科以外ノ卒業生ニシテ入学志望ノ者アルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

第二条 専攻科ノ修業年限ハ一ヶ年トス

第三条 専攻科ノ学科課程ハ第二章第二条中文化学科並同専攻科ノ課程表ニ依ル

第四条 専攻科学生ハ本学ノ許可ヲ得テ本学ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第五条 専攻科学生ニシテ学年試験ニ及第シタル者ニハ専攻科卒業証書ヲ授与ス

第六条 専攻科学生ニハ本章ノ外授業料其他本学一般ノ規定ヲ準用ス

第七章 図書館

第一条 図書館ハ本学ノ図書館ヲ蔵置スル所トス

第二条 本学学生得業生教授ニ限り図書ノ閲覧ヲ許ス

第八章 演習

第一条 演習ハ本学ノ指定シタル教授ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第二条 演習ニ出席スルコトヲ得

第三条 演習科学生ハ本学ノ指定シタル教授ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四条 演習科学生ハ本学ノ許可ヲ得テ本学ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第五条 演習科学生ノ在学期間ヲ二箇年トス但シ研究上特別ノ事情アルモノニ限り願出ニヨリ詮議ノ上在学期間ヲ尚一ヶ年延期スルコトアルヘシ

第六条 演習科学生ハ学費トシテ一箇年五拾円ヲ学年ノ始ニ納付スヘシ在学期ノ場合亦同シ

第三条 閲覧ヲ欲スル者ハ必ス本学所定ノ図書借覧証ヲ

図書係ヘ差出スヘシ

第四条 図書借覧証ヲ請求スル者ハ学生ハ一冊金貳拾銭

得業生ハ一冊金參拾銭ヲ図書係ヘ収ムヘシ

第五条 借覧証ハ他人ヘ転貸若クハ譲渡スルヲ許サス

第六条 閲覧時間ハ平日ハ午前八時ヨリ午後八時三十分

迄トスルモ日ノ長短ニ依リ多少ノ伸縮アルヘシ

第七条 閲覧書籍ハ一時ニ洋装本ハ三冊和装本ハ五冊ヲ

限ル

第八条 借覧書類ハ決シテ閲覧室外ヘ携出スルヲ許サス

第九条 借覧者ニシテ書籍ヲ毀損シ又ハ其内外ニ落書シ

タル場合ニハ其事情ニ応シ或ハ本書ヲ弁償セシメ或

ハ罰金ヲ課シ或ハ借覧ヲ禁スルコトアルヘシ

第十条 閲覧室内ニ於テ静肅ヲ旨トシ談話音読ヲ為スヘ

カラス

第十一章 職員

第一条 本学ニ左ノ職員ヲ置ク

学長 教授 幹事 書記

第二条 学長ハ校務ヲ総裁ス

第三条 教授ハ学生ノ教授ヲ掌ル

第四条 幹事ハ学長ノ命ヲ受ケ校務ヲ処理ス

第五条 書記ハ学長及幹事ノ命ヲ承テ会計庶務ニ従事ス

第十二章 聴講生規則

一、聴講生ヲ普通聴講生特別聴講生ノ二種トス

一、普通聴講生ハ学級ヲ定メテ聴講スルモノヲ云フ

一、特別聴講生ハ何レノ級ヲ問ハス随意ノ学科ヲ聴

講スルモノヲ云フ

但聴講セントスル科目ハ予メ届出テ許可ヲ受ク

ヘシ

一、聴講生ハ左ノ手数料及聴講料ヲ納ムヘシ

手数料

金 五 円

第一期 金參拾貳円

聴講料

第二期 金參拾貳円

第三期 金貳拾壹円

但シ倫理学東洋文学科夜間部社会事業科聴講生

ニ限リ左ノ通り定ム

第一期 金貳拾五円

第二期 金貳拾五円

第三期 金貳拾円

一、普通聴講生ニハ其事情ニ依リ各月分納ヲ許スコ

トアルヘシ

一、特別聴講生ニハ毎月聴講券ヲ交付シ其出欠ヲ記

入ス

一、聴講生ハ次学期又ハ次学年ニ引続キ聴講セント

スルトキハ継続届ヲ出シ同時ニ其学期ノ聴講料ヲ前納スヘシ

一、聴講生ニハ其望ニ応シ一学年毎ニ出席数ヲ檢シ

テ聴講証書ヲ授与ス

但手数料金壹円ヲ納ムヘシ

一、聴講生ニシテ学年試験ニ応シタルトキハ其成績

ニヨリ本科第二種生ニ編入スルコトアルヘシ

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗敎大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一一〇—二 東洋大学学則変更認可書

〔大正一五年六月三〇日〕

東專二六五号

東洋大学財団

大正十五年六月九日申請学則中変更ノ件認可ス

大正十五年六月三十日

文部大臣 岡田良平閣

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一一一—一 東洋大学学則改正認可申請書

〔昭和二年四月二二日〕

予科附設ノ為学則改正ノ件申請

昭和二年度ヨリ東洋大学学部印度哲学倫理学科ニ予科ヲ開設スルタメ別紙ノ通り学則中改正ノ件御認可被成下度現行学則相添ヘ此段申請仕候也

昭和二年四月二十二日

東洋大学財団理事 中島徳藏閣

文部大臣 三土忠造殿

〔別紙〕

学則改正

学則中左記ノ通り改正致度候（朱書ハ変更ノ分）

第一章 総則

第二条 本学ヲ分チテ大学部専門学部ノ二部ト〔朱書〕シ大学

部印度哲学倫理学科ニ予科ヲ附設」ス

第五条 修業年限ハ大学部四箇年専門学部三箇年トシ大

学部研究科二箇年専門学部専攻科一箇年〔朱書〕「予科一箇

年」トス

第二章 学科及課程

第一条ノ大学部印度哲学倫理学科表第一第二トモニ左表

ヲ冠附ス

計	修身	一	計	倫理	省	略	第一	年
	国語及漢文	五		教育				
計	第一外国語(英語)	八	計	国文学	省	略	第二	年
	第二外国語(独逸語)	五		支那哲学				
計	歴史	四	計	印度哲学	略	略	第三	年
	心理及論理	二		西洋哲学				
計	法制及経済	二	計	英語及学	略	略	第四	年
	自然科学	二		英語及学				
計	体	三	計	英文語学	略	略		
		三二						

第四章 入学 在学 退学

第一条 大学部〔朱書〕「支那哲学東洋文学科及」専門学部各第一

年〔朱書〕「並ニ大学部印度哲学倫理学科予科」ニ入学シ

第一種生タルヘキ者ハ身体健全品行方正ニシテ左記

ノ資格ヲ有スルモノニ限ル

一、中学校ヲ卒業シタル者

〔朱書〕
キモノ〔朱書〕

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般ノ
専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

三、専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢
定ニ合格シタル者

第二条 (本文ニ次ノ但書ヲ加フ)〔朱書〕「但シ大学部印度哲学
倫理学科第一学年ノ入学者ハ予科ヲ修了シタル者ニ

限ル」

限ル

第四条 〔朱書〕「大学部及専門学校」第二学年以上ニ入学セント

スル者ハ(下略)

第五条、第六条、第七条〔朱書〕ヲ「削除」シ以下ノ条々ヲ繰上グ

以上ノ通り改正致度候尚關係ノ要項ヲ左ニ開陳仕候

一、授業料

授業料ハ学則第五章第二条第一項ニ依リ年額金八拾七円トス

二、学生定員

学生一百式拾名ヲ以テ予科ヲ編制スルモ定員ニ異動ヲ生ゼズ、ソハ本年度ノ諸学科新入学者第一種生ヨリ希望者(百五拾名ノ予定)ヲ募リ選抜ノ上予科ニ編入スルモノナレバナリ

三、教室配当

本年度ニハ大学部印度哲学倫理学科第一学年ハ予科開設

ノタメ休止スルニ至ルベク(尤モ第一種生ニ限り入学ヲ許スヲ以テ残りノ第二種生約十名ハ希望ニ從ヒテ他ノ学科第一学年ニ編制換ヲナスモノトス)又文化学科ハ将来廢止スル予定ナルヲ以テ本年度ニハ新入学生ヲ採ラズ斯克シテ空トナリタルニ教室ヲ以テ予科二組ノ分ニ充當スルモノトス即チ教室配当ハ別表ノ通りニ候

四、予算

昭和二年度予算ハ別紙ノ通り定員及学級ニ変化ナキヲ以テ予算表モサシタル増減ナシ尚予科ノ經費収支予算ハ大要左ノ如シ

収入ノ部		支出ノ部	
科目	金額	科目	金額
授業料	一〇、四四〇・〇〇 ^円	俸給	九、六〇〇・〇〇 ^円
入学料	六〇〇・〇〇	其他手当	一、二〇〇・〇〇
受験料	七五〇・〇〇	校費、其他	九九〇・〇〇
計	一一、七九〇・〇〇	計	一一、七九〇・〇〇
			事 項 * ² 一週三十二時間一時間ノ 月額式五円ノ割合

五、教員

予科学科目担任教員ハ左記ノ通り予定仕候

修身

学長中島徳藏

国語
漢文

第一外国語

文学博士和田万吉
文学士村上竜英

広井辰太郎、文学士加藤猛夫、三木

春雄

第二外国語

文学博士山岸光宣、文学士斎藤响

歴史

文学士高桑駒吉、文学博士笹川種郎

心理及論理

高島平三郎

法制及経済

法学士西郷陽、石川義昌

自然科学

理学士三石巖

体操

陸軍騎兵少佐馬場孚

〔添付書類〕

教室略図〔略〕

昭和二年度予算〔略〕

東洋大学学則〔略〕

* 1〔本欄朱書〕

* 2〔加筆〕二週六十四時間二時間ノ

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗敎大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

二二二 東洋大学学則改正認可書

〔昭和二年五月五日〕

東專一二九号

東洋大学設立者

東洋大学財団

昭和二年四月二十二日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和二年五月五日

文部大臣 三土忠造閣

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

二二三 私立東洋大学学科改正について

〔明治四五年一月〕

東洋大学々科改正に就いて

特に仏敎家諸君に稟告す

指を縷ふれば、既に二十五の星霜を閲す、我東洋大学が哲学館と称して創めて設立せらるゝや、天下の耳目多く之に集れり、蓋し維新以来の欧化主義の反動として東洋学勃興の機運に乗じ、百尺竿頭一步を進めて、東洋を主とし西洋を客とし、研究の主義を明にして、故を温め新を知り、以て混乱せる当時の思想界に、一道の光明を与へたればなり、而して此の主義ある学風は、其研究法に於ても亦新に一機軸を出し、漢学仏敎学に向て、従来の

訓詁的解釈法に對する達意的解釈法を提供せり、是れ実に今日の漢学界仏教学界が多く襲用する方法に非ずや、此時に當て、世は尚ほ滔々物質学の勢力を以て蔽はれたり、若し此の風潮の長く今日に及ばんには国家の消長に關して憂ふべきもの尠なりとせず、本学が形而上学の講筵を盛にして、我國民の間に哲学思想の普及を為せることは、聊か自から負ふ所ありしなり。

然れども本学本来の主旨は、学者の養成に非ずして、實際的人物の産出にあり、故に以上の内容を以てして、精神的実社会に向て、有用の材を供し殊に仏教各宗の教育制度未だ整はざるに先ち、其子弟を收容して、東西両哲学を比較し、経論の達意的研究を拓き、入ては宗派の有力なる一員たり、出ては時代に適應せる仏教の普及者たる人物を養成したることは世の夙に認むる所ならん。

翻て茲に時代の趨勢を察するに世は今や漸く理論を離れて實際に就かんとするの傾向を生じ、殊に仏教界に於ては數百年來棄て、顧みざりし、古聖大徳の遺業を復活して、感化救済に關する各種の實際的活動を為さんとする氣運に向ひ來れり、是れ実に本学が創立以來の教育方針の、一層事實的となりて、社会に顕現せるものに非ずや、茲に於て本学は其の過去に於ける功績に甘んぜずして時代の要求する所に応じ、一步を進めて更に従來の哲学諸

科の応用方法を講じ、別に社会教育感化救済事業に關する各種の知識を与ふるの新計画を立てたり。

試に現今の状態に鑑みて將來の形勢を察せよ、一般哲学的素養あるものの活動すべき舞台は、一般社会教育感化救済事業の方面に在ること疑ふべからず、又国家が此種の人に求むる所も此に在るが如し、而して本学の出身者は、其の素養に於て之に應ずる最も適當なる資格あるものなり、されば本学這般の計画は其の出身者をして、更に一層直接に現時の国家が要求するところに赴き、新活動の途に就かしめんとするものに外ならずといふべし、亦之を現今の仏教界に見よ、各宗今や学制の備完きに近しと雖も徒らに高遠の理を弄するもの多くして、此の必要必望なる学科に至ては、未だ一も設けらるゝなし、假令今後此の設備を整ふるありとするも、此等の事たる其の事業の性質として、一宗一派の私すべきものにあらず、宜しく仏教の大教旗の下に、一致の行動に出づべきものならずんばあらず、此点より見て本学は亦其の学科の組織上よりするも其創立以來の歴史上よりするも仏教各宗の最も適當なる共通教育機関たるべき理由ありと信ず。されば本学が、他に卒先して此の新計画を発表する所以のものは、全く本学二十五年の歴史が現今の本学に命ずる責任なることを自覺すればなり。

第三章 (専門学校令) 東洋大学

合 計	弁 論	英 語	生 理 衛 生	法 制 經 濟	哲 学	漢 國 語 文 及	教 育	倫 理		專 門 部 第 一 科	明 治 四 十 五 年 四 月 ヨ リ 改 正								
												二 八	六	一	六	七	四	四	第 一 年
													文 法、 講 讀	生。 理。 衛。 生。	印 西 洋 度 哲 学 史	西 論 学 理 概 論	漢 國 語 文 講 讀 法	心 教 育 史	西 東 洋 倫 理 史
二 八	六	一	三	四	四	六	四	第 二 年											
		講 讀	生。 理。 衛。 生。	法。 制。 經。 濟。	印 西 洋 度 哲 学 史	漢 國 語 講 讀	應 用。 心 理 学。	教 育 史	教 育 史	西 東 洋 倫 理 史	實 踐 道 德								
三 〇	二	六	二		七		九	四	第 三 年										
	弁 論 学 及 実 習	講 讀	教 育。 病 理 学。	社 会 学	社 会 学 史	印 西 洋 度 哲 学 史	社 会 教 育 業	實 地 授 業	教 育 法 学	教 育 史	倫 理 史	實 踐 道 德							

(備考)

- 科目表中圈点アルハ新ニ改正シタル科目ナリ
- 第二年応用心理学ハ特ニ教育及布教ニ応用スベク教授ス
- 第三年教育学ハ特殊教育学ニシテ不良児童、低能児教育等併セ教授ス

● 第三年社会教育ノ科目ノ下ニ社会教化ノ外、感化救済事業ノ原理實際及各国制度ノ比較、並ニ慈善事業ノ歴史等ヲモ教授ス

● 生理衛生ハ一年二年ニ於テ人身体生理及個人衛生ヲ講ジ第三年ニ至テ町村、学校、会社、等公衆衛生ヲ授ケ、教育病理学ハ白痴低能者少年犯罪者ノ研究及治療感化ノ方法ヲ授ク

● 弁論ノ教育家宗教家ニ必要ナルハ論ヲ待タズ、然モ之ヲ正科ニ加ヘタルハ未ダ他校ニ其例ヲ見ザル所ナリ、主任講師ハ加藤咄堂氏ニ囑託セリ

● 此専門部第一科ヲ卒業シタル者ニハ文部省ヨリ無試験検定ニテ中学校師範学校高等女学校ノ修身科教育科ノ教員免許状ヲ授与セラル、特典アリ

明治四十五年一月
 立 東 洋 大 学
 東京市小石川区原町

東洋大学附属図書館所蔵

一三三 私立東洋大学学科改正 (明治四五年二月)

東洋大学々科改正

東洋大学にては今回専門部第一科の学科を改正し社会教

育感化救済事業に従事せんとする者をも養成するの途を開き來四月の新学期より実施すといふ、改正の趣意書の略左の如し、

〔中略〕

されど時勢は進歩して已むことなし、而して今や研究を主としたる時代を経過して之が応用実行を重んずべき氣運に到達せり。是れ本学が従來の基礎の上に立ちて更に大に広義の社会教育並に感化救済事業に関する各種の知識を与ふるの新計画を立てたる所以なり。

着実に現今の社会国家の要求を看取せよ、一般哲学的及び宗教的修養なるものゝ活動すべき範圍は広義の社会教育及感化救済事業の方面を添加し来れること疑ふべからず、されば本学這般の計画は其出身者をして学校教育と相待ちて更に其以外に於て一層直接に現代が要求する所に赴き新活動の途に就かしめんとするものに外ならずといふべし。

又之を現今の仏教界に見るに、各宗共に今や教育の制度完きに近きが如しと雖も、此切要急務なる教科に至つては未だ一も設けらるゝなし、仮令今後此設備を整ふるものありとするも這般の事業は一宗一派の私すべきものにあらざ、宜しく、勅詔の聖旨に基き又宗派上互に寛裕の態度に出でざるべからず、此点より見て本

学教養の方針は公平無私僧俗何れに向ふとして可ならざるなきは其創立以来の歴史より見て明かなりとす。

〔中略〕

改正の学科は第一年に生理衛生を加へ、第二年に応用心理学、法制経済、生理衛生を入れ、第三年に社会教育、社会学、社会衛生学、教育病理学、弁論学及実習を加へたり、

『東洋哲学』第一九編第二号(明治四五年二月一〇日)

一二四 私立東洋大学仏教専攻科開設

〔大正三年七月〕

仏教専攻科開設

仏教の研究漸く盛なるを致すと共に達意的の講義諸方に開かると雖大部の古典について根本的に研鑽するの道は却て次第に衰頹し間々或は其の方法を立つるものもあるも其の講義の結了に至るまでは二年若くは三年に跨りしかもなほ完全に徹講に至らざるもの比々皆然り今本大学は此の弊を救ひ専門の学者を養成するの目的を以て今回新に仏教専攻科を開設したり講義書目は毎年適宜に之を選択すべく必ずしも一定せずといへども本年度開講の科目及び講師は左の如し

成唯識論 唯識述記 参考 教授 斎藤唯信
法華玄義 玄義釈義 参考 教授 島地大等

なほ右正科の外に参考書として

菩提心論	真言宗豊山大学長	権田雷斧
三論玄義	文学博士	村上專精
碧巖録抄出	本大学長	大内青巒
曹洞五位頌	曹洞宗大学長	秋野孝道
真宗要領	文学博士	前田慧雲
浄土宗要領	宗教大学教授	桑門秀我
日蓮宗要領	日蓮宗大学教頭	清水竜山
未定	文学博士	井上円了
未定		加藤咄堂
未定		境野黄洋

- 講義は一ケ年にて全部結了す
 - 授業時間は毎日午後六時より二時間或は三時間とす但し土曜日曜は休講
 - 聴講者は資格を要せず
 - 聴講料は一ヶ月金壹円五拾銭但本大学在學生及東洋大学維持会員には特に一円に減額す
 - 聴講者には出席を案じ聴講証書を授与す
 - 入学は何時にても許可す
- (注意) 講本は普通の仏書店にては往々用意し難き場合

あるが故聴講者は予め準備を欠かざる様せらるべく法華玄義は京都、貝葉書院、發行冠導、謄註本を取るを可とす

大正三年七月

東京小石川原町 私立東洋大学

『東洋哲学』第二編第七号（大正三年七月一〇日）

一二五 東洋大学学科改正と新設学科

（大正一〇年二月）

学科改正及び新設学科

東洋大学は従来大学部と専門部との二部とし共に第一科第二科に分ち特に専門部は中等教員養成を主要の目的の一とせしが今回専門部を専門学部として第一科第二科の名称は更に其の所修学科の内容を明示し得るため『倫理学、教育学、科』『倫理学、東洋学、科』と改称し大学部は本大学の特徴たる東洋学研究の本旨を發揮するため第一科を『印度哲学、倫理学、科』第二科を『支那哲学、東洋学、科』と改称し随つて学科の内容に就いても大なる改善を施し就中大学部に於ては印度哲学、支那哲学の爲めに多大の力を注ぐことゝなれりなほ時代の趨勢に鑑み現今の思想問題社会問題を講ずる一般傾向が常に徹底的根柢を欠くの憾みあり且つ現代の教育上哲学的常識普及の欠陥に顧

慮する所ありて之に『文化、学、科』を創設し哲学を中心とし文芸及び社会問題を研究対象とし以て真に新文化の意義を領得せしむることとなりこれと同時に『社会、事、業、科』を新設し通学者の便宜のため特に夜学とし事実上殆んど本邦に欠如せる社会事業に従事する實際的人物養成の目的を達せんとす蓋し社会事業が現今の一大題目たることは誰人も知悉する所なれども徒に社会事業経営の企図のみありて之に当るべき人物の欠乏に今や一般に困惑しつゝあるは事実なり之がため或は一時の講習会若しくは短期の不完全なる教育により僅に其の急に應ずるの實状にして之を欧米の完全なる教育設備に顧みて誠に忸怩たるものなきを得ずこれ本大学の此新設計画ある所以なり新設『文、化、学、科』に就いては教授得能文氏主任（任）となり垣内松三、田部重治二教授之を補佐し、社会、事、業、科は教授富士川游博士主任となり遠藤隆吉、高島平三郎、丸茂猛、暉峻義等、等の諸教授之に参加し以て境野学長の此の新計画を完成せしむ可く学科配当、学級組織其の他一切の協議をなし之を發表するの運びに至りしものなり其の改正学科及び新設学科の内容等は左に掲ぐる所によりて知るべし

西洋哲学	印度哲学	支那哲学	国文学	教育	倫理	大学部 印度哲学倫理学科 第一一年 第二一年 第三一年 第四一年
四	八	二	一	二	四	
論理学(出教授) 古代哲学史(出教授)	哲学演習 俱舍論哲学(曾我教授) 仏教概論(島地教授) 日本仏教思想史 (境野教授)	周代哲学 大学(足利教授) 論語(足利教授)	近世文学、国文学歴史 選下巻(前島教授)	心理学(高島教授)	実践道徳(中島教授) 東洋倫理史(山口教授) 西洋倫理史(中島教授)	
四	六	二	二	二	四	
認識論(出教授) 中世哲学史(出教授) 近世哲学史(出教授)	哲学演習 唯識哲学(曾我教授) 三論哲学(前田教授) 支那仏教思想史 (境野教授)	周代哲学 中庸(足利教授) 孟子(足利教授)	近古文学、国文学歴史 選中巻(小林教授) 日本文学思潮 (垣内教授)	教育学(野田教授)	実践道徳(中島教授) 東洋倫理史(山口教授) 西洋倫理史(中島教授)	
三	六	二	二	三	四	
近世哲学史(得能教授) 最近哲学史(得能教授)	哲学演習 起信論哲学(曾我教授) 華嚴哲学(島地教授) 印度仏教思想史 (渡辺教授)	周代哲学 老子(土屋教授) 莊子(土屋教授)	近古文学、国文学歴史 選中巻(小林教授) 日本文学思潮 (垣内教授)	教授法(稲垣教授) 実地授業(稲垣教授)	実践道徳(中島教授) 日本倫理史(和辻教授) 倫理学(中島教授)	
八	一〇	四	一		三	
社会学(遠藤教授) 現代哲学思潮 宗教哲学(柳教授)	哲学演習 欧米の仏教(渡辺教授) 仏教古文書学 (担任未定)	周代哲学 荀子(足利教授) 宋明哲学 程朱学(内田教授)	中古、上古文学、国文学 歴史選上巻(長教授)		倫理学(中島教授)	

大学部 支那哲学東洋文学科

倫理	二	第一年	實踐道德(中島教授) 東洋倫理史(山口教授)	二	實踐道德(中島教授) 東洋倫理史(山口教授)	二	支那文化史(高桑教授)	三	西洋文化史(高桑教授) 日本芸術史(和辻教授)	一	日本民族史(加藤教授)
教育	四	第一年	心理學(高島教授) 論理學(出教授)	二	教育學(野田教授)	三	教授法(稻垣教授) 實地授業(稻垣教授)	二	英文學		
文学	二	第一年	室町時代文学 謡曲(長教授) 狂言(長教授) 南北朝時代文学 太平記(長教授) 徒然草(前島教授) 増鏡(小林教授) 吉野拾遺(小林教授) 鎌倉時代文学 平家物語(長教授)	二	平安朝時代文学 落窪物語(小林教授) 大鏡(小林教授) 枕草紙(沼波教授) 奈良朝時代文学 万葉集(尾上教授) 国語學(藤岡教授) 日本文学史(藤村教授)	二	平安朝時代文学 源氏物語(長教授) 奈良朝時代文学 古事記(沼波教授) 祝詞(沼波教授) 宣命(沼波教授) 徳川時代文学	二	現代文学(垣内教授)		
国文学	九	第二年		一〇		九		四			
		第二年									
		第三年									
		第四年									

歴史	二	二九	日本文化史(境野教授)	二	支那文化史(高桑教授)	三	西洋文化史(高桑教授) 日本芸術史(和辻教授)	一	日本民族史(加藤教授)
英語及 英文学	六	二八	文典 講読	六	講読	六	講読	二	英文学
計	二九	二八		二九		二八		二八	

印度哲学	支那哲学 及文学	
二 仏教概論(島地教授)	八 唐詩選(小見教授) 八家文(小見教授) 前漢文学 史記(足利教授) 唐宋文学 唐詩選(小見教授)	新古今集(沼波教授) 平安朝時代文学 古今集(沼波教授) 文典(杉教授) 作文 作歌 国文演習
二 支那仏教思想史 (境野教授)	二 支那文学史(古城教授) 支那時文(古城教授) 支那文学概論 (古城教授)	作文 作歌 国文演習
二 起信論哲学(曾我教授)	一〇 支那文学史(古城教授) 支那哲学史(山口教授) 周代文学 詩經(古城教授)	歌 語(沼波教授) 言語学(藤岡教授) 日本文学史(藤村教授) 作文 作歌 国文演習
四 天台哲学(前田教授) 真言哲学(島地教授)	一三 漢魏六朝文学 元明文学 戲曲小説(古城教授) 説文(古城教授) 周代文学 楚辭(古城教授) 国語(内田教授) 宋明哲学 程朱学(内田教授)	作文 作歌 国文演習

哲 学	汉 文 学 及 国 文 学	教 育	倫 理	
八	三	四	四	第一 年
西洋古代哲学史(出教授) 西洋中世哲学史(出教授) 日本仏教思想史(境野教授) 論理学(出教授)	近世文学 国文学歴代選下卷(前島教授) 周代文学 大 学(足利教授) 論 語(足利教授)	心理 学(高島教授) 教 育 史(田中教授)	実践道徳(中島教授) 東洋倫理史(山口教授) 西洋倫理史(中島教授)	
六	三	六	四	第二 年
西洋中世哲学史(出教授) 西洋近世哲学史(出教授) 支那仏教思想史(境野教授) 認 識 論(出教授)	近古文学 国文学歴代選中卷(小林教授) 周代文学 中 庸(足利教授) 孟 子(足利教授)	教 育 学(野田教授) 教 育 史(田中教授) 応用心理学(高島教授)	実践道徳(中島教授) 東洋倫理史(山口教授) 西洋倫理史(中島教授)	
九		七	四	第三 年
西洋近世哲学史(得能教授) 西洋最近哲学史(得能教授) 支那哲学史(山口教授) 印度仏教思想史(渡辺教授) 社 会 学(遠藤教授)		高 等 教 育 学(稲垣教授) 教 授 法(稲垣教授) 実 地 授 業(稲垣教授) 社 会 教 育(暉峻教授)	実践道徳(中島教授) 日 本 倫 理 史(和辻教授) 倫 理 学(中島教授)	

専門学部 倫理学教育学科

計	西洋哲学 (隨意科)	歴 史
二九	西洋哲学史	二 日本文化史(境野教授)
二九	西洋哲学史	二 支那文化史(高桑教授)
二九	西洋哲学史	三 日本芸術史(和辻教授) 西洋文化史(高桑教授)
二六	社会学	一 日本民族史(加藤教授)

	教 育	倫 理		専門学部 倫理学東洋文学科	計	歴 (隨意科)史	英 語	生 理 衛 生	法 制 經 濟
	四	四	第 一 年		二七	日本文化史	六 講 讀 文 典	二 生 理 学(丸茂教授) 衛 生 学(丸茂教授)	
室町時代文学 謡 曲(長教授) 狂 言(長教授) 南北朝時代文学 太平記(長教授) 徒然草(前島教授)	心 理 学(高島教授) 論 理 学(出教授)	実 践 道 徳(中島教授) 東 洋 倫 理 史(山口教授) 西 洋 倫 理 史(中島教授)							
	二	四	第 二 年		二八	支那文化史	六 講 讀		三 法 制(西郷教授) 經 濟(石川教授)
平安朝時代文学 落窪物語(小林教授) 大 鏡(小林教授) 枕草 紙(沼波教授) 奈良朝時代文学 万葉集(尾上教授)	教 育 学(野田教授)	実 践 道 徳(中島教授) 東 洋 倫 理 史(山口教授) 西 洋 倫 理 史(中島教授)							
	三	四	第 三 年		二八	西 洋 文 化 史 日 本 芸 術 史	六 講 讀	二 社 会 衛 生 学(富士川教授) 教 育 病 理 学(富士川教授)	
平安朝時代文学 源氏物語(長教授) 奈良朝時代文学 古 事 記(沼波教授) 祝 詞(沼波教授) 宣 命(沼波教授)	教 授 法(稲垣教授) 実 地 授 業(稲垣教授)	実 践 道 徳(中島教授) 日 本 倫 理 史(和辻教授) 倫 理 学(中島教授)							

計	英 語 哲学及文学 (随意科)	漢 文 学	國 文 学
二七	二	八	九
	講 読 仏教概論 文学概論	周代文学 大 学(宇野教授) 中 庸(宇野教授) 論 語(足利教授) 孟 子(内田教授) 前漢文学 史 記(足利教授) 唐宋文学 唐 詩 選(小見教授) 八 家 文(小見教授) 作 文 作 詩 漢文演習	增 鏡(小林教授) 吉野拾遺(小林教授) 鎌倉時代文学 平家物語(長 教授) 新古今集(沼波教授) 平安朝時代文学 古 今 集(沼波教授) 典(杉 教授) 文 作 文 作 文 作 歌 國文演習
二九	二	一	一〇
	講 読 支那仏教思想史	宋明文学 伝 習 録(東 教授) 周代文学 韓 非 子(土屋教授) 左 伝(内田教授) 支那文学概論(古城教授) 支那文学史(古城教授) 支那文学史(古城教授) 支那時 文(古城教授) 文 典(古城教授) 漢文演習 作 文 作 詩	國 語 学(藤岡教授) 日本文学史(藤村教授) 作 文 作 歌 國文演習
二八		一〇	一一
	印 度 仏 教 思 想 史 日 本 芸 術 史	周代文学 書 經(内田教授) 詩 經(古城教授) 老 子(土屋教授) 莊 子(土屋教授) 支那文学史(古城教授) 支那哲学史(山口教授) 作 文 作 詩 漢文演習	德川時代文学 俳 諧(沼波教授) 俳 文(沼波教授) 川 柳(沼波教授) 歌 謡(沼波教授) 現代文学(垣内教授) 言 語 学(藤岡教授) 日本文学史(藤村教授) 作 文 作 歌 國文演習

第三章（専門学校令）東洋大学

専門学部 文化学科

計 (随意科)	科学概論	外国語	新聞学及 社会学及 社会問題	社会学及 社会学及	法学及 社会学及	文学	哲学	実践道德	第一 年
	二九	八	二	二	二	四	一 二	一 実践道德(中島教授)	
		仏英語及英文学又ハ独語及独文学語(随意)	社会学(遠藤教授)	法学通論(西郷教授)	文学概論(垣内教授) 日本文化史(和辻教授) 創作(沼波教授)	哲学概論(島地教授) 西洋古代哲学史(出教授) 西洋中世哲学史(出教授) 哲学演習(得能教授)	心理学(高島教授) 論理学(出教授) 哲学概論(得能教授) 儒学概論(宇野教授) 仏教概論(出教授)		
二九	二	八	一	二	二	六	九	一 実践道德(中島教授)	第二 年
	科学概論	仏英語及英文学又ハ独語及独文学語(随意)	司書学(担任未定)	近世社会問題(担任未定)	民法及刑法原理(西郷教授)	創作(沼波教授) 日本文学史(沼波教授) 文芸思潮(田部教授) 欧洲文化史(和辻教授)	哲学演習(得能教授) 倫理学(担任未定)	教育(野田教授) 美学(担任未定) 西洋中世哲学史(出教授) 西洋近世哲学史(出教授)	
二八		八	二	四	三	三	一 〇	一 実践道德(中島教授)	第三 年
		仏英語及英文学又ハ独語及独文学語(随意)	新聞学(担任未定)	国家学(担任未定)	経済学(担任未定)	創作(沼波教授) 文芸思潮(田部教授)	哲学演習(得能教授) 芸術論(和辻教授)	現代哲学思潮(得能教授) 宗教哲学(柳教授) 歴史哲学(担任未定) 西洋近世哲学史(出教授) 西洋最近哲学史(得能教授)	

専門学部 社会事業科(夜学)

実践道徳	一	第一一年	基礎学科 一六	三	實際学科
実践道徳(境野学長)	一	第一一年	心理学(高島教授) 論理学(出教授) 児童学(高島教授) 社会学(遠藤教授) 経済学(石川教授) 哲学概論(出教授) 倫理学概論(中島教授) 法学通論(西郷教授) 生理学概論(丸茂教授) 衛生学概論(丸茂教授)	三	社会政策(担任未定) 統計学(担任未定)
実践道徳(境野学長)	一	第二一年	七	一二	
実践道徳(境野学長)	一	第二一年	仏教概説(境野教授) 変態心理学(担任未定) 犯罪心理学(担任未定) 教育病理学(富士川教授) 犯罪学(担任未定) 教育学(担任未定) 刑事人類学(担任未定)	一二	社会政策(担任未定) 社会事業総論(担任未定) 社会事業史(担任未定) 児童衛生(担任未定) 児童保護(担任未定) 女性衛生(担任未定) 女性心理(担任未定) 女性生理(担任未定) 女性保護(担任未定) 労働衛生(暉峻教授) 労働者保護
実践道徳(境野学長)	一	第三一年	三	一五	
実践道徳(境野学長)	一	第三一年	仏教概説(境野教授) 民族心理学(担任未定) 宗教学(柳教授)	一五	社会事業各論(担任未定) 社会教育(担任未定) 職業倫理(担任未定) 社会問題(担任未定) 人種衛生学(富士川教授) 社会衛生学(暉峻、富士川両教授) 児童保護実習(担任未定) 労働者保護実習(暉峻教授) 母性保護実習(担任未定) 免囚保護(担任未定) 精神薄弱者教育(担任未定)

外国語	四	英語	四	英語	四	英語
計	二四		二三		二三	
				保護教育(富士川教授) 感化制度少年法(富士川教授) 精神検査法(担任未定) 人体計測法(富士川教授)		
				私立哲学館大学設立者		

追て特殊講座として設置せる仏教各宗講座にも新学期と共に新に講師を聘する等目一大改善を施したれば次号を以て詳細学科目配当表の発表をなすべし

『東洋哲学』第二八編第二号(大正一〇年二月一〇日)

第三節 日清高等学部

一二六 私立哲学館大学学則変更認可申請書

進達願〔明治三十九年五月一四日〕

進達願

私立哲学館大学学則変更ニ関スル申請書其筋へ御進達被成下度此段奉願候也

右願出候ニ付奥印候也

明治三十九年五月十四日

東京市小石川区長佐藤正興印

* 3

〔別紙〕

私立哲学館大学学則

第一章 総則

第二条 本学ヲ分チテ大学部専門部ノ二部トス

右第二条ヲ左ノ如ク修正スルコト

第二条 本学ヲ分チテ大学部専門部ノ二部トシ別科トシ

テ日清高等学部ヲ置ク

日清高等学部ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

日清高等学部

第一条 日清高等学部ニ於テハ日清両国語ヲ以テ清国留

学生ニ高等ナル學術ヲ教授ス

第二条 日清高等学部ノ学科ヲ分チテ高等師範科高等普

通科高等法政科ノ三科トス

第三条 各科ニ於テ教授スル学科目左ノ如シ

一、高等師範科

倫理、教育、心理、哲学、論理、物理、化学、博物、

歴史、地理、数学、法政、経済、英語、日語、体操、

二、高等普通科

倫理、歴史、地理、数学、物理、化学、博物、図画、

日語、英語、音楽、体操、

三、高等法政科

法学通論、法理学、国法学、民法、商法、刑法、訴訟

法、国際法、羅馬法、経済学、财政学、統計学、法制

学、外交史、政治学、

学科課程及授業時間數ハ別ニ之ヲ定ム

第四条 各科ノ修業年限ヲ二ケ年トシ一学年ヲ三学期ニ

分チ毎学期ノ初二入学ヲ許ス

第一期ハ四月一日ヨリ七月三十一日マデ第二

学期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マデ第三学

期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マデトス

第五条 清国留学生ニシテ本大学ノ銓衡ヲ經タルモノニ

限り入学スルコトヲ得

第六条 日清高等学部ニ入学スル者ハ入学金トシテ金二

円ヲ納ムベシ

第七条 日清高等学部各科ノ授業料ハ一ケ月金四円トス

第八条 本規則ニ別段ノ規定ナキ事項ハ總テ哲学館大学

ノ学則ヲ準用ス但保証人ニ関スル規定ハ此限ニ

アラズ

附則

本則ハ明治三十九年六月ヨリ之ヲ施行シ本学年ニ限り第

一学期ヲ六月十五日ヨリ八月三十一日マデトス

* 1 (朱書・加筆) 別紙第三式經由印ヲ捺シ文部大臣へ進達スル

モノトス

* 2 (朱書・加筆) 理由、別科トシテ日清高等学部ヲ設クルノ件

* 3 (朱書・加筆) 別紙第四式經由印ヲ捺シ小石川区役所へ送付

スルモノトス (五月二十九日付認可)

『明治卅九年 文書類纂 第一種 学事』

私立各種学校 第二

東京都公文書館所蔵

一二七 私立東洋大学日清高等学部開設予告

(明治三十九年六月)

○日清高等学部 近頃清国留学生の本邦に来るもの日に月に多きを加へんとする有様なるにより是等学生のために東洋大学内に別に日清高等学部を開設し、高等師範科、高等法政科、高等普通科、高等速成科を置き、本年は夏期休暇を廃し、七月一日より授業開始の筈にて、目下入学申込の留学生頗る多しといふ、

『修身教会雑誌』第三〇号 (明治三十九年六月一日)

一二八 私立東洋大学日清高等学部学科講師

(明治三十九年七月)

法政理財科

憲	法	商	行	刑
論	通	法	政	法
東京地方裁判所判事 法学士(法制理科主任)	山脇	貞夫		
東京地方裁判所判事 法学士	土屋	信民		
東京地方裁判所判事 法学士	西郷	陽		

行政警察学	刑法	経済学	刑事訴訟法	民法	行政法	憲法	国際法	法學通論	警務科	体操	警察学	監獄学	社会学	政治学	経済学	財政学	国際法	民法	物權法	債權法	親族法	相続法	
警視庁警部 (警務科主任)	米國 哲学博士	米國 哲学博士	米國 哲学博士	警視庁警部法学士	警視庁警部法学士	警視庁警部法学士	警視庁警部法学士	警視庁警部法学士	警視庁警部法学士	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務	警視庁勤務
木尾虎之助	上山弁太郎	上山弁太郎	山下 暉賢	稲葉健之助	小林 一男	小林 一男	小林 一男	小林 一男	小林 一男	古沢 藤市	木尾虎之助	小田 明次	遠藤 隆吉	生木政之進	生木政之進	生木政之進	生木政之進	生木政之進	生木政之進	生木政之進	生木政之進	生木政之進	生木政之進

地 歷 博 化 物 論 教 心 教 倫 師
 理 史 物 学 学 学 法 学 学 学 範
 理 史 物 学 学 学 法 学 学 学 科

警視庁警部 高木 虎植
 水上警察署長警視 矢野元三郎
 警視庁警部 泉田 義夫
 警視庁警部 高木 虎植
 水上警察署長警視 矢野元三郎
 警視庁勤務 新藤 銀蔵
 警視庁勤務 小田 明次
 〔警視〕
 警視庁勤務医学士 石川 貞吉
 古沢 藤市
 (高等師範科主任) 中島 徳蔵
 高島平三郎
 立柄 教俊
 文学士 常磐(盤) 大定
 理学士 杉谷佐五郎
 農学士 今村 猛雄
 境野 哲
 三島定之助

数 学 函 音 体 理科博物数学科
 数 学 画 楽 操 学 学 学 学
 数 学 算術 代數 幾何
 生理 学 学 植物 動物
 植物 動物
 化学 实验 物理 化学
 化学 物理 化学
 化学 物理 化学
 化学 物理 化学

島野 復子
 宮田耀之助
 柴崎 恒信
 前田 久八
 古沢 藤市
 (理科数学科主任) 杉谷佐五郎
 農学士 今村 猛雄
 (八月開講) 医学士 石原喜久太郎
 島野 復子
 中島秀治郎
 宮田耀之助
 長谷川吉次郎
 (本大学通訳官) 岩崎 董
 理学士 石川 成章
 柴崎 恒信

当時と少しも変らず、矢張西洋の学問を以て東洋の道德、即ち東洋に於ける聖賢の遺旨を發揮せんとするに在ります、今回開設致しました日清高等学部には、高等法政理財科、高等師範科、高等警務科等と種々に科が分れ居りますが、教育の主眼は、前述の東洋の学を普及するに外はありませぬ、右の次第でありますから、今回諸君を教授するにも、成るべく着実に、成るべく綿密に、在学諸君に及ぶ限り十分の知識を与へ、道德の觀念を深からしめんことを期して居ります、故に在学諸君も能く此の旨を体し、学則を厳守し、成るべく欠席せざるやう、誠意勉強せられんことを希望します、在学諸君は何れの科を修めらるゝにしても、卒業後帰国して各其の事業に当るには、規律厳守と云ふ事は最も必要な条件であります、其れ故在学中より其の習慣を付けて置くことは極めて必要であります、規則厳守と云ふ事は重ね々注意せられんことを深く希望致して置きます。

「東洋大学日清高等学部」(『東洋哲学』第一三編

第六号、明治三十九年七月一日)

一三〇 私立東洋大学日清高等学部仮開学式

清国公使楊枢祝詞(明治三十九年七月一日)

祝詞

光緒三十二年五月初十日。東洋大学挙行中国留学生開業式。使者王事鞅掌。適有要公。不克躬与盛会。特贈詞以祝焉。界。窃維今日之世一競争之世界。実一学戦之世界。苟非学問優勝。断不能与人競争。即不足以凶生存。今諸生不憚万里遠来就学。或肄習師範。或研究法政。或修普通之科。或課専門之業。悉視其志量之大小。而成学問之淺深。蚓東洋大学夙負盛誉有名東京。所聘講師皆一時賢俊。其循々善誘之道。自必迥越尋常。諸生務宜潛心励行。力戒怠荒。守規遵矩。弗越閑檢。不安於狹隘。不囿於淺近。勿廢於半途。勿迷於岐路。他日学成而帰。各奮其腦力精神。与列強角勝於学問界。從此中日両国並雄視於東方。此不僅為東洋大学莫大之光。抑亦使者非常之榮已。

楊 枢 詞

「東洋大学日清高等学部」(『修身教会雜誌』第三二号、

明治三十九年七月一日)

第四節 関係学校

一三一— 私立東洋大学附属中学講習科

(明治四〇年五月)

東洋大学
附属 中学講習科

- 一 中学講習科ハ中学校ニ入学受験セントスル者ノ為ニ
中学校第四五年程度ノ学科ヲ教授スルモノトス
- 一 中学講習科ハ四月ヨリ翌年三月マテトス
但本年ハ五月七日ヨリ始業ス
- 一 入学金壹円トス、但五月中入学ノ者ニハ之ヲ免除ス
授業料ハ一ヶ月金壹円五拾銭トス、毎月授業開始以
後一週間内ニ納附スベシ
- 一 入学願書ノ用紙ハ事務所ヨリ交付ス
- 一 英語国語漢文ノ外ハ教科書ヲ使用セズ、其他ハ本学
発行ノ中学講義録ヲ無料ニテ授与スベシ
- 一 中学講習科ノ授業ハ京北中学校ノ教員之ヲ担任ス
- 一 中学講習科卒業ノ者ハ東洋大学本科第一年へ第二種
生トシテ無試験入学ヲ許ス、又他ノ中学校へ入学ヲ

紹介スベシ

中学講習科

国語

訂再 中等国語読本卷七卷八、
国文法(口授)

業一週授
時數

一

漢文

訂校 新編漢文教科書卷四

フランクリン自叙伝

二

英語

ユニオン第四読本抜抄

神田氏中文典、会話、作文

三

数学

算術
代數
幾何

三

歴史

二

地理

二

博物

三

化学

三

図画

用器画

一

東京小石川原町

明治四十年五月

東洋大学

電話番町四四四番

『東洋哲学』第一四編第五号 (明治四〇年五月一日)

一三二——二 私立東洋大学附属中学校校外生規則

私立東洋
大学附属 中学校校外生規則

○ 中学講義改正旨趣

明治二十七年日清戦役のとき、中学講習会を開設し、爾來十有余年毎月二回講義録を發行し、教育の 聖旨を奉戴し、国民に須要欠くべからざる中等教育の普及を図りしが、会員の數、日に月に増加し、已に幾万の多きに及び、特に先年忝くも、

皇太子殿下 常宮殿下 周宮殿下 北白川若宮殿下の電覽に供するを得、窃かに所期の空しからざりしを喜び、益々奮勵して其内容を修正増補せしこと已に幾回、常に世態の進歩に先たんことを企図せり、今や又新に各科に造詣深き学士若しくは知名の大家を講師に囑託し、編輯機關を一新し、名を新式中学講義と改め、三十九年十一月五日發刊の第一号よりは、全く斬新の材料を収め、科目には、日常必須なる、法制、經濟、簿記の數科を加へ、巻尾には、雜報の一欄を増して、内外の新奇なる學術上の事項を紹介しつゝあり、之より我読者に幾層の利益を与ふることは信じて疑はざる所なり、希くは世の青年諸子、多趣多味なる本講義録に就いて、日常必須の高

等普通学を研修せんことを、

○ 編輯及講述講師

今や本講義録が、一大刷新をなすに方り、新に執筆を委嘱したる講師諸氏は、皆な現に中学教育に従事し、実地の經驗に富める人々のみにして、其科目姓名を挙げれば左の如し、

修身	松平次郎吉
国語	渡辺 良法
漢文	大村 欣一
英語	大谷 正信
英語	広井辰太郎
歴史	山口 浩義
地理	吉田 貞一
地理	今村 猛雄
算術	萩 与可
幾何	京 <small>北</small> 中 <small>学</small> 校 <small>講</small> 師 官田耀之助
代数	理学士 北 山 寂
博物	農学士 今村 猛雄
物理	理学士 杉谷佐五郎
化学	農学士 今村 猛雄
法制	法学士 長 野 剛
經濟	法学士 星 野 米

図画
簿記
卒業学校 美術学校 柴崎 恒信
商業学士 渡辺水太郎

○校外生規則

第一条(目的) 本講義録は、通信を以て文部省所定の中学全科を教授するを目的とす、

第二条(方法) 通信教授の方法として、中学全科を初後両学年に分ち、毎月二冊、五日及二十日を以て講義録『新中学講義』を發行し、之を校外生に配付す、

其掲載科目左の如し、

▲初学年

- 一、修身 一、国語 一、漢文
- 一、英語 一、会話(語英) 一、日本歴史
- 一、東洋歴史 一、日本地理 一、算術
- 一、代数 一、博物(植物) 一、図画
- 一、簿記 一、作文

▲後学年

- 一、修身 一、国語 一、漢文
- 一、英語 一、会話(語英) 一、日本歴史
- 一、西洋歴史 一、万国地理 一、地文
- 一、幾何 一、三角術 一、博物(動物衛生)
- 一、物理 一、化学 一、法制

一、経濟 一、図画 一、作文
初学年共、毎年十一月五日第一号を發行し、以下逐号順次發行す、但し何時申込あるも、其金額に相当する講義録を、初号より順次又は一時に發送すべし、

第三条(入学) 本規則に従ひ校外生たらんと欲する者は、何人を問はず、何時にても之を許す、

第四条(月謝) 校外生たるものは、左の表に従ひ、最初入学の節、入学金を納め、其後毎月三十日限、翌月分の月謝を前納すべし、但し一時に前納するも妨なし、

既納の月謝尽くるときは、更に送金あるまで講義録の發送を停止す、

入	月	謝	郵
一ヶ月	四拾錢	代券	
二ヶ月	八拾錢	用	
三ヶ月(一時前納)	一円拾錢	一	
半年(同上)	貳円貳拾錢	割	
一年(同上)	四円貳拾錢	増	

第五条(領收) 月謝を納付するときは、講義録を配布す

るを以て、別に領収証を発送せず、若し発行期日
後十五日以上を過ぎて講義録到着せざるときは、
其旨郵便を以て通知すべし、若し返事を要する場
合には、往復端書を以て問合すべし、

第六条(退学) 本人の都合により退学するときは、既に
受領したる月謝の残金あらば、之に対する講義録
を送付し、現金を以て返還をなさず、若し又月謝
滞納二ヶ月以上に及ぶときは、退学と見做すへ
し、

第七条(送金) 月謝送付方は「東京市小石川区原町東洋
大学」宛、郵便為替若くは振替貯金にて送るべ
し、

第八条(質問) 校外生にして講義録中に疑問あるとき
は、通信を以て之を質すことを得、但し質問は当
編輯部に於て取捨を行ひ、其応答すべき分は講義
録紙上に掲載す、

各自に返答を望むものは、返信料を添付すべし、

第九条(標章) 入学手續終了の者には徽章、会費既納半
ヶ年に達したる者には銀製校外生章、全一年間通
読せるものには各学年毎に通読証を授与すべし、

第十条(受験) 両学年の通読証を有する者は、其証授与
の後、本講義録全科卒業試験を受くることを得、

の

其期日及問題は、後学年最終号にて報告すべし、
第十一条(受験料) 右の試験を受けんとする者は、試験
願書を差出す時受験料金壹円を納むべし、

第十二条(特典) 初後両学年の試験に合格したるもの
は、其成績により、東洋大学第一年度第二種生へ
無試験にて入学を許す、

○標章図形及証書雛形

- 一、帽子徽章
- 一、校外生章

中 証



一、通読証雛形

読了証

姓名

右ハ本大学発行中学講義
ヲ読了セリ因テ之ヲ証ス
明治 年 月 日

東洋大学印

一、卒業証雛形

卒業証

姓名

右ハ本大学附属中学校校
外生トナリ中学講義ヲ修
了シ全科試験ニ合格セリ
因テ其卒業ヲ証ス
明治 年 月 日

東洋大学印

『私立東洋大学則』

東洋大学附属図書館所蔵

一三三 私立東洋高等予備校生徒募集広告

〔明治四十一年一月〕

東洋高等予備校 生徒募集

- 本校は高等学校、高等商業学校、専門学校へ入学志望者の為に其受験準備の教育を施す所なり
- 本校の学科目は英語、数学を主とし国語、漢文、歴史、地理、博物、物理、化学等併せ教授す、
- 本校の講師には学識経験に富める諸官立学校の教授博士学士を招聘す
- 中学卒業生及び之と同資格者は無試験にて入学を許す
- 四月八日より新学年授業開始す、入学志願者は前日迄に申込むべし

東京市小石川区原町東洋大学内

明治四十一年一月

立私東洋高等予備校

校長 文学博士 前田慧雲

『修身』第五卷第二号（明治四十一年二月一日）

一三三 私立哲学館師範科校外生規則

〔明治四十一年六月改正〕

師範科校外生規則 （師範科講義録読修手続）
（明治四十一年六月改正）

第一章 総則

- 第一条 本講義録ハ師範学校ノ課程ニ基キ通信ヲ以テ小学教員タルニ要スル学科ヲ教授シ兼テ教職ニ在ルモノ、学力ヲ補習セシムルヲ以テ目的トナス
- 第二条 本講義録ハ初後両学年ニ分チ毎月二回（五日及ビ二十日）発行シ満二箇年ヲ以テ終了スルモノトス但シ初学年度講義録ハ四十年十一月第一号ヲ発行シ後学年度ハ四十一年十一月ヲ以テ発行ス

第二章 学科課程

第三条 本講義録ノ学科程度ハ左ノ如シ

初学年

修身	人倫道德ノ要領	習字	楷、行、草、仮名
国語	講読、文法	体操	普通体操
歴史	日本歴史	地理	日本地理
算術	開立迄	幾何	平面
物理		博物	植物学動物学
教育	教育原理心理論理 近世教育史ノ大要	図画	毛筆画

漢文 講読

後学年

英語 文法、訳解

修身 同上

教育 教育ノ原理、各科教授法、管理法及教育法令、講読

国語 同上、文学史ノ大要

漢文 講読

歴史 外国歴史

地理 外国地理、地文

幾何 立体ノ初步迄

代数 対数復利迄

簿記 諸帳簿ノ用法、算表、決算法ノ製作等

化学 大要

博物 人身生理、鉱物

法制経済 帝國憲法ノ大要、日常生活ニ適切ナル法制上ノ事項

音楽 理論、教授法

図画 兵器、操、用器画大要

英語 訳解

第三 第三章 入学及退学

第四条 入学セント欲スルモノハ左ノ書式ニ從ヒ申込ム

ベシ

<p>入学申込書</p> <p>住所族籍 姓名</p> <p>私儀今般貴校校外生トナリ師範科講義録読修致度候ニ付入学金月謝相添此段申込候也</p> <p>明治 年 月 日 右</p> <p>東洋大学御中</p>

学会等ノ団体ノ名ヲ以テ申込ムモ妨ゲナシ

第六条 何時申込ムモ必ズ第一号ヨリ發送スルモノトス

第七条 本人ノ都合ニヨリ退学スル時既納月謝ノ殘金アラバ之ニ對スル講義録ヲ送付シ現金ヲ以テ返還セズ

但シ止ムヲ得ザル事故ニヨリ其資格ヲ他人ニ引継ガシメントスル時ハ月謝ノ延滞ナキモノニ限り之ヲ許ス

此場合ニ於テハ受授両者連署シテ申出ヅベシ

第八条 月謝滞納ニケ月以上ニ及ブトキハ退学ト見做シテ除名スベシ

第九条 一旦除名セラレタル者ニシテ講義録ノ再送ヲ請ハント欲スルモノハ更ニ入学ノ手續ヲ為スベシ

第四章 入学金及月謝

第十条 入学金及ビ月謝ハ左ノ如シ

入学金 式拾銭(最初入学ノ際一回納ムベシ)

月謝 一ケ月金四拾銭

第十一条 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スベシ若シ既納ノ月謝尽クルトキハ更ニ送金アル迄講義録ノ發送ヲ停止ス

第十二条 入学金及ビ月謝送付方ハ東京市小石川原町東洋大学宛郵便為替若クハ振替貯金(口座番号三七二六)ニテ送ルベシ

第五条 入学志望者ハ何人ニテモ之ヲ許ス、青年会、夜

第十三条 月謝ヲ一時ニ前納スルトキハ左ノ如ク割引ス
ベシ

三ヶ月分一時前納金壹円拾銭、半年分一時前納金
貳円貳拾銭、一年分一時前納金四円貳拾銭

但シ郵券代用ハ一割増トス

右ノ外半年分前納者ニハ入学金ヲ半減シ、一年分前納

者ニハ入学金ヲ全免ス

第十四条 一時ニ五名以上聯合ニテ申込ムトキハ入学金

ヲ半減シ、十名以上聯合ニテ申込ムトキハ入学金

ヲ全免ス

第五章 特 典

第十五条 初後両学年ノ試験ニ合格シタルモノハ其成績

ニヨリ東洋大学第一年度第二種生ヘ無試験ニテ入

学ヲ許ス

第十六条 現ニ小学教員ノ職ニ在ル者若クハ軍人ニハ入

学金ヲ免除ス

第十七条 校外生ニシテ毎年本大学ニ於テ開設スル夏期

講習会ニ入ルモノハ講習料ヲ半減ス

第十八条 習字ハ毎月二回担任講師無料ニテ清書ノ添削

ヲナス、但シ返稿ニ要スル郵券ハ必ズ之ヲ添付ス

ベシ

第六章 質 疑

第十九条 校外生ニシテ講義中ニ疑問アルトキハ通信ヲ
以テ質問アルコトヲ得

但シ返稿ニ要スル郵券ハ必ズ添付スベシ

第二十条 質問ニハ講義録ノ号数、科目、頁数等ヲ明瞭

ニ記入スベシ

第二十一条 一般校外生ニ裨益アリト認ムル質問ハ之ヲ

講義録ニ掲載スベシ

第七章 徽章及証書

第二十二条 月謝既納半ケ年ニ達シタル者ニハ校外生徽

章ヲ授与シ、全一年通読セルモノニハ読了証ヲ

授与スベシ

第八章 試 験

第二十三条 両学年ノ講習証ヲ有スル者ハ卒業試験ヲ受

クルコトヲ得

第二十四条 卒業試験ニ関スル細則ハ講義録最終号ニ於

テ發表ス

第二十五条 卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授

与ス

読了証	何之誰
右ハ本大学師範科講義録ヲ読了 セリ因テ之ヲ証ス	
年 月 日	
東洋大学	

卒業証	姓名
右ハ本大学師範科講義録ヲ修了 シ全科試験ニ合格セリ因テ其卒 業ヲ証ス	
明治 年 月 日	
東洋大学	

『修身』第五卷第七号(明治四一年七月一日)